南風原町地域防災計画

令和５年３月

南風原町

目　　次

〈沿　革〉
昭和62年４月作成
平成10年３月修正
平成21年２月修正
平成26年３月修正
平成29年２月修正
令和 5年３月修正

【第１編　基本編】.....1
第１章　総則.....1
第１節　目的と構成.....1
第２節　用語.....2
第３節　本町の概要.....3
第４節　災害の想定.....5
第５節　防災関係機関等の処理すべき業務の大綱.....17
第６節　町民等の責務.....25
第２章　基本方針.....27
第１節　災害の想定と防災計画の基本的な考え方.....27
第２節　防災対策の基本理念及び施策の概要.....30
第３節　本町の特殊性等を考慮した重要事項.....33
第４節　防災計画の見直しと推進.....34
第５節　防災計画の周知徹底.....35
第３章　災害予防計画.....37
第１節　災害予防計画の基本方針等.....37
第１款　災害予防計画の構成.....37
第２款　災害予防計画の推進.....37
第２節　災害に強いまちづくり.....39
第１款　防災対策に係る土地利用の推進.....39
第２款　都市基盤施設の整備.....40
第３款　地盤・土木施設等の対策、災害危険区域の指定等.....45
第４款　建築物・構造物等の対策.....50

第５款　ライフライン施設の機能の確保 52
第６款　危険物施設等の対策 59
第７款　不発弾等災害予防 62
第８款　気象観測施設・体制の整備 63
第３節　災害に強い人づくり 64
第１款　防災訓練 64
第２款　防災知識の普及・啓発 66
第３款　自主防災組織の育成 70
第４款　企業防災の促進 72
第５款　消防力の強化等 73
第６款　地区防災計画の普及等 74
第４節　災害応急対策活動の準備 76
第１款　初動体制の強化 76
第２款　活動体制の確立 79
第３款　個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実 85
第４款　消防防災ヘリコプターの整備の検討 90
第５款　災害ボランティアの活動環境の整備 91
第６款　要配慮者の安全確保 92
第７款　観光客・旅行者等の安全確保 96
第５節　避難体制等の整備 98
第６節　道路事故災害予防計画 100
【第２編　地震・津波編】 101
第１章　災害応急対策計画 101
第１節　組織計画 101
第２節　地震情報、警報等の伝達計画 112
第３節　災害通信計画 123
第４節　災害状況等の収集・伝達計画 126
第５節　災害広報計画 130
第６節　自衛隊災害派遣要請計画 132
第７節　広域応援要請計画 140
第８節　避難計画 142
第１款　避難の原則 142

第２款　津波避難計画.....150
第９節　観光客等対策計画.....152
第 10 節　要配慮者対策計画.....153
第 11 節　消防計画.....155
第 12 節　救出計画.....159
第 13 節　医療救護計画.....161
第 14 節　交通輸送計画.....168
第１款　交通計画.....168
第２款　緊急輸送.....172
第 15 節　治安警備計画.....175
第 16 節　災害救助法適用計画.....177
第 17 節　給水計画.....179
第 18 節　食料供給計画.....181
第 19 節　生活必需品供給計画.....183
第 20 節　感染症対策、保健衛生対策、清掃対策及び動物の保護収容計画.....185
第１款　感染症対策.....185
第２款　保健衛生対策.....186
第３款　清掃対策.....187
第４款　動物の保護収容対策.....187
第 21 節　行方不明者の捜索、遺体処理及び埋葬計画.....189
第 22 節　障害物の除去・災害廃棄物処理計画.....193
第 23 節　住宅応急対策計画.....195
第 24 節　二次災害の防止計画.....198
第 25 節　教育対策計画.....200
第 26 節　危険物等災害応急対策計画.....203
第 27 節　労務供給計画.....206
第 28 節　民間団体の活用計画.....210
第 29 節　ボランティア受入計画.....211
第 30 節　公共土木施設応急対策計画.....213
第 31 節　ライフライン等施設応急対策計画.....215
第１款　電力施設応急対策.....215
第２款　液化石油ガス施設応急対策.....215

第３款　上水道施設応急対策……216
第４款　下水道施設応急対策……217
第５款　電気通信設備応急対策……217
第32節　農産物応急対策計画……219
第33節　道路応急対策計画……221
第34節　罹災証明の発行……223
第２章　災害復旧・復興計画（地震・津波編）……225
第１節　公共施設災害復旧計画……225
第２節　被災者生活への支援計画……227
第３節　中小企業者等への支援計画……234
第４節　復興の基本方針等……235
【第３編　風水害等編】……237
第１章　災害応急対策計画（風水害等編）……237
第１節　組織計画……237
第２節　気象警報等の伝達計画……238
第３節　災害通信計画……252
第４節　災害状況等の収集・伝達計画……252
第５節　災害広報計画……254
第６節　自衛隊災害派遣要請計画……255
第７節　広域応援要請計画……255
第８節　避難計画……255
第１款　避難の原則……255
第２款　風水害避難計画……255
第３款　広域一時滞在……258
第９節　観光客等対策計画……258
第10節　要配慮者対策計画……259
第11節　水防対策……259
第12節　消防計画……259
第13節　救出計画……259
第14節　医療救護計画……259
第15節　交通輸送計画……259
第16節　治安警備計画……261

第17節　災害救助法適用計画.....261
第18節　給水計画.....261
第19節　食料供給計画.....261
第20節　生活必需品供給計画.....261
第21節　感染症対策、保健衛生対策、清掃対策及び動物の保護収容計画.....262
第22節　行方不明者の捜索、遺体処理及び埋葬計画.....262
第23節　障害物の除去・災害廃棄物処理計画.....262
第24節　住宅応急対策計画.....262
第25節　二次災害の防止計画.....262
第26節　教育対策計画.....263
第27節　危険物等災害応急対策計画.....263
第28節　労務供給計画.....263
第29節　民間団体の活用計画.....263
第30節　ボランティア受入計画.....263
第31節　公共土木施設応急対策計画.....263
第32節　航空機事故災害応急対策計画.....264
第１款　空港及び周辺区域以外での事故.....264
第33節　ライフライン等施設応急対策計画.....265
第34節　農産物応急対策計画.....265
第35節　道路事故災害応急対策計画.....265
第36節　林野火災対策計画.....265
第２章　台風災害応急対策計画.....267
第１節　台風災害事前対策.....267
第２節　暴風警報発表時等の体制.....268
第３章　災害復旧・復興計画（風水害等編）.....269
第１節　公共施設災害復旧計画.....269
第２節　被災者生活への支援計画.....269
第３節　中小企業者等への支援計画.....269
第４節　復興の基本方針.....269
資料編

【第１編　基本編】

第１章　総則

第１節　目的と構成

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき南風原町の地域にかかる災害対策に関する事項を定め、もって総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、防災体制の万全を期することを目的とする。

１　南風原町の防災対策に関する指定地方行政機関、町、県、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱並びに町民等の責務
２　治山及び治水保全事業、緊急防災・減災事業、地震防災緊急事業五箇年計画の推進に係る事業、防災教育及び訓練、災害用食料、物資及び資材の備蓄、防災施設の整備及びその他の災害予防に関する計画
３　防災に関する組織、気象警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助、衛生、文教、交通輸送及びその他の災害応急対策に関する計画
４　災害復旧・復興に関する計画
５　その他の必要な事項

なお、本計画の構成、対象災害は次のとおりである。

第１編　基本編
本計画の目的、想定する災害、防災関係機関等の役割分担、防災対策の基本方針及び計画の見直し・推進体制等の基本的事項

第２編　地震・津波編
地震・津波に対する予防計画、応急対策計画、災害復旧・復興計画

第３編　風水害等編
台風や大雨による洪水・土砂災害・風害（竜巻を含む）大規模火災、林野火災、危険物等災害、不発弾等災害、道路事故災害及び航空機事故災害に関する予防計画、応急対策計画及び復旧・復興計画

資料編
各編に関する資料・様式

第２節　用語

この計画において、次の各号に揚げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

1	基本法	災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）
2	救助法	災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）
3	県防災計画	沖縄県地域防災計画
4	県本部	沖縄県災害対策本部
5	町	南風原町
6	町防災計画	南風原町地域防災計画
7	町防災会議	南風原町防災会議
8	町本部	南風原町災害対策本部
9	町本部長	南風原町災害対策本部長

第３節　本町の概要

１　位置

南風原町は沖縄本島の南部、北緯 26 度 11 分、東経 127 度 43 分に位置し、隣接する市町は那覇市の他に西原町、与那原町、南城市、八重瀬町、豊見城市があり、東西南北とも他の市町に囲まれ、県内で唯一、海に面しない町である。

南風原町位置図



２　面積

本町は、与那覇、宮城、大名、新川、宮平、兼城、本部、喜屋武、照屋、津嘉山、山川、神里からなり、総面積は 10.76 ㎢である。

３　地勢地質

地形は南北に 5.5㎞、東西に 3.2㎞ の拡がりをもっており、町の中央には、標高 85mの黄金森が大きく横たわり東西へ伸び高津嘉山と重なり起伏のある山野を形成し、北の新川は首里に接し高台となっており、南東の盆地は国場川の上流及び支流に接し極めて肥沃な土地である。地質は、ジャーガルと呼ばれる重粘土壌で第３期泥灰岩に由来する土壌である。

４　気候・気象

本町の位置する沖縄県は、地理的には亜熱帯に属し、海洋の影響も考えに入れると亜熱帯海洋性気候である。年平均気温が 22℃～23℃で、海洋の影響を受け年間を通して温暖で気温の変化が小さい。

また、大陸と太平洋との間に位置しており、冬は北よりの季節風が、夏は南よりの風が卓越する。約４カ月余りも吹きつづける北よりの季節風は１月、２月頃の真冬の最盛期をすぎれば次第に衰え、春から夏に変わる５月上旬頃に「小満芒種」（スーマンボースー）と呼ばれる沖縄地方の梅雨が訪れる。梅雨前線が停滞し、大雨をもたらすことがある。６月下旬頃になると太平洋高気圧の張り出しとともに梅雨明けとなり、「夏至南風」（カーチーベー）と呼ばれる南～南西風が吹く。梅雨明けとともに本格的な夏が訪れやがて台風期に入る。

沖縄地方へは平均で 7.7 個の台風が接近する。10 月には「新北風」（ミーニシ）が吹き始め、次第に北東風が卓越し、冬に向かいます。夏から秋季は梅雨期のようなはっきりした天候のぐずつきはないが、幾分不順な天候が続きがちである。

５　河川

本町を流下する主な河川は、二級河川の国場川である。国場川は、与那原町と西原町の境にある運玉森に源を発し、本町のほぼ中央部の市街地を東から西へ横断するように西流している。また、この国場川の支川として、準用河川の宮平川と二級河川の長堂川が本町を流下している。宮平川は兼城で、長堂川は津嘉山で、それぞれ国場川の本川に合流する。

（参考資料－１参照）

６　人口及び世帯数

令和 2 年の国勢調査によると、本町の人口は 40,440 人、世帯数は 14,679 世帯である。居住状況をみると、令和 3 年 1 月 1 日現在の本町の建物棟数は、課税家屋総数で 8,800 棟、このうち木造家屋は 5.3%に当たる 466 棟である。

７　交通事情

本町は、国道 329 号、507 号及び県道 241 号宜野湾南風原線等の南部圏から那覇市への交通が集中する位置にあり、朝のラッシュ時にはこれらの主要交差点付近での交通渋滞が慢性化している状況にある。

さらに、沖縄自動車道の延伸ルートとして、那覇空港自動車道やそれに伴うバイパス工事等が進行し、本町を取り巻く交通環境は、大きく変化することが予想される。また鉄道、船舶による輸送経路がないため自動車による輸送が唯一の交通手段である。

８　産業

本町の令和 2 年の産業別就業人口をみると、第一次産業が 3.0%、第二次産業が 15.2%、第三次産業が 81.8%（分類不能は除く）と、県平均とほぼ同様に、第三次産業の割合が高くなっている。第一次産業及び第二次産業の就業者数及びその割合が近年減少傾向にあるのに対し、第三次産業は就業者数・割合ともに増加している。業種別にみると、医療・福祉が 20.1%と最も多く、次いで卸売業・小売業が 15.5%、建設業が 9.9%と続いている。

第４節　災害の想定

この計画は、本町の気象、地勢、地質等地域特性によって起こる災害（台風、豪雨、地震、その他の災害）を検討した結果、次に掲げる規模の災害が今後町で発生することを想定して策定した。

ただし、平成 23 年に発生した東北地方太平洋沖地震や明和８年（1771 年）の八重山地方大地震の教訓から、歴史に学ぶ最大限クラスの地震からの避難についても、可能な限り対策を講じる必要がある。

１　風水害

（１）台風

ア　昭和 32 年台風第 14 号　フェイ

襲来年月日	昭和 32 年９月 25、26 日
大風速	47.0m/s（那覇）
最大瞬間風速	61.4m/s（那覇）
降水量	70.7mm（那覇、25～26 日）
死傷者・行方不明者	193 名（うち死者及び行方不明者 131 名）
住宅全半壊	16,091 戸

イ　第２宮古島台風　昭和 41 年台風第 18 号　コラ

襲来年月日	昭和 41 年９月５日
最大風速	60.8m/s（宮古島）
最大瞬間風速	85.3m/s（宮古島）
降水量	297.4mm（宮古島、３～６日）
死傷者	41 名
住宅全半壊	7,765 戸

ウ　平成 15 年台風第 14 号　マエミー

襲来年月日	平成 15 年９月 10 日、11 日
最大風速	38.4m/s（宮古島）
最大瞬間風速	74.1m/s（宮古島）
降水量	470.0mm（宮古島、９～12 日）
死傷者	94 名（うち死者１名）
住宅全半壊	102 棟（うち全壊 19 棟）

エ　平成 27 年台風第 21 号　ドゥージェン

襲来年月日	平成 27 年９月 27 日、28 日
最大風速	54.6m/s（与那国町祖納）
最大瞬間風速	81.1m/s（与那国町祖納）
降水量	206.0mm（与那国町祖納 27～28 日）
死傷者	0 名
住宅全半壊	37 棟

備考	平成 27 年 9 月 28 日、与那国町に災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）適用

（2）地すべり

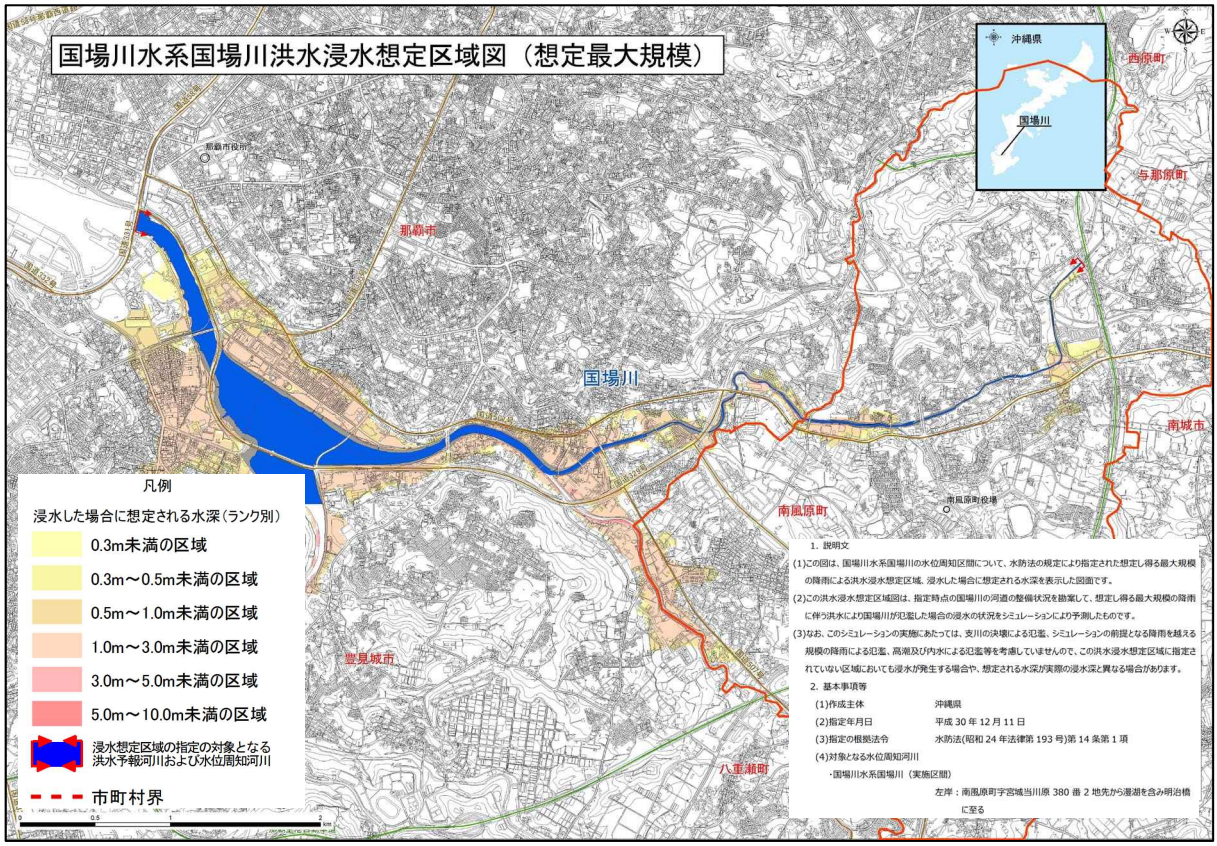
発生年月日	平成 18 年６月 10 日
発生場所	沖縄県中頭郡中城村字北上原及び安里地内
降雨状況	先行降雨量　533 ㎜（５/１～６/９） 集中降雨量　88 ㎜（６/10）
地すべり規模	平均高さ 30m（最大 42m）、長さ約 335m 移動土量約 34 万㎥、地すべり面積５万６千㎡ 地すべり幅　最大 260m
人的被害	なし
道路損壊	県道 35 号線延長 140m、村道坂田線延長 100m

（3）河川のはん濫（浸水想定）

県内の重要河川である次の水位周知河川については、水防法に基づく浸水想定区域が指定されており、本町では国場川が指定されている。（参考資料－17 参照）浸水想定区域、洪水防御に関する計画の基本となる降雨で、当該河川がはん濫した場合の浸水シミュレーションで予測している。なお、支川のはん濫、高潮及び内水によるはん濫は考慮されていない。

重要水防区域内で危険と予想される区域（河川）が３区域、重要水防区域外で危険と予測される区域（河川）１区域がある。

沖縄県洪水浸水想定区域図（平成 30 年）



本町の重要水防区域内で危険と予測される区域（河川）（令和３年４月現在）

水系河川名（重要水防区域）	危険と予測される主な区域	予測される被害の程度				
		予測される危険	家屋（棟）	耕地（ha）	人口（人）	面積（ha）
国場川水系国場川（南風原町大名～河口）	南風原町兼城､宮平	溢水	580	20.8	2,270	42.6
国場川水系宮平川（南風原町宮平～国場川合流点）	南風原町宮平	溢水	910	76.0	3,540	118.0
国場川水系長堂川（南風原町山川～国場川合流点）	豊見城市長堂 那覇市国場 南風原町山川 八重瀬町外間	溢水	310	21.0	1,270	36.9

出典：「令和３年度　沖縄県水防計画」沖縄県

本町の重要水防区域外で危険と予測される区域（河川）（令和３年４月現在）

水系河川名（重要水防区域）	危険と予測される主な区域	予測される被害の程度				
		予測される危険	家屋（棟）	耕地（ha）	人口（人）	面積（ha）
国場川水系長堂川（国場川合流点より上流2.2㎞～合流点）	南城市大里福原	溢水	910	76.0	3,540	118.0

出典：「令和３年度　沖縄県水防計画」沖縄県

（４）土砂災害

本町には、土石流危険渓流箇所、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、砂防指定地、地すべり防止区域、土砂災害警戒区域が存在する。これらの危険箇所・区域は表層崩壊を想定している。(参考資料－２、参考資料－３、参考資料－４、参考資料－５参照)

本町の土砂災害危険箇所・区域一覧

土石流危険渓流箇所	地すべり危険箇所	急傾斜地崩壊危険箇所	砂防指定地	地すべり防止区域	土砂災害警戒区域
1	4	7	1	2	17

出典：沖縄県南部土木事務所

2　地震及び津波の被害想定

本町の地震防災・減災対策の数値目標の基礎となる大規模地震・津波による物的・人的被害量等について、「沖縄県地震被害想定調査」（平成 25 年度）に基づき、被害の概要を以下にまとめる。

（1）想定地震

本町周辺で発生する恐れがある地震から、次の 20 の想定地震を設定した。想定地震の概要は次のとおりである。その中で、本町において想定される震度は、6 強が 1 地震、6 弱が 6 地震、5 強が 4 地震と予測されている。

本町に係る地震・津波被害予測の想定地震一覧

想定地震	深さ（km）	計測震度※（南風原町）			震度（南風原町）	マグニチュード	備考
		最大値	最小値	平均値			
沖縄本島南部断層系による地震	3	6.6	5.7	5.9	6弱	7.0	平成21年度沖縄県地震被害想定調査より
伊祖断層による地震	3	5.9	5.5	5.6	6弱	6.9	
石川ー具志川断層系による地震	3	5.5	5.1	5.3	5強	6.9	
沖縄本島南部スラブ内地震	30	6.3	5.9	6.1	6強	7.8	
宮古島断層による地震	3	2.9	2.6	2.7	3以下	7.3	
八重山諸島南西沖地震	2	3.2	3.0	3.0	3以下	8.7	平成23･24年度津波被害想定調査より
八重山諸島南方沖地震	2	3.8	3.6	3.6	4	8.8	
八重山諸島南東沖地震	2	5.2	5.0	5.0	5強	8.8	
沖縄本島南東沖地震	2	5.7	5.5	5.6	6弱	8.8	
沖縄本島東方沖地震	2	5.7	5.5	5.5	6弱	8.8	
石垣島南方沖地震	1	2.9	2.7	2.7	3以下	7.8	
石垣島東方沖地震	0.3	3.4	3.2	3.2	3以下	8.0	
石垣島北方沖地震	2	3.5	3.2	3.3	3以下	8.1	
久米島北方沖地震	2	5.2	5.0	5.1	5強	8.1	
沖縄本島北西沖地震	2	5.2	5.0	5.0	5弱	8.1	
沖縄本島南東沖地震３連動	2	6.0	5.8	5.8	6弱	9.0	
八重山諸島南方沖地震３連動	2	5.4	5.1	5.2	5強	9.0	
沖縄本島北部スラブ内地震	30	5.7	5.5	5.5	6弱	7.8	平成25年度沖縄県地震被害想定調査
宮古島スラブ内地震	30	3.9	3.7	3.8	4	7.8	
石垣島スラブ内地震	30	3.3	3.1	3.1	3以下	7.8	

（2）予測項目・条件

予測された主な項目は、各々の地震による震度（地震動）、液状化危険度、建築物被害、出火・延焼、人的被害、ライフライン被害、交通施設被害、生活機能支障、災害廃棄物被害、避難者、要配慮者（高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の特に配慮を要する者。）被害である。

なお、火災や人的被害に影響する発生の季節や時刻等は、県民や観光客の滞留、就寝、火気の使用等の状況を考慮し、冬の深夜、夏の 12 時、冬の 18 時の 3 シーンが想定されている。

（3）予測結果の概要

本町の予測死者数は、沖縄本島南部スラブ内地震のケースが最も多く 13 人に上る。負傷者数は、重症が 104 人、軽症が 381 人に上る。負傷の主な原因となる建物被害も、全壊が 1,092 棟、半壊が 1,784 棟に上る。建物の焼失棟数もこのケースで 5 戸発生する。

ライフラインについても、沖縄本島南部スラブ内地震の被害が最も大きく、断水人口は35,103人、停電も3,757軒に上る。

また、(1)の想定地震は、本県において発生する可能性が高い地震等から設定したものであるが、地震の多い我が国では、どの地域においてもマグニチュード6.9程度の直下型地震が起こりうる。

そこで県では、市町村の地震防災マップの作成等、全市町村の地震対策の基礎資料となるように、県下各市町村の直下でマグニチュード6.9の地震を想定し、震度、液状化、建物被害を予測している。

本町の地震・津波被害量予測一覧

（平成 25 年度沖縄県地震被害想定調査結果より被害が大きい地震を抜粋）

想定項目			沖縄本島南部スラブ内地震	沖縄本島南東沖地震３連動
建物被害	全壊棟数（棟）	揺れ	1,029	431
		液状化	46	46
		土砂災害	12	3
		津波	0	0
		地震火災	5	3
		合計	1,092	484
	半壊棟数（棟）	揺れ	1,696	1,076
		液状化	59	59
		土砂災害	28	8
		津波	0	0
		合計	1,784	1,143
人的被害	死者数（人）	建物倒壊	12	4
		土砂災害	1	0
		津波	0	0
		地震火災	0	0
		ブロック塀	1	1
		合計	13	5
	負傷者数（人）	建物倒壊	483	267
		土砂災害	1	0
		津波	0	0
		地震火災	1	1
		ブロック塀	25	24
		合計	484	268
	重傷者数（人）	建物倒壊	103	43
		土砂災害	1	0
		津波	0	0
		地震火災	0	0
		ブロック塀	10	9
		合計	104	48
	軽傷者数（人）	建物倒壊	380	224
		土砂災害	1	0
		津波	0	0
		地震火災	1	1
		ブロック塀	15	15
		合計	381	224
	要救助者数（人）	地震	461	193
		震度	0	0
	津波に伴う要捜索者数（人）		0	0

想定項目				沖縄本島南部スラブ内地震	沖縄本島南東沖地震３連動
ライフライン被害	上水道	断水人口（人）	直後	35,103	34,886
			１日後	34,814	34,561
			１週間後	32,105	31,347
			１ヶ月後	13,759	12,243
	下水道	支障人口（人）	直後	7,718	6,304
			１日後	6,509	5,309
			１週間後	2,345	1,913
			１ヶ月後	56	56
	電力	停電軒数（軒）	直後	3,757	2,281
			１日後	276	174
			１週間後	0	0
			１ヶ月後	0	0
	通信施設	不通回線数（回線）	直後	2,421	1,442
			１日後	2,230	1,333
			１週間後	326	199
			１ヶ月後	163	100
	都市ガス	支障戸数（戸）	直後	1	1
			１日後	1	1
			１週間後	1	1
			１ヶ月後	1	1
交通施設被害	道路	道路（箇所）		10	9
		道路施設（箇所）		9	9
	港湾・漁港	港湾（箇所）		0	0
		漁港（箇所）		0	0
生活機能支障	物資不足量	食料（食）	１～３日	2,715	2,934
			４～７日	46,346	39,243
		飲料水(ℓ)	１～３日	206,824	206,618
			４～７日	402,816	396,748
		毛布（枚）		2,216	1,110
災害廃棄物被害（万t）	災害瓦礫発生量			9	4
	津波堆積物発生量			0	0
避難者	避難所内(人)	１日後		1,185	630
		１週間後		4,671	4,222
		１ヶ月後		4,003	3,434
	避難所外（人）	１日後		790	420
		１週間後		4,671	4,222
		１ヶ月後		9,339	8,012
災害時要援護者被害（人）	１日後			227	121
	１週間後			894	808
	１ヶ月後			766	657

３　津波の浸水想定

本町における津波の浸水想定は、「沖縄県地図情報システム　津波浸水予測図（H24)」によると、那覇市との行政界の長堂川のごく一部で浸水が予測されている。しかし、前述の被害量予測一覧に示すとおり、本町への被害はないものと予測されている。(参考資料－６）

津波被害は想定されないものの、万一の場合も考慮しておくことも重要であるという認識に立ち、県の調査に基づき、概要を次のとおりにまとめる。

（１）最大クラスの津波

ア　平成 24 年度県調査

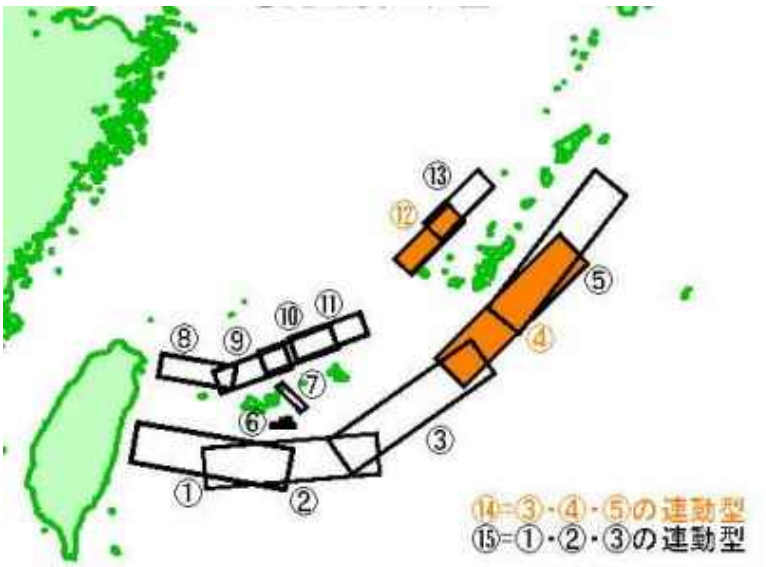
平成 24 年度までの調査研究を踏まえた学術的な知見から、沖縄近海における最大クラスの地震津波を想定し、津波浸水区域等を予測している。なお、東北地方太平洋沖地震による津波被害を鑑みて、琉球海溝の想定モデルを最大マグニチュード 9.0 に設定したものである。

「沖縄県津波被害想定調査」(平成 24 年度) の想定モデル、予測結果等の概要のうち、本町に影響を及ぼす想定地震モデルの概要は次のとおりである。

沖縄県津波被害想定調査（平成 24 年度）津波浸水想定のモデルの地震

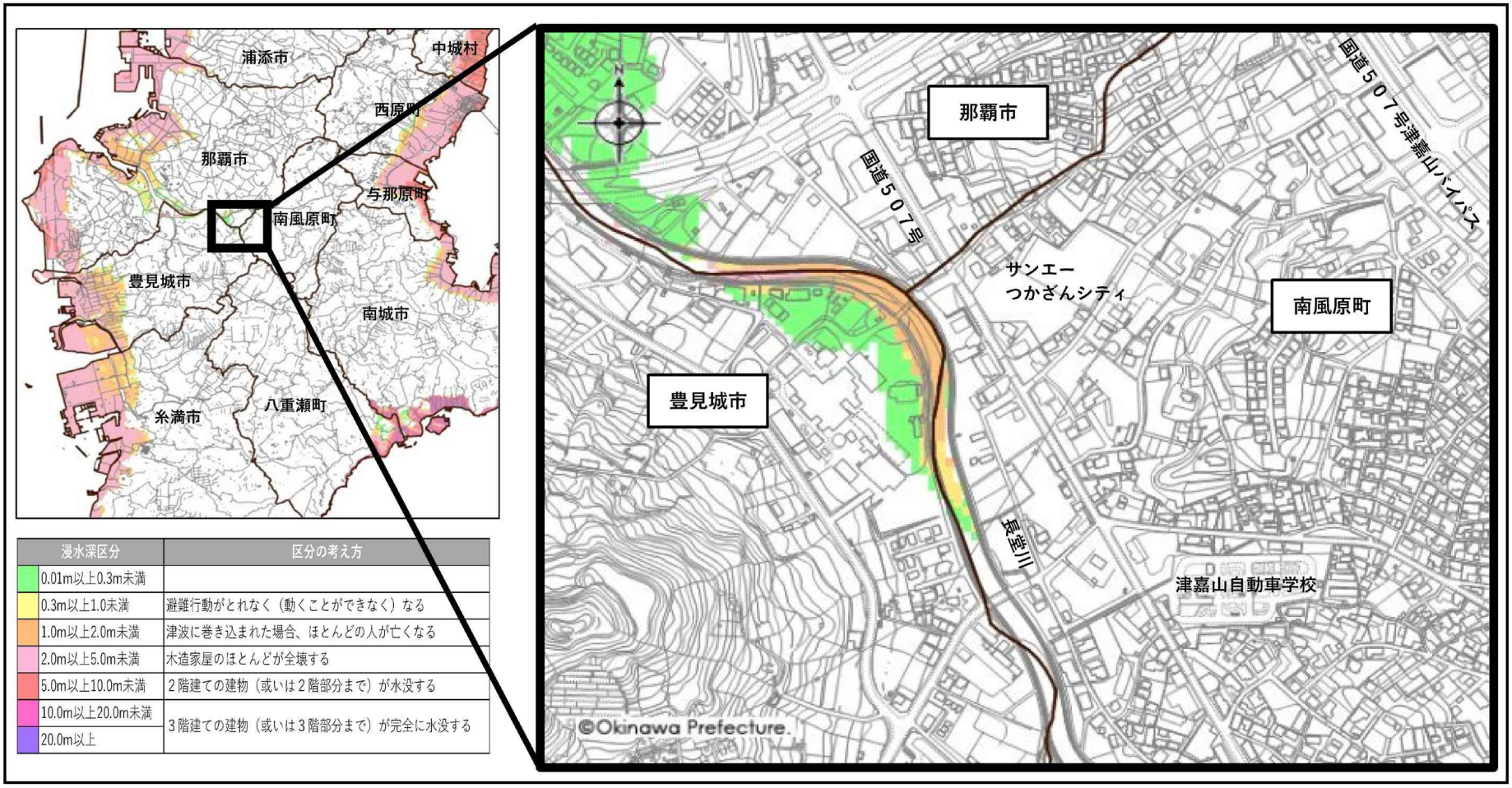
番号	想定地震		マグニチュード（※１）
④	沖縄本島南東沖地震		8.8
⑫	久米島北方沖地震		8.1
⑭	３連動	沖縄本島 南東沖地震	9.0

※1：マグニチュードはモーメントマグニチュードである。



想定地震の位置図

津波浸水予測図（平成２４年度）



浸水深区分	区分の考え方
0.01m以上0.3m未満	
0.3m以上1.0m未満	避難行動がとれなく（動くことができなく）なる
1.0m以上2.0m未満	津波に巻き込まれた場合、ほとんどの人が亡くなる
2.0m以上5.0m未満	木造家屋のほとんどが全壊する
5.0m以上10.0m未満	２階建ての建物（或いは２階部分まで）が水没する
10.0m以上20.0m未満	３階建ての建物（或いは３階部分まで）が完全に水没する
20.0m以上	

※本予測図は、沖縄県地図情報システムに掲載された津波浸水予測図（Ｈ２４）より抜粋し作成したものである。

イ　平成 26 年度県調査結果（津波防災地域づくりに関する法律に基づく設定）

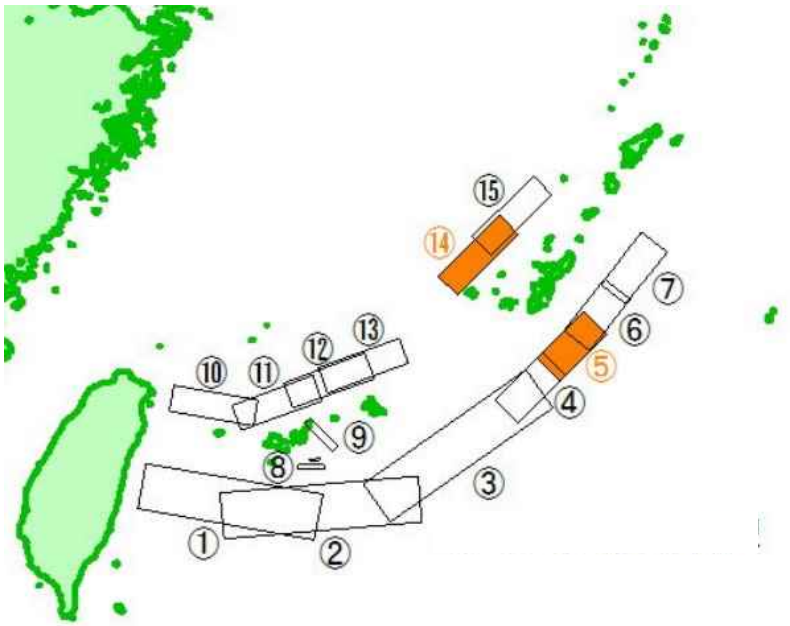
平成 24 年度の津波浸水想定以後、新たな知見（津波履歴等）を踏まえ、沖縄近海における最大クラスの地震津波を想定し、津波浸水区域等を予測している。なお、沖縄本島側の琉球海溝の想定モデルを最大マグニチュード 8.2 に設定したものである。想定モデル、予測結果等の概要において本町に影響を及ぼす想定地震は存在しないが、本町に隣接する区域において一部浸水予測がなされているため、当該モデルの概要を次に示す。

なお、これらの地震により襲来が想定される津波高は、内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」による南海トラフの巨大地震モデルや 1960 年チリ津波による津波高を上回っている。

沖縄県津波浸水想定設定調査（平成 26 年度）津波浸水想定のモデルの地震

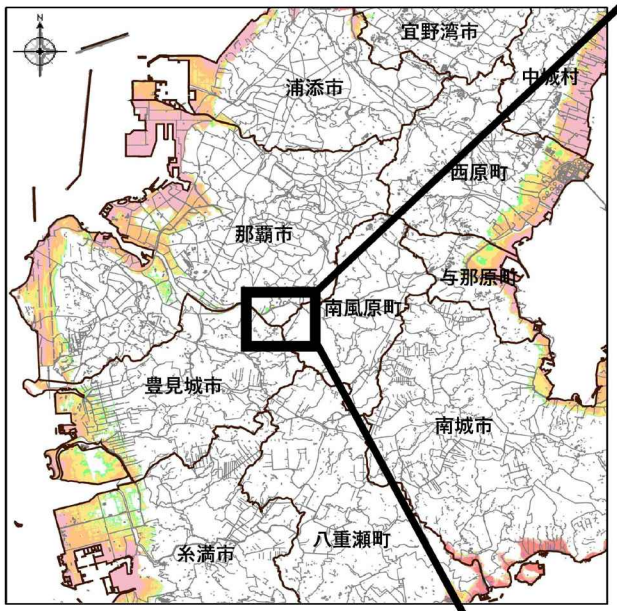
番号	想定地震	マグニチュード（※１）
⑤	沖縄本島南東沖地震	8.2
⑭	久米島北方沖地震	8.1

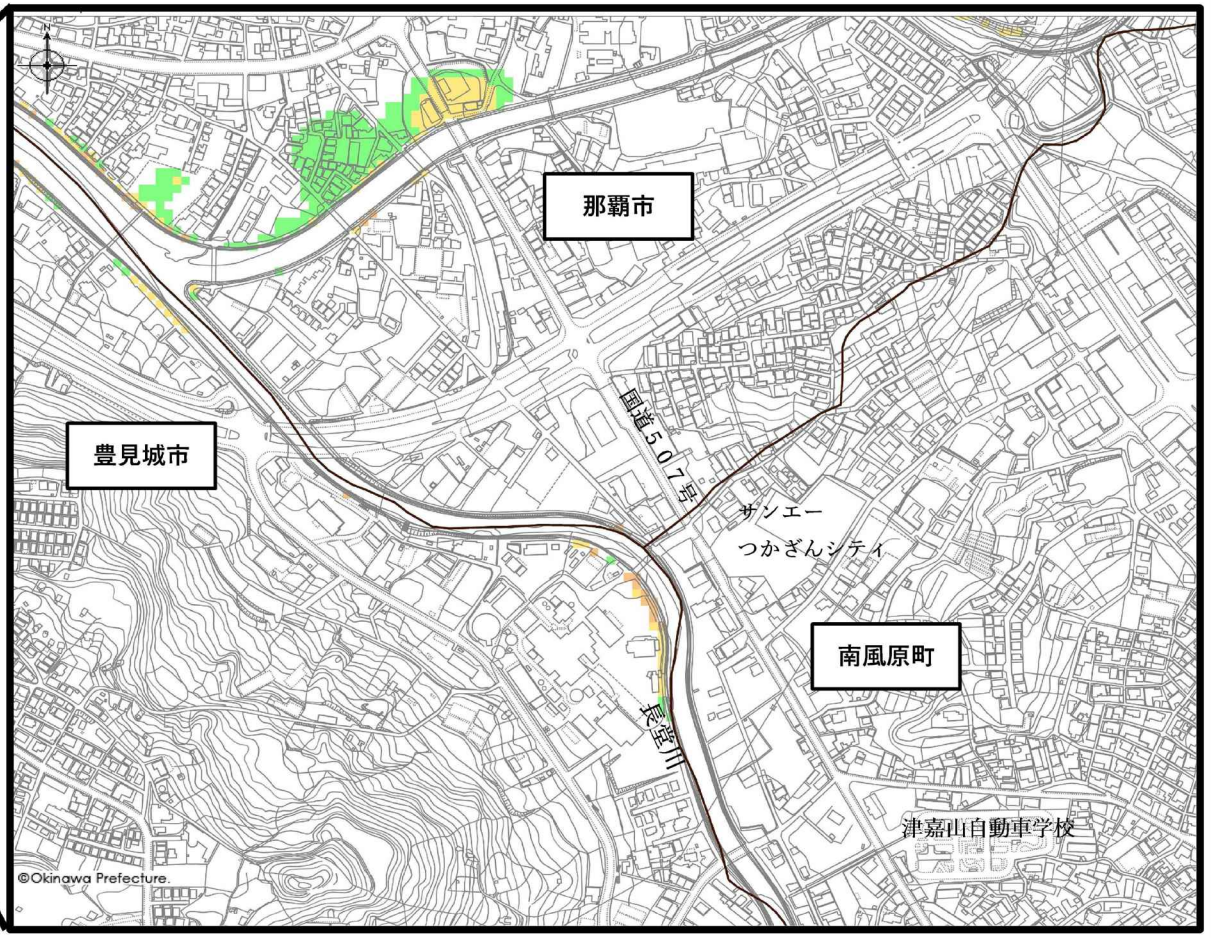
※1：マグニチュードはモーメントマグニチュードを示す。



想定地震の位置図

津波浸水予測図（平成２６年度）





浸水深区分	区分の考え方
0.01m以上0.3m未満	
0.3m以上1.0未満	避難行動がとれなく（動くことができなく）なる
1.0m以上2.0m未満	津波に巻き込まれた場合、ほとんどの人が亡くなる
2.0m以上5.0m未満	木造家屋のほとんどが全壊する
5.0m以上10.0m未満	２階建ての建物（或いは２階部分まで）が水没する
10.0m以上20.0m未満	３階建ての建物（或いは３階部分まで）が完全に水没する
20.0m以上	

※本予測図は、沖縄県地図情報システムに掲載された津波浸水予測図（Ｈ２６）より抜粋し作成したものである。

（参考）南海トラフ地震

南海トラフ沿いでは、100 年～150 年程度の周期で大規模な地震（M8 クラス）と大きな被害が発生している。南海トラフ巨大地震では、関東地方から九州地方の太平洋沿岸を中心として、広範囲で甚大な被害が発生し、本県でも太平洋側の一部が津波による被害が発生するおそれがある。本町は県の「南海トラフ地震防災対策推進地域」には指定されていないが、一部津波浸水の想定がなされていることから、注意が必要である。



出典：沖縄県地図情報システム

第５節　防災関係機関等の処理すべき業務の大綱

南風原町、沖縄県、県の出先機関、沖縄県警察、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者が防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱は、おおむね次のとおりである。

１　南風原町

（１）町防災会議及び町災害対策本部に関する事務
（２）防災に関する広報・教育・訓練の実施
（３）防災に必要な物資及び資材の備蓄整備
（４）防災に関する施設及び設備の整備
（５）災害に関する警報の発令、伝達及び避難措置
（６）災害情報の収集、伝達及び被害調査
（７）水防、消防、救助その他の応急措置
（８）災害時の保健衛生及び文教対策
（９）災害時における交通輸送の確保
(10) 災害廃棄物の処理
(11) 被災施設の災害復旧
(12) 被災者に対する救援、生活再建支援及び融資等の対策
(13) 地域の関係団体及び防災上重要な施設の管理者が実施する災害応急対策等の調整
(14) 公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実及び住民の自発的な防災活動の促進
(15) 災害時の業務継続性の確保
(16) その他災害の発生の防御又は拡大防止のための措置

２　沖縄県

（１）県防災会議及び県災害対策本部に関する事務
（２）防災に関する広報・教育・訓練の実施
（３）防災に必要な物資及び資材の備蓄整備
（４）防災に関する施設及び設備の整備
（５）災害に関する警報の発令、伝達及び避難措置
（６）災害情報の収集、伝達及び被害調査
（７）水防、消防、救助、その他の応急措置
（８）災害時の保健衛生及び文教対策
（９）災害時における交通輸送の確保
(10) 災害廃棄物の処理に係る調整及び事務
(11) 被災施設の災害復旧
(12) 被災者に対する融資等対策
(13) 町が処理する防災に関する事務又は業務の実施についての援助及び調整
(14) 県内の防災関係機関の応急復旧対策、応援・受援の調整及び県外からの応援等の調整
(15) その他災害の発生の防御又は拡大防止のための措置

3　県の出先機関

（1）南部土木事務所
　ア　県災害対策南部地方本部の総括に関する事務
　イ　所管に係る施設（道路、橋梁、河川、急傾斜地等）の災害予防、災害時における応急対策及び災害復旧対策並びにこれらの指導

（2）南部農林土木事務所
　ア　所管に係る施設（道路、農地、用排水、農業用ダム、畑地かんがい施設、圃場等）の災害予防、災害時における応急対策及び災害復旧対策並びにこれらの指導

（3）南部農業改良普及センター
　ア　農作物の災害応急対策及び指導
　イ　町が行う被害調査及び応急対策への協力
　ウ　災害時における被災農家の生産の再開及び生活指導
　エ　その他所管業務についての防災対策

（4）南部林業事務所
　ア　保安林の維持管理及び育成事業
　イ　林務護岸等、保安施設の整備促進及び指導
　ウ　その他所管業務についての防災対策

（5）県立南部医療センター・こども医療センター
　ア　災害時における医療、助産の実施

（6）南部福祉保健所
　ア　災害時における保健衛生対策及び指導
　イ　災害時における生活支援対策への協力等

（7）企業局維持管理事務所
　ア　災害時における給水の確保
　イ　所管水道施設の被害調査及び災害復旧

4　沖縄県警察

（1）災害警備計画に関すること
（2）被害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関すること
（3）被災者の救出救助及び避難指示・誘導に関すること
（4）交通規制・交通管制に関すること
（5）死体の見分・検視に関すること
（6）犯罪の予防等社会秩序の維持に関すること

5　指定地方行政機関

（1）九州管区警察局
　ア　警察災害派遣隊の運用及び調整に関すること
　イ　災害時における他管区警察局との連携に関すること
　ウ　管区内各県警察及び防災関係機関との協力及び連絡調整に関すること
　エ　災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整に関すること
　オ　災害時における警察通信の運用に関すること

カ　津波警報の伝達に関すること

（2）沖縄総合事務局

ア　総務部

（ア）沖縄総合事務局の庶務及び連絡調整に関すること

（イ）沖縄総合事務局所管の被害状況調査の総括に関すること

イ　財務部

（ア）地方公共団体に対する災害融資

（イ）災害時における金融機関に対する緊急措置の要請

（ウ）公共土木等被災施設の査定の立会

（エ）地方自治体単独災害復旧事業（起債分を含む）の査定

ウ　農林水産部

（ア）農林水産業に係る被害状況等災害に関する情報の収集、報告

（イ）農林水産関係施設等の応急復旧及び二次災害防止対策

（ウ）家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止対策

（エ）応急用食料、災害復旧用材等の調達・供給対策

エ　経済産業部

（ア）災害時における所掌に係る物資の需給及び価格の安定対策

（イ）被災商工業者に対する金融、税制及び労務

オ　開発建設部

（ア）直轄国道に関する災害対策

（イ）公共土木施設の応急復旧の指導、支援

（ウ）大規模土砂災害における緊急調査

カ　運輸部

（ア）災害時における陸上及び海上輸送の調査及び鉄道、車両、船舶等の安全対策

（イ）災害時における自動車運送事業者に対する運送及び船舶運航事業者に対する航海等の協力要請

（ウ）災害時における輸送関係機関との連絡調整

（3）九州厚生局

ア　災害状況の情報収集、通報に関すること

イ　関係職員の現地派遣に関すること

ウ　関係機関との連絡調整に関すること

（4）沖縄森林管理署

ア　国有林野の保安林、治山施設等の管理及び整備

イ　災害復旧用材の需給対策

ウ　国有林における災害復旧

エ　林野火災防止対策

（5）沖縄防衛局

ア　米軍の活動に起因する災害等が発生した場合の関係機関への連絡調整

イ　所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整

ウ　「災害時における沖縄県と在沖米軍との相互連携マニュアル」に関する支援及び連絡調整

エ　日米地位協定等に基づく損害賠償

オ　地方公共団体等への連絡調整支援及び技術支援等

（6）那覇産業保安監督事務所
ア　鉱山施設の保全、危害防止及び鉱害の防止対策
イ　災害時における火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安の確保

（7）那覇空港事務所
ア　空港及びその周辺における航空機に関する事故、その他空港における事故に関する消火及び救助
イ　航空運送事業者に対する輸送の協力要請
ウ　被災者、救助物資等の航空機輸送の調整

（8）沖縄気象台
ア　気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表
イ　気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報及び警報等の防災情報の発表、伝達並びに解説
ウ　気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の設備の整備
エ　地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
オ　防災気象情報の理解促進及び防災知識の普及啓発

（9）沖縄総合通信事務所
ア　非常の場合の電気通信の監理（非常通信に係る無線局の臨機の措置、臨時災害ＦM局の開設など）
イ　災害時における非常通信の確保
ウ　災害対策用移動通信機器の貸出
エ　沖縄地方非常通信協議会との連携・調整

(10) 沖縄労働局
ア　災害時における労働災害防止対策
イ　災害に関連した失業者の雇用対策

(11) 九州地方環境事務所那覇自然環境事務所
ア　災害廃棄物等の処理対策に関すること
イ　環境監視体制の支援に関すること
ウ　飼育動物の保護等に係る支援に関すること

(12) 国土地理院沖縄支所
ア　地殻変動の監視に関すること
イ　災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること
ウ　復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関すること

6　自衛隊

（1）災害派遣の準備

（2）災害派遣の実施

7　指定公共機関

（1）ＮＴＴ西日本(株)沖縄支店、ＮＴＴコミュニケーションズ(株)、ソフトバンク(株)

電信電話施設の保全と重要通信の確保

（2）(株)ＮＴＴドコモ九州、KDDI(株)、ソフトバンク(株)
移動通信施設の保全と重要通信の確保

（3）日本銀行（那覇支店）
銀行券の発行及び通貨・金融の調整を行うとともに、資金決済の確保を図り、信用秩序の維持に資する

（4）日本赤十字社（沖縄県支部）
ア　災害時における医療、助産等医療救護活動の実施並びに遺体処理等の協力に関すること
イ　地方公共団体以外の団体又は個人が行う救助に関するボランティア活動の連絡調整に関すること
ウ　義援金品の募集及び配分の協力に関すること
エ　災害時における血液製剤の供給に関すること

（5）日本放送協会（沖縄放送局）
気象警予報、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報

（6）沖縄電力株式会社
ア　電力施設の整備と防災管理
イ　災害時における電力供給確保

（7）西日本高速道路株式会社（沖縄高速道路事務所）
ア　同社管理道路の防災管理
イ　被災道路の復旧

（8）日本郵便株式会社沖縄支社（各郵便局）
ア　災害時における郵便業務運営の確保
イ　災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱
ウ　災害時における窓口業務の確保

8　指定地方公共機関

（1）(一社) 沖縄県医師会
災害時における医療及び助産の実施

（2）(公社) 沖縄県看護協会
災害時における医療及び助産の看護の実施体制への協力

（3）(一社) 沖縄県バス協会
ア　災害時におけるバスによる被災者及び一般利用者等の輸送の協力に関する連絡調整
イ　災害時における輸送路線及び施設の確保に関する連絡調整

（4）琉球海運（株）
災害時における船舶による救助物資等の輸送の確保

（5）日本トランスオーシャン航空（株）

災害時における航空機による救助物資等の輸送の確保

（6）沖縄都市モノレール（株）
災害時におけるモノレール車両による救助物資等の輸送の確保

（7）（一社）沖縄県高圧ガス保安協会
高圧ガス施設の防災対策及び災害時における高圧ガス供給並びに消費設備にかかる復旧支援

（8）（一社）沖縄県婦人連合会
災害時における女性の福祉の増進

（9）沖縄セルラー電話（株）
電気通信の疎通の確保と重要通信の確保

(10)（一社）沖縄県薬剤師会
災害時における医療、救護及び保健衛生活動の協力

(11)（社福）沖縄県社会福祉協議会
ア　沖縄県災害ボランティアセンターの設置・運営及び市町村災害ボランティアセンターの支援
イ　生活福祉資金の貸付
ウ　社会福祉施設との連絡調整

(12)（一財）沖縄観光コンベンションビューロー
ア　観光危機への対応に関すること
イ　観光・宿泊客の安全の確保に関すること

(13)（公社）沖縄県トラック協会
災害時におけるトラックによる生活物資、復旧・復興物資等の緊急輸送

(14) 沖縄テレビ放送（株）
気象警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報

(15) 琉球放送（株）
気象警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報

(16) 琉球朝日放送（株）
気象警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報

(17)（株）ラジオ沖縄
気象警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報

(18)（株）エフエム沖縄
気象警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報

(19)（一社）沖縄県歯科医師会
災害時における医療、救護及び保健衛生活動の協力

９　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

（１）沖縄県農業協同組合南風原支店、沖縄県農業協同組合津嘉山支店、沖縄県森林組合連合会

ア　農林漁業関係者の安全の確保に関すること
イ　農林漁業関係の被害状況調査及び応急対策の協力に関すること
ウ　災害時における食料及び物資等の供給及び海上輸送等の協力に関すること
エ　農林漁業の災害応急・復旧対策に関すること
オ　被災農林漁業者の再建支援に関すること

（２）南部地区医師会

ア　災害時における医療、助産の実施

（３）南風原町社会福祉協議会

ア　災害ボランティアセンターの設置・運営及び災害ボランティアセンターの支援に関すること
イ　生活福祉資金の貸付に関すること
ウ　社会福祉施設との連絡調整に関すること

（４）南風原町商工会

ア　被害状況調査及び応急対策の協力に関すること
イ　救助物資、復旧資材の確保、あっせん、輸送等についての協力に関すること
ウ　災害時における物価安定についての協力に関すること

（５）各字公民館及び自治会、自主防災組織

ア　備蓄の推進、防災訓練の実施又は参加に関すること
イ　災害時における町民の避難誘導、被災者の救護その他町が行う災害応急対策についての協力に関すること

（６）東部消防組合消防本部

ア　水防、消防、救助その他の応急措置
イ　被災者の救護、救助、その他の保護
ウ　防火に関する施設・設備の整備・点検

（７）南部水道企業団

ア　災害時における飲料水の供給及び水道施設の応急復旧

（８）報道機関

ア　災害状況及び災害対策に関する報道

（９）那覇市・南風原町環境施設組合

ア　被災ごみの処理に関する業務

(10)（公財）沖縄県国際交流・人材育成財団

ア　外国人に関する情報提供等の協力に関すること

(11) 沖縄県ホテル旅館生活衛生同業組合

ア　観光・宿泊客の安全の確保に関すること

(12) 沖縄県獣医師会

ア　災害時の動物の医療保護活動に関すること

(13) 沖縄県建設業協会
ア　災害時の重機等による救援活動の協力に関すること
イ　災害時の公共土木施設の被害調査、応急復旧活動、建設活動の協力に関すること

(14) 沖縄県土地改良事業団体連合会
ア　農業用ダムやため池、かんがい用樋門、たん水防除施設等の整備、防災管理に関すること
イ　農地及び農業用施設の災害調査及び災害復旧に関すること

(15) (一社) 沖縄県ハイヤー・タクシー協会
ア　災害時における道路等の被害情報の収集伝達、タクシーによる被災者及び一般利用者等の輸送の協力に関すること

(16) (公財) 沖縄県交通安全協会連合会
ア　避難者の誘導及び救出救護の協力に関すること
イ　被災地及び避難場所の警戒に関すること
ウ　関係機関の行う災害救助活動及び復旧活動についての協力に関すること

(17) 沖縄県石油商業組合、沖縄県石油業協同組合
ア　石油設備の防災対策及び災害時における石油燃料の供給に関すること

(18) 上下水道指定工事店
ア　災害時の上下水道施設の被害調査、応急復旧活動及び建設活動の協力に関すること

(19) 危険物等取扱事業者
ア　危険物の保安及び周辺住民の安全確保に関すること
イ　災害時における石油等の供給に関すること

(20) 社会福祉施設管理者
ア　入所者及び通所者の安全の確保に関すること

(21) 病院管理者
ア　入院患者及び通院患者の安全の確保に関すること
イ　被災傷病者の救護に関すること

(22) 学校法人
ア　児童及び生徒等の安全の確保に関すること
イ　施設の整備、避難訓練の実施等の防災対策に関すること

(23) 金融機関
ア　被災事業者に対する復旧資金の融資その他の緊急措置に関すること

(24) 南風原町民生委員児童委員連合会
ア　災害時要配慮者への支援

第６節　町民等の責務

町民及び各地域の自治会、自主防災組織並びに事業者の防災上の基本的責務は次のとおりとする。

１　町民

（１）防災・減災の知識習得及び過去の災害の教訓の伝承
（２）自宅建物及び設備の減災措置及び避難行動の検討
（３）飲料水、食料及び生活用品等の７日分以上の備蓄と点検
（４）消防団、自主防災組織及び防災訓練等への参加及び活動への協力
（５）警報、避難情報等の収集及び家族・近所への伝達
（６）家族及び近所の避難行動要支援者の避難支援
（７）災害廃棄物の分別
（８）その他自ら災害に備えるために必要な行動

２　自治会・自主防災組織

（１）自主防災活動マニュアル、資機材の整備及び点検
（２）地域の災害危険性の把握及び点検並びに過去の災害の教訓の伝承
（３）避難行動要支援者の把握及び避難支援プランの作成協力
（４）地区の孤立化対策（通信機器・食料備蓄等）
（５）自主防災リーダーの養成
（６）自主防災活動及び訓練の実施
（７）気象情報等の収集及び伝達
（８）地区内の災害時要配慮者及び被災者の救助・救援対策の協力
（９）災害時の避難所の自主運営
(10) 災害廃棄物の分別及び集積所の管理協力

３　事業者

（１）従業員の防災教育及び訓練
（２）事業継続計画（BCP）の作成及び更新
（３）所管施設及び設備の減災措置並びに避難対策の検討
（４）従業員等の飲料水、食料及び生活用品等の備蓄と点検
（５）自衛消防活動・訓練
（６）気象情報等の収集、従業員及び所管施設利用者等への伝達及び避難誘導
（７）消防団、自主防災組織への参加及び活動への協力
（８）避難行動要支援者の避難支援
（９）災害廃棄物の分別
(10) 災害時の事業継続、国、県、市町村の防災活動の協力（災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、資材、人材等に関わる事業者に限る。）
(11) その他自ら災害に備えるために必要な活動及び地域の防災活動への協力

第２章　基本方針

第１節　災害の想定と防災計画の基本的な考え方

１　想定の考え方

（１）想定災害

ア　地震・津波

東日本大震災の教訓をふまえて、これまでの切迫性の高い地震・津波の想定に加えて、発生頻度は極めて低いものの科学的知見からあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波も考慮する必要がある。このため、今後の地震・津波対策では、二つのレベルの地震・津波を想定する。

一つはこれまでの調査から発生確率が高いと考えられる地震・津波で、第１章の「第４節災害の想定」に示す地震・津波である。

もう一つは歴史的見地等から想定される最大クラスの地震・津波で、発生頻度は極めて低いものの甚大な被害をもたらすものであり、平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震や明和８年（1771 年）八重山地震による大津波などがあげられる。

なお、地震・津波の想定に当たっては古文書等の資料の分析、地形・地質の調査等の科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去にさかのぼって地震・津波の発生等をより正確に調査するとともに、地震活動の長期評価を行っている地震調査研究推進本部等との連携に留意する。

イ　風水害等

地球温暖化による気候変動等から大雨、洪水及び土砂災害等の自然災害リスクが高まっており、集中豪雨等の被害が多発している。洪水や土砂災害については水防法や土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づいて危険区域を想定しているが、想定を超える氾濫や大規模な土砂崩壊が発生する可能性もある。

このため、地震・津波と同様に発生頻度は極めて低いものの、科学的知見からあらゆる可能性を考慮して、最大クラスの風水害についても想定する必要がある。

また、大規模事故災害については、航空機、原子力艦等の大規模事故も想定していく必要がある。

（２）被害想定

最新の科学的知見による想定災害の見直しに応じて、被害想定も次の点に留意して適宜見直していく必要がある。

ア　被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎となるよう、具体的な被害を算定する。

イ　今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意する。

なお、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。

ウ　津波災害は、波源域の場所や地形の条件などによって、発生する津波の高さ、浸水範

囲等に大きな相違が生じうる地域差の大きな災害であることを念頭に置く。

また、地震を原因とする津波だけでなく、火山の噴火又は大規模な地すべり等を原因とする津波もありうることにも留意する。

2　防災計画の考え方

町は、災害及び被害想定の結果に基づき防災計画を検討する必要がある。

検討においては、自然災害を完全に封ずることには無理があるため、被害を最小化する「減災」の考え方に立つとともに、地域の特性を踏まえた被害想定に基づいて減災目標を策定することが重要である。

また、想定のレベルや地域の社会構造に応じて、次の点に留意して効果的で実効性の高い計画にすることが重要である。

（1）想定する災害のレベルへの対応

ア　最大クラスの災害に対しては、町民等の生命を守ることを最優先として、町民等の避難を軸に、防災意識の向上、想定結果をふまえた防災施設や避難施設等の整備、土地利用、建築規制などを組み合わせるほか、経済被害の軽減など地域の状況に応じた総合的な対策を検討する。

イ　比較的発生頻度の高い一定程度の災害に対しては、人命保護に加え、町民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、防災施設の整備等を検討する。

（2）地域の社会構造の変化への対応

ア　人口の偏在、少子高齢化、グローバリゼーション、情報通信技術の発達等に伴い、社会情勢は大きく変化しつつある。

町は社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりに十分配慮し、次に掲げるような変化について十分な対応を図るよう検討する。

（ア）都市部では災害に強い都市構造の形成、防災に配慮した土地利用への誘導、危険地域等の情報公開等の安全確保対策が必要である。

また、人口減少地域では、災害時の情報伝達手段の確保、防災ボランティア活動への支援及び地場産業の活性化等が必要である。

（イ）高齢者（とりわけ独居老人）や障がい者等の要配慮者が増加している。

防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導及び救護・救済対策等のさまざまな場面において、要配慮者に応じたきめ細かな施策を福祉施策と連携して行う必要がある。

また、災害時要配慮者関連施設の災害危険性の低い場所への誘導等、災害に対する安全性の向上を図る必要がある。

さらに、平常時から避難行動要支援者の所在等を把握し、災害の発生時には迅速に避難誘導・安否確認等を行える体制が必要である。

【要配慮者とは】

要配慮者とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに配慮を要する人々をいい、災害時要援護者ともいう。一般的に高齢者、障がい者、外国人、妊産婦及び乳幼児等があげられる。

【避難行動要支援者とは】

避難行動要支援者とは、要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難で、特に支援を要する人々をいう。

（ウ）経済社会活動の拡大とともに、観光客や外国人が増加している。

災害時に、観光客や外国人にも十分配慮するとともに、町の経済力や信用力を強化する観点からも、本町の防災体制を強化する必要がある。

（エ）生活者の多様な視点への配慮が求められている。

防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

（オ）ライフライン及びインターネット等の情報通信や交通のネットワークへの依存度の増大がみられる。

これらの施設の被害は、日常生活、産業活動に深刻な影響をもたらすため、施設の耐災性強化を進めるとともに、補完的機能の充実が必要である。

（カ）住民意識及び生活環境の変化として、近隣扶助の意識の低下がみられる。

コミュニティ、自主防災組織等の強化、障がい者、高齢者等の要配慮者を含めた多くの住民参加による定期的防災訓練の実施、防災思想の徹底等を図る必要がある。

イ　近年の高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、高層ビル、トンネル及び橋梁等の道路構造の大規模化等に伴い、事故災害の予防が必要とされている。

ウ　効果的・効率的な防災対策を行うため、ＡＩ、ＩｏＴ、クラウドコンピューティング技術、ＳＮＳの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

エ　過去の災害の教訓を踏まえ、全ての町民が災害から自らの命を守るためには、町民一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は被害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）の払拭等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。

オ　新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

（3）行政の業務継続計画との関係

東日本大震災では、行政機能の喪失が大きな課題となった。大規模災害による庁舎等の行政機能及び災害対策本部の機能への影響等を点検し、機能喪失の軽減対策や機能喪失時の対応等を網羅した業務継続計画と連携していく必要がある。

（4）複合災害への対応

同時又は連続して複数の災害が発生し、それらの影響が複合化することで、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事態が考えられる。

本町において発生の可能性がある複合災害を想定し、後発の災害にも効果的に対応できるように、要員や資機材等の投入の判断や応援確保等のあり方を検討しておく必要がある。

第２節　防災対策の基本理念及び施策の概要

本町は、台風等による風水害や地震災害等が懸念されるとともに、人口の増加、高齢者や観光客等の増加といった社会的条件をあわせ持つ。そのため、町民の生命、身体及び財産を災害から保護する防災対策は、行政上最も重要な施策である。

防災施策は、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方に基づいて、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害時の社会経済活動の停滞を最小限にとどめることが重要である。

このため、災害対策の実施に当たっては、本町の果たすべき役割を的確に果たしていくとともに、国、県、関係市町村及び指定公共機関と相互に密接な連携を図るものとする。併せて、町民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、本町及び町民・事業者をはじめ、国、県、公共機関等が一体となって最善の対策をとるものとする。

なお、防災対策には、時間の経過とともに、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策の３段階があり、それぞれの段階において最善の対策をとることが被害の軽減につながる。

各段階における基本理念及び施策の概要は、以下のとおりである。

１　周到かつ十分な災害予防対策

災害予防段階における基本理念及び施策の概要は以下のとおりとする。

（１）基本理念

ア　災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせて一体的に災害対策を推進する。

イ　最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。

（２）施策の概要

ア　災害に強いまちづくりを実現するための主要交通・通信機能の強化、避難路の整備等による災害に強い都市構造の形成、住宅や学校・病院等公共施設等の安全化及び代替施設の整備等によるライフライン機能確保

イ　事故災害を予防するための事業者や施設管理者による情報収集・連絡体制の構築、施設・設備の保守・整備等安全対策の充実

ウ　町民の防災活動を促進するための防災教育等による町民への防災思想及び防災知識の普及、防災訓練の実施、自主防災組織等の育成強化、防災ボランティア活動の環境整備、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承による町民の防災活動環境の整備等

なお、防災ボランティアについては、自主性に基づきその支援力を向上し、町、県、町民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要

エ　防災に関する調査研究及び観測等を推進するための基礎データの集積、工学的、社会学的分野を含めた防災に関する調査研究の推進及び観測の充実・強化並びにこれらの成果の情報提供及び防災施策への活用

オ　災害時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実、食料・飲料水等の備蓄及び関係機関が連携した実践的な防災訓練の実施等

２　迅速かつ円滑な災害応急対策

災害応急段階における基本理念及び施策の概要は以下のとおりとする。なお、防災関係機関は災害応急対策従事者の安全確保に十分配慮するものとする。

（１）基本理念

ア　災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

イ　被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

（２）施策の概要

ア　災害が発生するおそれがある場合の警報等の伝達、町民の避難誘導、避難行動要支援者や観光客等の避難支援及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動

イ　災害が発生するおそれがある場合の災害危険性の予測、発災直後の被害規模の把握をそれぞれ早期に実施、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的・効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域応援体制の確立

ウ　被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、円滑な救助・救急活動、医療活動・消火活動等を支えるとともに、被災者に緊急物資を供給するための交通規制の実施、施設の応急復旧活動、障害物除去等による交通の確保及び優先度を考慮した緊急輸送活動

エ　被災者の速やかな避難誘導と安全な避難所への収容、避難場所の適切な運営管理、応急仮設住宅等の提供等避難収容活動

オ　被災者等への的確かつわかりやすい情報の速やかな公表・伝達及び相談窓口の設置等による住民等からの問い合わせへの対応

カ　被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等の調達と被災地のニーズに応じた供給

キ　被災者の健康状態の把握等避難所を中心とした被災者の健康保持に必要な活動、仮設トイレの設置及び被災地域の保健衛生活動、防疫活動及び迅速な遺体の処理等

ク　防犯活動等による社会秩序の維持及び物価の安定・物資の安定供給のための監視・指導等

ケ　応急対策のための通信施設の応急復旧、二次災害防止のための土砂災害等の危険箇所の応急工事、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備の応急復旧及

び二次災害の防止のための危険性の見極め、必要に応じた町民の避難及び応急対策の実施

コ　ボランティア、義援物資・義援金及び海外等からの支援の適切な受入れ

3　適切かつ速やかな災害復旧・復興対策

災害復旧・復興段階における基本理念及び施策の概要は、以下のとおりとする。

（1）基本理念

災害復旧・復興段階においては、「発災後は速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより被災地の復興を図る。」ことを基本理念とする。

（2）施策の概要

ア　被災の状況や被災地域の特性等を勘案した被災地域の復旧・復興の基本方向の早急な決定と事業の計画的推進

イ　物資、資材の調達計画等を活用した迅速かつ円滑な被災施設の復旧

ウ　再び被害に遭わない対策と、より快適な都市環境を目指した防災まちづくり

エ　災害廃棄物処理の広域処理を含めた処分方法の確立、計画的な収集、運搬及び処理による迅速かつ適切な災害廃棄物処理

オ　被災者に対する資金援助、住宅確保及び雇用確保等による自立的生活再建の支援

カ　被災中小企業の復興等の地域の自立的発展に向けた経済復興の支援

4　その他

町、県及び公共機関等は、互いに連携をとりつつ、これら災害対策の基本的事項について推進を図るとともに、防災関係機関同士や町民等の間及び町民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずるものとする。

第３節　本町の特殊性等を考慮した重要事項

本町は、人口増加による都市化の進展が見られ、今後さらに進むものと予想される。地形的には山地及び丘陵地の斜面に急傾斜地が分布している。また、低地の河川沿いにおいては河川のはん濫等が予想されている。このことから、地震や大雨が発生した場合、がけ崩れ、土石流、河川はん濫、建物や構造物の倒壊など、種々の災害の発生が想定される。このため、防災対策の重点を位置づける必要がある。

また、東日本大震災の検証は現在も続いており、これを踏まえた防災計画の検討は時間を有する事項も多くある。このため、当面は、町民の地震被害・風水害対策や防災教育及び防災訓練の充実等、町民の生命を守るソフト対策を優先して早急に取り組むことが重要である。

また、耐震化及び土石・洪水防御施設の整備等のハード対策についても、中長期課題として位置づける必要がある。

１　本土からの遠隔性等の条件不利性

大規模災害時には県内の空港・港湾等の機能が停止し、受援が遅れるおそれがある。

このため、本土から本町への応援が到着するまでの間を自力で乗り切れる防災資源やネットワークを充実・強化し、本町の防災体制・対策の充実・強化を図る。

（１）県内他市町村との連携強化
（２）浸水・土砂災害の想定区域外への備蓄拠点・物資の確保
（３）災害時の緊急輸送拠点の確保

２　地形特性及び地域特性を考慮した防災対策

本町は、県内で唯一海に面しておらず、中央部の河川沿いが低地であり、南部及び北部に丘陵地の広がる高低差に富む地形が特徴となっているため、低地部の河川はん濫、丘陵地斜面の土砂災害による被害が特に懸念される。また、本町は高台という地形特性から、地震等の大災害時には隣接する市町村沿岸部の住民が本町へ流入することも想定されるほか、主要な県立病院があることから、軽症者や障がい特性を持った避難者の受け入れ要請等も想定される。そのため、以下のような防災体制・対策の充実・強化を推進する。

（１）消防団の拡充強化
（２）自主防災組織の組織化、資機材整備等の推進
（３）避難計画・ハザードマップ・要配慮者避難支援プラン等の作成、防災無線・避難誘導標識・備蓄倉庫・物資等の整備強化
（４）他市町村からの避難者の受入体制の強化

３　観光客や外国人の避難誘導

地震が発生した場合、市街地、観光施設等にいる多数の観光客の避難誘導が必要となるほか、航空機が停止した場合には、県内（町内）に滞留することも予想される。

観光客等の安全を確保するため、町、県、観光協会、観光施設及び宿泊施設等の関係者が連携して、観光客や外国人への避難情報の提供、避難誘導、帰宅支援体制を整備する。

（１）観光施設、宿泊施設等における観光客、外国人等の避難誘導体制の整備
（２）滞留旅客の待機施設等の確保

第４節　防災計画の見直しと推進

防災計画は、実際の災害対応や防災訓練等を通じて内容を検証し、継続的に見直しを続けていく必要がある。

また、大規模災害は想定される被害が甚大かつ深刻であるため、発生までの間に、本町、関係機関及び住民等が、様々な対策によって被害軽減を図ることが重要である。

１　防災計画の効果的推進

（１）本計画を、本町の果たすべき役割、地域の実態を踏まえつつ修正する必要がある。

（２）本計画は、想定した災害の諸形態を考慮して町内の防災に関する事項を網羅的に示しているものである。地域防災計画を見直すに当たっては当該地域の自然的及び社会的な条件等を勘案して各事項を検討の上、必要な事項を記載する。また、特殊な事情がある場合は、適宜必要な事項を付加する。

（３）指定地方公共機関が防災業務計画を作成するに当たっては、所管する地域の特性等に十分配慮する。

（４）町の防災担当部局は、本計画を効果的に推進するため、他部局との連携また機関間の連携を図り、以下の対策を実施する。

ア　実施計画（アクションプラン）及び分野別応急活動要領（マニュアル）の作成並びに訓練等を通じた職員への周知徹底及び検証

イ　計画、アクションプラン及びマニュアルの定期的な点検並びに点検や訓練から得られた関係機関間の調整に必要な事項や教訓等の反映

（５）町は、本計画に基づく対策の推進に最大限努力し、制度等の整備及び改善等を実施する。

（６）いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要である。

個人、家庭、地域、企業及び団体等社会の様々な主体は、相互に連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う町民運動を展開する。

また、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題及び実施方針を定め、関係機関等の連携の強化を図る。

（７）町、県及び関係機関等は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施し、相互に密接な連携を図る。

また、町は、他の自治体とも連携を図り、広域的な視点で防災対策の推進を図るよう努める。

（８）本計画は、町の防災に関する総合的かつ長期的な計画であり、これを確実に実行していく必要がある。

防災会議は、町防災計画の実施状況を定期的に把握するとともに、防災に関する調査結果や発生した災害の状況等に関する検証、検討と併せ、その時々における防災上の重要事項や課題を把握し、又は審議し、これを本計画に的確に反映させていく。

（9）防災計画等の策定段階から、多様な主体の意見を反映できるよう防災会議の委員に、女性、自主防災組織、要配慮者、学識者等の参画を促進し、計画等に反映させていく。

(10) 大規模災害等に備えた町全域にわたる強靭なまちづくりのため、防災の範囲を超えた総合的な方針を定めた町の国土強靭化地域計画に基づき、安全、安心かつ災害に屈しない地域づくりに向けて、関係者一体となって事前防災に取り組んでいく。

2　防災計画の整合性の確保

（1）防災計画間の整合

町は、県からの助言等を通じて、町防災計画、その他の防災関連計画が体系的かつ有機的に整合性を確保するために必要なチェックを行うものとする。

また、その他の計画（総合計画、マスタープラン等）についても、防災の観点から必要なチェックを行うものとする。

（2）防災関係法令との整合

本計画には、水防法、土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律、その他の防災関係法令において防災計画に定めるべきとされた事項を確実に位置づけることとする。

第５節　防災計画の周知徹底

この計画は、南風原町の職員及び関係行政機関、関係公共機関、その他防災に関する主要な施設の管理者等に、周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については、災害対策基本法第 42 条第５項に定める公表のほか、町民に周知徹底するように努めるものとする。

【災害対策基本法第 42 条】

第四十二条　市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあっては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならない。

２　市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一　当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（次項において「当該市町村等」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱

二　当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画

三　当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

３　市町村地域防災計画は、前項各号に掲げるもののほか、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下この項及び次条において「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（同条において「地区防災計画」という。）について定めることができる。

４　市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たっては、災害が発生した場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。

５　市町村防災会議は、第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

６　都道府県知事は、前項の規定により市町村地域防災計画について報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

７　第二十一条の規定は、市町村長が第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

第３章　災害予防計画

第１節　災害予防計画の基本方針等

第１款　災害予防計画の構成

本町において、地震、風水害等の自然災害に対して町民の生命・財産の安全を確保するための予防対策は、総論として「災害に強いまちづくり」、「災害に強い人づくり」、「災害応急対策活動の準備」、「避難体制の整備」の４つ、そのほかの個別事項として「道路事故災害予防計画」に区分し、次節以降に詳細を示す。

第２款　災害予防計画の推進

１　減災目標（実施主体：各対策班、県）

町及び県は、地震・津波の被害想定調査結果や切迫性等を踏まえて減災目標を設定し、防災関係機関と協力して予測された被害を効果的に軽減するための防災対策を計画的に推進する。

町は南風原町国土強靭化地域計画（令和３年７月）等に定める各種減災施策を推進し減災目標の達成に努める。

２　地震防災緊急事業五箇年計画の推進（実施主体：各対策班）

町は、県が作成した「地震防災緊急事業五箇年計画」に定める事業のうち、町が実施する事業について定め、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を図るものとする。なお、「地震防災緊急事業五箇年計画」により整備すべき事業は、次のとおりである。

（１）避難所
（２）避難路
（３）消防用施設
（４）消防活動用道路
（５）緊急輸送道路、交通管制施設、ヘリポート、共同溝等
（６）医療機関、社会福祉施設、公立小学校、中学校、特別支援学校、その他公的建造物等の改築・補強
（７）河川管理施設
（８）砂防設備、森林保安施設、地すべり等防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、農業用排水施設であるため池のうち地震防災上必要なもの
（９）地域防災拠点施設
(10) 防災行政無線施設、設備
(11) 飲料水確保施設、電源確保施設等

(12) 非常用食品、救助用資機材等備蓄倉庫
(13) 負傷者の一時収容、設備、資機材(応急救護設備等)
(14) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策
(15) その他

3　防災研究の推進（実施主体：総務対策班）

（1）防災研究の目的・内容

国や大学等の調査研究成果や本町の過去の災害事例等を収集、整理及び分析し、災害発生のメカニズムと被害発生の原因等と、対応する防災対策の課題及び方策を明確にしていく。

また、工学的分野のほか、災害時の住民等の行動形態や情報伝達等に関する社会学的分野、古文書の分析等の歴史学等も含めた総合的な調査や研究を推進し、今後の防災対策に反映していく。

（2）防災研究の実施体制等

大学や研究機関等と連携して、防災に関する調査・研究を企画・検討し、その進捗状況や効果等を総合的に評価・検討できるような体制づくりに努めるものとする。また、成果については防災関係者等に速やかに提供していく。

第２節　災害に強いまちづくり

町は、それぞれの地域の災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により、災害に強いまちの形成を図る。

また、町は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努める。

第１款　防災対策に係る土地利用の推進

１　防災的土地利用に関する事業の基本方針（実施主体：各対策班）

災害に備えた適正な土地利用の推進により、安全な都市環境の整備を促進するための事業の基本方針は、以下のとおりである。

（１）土地区画整理

既成市街地及び周辺地域において、土地区画整理事業を推進し、老朽木造住宅密集市街地等の防災上危険な市街地の解消を図るほか、医療、福祉、行政、避難備蓄等の機能を有する公共・公益施設が相互連携し、地域の防災活動拠点として機能するよう道路、公園等の都市基盤施設を整備する。

また、新市街地において、土地区画整理事業等による都市施設の先行整備等により安全な市街地の形成を図る。

（２）市街地の再開発

近年における都市化の進展に伴い、都市部及び周辺地域における災害危険性が増大しているため、市街地再開発事業を推進し、建築物の耐震化及び不燃化を促進する。また、避難所及び避難路を確保するとともに、道路、公園、広場等の公共施設を整備することにより、都市防災の機能の確保を図る。

（３）新規開発に伴う指導・誘導

新規開発等の事業に際しては、防災の観点から総合的見地に立った調整・指導を行い、都市の安全性の向上を図る。

また、町は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、災害に強い土地利用の推進に努める。

２　防災的土地利用に関する事業の実施（実施主体：土木対策班）

（１）土地区画整理事業

町が施行している公共団体等土地区画整理事業については、事業実施中の地区の完成を急ぐ。

（2）市街地再開発事業

ア　都市防災、公共施設の緊急な整備の必要と住宅施設、商業施設の整備を考慮し総合的な都市再開発に取り組み、建築物の耐震化及び不燃化等の延焼火災の防止、緑地保全等の整備及び河川、下水道、道路等の浸水対策を推進する。
また、避難路や広場等を整備することにより、都市防災機能の向上を図る。
事業推進のため施行者に対して、技術面等において指導を行うことにより、事業意欲の育成を図る。

イ　土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、密集市街地の再開発を促進する

（3）新規開発に伴う指導・誘導

低地部の軟弱地盤地域での大規模宅地造成や危険斜面の周辺等での開発行為に際しては、液状化や斜面災害を防止するとともに、防災に配慮した土地利用となるよう規制・誘導策の導入を計画的に行う。

第２款　都市基盤施設の整備

１　都市基盤施設の防災対策に関する基本方針（実施主体：土木対策班、県）

町及び県は、都市の防災構造上重要な都市基盤施設の整備を推進する。また、災害による甚大な被害が予測され、都市防災対策を緊急かつ総合的に実施すべき都市部の地域については、道路、公園、河川、砂防施設等の都市基盤施設や防災拠点、避難所、避難路、避難誘導標識等の整備に係る事業計画を策定し、都市部の地域における防災対策を推進する。なお、都市部以外の地域については、必要に応じて事業計画を定めるものとする。

２　防災対策に係る都市基盤施設の整備に関する事業の実施（実施主体：土木対策班）

災害に強い都市構造の形成を図るための具体的な事業の内容は、以下のとおりである。

（1）防災拠点機能の確保

広域避難地となる都市公園等は、災害応急対策活動の場として防災機能をより一層効果的に発揮させるため、備蓄倉庫、耐震性貯水槽、災害用トイレ及び臨時ヘリポート等の整備を推進する。

（2）避難地・避難路の確保及び誘導標識等の設置

広域避難地、一時避難所となる公園等を計画的に配置・整備し、必要に応じ公共施設等のオープンスペースを利用した避難地や避難路を確保するとともに、誘導標識等の設置を推進し、消防・避難活動等の対策を強化する。

（3）防災上重要な道路の整備

ア　道路整備に係る防災対策の基本的な考え方

避難路、緊急輸送道路及び消防活動困難区域の解消に資する道路整備を推進するほか、都市部の地域の道路については多重性・代替性の確保が可能となるよう計画的、体系的に整備するとともに、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路については、災害時の交通を円滑に確保するため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うほか、無電柱化を促進し、倒壊による通行の妨げや停電リ

スクの解消を図る。

イ　道路施設の整備

道路施設の耐震性の確保を基本として道路施設整備を推進し、施設の重要度に応じて既存道路施設の耐震補強を実施するとともに、道路暗渠等については都市化による河川への雨水の集中的流入を考慮し、河川の流下能力を著しく損なうことがないよう対処する。

（ア）所管道路について危険箇所調査を実施し、補修等対策工事を行う。

（イ）耐震対策が必要な橋梁について、架替、補強及び落橋防止装置の整備を実施する。

ウ　緊急輸送路ネットワークの形成

道路管理者は、消防、救急・救助及び輸送活動等を迅速・円滑に実施するため、道路（緊急輸送路）幅員の拡大や改良等を推進するとともに、これらと交通、輸送、給水及び災害対策等の拠点（ターミナル、空港、臨時ヘリポート、水道施設等）へのアクセス道路を有機的に連絡させて、緊急輸送道路ネットワークを形成し、各種防災活動を円滑に実施できるようにする。

エ　道路啓開用資機材の整備

放置車両、がれき及び倒壊電柱等を除去し、必要に応じ路面及び橋梁段差の修正を行うことで、震災時の緊急輸送道路としての機能を早期に確保できるよう、レッカー車、クレーン車、バックホウ、ホイールローダー及び工作車等の道路啓開用資機材の確保の体制を整える。

オ　応急復旧体制の確保

道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、道路啓開計画に基づく一元的な出動要請を行えるよう、建設業者との協定の締結に努める。

また、障害物除去、応急復旧等を迅速に行えるよう、あらかじめ応急復旧要領を作成し、道路管理者と関係機関が相互に連携して、定期的な実動訓練に取り組む。

3　火災に強いまちの形成（実施主体：土木対策班、県、東部消防組合消防本部）

（1）火災に強いまちの形成に係る基本方針

地震火災の防止を念頭に置いた事業として、予想される大規模地震による延焼火災の防止を図るための基本方針は以下のとおりである。

ア　建築物の耐火・不燃化の推進

火災・延焼防止のためには、建築物の耐震・不燃化が不可欠なため、防火地域、準防火地域の指定等により、建築物の耐火・不燃化を推進する。

イ　消防活動困難区域の解消

消防自動車の出入りができる幅員６m以上の道路からホースが到達する一定の距離以上離れた消防活動困難区域等については、防災街区整備事業や土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備により、老朽木造住宅密集市街地及び消防活動困難区域を解消する。

ウ　延焼遮断帯等の整備

広幅員の道路・公園等の延焼遮断帯を整備して都市の不燃化を図り、空地等を確保す

ることにより火災の延焼防止を図り、安全な防災都市の創出を誘導する。

エ　その他の火災防止のための事業

消火栓の被害を想定した地震に強い消防水利・貯水槽等を計画的に整備するとともに、都市公園や防災拠点施設の整備を進め、消防・避難・救護活動の円滑な実施を図る。

（2）火災・延焼予防事業の実施

火災・延焼の防止を図り、都市の不燃化を推進するための具体的な事業の内容は以下のとおりである。

ア　防火地域、準防火地域の指定

商業地域及び近隣商業地域については、防火地域又は準防火地域の指定を積極的に実施し、不燃化を促進する。

イ　消防施設等の整備促進

東部消防組合消防本部及び県は地域における消防力や消防水利の充足状況を勘案し、防火水槽、耐震性貯水槽や河川等の自然水利・プール及びため池等の活用体制の整備を推進する。あわせて、可搬式小型動力ポンプ、小型動力ポンプ付積載車及び救助工作車等消防用施設・設備の整備促進を図る。

また、町の消防施設等については、消防力の整備指針（平成 12 年消防庁告示第 1 号）、消防水利の基準（昭和 39 年消防庁告示第 7 号）及び関係法令等に基づいて整備拡充することとする。

ウ　水防、救助施設等の整備計画促進

水防、救助施設等の現況、管理及びその整備は次によるものとする。

（ア）水防施設等

水防法の規定により、町は、管内における水防を十分に果す責任を有し、水災の防御及びこれによる被害を軽減するため、必要に応じて水防倉庫及び水防機材等の水防施設を整備する。

a　町内の消防施設の状況

消防施設の設備は、「消防力の基準」、「消防水利の基準」等に基づき増強及び更新を図るとともに、常時整備点検する。消防施設の現況は次のとおりである。

【消防本部の名称、所在地】

名称	所在地	電話番号
東部消防組合消防本部	沖縄県島尻郡南風原町字与那覇226	TEL:（代） 098-945-2200
東部消防組合消防署南風原出張所	沖縄県島尻郡南風原町字津嘉山939	TEL: 098-889-5174

（イ）救助施設等

避難所及び給水車、救急車、その他救助、救護、救出用機械器具の整備は次のとおり実施する。

a　避難所の整備

町長は、災害時の避難に備え、次により避難所の整備をしておく。

・避難所は、公立の学校、公園、公共施設、公民館等とし、できるだけ炊き出し可能な既存建物を応急的に整備して使用する。

・避難所として使用する建物については、定期的にその現況を調査する。
・避難場所の選定に当たっては、災害の特性を考慮する。
・避難所に適する施設がないところについては、簡易宿泊施設及び天幕を設置する場所を選定しておく。
・町内に適当な場所がない場合は、県及び隣接市町村と協議して避難所の予定施設又は場所を定める。
・避難所の予定施設又は場所については、あらかじめ土地、建物の所有者又は管理者の了解を受けておく。

b　避難場所等の指定

【広域避難場所の指定】

災害等が拡大し、生命に危険が及ぶような場合に備えて、一時的な避難場所として、公園等のスペースを指定しておく。

避難場所の指定は、以下の基準による。

・周辺市街地大火による輻射熱に対し、安全を確保できる有効面積があること。
・災害時に避難者の安全を著しく損なうおそれのある施設が、避難場所内部に存在しないこと。
・避難場所内の建物、道路、池等を除き、利用可能な避難空間として、原則として一人当たり１㎡を確保できること。
・避難場所ごとの地区割計画を作成する。

【避難所の指定】

避難所の指定は、前記（a）に掲げる施設の中から、人口、地域バランス、広域避難場所の位置を考慮しながら、町長が指定する。

（避難所については、参考資料－16 参照）

c　町長による危険区域における避難立ち退き先の指定

・洪水又は地すべり等による危険が予想される区域を指定しておく。
・それぞれの危険の予想される区域について、具体的に避難場所及び避難経路を指定しておく。
・火災の際における住家の密集地域の住民等の避難場所及び避難経路を指定しておく。

d　救助用資機材及び救助隊の整備

大災害における倒壊家屋からの救助等にあっては、地域において救助用資機材を整備しておくことが効果的であるため、町は、地区ごとに救助用資機材を備蓄する。

また、町は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。

（ウ）流出危険物防除資機材

町は、県、近隣市町村及び製油所、油槽所等の石油等危険物取扱者と協力し、大量に流失した危険物による災害の拡大防止等に必要な次の資機材等の整備を図る。

a　流出危険物の災害防止に必要なオイルフェンス、むしろ、応急木材、作業船等

b　流出危険物の回収及び処理に必要な油処理剤、油吸着剤並びに吸引ポンプ、バージ等

c　流出危険物から火災が発生した場合の消防活動に必要な化学消防車、化学消火剤及び消火器具等
d　流出危険物による災害の拡大防止に必要なガス検知機及び通信機器等

４　林野火災予防計画（実施主体：産業振興対策班、東部消防組合消防本部）

林野火災は、入山者のたばこ、たき火等の火の不始末が原因となることが多い。ひとたび林野火災が発生すると地理的条件や気象条件等によっては、その消防活動は極めて困難となり、人命を奪う危険性や人家への延焼等大きな被害に発展する可能性がひそんでいる。

また、貴重な森林資源を焼失することになるので、林野火災を予防、警戒及び鎮圧して火災による災害の拡大防止を図るため次の対策を講ずる。

（１）林野火災対策の推進

ア　町は、県が設置した林野火災対策推進協議会に参加し、関連機関との連絡調整を図ることによって、林野火災総合訓練等の計画推進体制の強化に協力する。

イ　林野火災が発生し、拡大するおそれがある場合における関係機関の通報連絡はできる限り火災発生の日時、場所、火災現場の状況、被害の程度、とりつつある措置等を明らかにして行う。

ウ　町において、延焼範囲が拡大し広域にわたる消防活動を行う場合の消防機関相互間の指揮統制及び情報連絡体系の整備を図るとともに、災害の現地において必要があると認める時は南風原町災害対策本部を設置する。

（２）林野火災予防計画の策定

ア　自然水利の活用等によって防火用水を確保する。

イ　火入等に当たっては森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づくほか、消防機関との連絡協調を行う。

ウ　火災多発時期において巡視を強化する。

エ　普及宣伝活動を行う。

（３）出火防止対策

町は、入山者の注意を喚起するため、山火事防止の標柱、標板等の設置に努める。

（４）林野火災対策用資機材の整備と操法訓練

町及び県、東部消防組合消防本部は、林野火災対策用資機材の整備に努める。

（５）防火思想の普及

町長は、防災関係機関の協力を得て、一般住民並びに入山者に森林愛護及び防火思想の普及徹底を図る。

（６）消防施設等の整備

※第２節 第２款 ３ （２） 「イ 消防施設等の整備促進」参照

第３款　地盤・土木施設等の対策、災害危険区域の指定等

１　地盤災害防止（実施主体：土木対策班）

各種の地震災害から町土を保全し、町民の生命、身体及び財産を保護するため、地震災害を念頭にした町内の都市開発、市街地開発及び産業用地の整備並びに地域開発に伴う液状化対策や盛土造成地等の対策は、以下のとおりである。

（１）町の防災上重要な基幹施設や地域の拠点施設で液状化の予想されるところについては、所要の液状化対策を実施する。

（２）今後の産業用地等の新規開発については、地盤改良等の徹底を行う。

（３）液状化被害の可能性がある地盤情報やそれらへの技術的対応方法について、積極的に町民や関係方面への周知・広報に努める。

（４）阪神・淡路大震災等の事例から、既存の法令に適合した構造物の液状化被害は少ないことから、法令遵守の徹底を図る。

（５）宅地耐震化推進事業により、地震時に滑動崩落のおそれのある造成宅地の調査、宅地の耐震化、宅地ハザードマップの作成・公表を進めるほか、宅地造成等規制法による造成宅地防災区域の指定等を推進する。

２　土砂災害予防計画（実施主体：総務対策班、土木対策班）

（１）砂防関係事業

ア　現況

町内には土石流危険渓流箇所が１箇所、砂防指定地が１箇所あり、その対策として砂防事業を推進する必要がある。

イ　危険区域

土石流による危険が予想される区域は参考資料－２のとおりである。

ウ　計画

砂防事業については、特に次の事項に重点を置いて実施する。

（ア）土石流の発生による危険度の高い渓流から砂防施設を整備する。

（イ）下流の河川改修と併行し砂防事業を進め治水効果を拡大する。

（ウ）砂防事業を推進し、土石流を扞止し、下流への土砂流出を未然に防止する。

（エ）都市砂防を推進する。

（２）急傾斜地崩壊対策事業

ア　現況

町内の急傾斜地は、自然斜面５箇所、人工斜面２箇所であり、その対策として急傾斜地崩壊対策事業を推進する必要がある。

イ　危険区域

急傾斜地崩壊による危険が予想される区域は参考資料－３のとおりである。

ウ　計画

「急傾斜の崩壊による災害防止に関する法律」による急傾斜崩壊危険区域の指定は受けていないが危険度の高い順に指定を行い、急傾斜における災害防止のための対策工事を実施する。

（３）警戒避難体制

ア　情報の収集及び伝達

土砂災害危険箇所周辺の局所的な降雨状況を把握し、土砂災害発生の予測などに活用するための避難警戒体制の整備などソフト対策の整備をする。現地における土砂災害危険箇所情報を周知する看板等の設置、土砂災害危険区域図の作成・配布等を通じて、土砂災害に関する基礎的な情報を平常時から地域住民に提供し、防災意識の高揚を図る。

イ　予報又は警報の命令及び伝達

土砂災害情報相互通報システムの整備を図り、緊急時に住民の避難を促すサイレン等の警報装置を整備する等、情報伝達体制を整備する。

ウ　避難・救助

土砂災害の危険性が高まった緊急時に、地域住民の迅速な避難に資するべく、あらかじめ避難路・避難場所を確認し、必要な整備を行っておく。

（４）住民等への周知内容

ア　土砂災害情報を記載した平面図の作成・公表

基礎調査等の実施結果を踏まえ、警戒区域ごとに想定される土砂災害の種類、土砂災害を発生させるおそれのある急傾斜地等危険箇所、警戒区域の範囲、特別警戒区域の範囲、避難路・避難場所の所在地等を表示する。

イ　土砂災害に対して警戒を要する区域であることを表明した看板の設置

当該地域が警戒区域、特別警戒区域に指定されていることを示す表示板を、危険箇所等適切な場所に設置する。

ウ　過去の土砂災害に関する情報の提供

当該地域及びその周辺地域において、過去に発生した土砂災害の種類と、そのときの降雨状況、被災状況などの情報を提供する。

（５）土砂災害発生のおそれを判断する基準雨量に関する情報の提供

豪雨時等に地域住民が降雨情報により、土砂災害に関する危険性を推定できるよう警戒、避難の目安となる雨量に関する情報や土砂災害警戒情報を提供する。

ア　雨量情報の提供

豪雨時等土砂災害への危険性が高まった際には、適宜雨量情報等を提供し、警戒・早期避難を呼びかける。

イ　避難の指示等の伝達

町長が基本法第 60 条に基づく町長による避難の指示等を発した場合には、サイレン広報車等により速やかに関係住民に伝達する。

３　治山・治水計画（実施主体：総務対策班、土木対策班、国、県）

（１）治山事業

ア　危険区域

地すべりによる危険が予想される区域は、参考資料－２のとおりである。

急傾斜の崩壊による危険が予想される区域は、参考資料－３のとおりである。

イ　計画

国は現在及び過去において地すべりのあった箇所又は将来地すべりの発生が予想される地区については、早急に地すべり防止区域に指定する。県は、行為の制限を行うとともに滑動状況及びその原因を調査究明して、適切な地すべり対策工事を実施する。

急傾斜の崩壊による危険が予想される区域においては、警戒避難態勢の整備を実施する。

（2）治水事業

ア　危険区域

「河川の危険箇所区域」は参考資料－15 のとおりである。

イ　計画

町内河川の危険箇所を調査し、災害が予想される場合は適時巡察する。なお、危険箇所の改修については、計画的に実施するものとする。

ウ　浸水想定区域の周知

（ア）町の役割

a　町は、少なくとも当該浸水想定区域ごとに避難判断水位到達情報の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。また、浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、主として高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者が利用する施設（以下「要配慮者利用施設」という。）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市町村が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について定めるものとする。名称及び所在地を定めたこれらの施設について、町は町防災計画に当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する避難判断水位到達情報等の伝達方法を定める。

浸水想定区域は、参考資料－17 のとおりである。

b　町は、町防災計画において定められた避難判断水位到達情報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設及び大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じるものとする。

c　町は、第３節 第２款 １「（１）町の役割」により、水防法第 15 条に基づきハザードマップ等を作成、配布、研修等を実施し、災害リスクや災害時にとるべき行動について普及・啓発を図る。

（イ）施設管理者等の役割

a　地下街等の所有者・管理者

町防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画を作成し、その計画に基づく避難誘導及び浸水防止活動等の訓練を行うほか、自衛水防組織を置く。

b　要配慮者利用施設の所有者・管理者

資料編（参考資料-20）に示す名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保に関する計画を作成し、その計画に基づく避難誘導等の訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くように努める。

c　大規模工場等の所有者・管理者

町防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保に関する計画を作成し、その計画に基づく避難誘導等の訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くように努める。

（ウ）町は、洪水浸水想定区域に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握した時は、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。

４　農地等災害の予防及び防災営農の確立（実施主体：産業振興対策班、土木対策班）

各種の災害が発生し、農業等の地場産業へ多大な影響を与えた場合は、被害状況を県担当課に報告するとともに、各専門分野における技術対策を早期に樹立し、町及び関係機関の専門技術員及び農業改良普及員が技術指導に当たり、重要事項については直接専門技術員が現地において指導を行い各種農産物生産と農業経営の安定を図る。

（１）農地防災事業の促進

ア　農地保全整備事業

町は県と連携し降雨によって浸食を受けやすい性状の特殊土壌地帯や急傾斜地帯に造成された農地の浸食、崩壊を未然に防ぐための事業を推進する。

また、豪雨等による被害の発生を未然に防止するため、危険予想箇所の把握に努めるとともに、ほ場整備事業、かんがい排水事業、土地改良総合整備事業等により、基盤整備を進める。

イ　ため池等整備事業

（ア）土砂崩壊防止工事等

町は県と連携し土砂災害により、農地や農業施設等に被害を及ぼすおそれのある危険を未然に防ぐため、土砂崩壊の危険性のある地域を中心に事業を推進する。

（イ）老朽ため池等整備工事

町は県と連携し町内に所在するかんがい用水ため池で、設置年次が古いこと等に

より、堤体及び取水施設等がそのまま放置すると豪雨時に破堤し、下流地域に多大な被害のおそれのあるため池について、緊急度の高いものから順次補修事業を実施する。

また、出水時の貯水制限等の措置を定める等の対策を図るとともに、その維持管理に努める。

ウ　地すべり対策事業

町は県と連携し町内に所在する地すべり防止区域において地すべりによる被害を除去又は軽減し、農地及び農業用施設等の被害を未然に防止する事業を推進する。

（2）防災営農の確立

ア　指導体制の確立

町は県と連携し本町農業に対する各種の災害を回避・克服して、農業生産力、農業所得の向上を図るため、町は県及び関係機関と協力し、統一的な指導体制の確立を図る。

（ア）指導組織の統一並びに陣容の強化

町は県及び県出先機関と協力し、各段階における関係諸機関との連携並びに指導体制の強化を図る。

（イ）指導力の向上

各種の防災研修を強化し、指導力の向上を図る。

（ウ）防災施設の拡充

各種の防災実証展示施設の拡充により防災対策の普及啓発を図る。

イ　営農方式の確立

「新・沖縄２１世紀ビジョン基本計画（沖縄振興計画）」に基づき、本町農業の当面する諸問題に積極的に対応しつつ、亜熱帯農業における防災営農技術の確立を図る。

５　緑地の整備・保全（土木対策班）

土砂災害の危険性が高い山麓部などの斜面地等については、砂防事業、地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊対策事業等との連携や、緑地協定等による市街地における緑地の確保を図り、土砂災害防止や延焼遮断等の機能を有する緑地の体系的な整備・保全を推進する。

６　災害危険区域の指定（土木対策班、県）

町及び県は、豪雨、洪水、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずる。

なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、地方公共団体が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討する。

第４款　建築物・構造物等の対策

１　防災建築物・構造物等の建設の促進（実施主体：総務対策班、土木対策班）

地震・津波災害、風水害、大火災等による建築物の火災を防御するため下記項目に沿った防災建築物・構造物の建設を促進し、建造物被害の減少を図るものとする。

なお、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設その他の構造物・施設等の耐震設計の基本的な考え方は以下による。

（１）建築物・構造物の耐震設計の基本的な考え方

ア　建築物・構造物等の耐震設計に当たっては、供用期間中に１～２度程度発生する確率を持つ一般的な地震動と発生確率は低いが直下型地震又は海溝型巨大地震に起因する更に高レベルの地震動の両方をともに考慮の対象とする。

イ　建築物・構造物等は、一般的な地震動に際しては機能に重大な支障が生じず、かつ高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標として設計する。

ウ　建築物・構造物等のうち、一旦被災した場合に生じる機能支障が、災害応急対策活動等にとって著しい妨げとなるおそれがあるものや、広域的に経済活動等に著しい影響を及ぼすおそれがあるもの、また、多数の人々を収容する建築物等については重要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の建築物・構造物等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とする。

エ　耐震性の確保には、上述の個々の建築物・構造物等の耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保することによる方策も含まれる。

（２）建築物の耐震化の促進

建築物の災害予防施策に関する事業は、この計画に定めるところによって実施する。特に、既存建築物の耐震性の向上を図るため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第 123 号）」に基づく「沖縄県耐震改修促進計画」により耐震診断・耐震改修を促進し、町は同計画に準じて、地域内の住宅、特定建築物の耐震化目標の達成に向け、町有施設等の耐震化の現況を把握し、県と連携して、計画的な耐震化を図る。

建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、エレベーターにおける閉じ込め防止対策、高層ビルにおける長周期地震動対策及び津波への耐浪性確保対策等もあわせて促進する。

（３）建築物等の耐風及び耐火対策の促進

町及び県は、建築物等の防風、防火、避難等の機能確保のため、建築物等の耐風及び耐火対策を促進するものとする。

特に、耐風対策強化のため、一般住宅への雨戸設置の推奨を図る。

また、町及び県所有の公共建築物のうち老朽化施設については、建替え又は補強等によって耐風、耐水及び耐火対策を進めるものとし、特に、体育館や公民館等、災害時の避難所となる公共施設については、開口部への雨戸設置、屋根の飛散防止等、耐風対策などを優先に行うものとする。

（４）ブロック塀対策

宮城県沖地震では、ブロック塀や石垣の倒壊によって多くの死傷者を出し、自動販売機を含む屋外重量転倒危険物の危険性が改めて示された。

本町においては、台風の強い風をよける意味もあってブロック塀や石垣が多数設置されている。それらの倒壊による被害を防止するため、以下の対策の実施を検討する。

ア　調査及び改修指導

町は、ブロック塀等の地震による倒壊危険箇所の調査を行い、危険なブロック塀の造り替えや、生け垣の構築を奨励する。

特に地震発生時の避難、消防活動及び緊急輸送を確保するため、避難路や緊急輸送道路の沿道、消防活動困難区域の周辺等を重点に、ブロック塀等の倒壊による道路閉塞を防止する。

イ　指導及び普及啓発

町は、建築物の防災週間等を通して、建築基準法の遵守について指導するとともに、ブロック塀等の点検方法及び補強方法の普及啓発を行う。

（5）公共建築物等の定期点検及び定期検査

町及び県は、公共建築物については、建築設備等の定期点検及び検査を実施し、防火・避難等の機能を確保するものとする。

（6）建築物・宅地の応急危険度判定体制の整備

建築物の余震等による倒壊や部材の落下物等による二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災建築物、被災宅地の応急危険度判定の支援が迅速かつ的確に実施できる体制の整備に努める。

（7）建築物等の適切な維持保全の周知と耐風対策の促進

町及び県は、建築物の防火及び避難等の機能確保のため、適切な維持保全の周知に努めるとともに、建築物の耐風及び耐火対策を促進する。

（8）空き家等の状況の確認

町は、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努める。

2　文化財災害の予防（実施主体：生涯学習文化対策班、国、県）

本町の文化財に対する災害予防対策は次のとおり実施する。

建造物、美術工芸品等の有形文化財、史跡、名勝、天然記念物等を火災、台風、地震等の災害から守るため、次により災害予防の徹底を図る。（町内の指定文化財等については、参考資料－19 参照）

（1）町及び国、県は、文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震、防火、耐風対策等に努める。

（2）町教育委員会は、管内文化財の防災計画を策定し、平時から沖縄県警察及び消防機関と常時連携を密にして災害予防の確立を期す。

（3）県は文化財の所有者、管理責任者又は管理団体の防災思想を普及・啓発し、環境の整理整頓を図るよう勧奨する。

（4）町及び県は文化財の指定地内に居住する所有者に火気使用の制限を指導する。

（5）町は防災施設の必要な文化財は年次計画をもって完備を図る。

（6）倒壊等による被害者を発生させないよう、防止対策について地権者及び管理者が連携し、事前に地震による倒壊等の防止対策及び落下物等による破損防止対策を行う。

（7）町及び県は文化財の所有者又は管理者に対し、防災体制の確立指導並びに文化財の耐震調査を指導する。

（8）文化財の所有者又は管理者は文化財に関する耐震化事業の実施及び維持管理、天然記念物の適正な維持管理に努める。

（9）町の無形文化財については、平時から地域コミュニティの活性化を図るとともに、基礎情報の収集・公開等により、後世に引き継ぐよう努める。

第５款　ライフライン施設の機能の確保

ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、町及び国、県、ライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設について、地震災害においては耐震性の確保、津波災害においては耐浪性の確保、風水害においては浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進め、あわせて電線、水管等の公益物件を収容するための共同溝等の整備を推進する。

特に、３次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化や津波への安全性確保を進めるほか、廃棄物処理施設については、災害時の電力や熱の供給等を可能とする始動用緊急電源や電気・水・熱の供給設備の設置等を図り、広域処理を行う地域単位で処理能力に一定の余裕を確保するなど災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保に努めるものとする。

また、各ライフライン施設は以下のとおり対応する。

１　上水道施設災害の予防（実施主体：南部水道企業団）

自然災害による上水道施設の被害を軽減するとともに、被災した場合にも速やかに給水を再開できるように次の対策を行う。

（1）施設の防災対策の強化

水道事業者及び水道用水供給事業者における水道施設の新設、拡張、改良等に際しては、日本水道協会発刊の「水道施設設計指針」「水道施設耐震工法指針・解説」等により設計する。また、十分な耐震設計、耐震施工及び液状化対策、施設の維持管理に努めるほか、保守点検による耐震性の確保を図る。供給システムについては、洪水等の浸水、土砂災害のリスク等を考慮した、老朽化した送水管等の更新、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図り、供給システムの強化を推進する。

（2）広域応援体制の整備

災害時における円滑な応急給水を実施するための水道事業者及び水道用水供給事業者間の県内における広域的な応援・受援を円滑かつ的確に実施できるように、「沖縄県水道災害相互応援協定」に基づく実践的な運用体制を整備・点検するとともに、町が策定する災害時の給水拠点を明確にした応急給水計画の策定を促進する。

町内において、必要な人員、資機材が不足する場合には、県に応援の要請を行う。

九州・山口９県災害時応援協定実施要領は参考資料－７のとおりである。

2　下水道施設災害の予防（実施主体：区画下水道対策班、県）

自然災害による下水道施設の被害を軽減するとともに、被災した場合にも速やかに排水を再開できるように次の対策を行う。

（1）施設の防災対策の強化及びバックアップ施設の整備

町及び県は下水道施設の新設・改築等に当たっては、地震・津波、水害等の自然災害等のリスクを考慮するとともに、自家発電装置の整備（停電対策）や設備の二元化、液状化対策等災害に強い下水道の整備を図る。

（2）広域応援体制の整備

町は、あらかじめ事業者間で広域応援体制の整備に努めるよう指導するとともに、必要な人員、資機材が不足する場合には、県に応援の要請を行う。

3　高圧ガス施設災害の予防（実施主体：東部消防組合消防本部）

高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するため、東部消防組合消防本部は、国、県、公安委員会、（一社）沖縄県高圧ガス保安協会等と協力し、保安体制の強化、「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正に関する法律」に規定する基準の適正維持を講ずるとともに、保安管理の徹底を図る。

なお、高圧ガス供給及び消費施設の耐震性の強化、ＬＰガス容器の転倒防止対策、耐震性機器の設置促進、並びに安全機器の普及等を推進する。

（1）高圧ガス製造所､貯蔵所及び販売所の保安対策

ア　高圧ガス製造所等の所有者、管理者又は占有者に対し、法令の規定する基準に適合するよう当該施設を維持させ、保安の監督指導を行う。

イ　高圧ガス製造所等については、必要に応じ立入検査を実施し、保安体制の強化を図る。

（2）高圧ガス消費者における保安対策

ア　（一社）沖縄県高圧ガス保安協会は消費者への保安啓発指導を実施し、消費者の保安意識の向上を図る。

イ　消費者の保安に係る販売事業者の監督体制の強化を図る。

（3）路上における指導取締の実施

高圧ガス運搬車両の事故を防止するため、必要に応じ沖縄県警察と協力して路上における指導取締を実施する。

（4）高圧ガス保安推進月間運動､高圧ガス保安活動促進週間の実施

高圧ガス保安推進月間及び高圧ガス保安活動促進週間を通じ、高圧ガスの総合的安全対策を推進する。

4　電力施設災害の予防（実施主体：土木対策班、那覇産業保安監督事務所、沖縄電力（株））

「電気事業法」及び「災害対策基本法」に基づく保安管理の徹底を図るものとする。

（1）防災業務計画の策定・見直し及び訓練の実施

沖縄電力㈱は、被災した場合にも速やかに供給を再開できるように、防災業務計画を策定し、対策を推進する。

また、防災業務計画の見直しにあたっては、災害対策を円滑に推進するため年１回以上防災訓練を実施し、これらの結果等を踏まえて定期的に検証し、適宜見直しを実施する。なお、国及び県、町が実施する防災訓練には積極的に参加することとする。

（２）施設対策

沖縄電力㈱は、電力施設の災害を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と耐災環境の整備に努め、地震・津波、洪水等の浸水、土砂災害や暴風等の危険性を考慮して、電力施設の安全性確保、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図り、大規模な災害等時にも電力の安定供給を図る施設や体制等の整備を計画的に進める。

なお、以下のとおり施設毎に対策を講じる。

ア　送電設備

（ア）架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

（イ）地中電線路

終端接続箱、給油装置については 、「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき設計を行う。洞道は、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づき設計を行う。

また、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

イ　変電設備

機器の耐震設計は、変電所設備の重要度やその地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」により行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

ウ　配電設備

（ア）架空配電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

（イ）地中配電線路

地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

エ　通信設備

屋内設置装置については、構造物の設置階を考慮した設計とする。

上記について、地震動による液状化に対しては、機能に重大な支障が生じないよう必要に応じて設計する。

（３）関係機関との連携

町及び沖縄電力㈱は、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、災害時の復旧作業の迅速化に向けた相互の連携の拡大に努めるものとする。

５　通信施設災害の予防（実施主体：総務対策班、電気通信事業者、県）

町、県、各電気通信事業者は、災害時の通信の確保を図るため、通信施設に次の予防措置を講ずる等万全の措置を期する。

特に、通信局舎等の耐震性、停電対策、危険分散、通信経路の多ルート化、バックアップ、運用体制及び関係機関の連携等の面から検討し、大規模災害時にも重要通信を確保できるように措置する。

（1）町における予防計画

ア　災害用情報通信手段の確保

町は、以下について考慮のうえ、災害用情報通信手段の確保等を行う。

（ア）代替手段等の確保

・ＮＴＴ西日本等が提供する災害時優先電話等の効果的活用

・携帯電話、業務用無線、アマチュア無線等の移動無線の災害時活用体制の確保（アマチュア無線の活用は、ボランティア性に配慮）

（イ）冗長性の確保

・無線ネットワークの整備・拡充及び相互接続等によるネットワーク間の連携、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化、関連装置の二重化

（ウ）電源の確保

・非常用電源設備の整備、無線設備や非常用電源設備の保守点検、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術から耐震性・耐浪性のある場所への設置等

・ＩＰ電話を利用する場合のネットワーク機器等の停電対策

（エ）確実な運用への準備

・災害時の利用を重視した無線設備の定期的な総点検

・情報通信手段の管理及び運用体制の点検

・災害用の無線電話等の機器の運用方法等の習熟

・非常通信の取扱い及び機器の操作の習熟等、他の防災関係機関等と連携した通信訓練

・通信の輻輳、途絶等を想定した訓練（通信統制、重要通信の確保、非常通信の活用等）

・移動無線等の輻輳時の混信等の対策（非常時運用要領の策定及び関係機関間の調整等、周波数割当等が必要な時は総務省と事前調整）

イ　情報通信機器等の充実

災害情報を迅速に収集・伝達するためには、通信施設及び設備等の整備を一層進めていくことが必要であり、以下の対策を推進する。

（ア）東部消防組合消防本部及び県出先機関並びに防災関係機関と協力して、マルチチャンネルアクセス方式による無線回線を整備する。

（イ）有線・無線による２ルート化を図る。

（ウ）町防災行政無線の機能拡充を図る。

（エ）Ｊ－ＡＬＥＲＴ（全国瞬時警報システム）の機能拡充を図る。

ウ　通信設備等の不足時の備え

災害時において通信設備等の不足が生ずる場合に備え、ＮＴＴ西日本沖縄支店及び移動通信事業者との間で災害時の協力に関する協定等の締結を図る。

エ　災害時の通信確保への備え

災害時における通信確保の重要性にかんがみ、長時間の停電に備え自家発電設備を整備する。無線設備や自家発電設備については、保守点検の実施や的確な操作の徹底、耐震性のある堅固な場所及び浸水被害を受けない場所への設置等を図ることに十分考慮する。

（2）県における予防計画

ア　災害用情報通信手段の確保

県は、以下について考慮のうえ、災害用情報通信手段の確保等を行う。

（ア）代替手段等の確保

・ＮＴＴ西日本等が提供する災害時優先電話等の効果的活用

・携帯電話、業務用無線、アマチュア無線等の移動無線の災害時活用体制の確保（アマチュア無線の活用は、ボランティア性に配慮）

（イ）冗長性の確保

・無線ネットワークの整備・拡充及び相互接続等によるネットワーク間の連携

・有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化、関連装置の二重化

（ウ）電源の確保

・非常用電源設備の整備、無線設備や非常用電源設備の保守点検、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術から耐震性・耐浪性のある場所への設置等

・ＩＰ電話を利用する場合のネットワーク機器等の停電対策

（エ）確実な運用への準備

・災害時の利用を重視した無線設備の定期的な総点検

・情報通信手段の管理及び運用体制の点検

・災害用の無線電話等の機器の運用方法等の習熟

・非常通信の取扱い及び機器の操作の習熟等、他の防災関係機関等と連携した通信訓練

・通信の輻輳、途絶等を想定した訓練（通信統制、重要通信の確保、非常通信の活用等）

・移動無線等の輻輳時の混信等の対策（非常時運用要領の策定及び関係機関間の調整等、周波数割当等が必要な時は総務省と事前調整）

（オ）その他の通信の充実等

・県及び市町村間のネットワークのデジタル化による大容量データ通信の確保

・被災現場の状況をヘリコプターテレビシステム等により収集し、迅速に災害対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築及び収集された画像を配信する通信網の整備

イ　情報通信機器等の充実

災害情報を迅速に収集・伝達するためには、通信施設及び設備等の整備を一層進めていくことが必要であり、以下の対策を推進していくこととする。

（ア）県は、被災地及び関係機関と円滑な情報伝達・収集ができる体制を充実するため、地域衛星通信ネットワーク等も導入した沖縄県総合行政情報通信ネットワークを充実・強化する。

・市町村端末局については、自営多重無線回線、自営光ケーブル回線及び電気通信事業者回線を組み合わせて２重化を図るとともに、回線の大容量化を図る。
・消防本部、県出先機関端末局については、単一無線回線（260MHｚ帯デジタル無線）を整備する。
・陸上移動局（260MHｚ帯デジタル無線）は、県本庁及び各合同庁舎に必要台数を配備する。
・衛星地球局は、県本庁、宮古及び八重山合同庁舎、南大東村、北大東村に設置し、地上系のバックアップを図る。
・衛星携帯電話を導入し、地上系のバックアップを図る。

（イ）県は、防災関係機関の相互間の通信を確保するため、防災相互通信用無線局を整備するよう指導する。

ウ　通信設備等の不足時の備え

県は、災害時において通信設備等の不足が生ずる場合に備え、ＮＴＴ西日本沖縄支店及び移動通信事業者との間で災害時の協力に関する協定等の締結を図る。

エ　停電時の備え及び平常時の備え

町及び県は、災害時における通信確保の重要性にかんがみ、長時間の停電に備え自家発電設備を整備するとともに、無線設備や自家発電設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所及び浸水被害を受けない場所への設置等を図ることについて十分考慮するものとする。

（3）各電気通信事業者における予防計画

ア　電気通信設備等の予防計画

災害による故障発生を未然に防止するため、次の防災計画を推進するものとする。

（ア）主要な電気通信設備が設置されている建物については、耐震、耐浪及び耐火対策を行う。

（イ）主要な電気通信設備については、予備電源設備を設置又は予備電源車を確保する。

イ　伝送路の整備計画

局地的被害による回線の被害を分散するため、主要な伝送路を多ルート構成又はループ構成とする。

ウ　回線の非常措置計画

災害が発生した場合における通信確保のための非常措置として、あらかじめ次の対策を講じるものとする。

（ア）回線の設置切替方法
（イ）可搬無線機、工事用車両無線機等による非常用回線の確保
（ウ）離島等への孤立化防止用無線電話機による災害緊急通信の確保
（エ）災害救助法適用時の避難場所、現地対策本部機関等への貸出携帯電話の確保
（オ）可搬型基地局装置による通話回線の確保

（4）救助・救急、医療及び消火活動に関する通信手段の確保等

ア　通信手段の確保

町、県及び医療機関等は、発災時における救助・救急、医療及び消火に係る情報の収集・連絡分析等の重要性にかんがみ、通信手段の確保等を図るものとする。

イ　広域災害・救急医療情報システムの整備

町、県及び医療機関は災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努めるものとする。

（5）関係機関との連携

町及び県、電気通信事業者は、倒木等により通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、災害時の復旧作業の迅速化に向けた相互の連携の拡大に努めるものとする。

6　放送施設災害の予防（実施主体：総務対策班、県）

各放送機関は、災害時における放送電波の確保を図るため、放送施設について次の予防措置を講じ、万全を期する。

（1）放送施設及び局舎等の防災設備基準に基づく措置
（2）放送施設を放送法令に規定する技術基準に適合するように維持する措置
（3）災害時対応訓練等による能力の向上、災害時の連絡・参集体制等の確立
（4）その他必要と認められる事項

7　通信・放送設備の優先利用等の事前措置（実施主体：総務対策班、県）

（1）優先利用の手続

町、県、関係機関は、通信設備の優先利用（基本法第 57 条）及び優先使用（同法第 79 条）について、最寄りのＮＴＴ西日本沖縄支店、ＮＴＴドコモ九州支店、放送局とあらかじめ協議を行い、使用手続を定めておくものとする。

（2）放送施設の利用

町及び県は、防災上緊急かつ特別の必要がある時に、災害に関する通知、要請、伝達及び警告等の放送を速やかに行えるように、手続きの円滑化等についてあらかじめ協議して定めておくものとする。

第６款　危険物施設等の対策

危険物等による災害の発生及び拡大を防止するため、事業所における地震・津波、風水害等を想定した保安体制の強化、法令の規定する基準の遵守を徹底するとともに、防災教育及び訓練の徹底並びに防災思想の普及・啓発の徹底を図るものとする。

１　危険物災害予防計画（実施主体：東部消防組合消防本部、県、那覇産業保安監督事務所）

（１）危険物製造所等に対する指導

消防機関は、消防法に規定する危険物製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物製造所等」という。）に対し、立入検査、保安検査等を実施し、法令基準の維持適合について、その確認を行うとともに、適宜、災害予防上必要な指導を行う。

町内において、危険物取扱施設については参考資料－８、危険物製造所等及び大規模な災害が予想される施設については参考資料－８を参照。

（２）危険物運搬車両に対する指導

消防機関は、消防法に規定する移動タンク貯蔵所及び運搬容器積載車両の管理者及び運転者に対し、移送及び運搬並びに取扱い基準の厳守、車両の火災防止及び安全運転の励行を行わせるとともに、必要に応じ沖縄県警察と協力して路上取締りを実施し、運転者への直接指導を行う。

（３）防災保安教育の実施

危険物製造所等の管理者、監督者は、取扱い者に対し、地震・津波、風水害等を想定した保安教育を実施するとともに、消防機関は管理者が行う保安教育訓練について、必要な助言指導を行う。

（４）危険物製造所等の予防対策

危険物製造所等の管理者は、防災体制の構築及び危険物施設の管理、点検等について、次の対策を講じ災害の予防に万全を期する。

ア　火災、爆発等の防止対策

取扱う危険物の性状、数量等を十分把握し、災害による火災爆発防止のための必要な措置を講ずる。

イ　危険物施設の管理・点検

危険物製造所等の危険物施設の維持管理が適正に行えるよう、地震・津波、風水害等を想定した管理・点検・巡視基準を定め、必要に応じ修正を行うなど、危険物施設の維持管理の徹底を図る。

ウ　保安設備の維持

危険物の火災、爆発、流出等に係る保安又は防災の設備について、定期的に点検確認を行うなど、災害時も常にその機能が維持されるよう必要な指導を講ずる。

エ　保安体制の整備、確立

危険物製造所等の管理者又は監督者は、緊急時における保安体制の整備と町、東部消防組合消防本部等に対する通報体制を確立する。

また、移動タンク貯蔵所の管理者は、移送時における事故に対処するため、応援要員

の確保及び派遣方法を定め、あらかじめ移送経路における消防関係機関への通報先を定めておく。

オ　従事者に対する教育訓練

危険物製造所等の管理者又は監督者は、定期的あるいは必要に応じて地震・津波、風水害等の教育訓練を実施し、従事者に対する保安意識の高揚を図る。

（5）化学車及び消防機材の整備

東部消防組合消防本部に化学車及び消防機材整備を図り、また事業所における化学消火剤の備蓄を行わせる。

2　毒物劇物災害予防計画（実施主体：総務対策班、東部消防組合消防本部、県）

（1）方針

災害発生による毒物・劇物の流出又は散逸等不測の事態に備えて、以下の事項について徹底を図る。

ア　毒物及び劇物の取扱状況等の把握
イ　毒物及び劇物の災害時における危害防止規定の策定
ウ　施設・設備等の防災対策に係る定期点検及び補修の実施
エ　安全教育及び訓練の実施
オ　事故対策組織の確立

（2）対策

東部消防組合消防本部は、災害による毒物劇物の危害を防止するため、毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者（以下「毒物劇物営業者等」という。）に対し以下の指導を行い、万全を期するものとする。

ア　毒物劇物営業者等に対し、常に登録基準に適合する施設を維持させる。
イ　災害時の危害防止のための応急措置規程等を策定するよう指導し、あわせて、毒物劇物によって住民の生命及び保健衛生上危害を生ずるおそれがある時は、毒物劇物営業者等に対し、保健所、警察署又は消防機関に届出をさせるとともに、危害防止のための応急措置を講ずるよう指導する。
ウ　毒物劇物を大量に使用する事業所の現況把握に努め、これらに対する地震・津波、風水害等の防災上の指導体制の確立を図る。
エ　毒物劇物営業者等に対し、必要に応じて立入検査を実施し、毒物劇物の貯蔵量に対応する耐震、耐風、耐火、耐浪等の設備の指導を実施する。
オ　毒物劇物を業務上使用する者のうち、シアン化合物又は酸素類を大量に使用する業者及び有機燐剤類の特定毒物営業者等に対し、特に重点的に指導を実施する。

3　火薬類災害予防計画（実施主体：土木対策班、東部消防組合消防本部、国、県、那覇産業保安監督事務所、沖縄県警察、（一社）沖縄県火薬類保安協会等）

東部消防組合消防本部は、災害発生による火薬類の災害の発生を防止するため、国、県、沖縄県警察及び（一社）沖縄県火薬類保安協会等と相互に連携し、保安体制の強化及び火薬類取締法に規定する基準の適正維持を講ずるとともに、保安教育の徹底を図るものとする。

（1）火薬類製造所、貯蔵所及び消費場所等の保安対策

ア　国及び県は、火薬類製造所、貯蔵所の所有者、管理者及び占有者に対し、法令の規定する基準に適合するよう当該施設を維持させ、保安の監督指導を行わせる。

イ　国及び県は、火薬類製造所、貯蔵所及び消費場所には、必要に応じ立入検査を実施し、保安体制の強化を図る。

（2）火薬類消費者の保安啓発

ア　国及び県は、火薬類消費者への保安講習会等を開催することにより保安啓発を図る。

イ　国及び県は、火薬類消費者の保安指導を実施し、自主保安体制の強化を図る。

（3）路上における指導取締りの実施

東部消防組合消防本部及び関係機関は、火薬類運搬車両の事故を防止するため、必要に応じ路上における指導取締りを実施する。

（4）火薬類による危害予防週間の実施

東部消防組合消防本部及び関係機関は、火薬類危害予防週間を通じ、火薬類の総合的な安全対策を推進する。

4　有害化学物質等漏出災害予防計画（実施主体：東部消防組合消防本部、県）

事業場においては、多種多様の有害化学物質等が使用・製造・保管されている。災害の発生に伴うこれらの有害化学物質等の飛散・流出を防止し、町民の健康や生活環境を保全するため、以下の有害化学物質等漏出災害予防対策を進める。

（1）有害化学物質等取扱事業場における状況把握及び情報提供体制の整備

県は町内事業場で使用されている有害化学物質等の種類、量、排気、排水等の処理状況などを定期的に調査し、取扱状況を的確に把握するとともに、その情報をデータベース化し、防災関係機関等からの問い合わせに対応ができる体制を整備する。

（2）「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく事業者指導

東部消防組合消防本部は「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」の対象施設の設置者に対して、立入調査等により次の内容等について指導を進める。

ア　対象施設、処理施設等の適正な管理及び有害化学物質等の適正な管理

イ　地震発生に伴う有害化学物質飛散流出時の体制の整備

第７款　不発弾等災害予防

不発弾の爆発等による災害の発生及び拡大を防止するため、不発弾処理体制に万全を期し、関係機関の連絡協調を密にして不発弾処理の円滑化を図るとともに、町民に対する不発弾に関する防災知識の普及徹底を図る。

１　不発弾の処理体制（実施主体：総務対策班、陸上自衛隊、沖縄県警察、与那原警察署、東部消防組合消防本部、県）

不発弾等の処理は、おおむね次のとおり行う。

（１）陸上で発見される不発弾等の処理

ア　発見者は、最寄りの交番又は町に通報し、与那原警察署を通じて沖縄県警察本部に発見届出をする。

イ　沖縄県警察本部長は、発見届け出の都度、陸上自衛隊第 15 旅団長（第 101 不発弾処理隊）に処理要請を行う。

ウ　第 101 不発弾処理隊は、必要に応じ現場調査を行い弾種及び発見場所の状況等を勘案して撤去計画を立てる。

エ　小型砲弾等の比較的危険度が少なく移動可能な弾種は、第 101 不発弾処理隊により回収し、一時保管庫へ搬入する。

オ　爆弾等危険度が高いものは、発見現場で信管離脱後、一時保管庫へ搬入する。

カ　信管離脱作業は、非常に危険を伴うので、次の対策を講じた上で実施する。

（ア）町は、関係機関と撤去日時、交通規制、避難計画等について協議するための処理対策会議を開催し、処理計画について十分な調整を図り、周知徹底する。なお、関係機関は、責任分担覚書き等を交換し、任務責任等を明確にする。

（イ）町長及び与那原警察署長、東部消防組合本部は、避難範囲を定め、その区域への交通を規制し、地域住民を避難させる。

（ウ）町長を本部長とする現地対策本部を設置する。町長が不在の場合は、副町長がその職務を代理する。また、避難や交通等、町民生活への影響が少ないと認めた場合は、その職務を総務課長等に委任できるものとする。

２　関係機関の協力体制の確立（実施主体：総務対策班、東部消防組合消防本部、国、県）

町は、東部消防組合消防本部、国、県、近隣市町村等関係機関との協力体制を確立し、不発弾等の調査、探査及び発掘処理工事の安全かつ円滑な推進を図る。（不発弾処理の流れについては、参考資料－18 参照）

３　不発弾に関する防災知識の普及・啓発（実施主体：総務対策班）

（１）不発弾磁気探査事業者、町及び消防機関等の関係職員に対して不発弾の特性及び火薬類取締法等関係法令に関する知識を修得させるため、必要に応じ講習会を開催する。

（２）町民に対しても、不発弾の危険性について周知を図るため広報活動を行う。

第８款　気象観測施設・体制の整備

風水害等による被害を未然に防止あるいは軽減するため、雨量・水位等の気象観測施設の整備を図る必要がある。

１　町における気象観測体制の整備（実施主体：総務対策班）

町及び関係機関における観測施設の整備については、現有施設の十分な活用を行うとともに、雨量計（自記、テレメーター等）、水位計（自記、テレメーター等）の整備充実を図るものとする。

また、土砂災害警戒区域等において、風水害等の警戒避難に必要な観測情報を、リアルタイムに町民等に提供する体制やシステムの整備を推進する。

町内及び関係観測地点等は以下のとおりである。

観測施設	設置場所	管理機関
アメダス観測地点	那覇市樋川　沖縄気象台	沖縄気象台
国場川兼城水位局	南風原町兼城	県
震度観測点	南風原町兼城	県

第３節　災害に強い人づくり

いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要不可欠であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く展開する必要がある。

「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等について住民の理解を促進し、社会全体としての防災意識の向上を図るため、防災訓練の実施、防災思想・知識の普及・啓発、自主防災組織の育成・強化、防災ボランティア活動の環境整備等の取り組みにより、災害に強い人材の育成を図る。

第１款　防災訓練

地震・津波、風水害等各種災害を想定した防災活動要領の策定及び習熟、防災関係機関の連携の強化、防災意識の高揚及び技術の習得等のため、県、市町村及び関係機関は、防災訓練を実施する。

訓練実施に当たって、町は地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施するよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。また、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者に十分配慮するものとし、町において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、女性の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

１　防災訓練の実施に係る基本方針

本町の防災訓練の基本方針は、以下のとおりとする。

（１）実戦的な活動ノウハウの獲得を重視した防災訓練

訓練の目標、成果の総括を重視し、参加者がより実戦的な防災活動のノウハウや防災資機材の操作方法等を獲得することを第一とする。

（２）地域防災計画等の検証

町や県の地域防災計画等の問題点や課題を明確化し、今後の見直しのあり方等を把握することを目指し、様々な条件や状況を取り入れたシナリオに基づく防災訓練を実施する。

（３）訓練内容の具体化

訓練の種別ごとに、想定される災害状況等を踏まえて、目的、内容、訓練方法（時期、場所、要領等）及び検証方法（訓練の効果、課題分析等）等を具体化した訓練とする。

（４）多様な主体の参加

町民等の防災意識を広く啓発するため、大規模な地震・津波を想定した訓練においては、町、県及び防災関係機関が連携して、多数の町民や事業所等が参加するように努める。また、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。

また、男女のニーズの配慮、要配慮者、観光客及び外国人への支援等、災害時の活用に必要となる多様な視点を普及するため、女性団体、教育機関、自主防災組織、観光協会、福祉関係団体、ボランティア団体、民間企業等と連携する。

2　各防災訓練の実施に係る事項（実施主体：総務対策班、県、関係市町村）

防災訓練の実施に際しては、総合防災訓練のみならず、以下のような個別の目標を設けた訓練を実施する。

（1）地震・津波の発生時刻や規模について様々な条件設定を行い、初動体制の確立、通信連絡体制の確保、組織間の連携確保、被災現場の派遣等について行うテーマ別訓練
（2）広域応援に際しての受入れ・応援派遣等の訓練
（3）傷病者等を念頭にした救出・医療訓練
（4）避難所における災害時要配慮者や女性のニーズに配慮した生活支援訓練
（5）物資集配拠点における集配訓練
（6）民間企業・ボランティア等との連携訓練
（7）避難行動要支援者等の避難支援、観光客・外国人等の避難誘導訓練

3　総合防災訓練等（実施主体：総務対策班、県、関係市町村）

（1）総合防災訓練

町や防災関係機関は、地域特性や被害想定等をふまえ、多くの地域住民や関係団体等が参加する実践的な防災訓練を実施する。

ア　実施時期

毎年１回以上適当な時期（防災週間等）に行うものとする。

イ　実施場所

毎年過去の災害の状況等を考慮のうえ、関係機関と協議のうえ決定する。

ウ　参加機関

県、関係市町村及び防災関係機関

エ　訓練の種目

訓練の種目はおおむね次のとおりとする。

（ア）避難訓練及び避難行動要支援者避難支援訓練
（イ）水防訓練
（ウ）救出及び救護訓練
（エ）炊き出し訓練
（オ）感染症対策訓練
（カ）輸送訓練
（キ）通信訓練
（ク）流出油等防除訓練
（ケ）広域応援要請訓練（情報伝達訓練）
（コ）その他

オ　訓練実施後の評価

訓練実施後に評価を行い、応急対策上の問題点や改善点など、今後の課題を整理し、必要に応じて改善を行うものとする。

（2）災害対策本部運営訓練

町は、災害対策本部員及び各部の初動対応力を向上させるため、大規模な地震等を想定した災害対策本部の初動について実践的な訓練を実施する。

なお、訓練のねらいは以下のとおりとする。

ア　災害想定、各部の所掌事務、リソースの理解促進

イ　本部会議及び各部の実践力の向上

ウ　防災計画・マニュアルの検証

（3）複合災害訓練

町、県及び防災関係機関は、本県の地域特性をふまえて、さまざまな複合災害が発生する可能性や発生した場合の状況等についての机上訓練を行い、複合災害ごとの対応計画の策定や見直しを検討する。

また、発生の可能性が高い複合災害については、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実働訓練に努める。

（4）消防訓練

消防関係機関合同により、消防活動技術の向上を図るため、県及び地区単位に総合演習及び消防ポンプ操法大会等を実施する。

（5）非常通信訓練

沖縄地方非常通信協議会は、災害が発生した場合、非常通信が十分な効果を発揮できるように、協議会において計画する非常通信訓練計画に基づき訓練を実施する。

（6）職員参集訓練

町及び県は、非常配備体制を確保するため、職員の参集訓練を実施する。

参集に当たっては、交通機関、交通用具の使用を制限または禁止し、勤務時間内外の条件を加えた訓練を実施する。

第２款　防災知識の普及・啓発

地震・津波、風水害等を念頭においた町及び防災関係機関の職員並びに地域住民に対する防災知識の普及・啓発は、以下のとおり実施するものとする。なお、本町においては津波による建物及び人的被害はないと想定されているが、万一の場合や、他地域での遭遇等を勘案して日頃から津波に対しても普及・啓発を行い、万全を期すものとする。

１　防災知識の普及・啓発（実施主体：総務対策班、県、沖縄気象台）

（1）町の役割

町は、災害リスクや災害時にとるべき行動について普及・啓発するとともに、地域の防災的見地から防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するため、自然災害等に関する総合的な資料として図面等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布するとともに、研修を実施するよう努める。

ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条

件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

ア　防災知識の普及・啓発活動

（ア）日常的に、ラジオ、テレビ又は新聞等を通じて適宜広報する。

（イ）広報印刷物又はインターネット等を活用して防災知識の普及徹底を図る。

（ウ）ビデオ取材のほか、写真も含めた地震・津波、風水害特集を製作して理解を深める。

（エ）防災関係展示会等行事を必要に応じて開催する。

イ　活用媒体

（ア）各報道機関

（イ）県及び関係機関の広報組織

（ウ）町広報担当

（2）普及・啓発の方法等

ア　普及・啓発の時期や内容等

（ア）町及びその他防災機関は、「防災週間」、「防災とボランティア週間」等の防災に関する各週間に合わせて、災害被害想定調査結果等を示しながら、その地域の危険性や次の対策を県民及び町民等に周知するなど、重点的な防災思想の普及宣伝に努める。

a　７日分以上の食料、飲料水、携帯トイレ等の非常持出品の準備、自動車へのこまめな満タン給油、家具・ブロック塀等の転倒防止対策、消火器の配備、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等、家庭での予防・安全対策

b　警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動

c　避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することのない適切な行動

d　指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅や職場、宿泊施設等の避難場所、避難経路等の確認

e　さまざまな条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動、避難場所での行動

f　災害時の家族内の連絡体制の確保

g　広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方

h　家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

i　緊急地震速報受信時の対応行動

j　地域の防災訓練など自発的な防災活動への参加

k　関係機関と連携し津波フラッグの普及啓発を図る

（イ）町、県、及び気象台は、防災気象講演会やお天気教室等を定期的に開催し、町民

向けの台風や大雨等の気象災害及び地震・津波災害の知識を普及する。

（ウ）町は防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害・二次災害防止、大規模広域避難に関する総合的な知識の普及に努める。

（エ）町及び県、気象台は、風水害等に係る防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、５段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

イ　効果的な普及・啓発方法

防災知識の普及・啓発に当たっては、報道機関等の協力を得るほか、ビデオ、疑似体験装置等の訴求効果の高いものを活用する。

また、町民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成を促進するため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データをわかりやすく提供するように努める。さらに、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行う。

２　各種防災教育の実施（実施主体：総務対策班、学校教育対策班、東部消防組合消防本部、県、沖縄気象台）

防災関係機関は、地域住民や関係職員の災害時における適正な判断力の養成と防災体制の構築を目的とし、以下における防災教育の徹底を図る。

町及び県は、教育機関、民間団体等と密接に連携し、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を推進する。

また、防災教育を実施する際は、必要に応じて教育機関の協力を得るものとする。

特に近年、台風への防災意識の低下が懸念され、台風時に外出して負傷する事例が多数見られることから、町、県及び関係機関は、台風や大雨、火災等に対する教訓、訓練、広報を充実・強化し、風水害等に対する町民等の防災意識や対応力を維持・向上させるため、過去に本県に甚大な被害をもたらした台風等の教訓を再認識し、災害の教訓を風化させないことが重要となる。

（１）防災研修会・防災講習会

災害対策関係法令等の説明・実習等を行い、関係法令や町防災計画等に基づき、円滑な災害対策が実施できるよう、災害時の防災活動要領等の習得を図るための研修会を行う。

また、受講者の属性（職種・年齢層等）を考慮した防災講習会を実施し、災害発生の原因や対策等に係る科学的・専門的知識の習得を図る。

（２）学校教育・社会教育

幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校、大学における学校教育は、児童・生徒の発達段階に合わせ、また、青少年、女性、高齢者、障がい者、ボランティアなどの社会教育は、受講者の属性等を考慮して、それぞれ実施することとし、防災に関する基礎的知識、災害の発生の原因及び避難方法や救助方法等をその内容に組み入れ、防災教育の徹底を図る。

町及び県は、気候変動の影響も踏まえつつ、学校における防災教育の指導内容を体系的

かつ地域の災害リスクに基づいて整理して防災教育の指導時間を確保するほか、教育関係者と連携して、学校教育をはじめ様々な場面で活用できる地震・津波防災教育プログラムや危機意識を共有できるリスクコミュニケーション手法を整備し、町民の地震・津波防災への理解向上に努める。

また、外部の専門家や保護者等の協力の下、学校における防災計画やマニュアルの策定を促進するほか、公民館等の社会教育施設等を活用した地域コミュニティにおける多様な主体が参加する防災教育の普及を推進する。

（3）その他

消防団、幼少年消防クラブ、女性防火クラブ、自主防災組織及び事業所の自主的な防災組織である自衛消防組織等の組織を通じて、防災知識の普及・啓発を図る。

また、防災知識の普及・啓発や、各種訓練を実施の際は、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦などの要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。また、災害発生後に指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・ＤＶの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

３　消防・防火教育（実施主体：総務対策班、東部消防組合消防本部）

（1）消防教育

消防教育とは、消防職員・消防団員に対して消防学校で行う専門教育、施設管理者等の資質向上を図るため消防機関等が実施する講習会等の防火管理者教育等とし、以下のとおり実施する。

ア　専門教育

（ア）消防職員教育

・初任教育
新たに採用した消防職員の全てに対して基礎的教育訓練を行う。

・専科教育
現任の消防職員に対して特定の分野に関する専門的教育訓練を行う。

・幹部教育
幹部及び幹部昇任予定者に対して消防幹部として一般的に必要な教育訓練を行う。

・特別教育
初任教育、専科教育及び幹部教育以外で必要と認める教育訓練を行う。

（イ）消防団員の教育

・基礎教育
任用した全ての消防団員に対して基礎的教育訓練を行う。

・専科教育
主として基礎教育を修了した消防団員に対して特定の分野に関する専門的教育訓練を行う。

・幹部教育
主として、班長以上の階級にある者に対して、消防団幹部として一般的に必要な教育訓練を行う。

・特別教育

基礎教育、専科教育及び幹部教育以外で必要と認める教育訓練を行う。

（ウ）その他の教育

消防学校長が必要と認めた場合に行う。

イ　防火管理者教育

消防法第８条に定める学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店その他多数のものが出入り、勤務又は居住する防火対象物の防火管理者に対して、消防計画を策定し、その計画に基づく通報避難訓練の実施、消防設備、その他消防活動に必要な施設の点検・整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、その他防火管理上必要な業務を行うための教育を実施し、火災予防対策の強化を図る。

なお、防火管理者教育における講習会等は以下のとおり実施する。

（ア）防火管理者講習会

防火管理に関する知識の普及・啓発を図るため、法令に基づき普通講習を年１回以上実施する。

また、上級講習は春・秋に年２回実施し、防火管理体制の強化拡充を図るものとする。

（イ）火災防御検討会

特異火災の発生に備えて火災防御検討会を開催して、防御活動及び予防対策に万全を期するものとする。

（２）防火知識の普及

「火災予防週間」等において各機関の協力を得て、防火知識の普及・啓発を図るものとする。

４　災害教訓の伝承（実施主体：総務対策班、県）

町及び県は、過去に起こった大規模災害の教訓等を確実に後世に伝えていくため、災害教訓等の伝承の重要性を啓発するとともに、大規模災害に関する文献、調査分析結果や映像を含む各種資料を広く収集・整理し、ライブラリー化するなど適切に保存し、広く一般に公開することで災害記録や教訓等の周知に努める。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の設置及びこれらの持つ意味を正しく後世に伝えていくほか、町民等が災害の教訓を伝承する取組を支援するように努めるとともに、過去の大規模災害等の検証や記念事業（シンポジウム、現地歩き、展示会、被災者の語り部等）を定期的に実施し、災害等の教訓を後世に伝える。

第３款　自主防災組織の育成

災害への対応力を強化するためには、自分達の地域は自分達で守ろうという隣保協同の精神と連帯感に基づき、地域住民が自主的に防災活動を行う体制を確立することが、より有効な防災対策となる。

自主防災活動をより効果的に行うためには、地域ごとに住民が連帯して自主防災組織を結成し、日頃から訓練を積み重ねておく必要がある。このため、町及び県は、地域住民などによる自主防災組織の設置を積極的に推進し、その育成強化を図るものとする。

特に、風水害においては、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の災害危険箇所内の避難誘導や避難行動要支援者等の避難支援を円滑に行えるように自主防災組織等の協力体制の整備を促進する。

１　自主防災組織整備計画の策定（実施主体：総務対策班）

自主防災組織の整備計画として、その役割及び活動、町の行う指導方針等を具体的に定めるものとする。

２　住民の防災意識の高揚（実施主体：総務対策班）

住民に対する防災意識の向上や地域における自主防災組織の結成、防災訓練等への住民参加の推進を図るため、パンフレット等資料の作成と周知、講演会等の開催について積極的に取り組む。

３　組織の編成単位（実施主体：総務対策班）

住民の防災活動推進上最も適正な規模としては、基本的に以下の地域を単位とし、町が住民と協議のうえ、自主防災組織を設置する。

（１）住民が真に連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待できる規模であること。
（２）住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性をもっている地域であること。

４　組織づくり（実施主体：総務対策班）

既存の自治会等の自主組織を自主防災組織へ育成することを基本に次のような方法により組織づくりをするものとする。

（１）自治会等の自治組織の活動の一環として防災活動を組み入れることにより自主防災組織として育成する。
（２）何らかの防災活動を行っている組織の活動の充実強化を図って自主防災組織として育成する。
（３）民生委員、社会教育団体、青年団体、ＰＴＡ等その地域で活動している組織を活用して、自主防災組織として育成する。

５　活動計画の制定（実施主体：総務対策班）

組織の効率的な活動を推進するため、地域の規模、態様を十分生かした具体的な活動計画を制定するものとする。

６　活動（実施主体：総務対策班）

（１）平常時の活動

ア　防災に関する知識の普及
イ　防災訓練の実施
ウ　防災資機材の備蓄
エ　防災リーダーの育成

（２）地震時の活動

ア　災害情報の収集、伝達
イ　責任者等による避難誘導

ウ　出火防止
エ　救出救護
オ　給食給水

７　資機材の整備（実施主体：総務対策班、県）

町及び県は、消火、救助及び救護に必要な防災資機材等の整備を促進するため、必要な援助を行う。

８　活動拠点整備（実施主体：総務対策班、県）

町及び県は、平常時は自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時においては、避難、備蓄の機能を有する活動の拠点となる施設の整備を図る。

９　組織の結成の促進と育成（実施主体：総務対策班、県）

（１）自主防災組織の結成促進と育成

町は、自主防災組織の結成の促進と育成を行うため、県に自主防災リーダー養成研修の実施や、自主防災資機材の整備等の支援を依頼する。

（２）消防団との連携

町及び県は、自主防災組織と消防団との連携等を通じて、地域の防災コミュニティの充実を図るとともに、住民の自主防災組織や消防団への参加、日常的な訓練の実施を促進する。

ア　防災研修への参加等による防災リーダーの育成
イ　多様な世代や女性が参加しやすい環境整備

第４款　企業防災の促進

大規模な災害が発生した場合には、行政機関による応急活動に先立ち、町内に立地する事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐ上で重要であるため、事業所等の防災体制の充実を図るものとする。

１　事業者における防災対策の強化（実施主体：総務対策班、東部消防組合消防本部）

町及び東部消防組合本部は、事業所の危機管理意識の高揚を図るため、事業所が災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時における重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）の作成や、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化の推進、予想被害から復旧に至る事前の計画の策定、また、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応計画の策定及び取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど、その推進に努める。

特に、食料、燃料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、町及び県が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

なお、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況である時に従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

２　町の支援（実施主体：総務対策班、県）

町及び県は、こうした取組に資する情報提供等を進めるとともに、企業防災の推進に伴って増大することになる事業継続計画（ＢＣＰ）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられるよう、条件整備に取り組むものとする。

さらに、企業のトップから一般職員までの各階層の職員の防災意識の向上を図るとともに、優良企業表彰や企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。

また、町は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけや防災対策に係る各種支援を実施する。

第５款　消防力の強化等

火災の発生を未然に防止するための対策は、次によるものとする。

１　消防力・消防体制等の拡充強化（実施主体：東部消防組合消防本部）

東部消防組合消防本部は、次の指導又は、措置を講じ、消防力・消防体制の拡充を図るものとする。

（１）消防教育訓練の充実強化

※第３節　第２款「３　消防・防火教育」参照

（２）消防制度等の確立

消防計画書、消防相互応援協定等の効率的運用を推進する。

（３）消防体制の充実

消防広域化の促進及び消防団の体制強化を図る。

（４）消防施設・設備等の整備促進

※第２節　第２款 ３（２）「イ　消防施設等の整備促進」参照

２　火災予防査察・防火診断（実施主体：東部消防組合消防本部）

東部消防組合消防本部は、火災の発生拡大を防止し確実な住民避難の実施を図るため、消防用設備等（消火設備、警報設備、避難設備、消防用水、消化活動上必要な施設）及び防火管理体制の査察を行うものとする。

（１）特定防火対象物等

東部消防組合消防本部は特定防火対象物の用途等に応じて立入検査を計画的に行い、特定防火対象物の状態を常に把握しておくとともに、消防用設備等の設置や管理面の不備が

認められる施設の管理者に対して、設備改善の指導を徹底する。

東部消防組合消防本部は、防火対象物定期点検報告制度により、点検報告義務のある一定の防火対象物について、防火管理の徹底及び避難・安全基準の強化等を図る。その他の防火対象物についても、自主点検による報告制度を推進し、管理権原者の自主的な防火安全対策の向上を図る。

（2）一般住宅

東部消防組合消防本部は、住宅用火災警報器等の普及促進、高齢者世帯の住宅防火診断、火気の取扱い指導及び住宅防火啓発活動等を推進する。

3　消防職員の充実（実施主体：東部消防組合消防本部、県）

消防職員は消防活動の中枢を担っているため、国が示す消防力整備指針を目標に消防職員数の確保に努める必要がある。

しかし、県内の消防職員の充足率は、国の指針による目標数を大幅に下回る状況である。

このため、消防機関は県と連携し、適正な消防職員の確保を促すための働きかけを行うとともに、消防機関は適正数の確保・強化を図る。

4　消防団員の充実（実施主体：東部消防組合消防本部、県）

消防団は、地域の消防防災のリーダーとして、平常時・災害時を問わず地域に密着して町民の安心と安全を守る重要な役割を担っている。特に、大規模災害時には、消防署や自主防災組織と連携して町民の避難支援等を行うことが期待されている。

また、県と連携して以下の取組を実施し、消防団員の充実を図るための検討等を実施する。

（1）東部消防組合消防団員の定員、任免、服務等に関する条例、機能別消防団の導入促進
（2）町民への消防団活動の広報
（3）消防学校及び消防本部等による消防団員の訓練の充実強化
（4）青年層、女性層及び被雇用者等の消防団員への参加促進等
（5）消防団員の候補者となりうる住民や企業就業者への研修

第６款　地区防災計画の普及等

1　地区防災計画の位置付け（実施主体：総務対策班）

町の一定の地区内の居住者等が、災害対策基本法第42条の２に基づく地区防災計画（一定の地区内の居住者及び事業者等が共同して行う防災活動、訓練、備蓄等の計画）を提案した場合、町防災会議は町防災計画への抵触等を判断し、必要と認める場合は当該地区防災計画を町防災計画に定める。

なお、必要がないと判断した場合は、その理由等を提案者に通知する。

2　地区防災計画の普及（実施主体：総務対策班、県）

町及び県は、町内の各地区の共助による計画的な防災活動を推進するため、内閣府の「地区防災計画ガイドライン」や地区防災計画の事例等を活用し、自主防災組織や事業所等に

地区防災計画の作成方法、手順、提案の手続き等を普及、啓発する。

なお、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

第４節　災害応急対策活動の準備

町及び県、防災関係機関は「第２編地震・津波編及び第３編風水害等編の第１章災害応急対策計画」に記載する対策を、災害時に迅速かつ円滑に実施するための事前措置を推進していく必要がある。

なお、避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たって、町及び県は公共用地・国有財産の有効活用を図るものとする。

第１款　初動体制の強化

突然発生する災害に町及び防災関係機関が迅速かつ円滑に対処するためには、必要とされる災害に関する情報を災害発生後素早く把握し、防災関係機関として所要の体制をできるだけ早く確立する必要がある。

そこで、以下の点を重点に初動体制の強化を図る。

１　職員の動員配備対策の充実（実施主体：総務対策班）

職員（要員）をできるだけ早くかつ多く確保することは、初動期の活動のための絶対条件のひとつである。そこで、職員が災害発生後速やかに職務に従事・専念できる体制を整えるため、以下の対策を推進する。

（１）職員の家庭における安全確保対策の徹底

災害時に職員が自己の職務に専念できることを可能にするため、職員はもちろん家庭にも防災対策に係る知識の普及・啓発を徹底し、被害を最小限にとどめることに努める。

（２）災害対策職員用携帯電話の拡充

地震が発生する場合、県内全域で等しく揺れを体感する可能性は低く、職員自身の体感では小さい揺れでも、他の地域で大きな震度を記録していることもある。このような場合、いち早く災害対策本部長及び各対策部長等との連絡体制を確立し、災害対策本部要員の確保を図るためには、本部長をはじめ災害対策本部の主要職員等に携帯電話を常時携帯させ、常に呼び出しが可能な体制を整える必要があり、順次それを拡充していく。

（３）24 時間体制の整備

勤務時間内、勤務時間外において、予測が困難な地震についても迅速な初動対応ができるよう体制の強化を図る。

（４）庁内執務室等の安全確保の徹底

勤務時間中の地震発生時に、執務室内の備品の倒壊等で職員が負傷することのないよう、備品の固定化、危険物品の撤去等庁内執務室等の安全確保を徹底する。

２　町の災害警戒本部及び対策本部（実施主体：各対策班）

町域における災害に関する情報の収集、警戒及び応急対策の実施に当たっては、下記の本部を編成して対処する。

（１）災害警戒本部

警戒本部は総務部長を本部長とし、災害が発生し、又は発生する場合において、その災害の程度が災害対策本部を設置するに至らない時に設置するものであり、大規模に及ぶおそれのある災害の発生を警戒するとともに、速やかに災害対策本部に移行し得るよう準備を行うために設置し、情報収集、警戒巡視、広報活動、関係機関への通報・連絡等を行う。（第２編第１章　第１節　２　災害警戒本部、第３編第２章第２節　１　災害警戒本部を参照。）

（２）災害対策本部

対策本部は町長を本部長とし、甚大な災害が発生した時、又は甚大な被害が発生するおそれがある時に設置するものであり、大規模に及ぶおそれのある災害に対処するために設置し、水防活動、人命救助その他の災害応急活動を行う。（第２編第１章　第１節　３　災害対策本部、第３編第２章第２節　２　災害対策本部を参照。）

３　町災害対策本部の円滑な設置・運営のための備えの充実（実施主体：総務対策班）

災害時に円滑に災害対策本部を設置し運営できる体制を確保するため、以下の対策を推進する。

（１）庁舎の耐震性の確保

災害対策本部の設置予定庁舎の耐震性を確保し、非構造部材を含めた耐震対策等により、発災時に必要と考えられる安全性を確保するよう努め、円滑に災害対策本部を設置し、運営できる体制を整備する。

また、災害対策拠点となる施設及び設備について、耐震性や津波への安全性、非常電源、非常通信手段等を整備する。

なお、燃料の確保手段については、あらかじめ関係機関と協議しておく。

（２）災害対策本部設置マニュアルの作成

誰もが手際よく災害対策本部を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアルを早急に整備する。

（３）災害対策本部職員用物資の確保

災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも３日分の飲料水、食料、下着、毛布等の備蓄について検討する。

４　災害情報の収集・伝達体制の充実（実施主体：総務対策班）

町は、被害情報や応急対策活動の実施状況等を迅速に把握するため、以下の対策を推進する。

（１）情報通信機器等の充実

災害情報を迅速に収集・伝達するために、通信施設・設備等の整備を一層進めていくことが必要であり、町は以下の対策を推進する。

ア　直接県へ情報が伝達できる体制を充実するため、更なる通信施設等の整備に努める。
・災害対策本部用電話装置の整備
・被害情報収集システムの整備
・ヘリコプターテレビ、航空機運用総合調整システム（ＦＯＣＳ）、遠隔監視カメラ等の画像情報システムの整備
・孤立予想地区等への衛星携帯電話の配置

イ　町防災無線の設置箇所数や端末局の増加、最新機器への更新、全国瞬時警報システム（Ｊ－アラート）、災害情報共有システム（Ｌアラート）の導入等を図る。

ウ　防災関係機関の相互の通信を確保するための防災相互通信用無線局、及びホットライン等の整備を図る。

エ　地震発生初期の段階で概括的な情報を把握する機能を強化する方策のひとつとして、防災ＧＩＳ（地理情報システム）を活用する。

オ　町は、国や県等と情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、共通のシステム（総合防災情報システム及びＳＩＰ４Ｄ（基盤的防災情報流通ネットワーク）に集約できるよう努める。

（2）通信設備等の不足時の備え

災害時において通信設備等の不足が生じる場合に備えて、各電気通信事業者との間で災害時の協力に関する協定等の締結を図る。

（3）連絡体制等の確保

・災害時における各機関の連絡手段・窓口、役割分担、夜間休日の対応体制等の確保
・防災関係機関が共有する防災情報形式の標準化及び共通システムの検討
・関係職員の習熟度向上のため、防災訓練等における情報通信機器等の運用
・被災地域の情報収集、通信手段の途絶等が発生した地域の調査、連絡調整を行う先遣調査隊員及び派遣手段等の確保

（4）情報収集要領の作成

町から県への被災状況の報告ができない場合における、県調査隊等を活用した情報収集の手段、情報の内容等を検討し、情報収集要領としてまとめておく。

5　情報分析体制の充実（実施主体：総務対策班、県）

町及び県は、収集した災害情報を的確に分析・整理する人材の育成及び専門家の意見活用体制を整備する。

6　災害対策実施方針の備え（実施主体：総務対策班、県）

町及び県は、収集した災害情報をもとに、災害対策本部において速やかに災害対策の実施方針を打ち出せるように、策定の手順や方法等を検討しておく。

7　複合災害への備え（実施主体：総務対策班、県、防災関係機関）

町、県及び防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合にも要員・資機材を適切に配分し、また、外部への応援を早期に要請できるように対応計画の策定に努める。

第２款　活動体制の確立

災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するためには、対策の前提となる活動体制を整えておく必要がある。

そこで、以下の点を重点に活動体制の確立を図る。

１　職員の防災対応力の向上（実施主体：総務対策班、県）

一般に、職員にとって災害応急対策活動は日常的なものではなく不慣れなものである。不慣れな活動を実際の災害時に的確に実施するためには、平時から地震・津波等をはじめとする災害応急対策活動に十分に備え、その防災能力を日々向上させておく必要があるため、以下の対策を推進する。

（１）職員を対象とした防災研修の実施

職員を対象とした防災研修会を定期的に開催し、職員の資質の向上を図る。

また、防災に関する記事、レポート等を全ての部局に配布し、職員の防災への理解を深める。

（２）防災担当職員及び災害担当職員の養成

防災担当部局の防災担当職員は防災業務の要であり、災害対策の統制活動が求められる。

また、各部局における災害担当職員は、担当部局において応急対策のリーダーシップが求められる。これらの職員が災害時に的確な活動を行うためには、平時から特に重点的な研修が必要であり、以下の施策を推進する。

ア　国・県等の実施する防災研修会、防災関係学会（地域安全学会、土木学会等）等に積極的に職員を派遣する。

イ　災害を体験した都道府県及び市町村への視察、意見交換会の開催等を行う。

ウ　防災担当専門職員を養成する。

（３）民間等の人材確保

町及び県は、応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用等により、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築するように努める。

また、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

（４）男女共同参画に係る防災対応の検討

町は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高め、女性の意見を反映するよう取り組むとともに、平常時及び災害時において、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携できる体制構築に努める。

２　物資、資機材の確保及び調達体制の充実（実施主体：総務対策班、県）

迅速・的確な災害応急対策の実施に当たっては、膨大な数の救出救助用資機材（チェーンソー、のこぎり、ジャッキ、かけや、重機等）、消火用資機材（消火器、可搬ポンプ等）、

医薬品・医療用資機材、食料、飲料水、ブルーシート、土のう袋、被服寝具等の生活必需品等の確保が必要となる。

そこで、以下の方針の下に、町内のどこで災害が発生しても迅速に所要量を確保できる体制を推進していく。

なお、町及び県等は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握し、不足する資機材等については、関係機関や民間事業者と連携して必要な量の備蓄に努める。

また、災害時に迅速に物資等を調達するため、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

さらに、平時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

（1）救出救助用資機材の確保体制の充実

救出救助用資機材は、災害時極めて緊急度が高いので、住民等が身近に確保できるよう、自治会単位での確保を柱とした整備を推進する。

ア　家庭や事業所に対する救出救助用資機材の備蓄に関する啓発

イ　救助工作車等の消防機関への整備促進

ウ　資機材を保有する建設業者等との協定等締結の促進

（2）消火用資機材の確保体制の充実

消火用資機材は、災害時極めて緊急度が高いので、住民等が身近に確保できるよう、自治会単位での確保を柱とした整備を図る。

ア　家庭や事業所に対する消火用資機材の備蓄に関する啓発

イ　消防自動車等公的消防力の整備促進

（3）医薬品・衛生材料の確保体制の充実

町は、災害時において効率的・効果的な医療救護活動を行うため、傷病者及び医療救護スタッフ等の搬送体制の整備を図るとともに、医薬品等の搬送体制の確保に努める。

（4）食料・飲料水・被服寝具等の生活必需品の備蓄及び調達体制の充実

食料・飲料水・被服寝具等の生活必需品については、災害発生後３日以内を目標に調達体制を確立することとし、それまでの間は家庭や地域等での確保がなされるような対策を講じる。

なお、大規模な地震・津波、風水害発生時には物資等の調達が困難となることを想定し、町及び県は地震被害想定調査による避難者数や女性及び要配慮者が必要とするものに配慮して十分な量の備蓄を行うほか、物資の性格、地震・津波、風水害の危険性及び避難場所の分布等を考慮して、集中備蓄、分散備蓄、備蓄拠点の設置など、効果的な体制を選定する。

なお、災害対策用食料等の備蓄に関する計画は以下に示す。

ア　家庭、社会福祉施設、医療機関、宿泊施設等への食料・飲料水・被服寝具等の生活必需品の７日分の備蓄に関する啓発

イ　町における食料・飲料水・被服寝具等の生活必需品の備蓄・点検・補充の促進

ウ　町及び県による貯水池への緊急遮断弁の設置促進や飲料水兼用型耐震性貯水槽等による飲料水の備蓄・点検・補充

エ　大手流通業者等（大型小売店舗、生活協同組合、問屋）との協定等締結の促進、流通備蓄量や生産拠点の被災リスクの把握

オ　公的備蓄ネットワークの構築

カ　乳幼児、高齢者等に配慮した食料、生活必需品等の備蓄及び調達体制の整備

キ　町及び南部水道企業団等による給水車、給水タンク、ポリ容器等の給水用資機材の確保及び町民等へのポリ容器等の備蓄促進

（5）輸送手段の確保

ア　車両の確保

町有車両については、災害後の運用計画を作成しておく。

また、車両の不足に備えて、トラック協会等の民間団体等と事前に協定を締結しておき、地震災害後に速やかに車両の確保ができるように日頃から連携を図っておく。

3　応援体制の強化（実施主体：総務対策班、県）

被害が甚大で町及び県において対応が困難な場合､外部からの応援を求める必要がある。以下の対策を講じることによりなお一層応援体制の強化を図る。

（1）市町村間の相互応援協力協定締結の推進

阪神・淡路大震災や東日本大震災等の教訓を踏まえ、災害応急対策全般の市町村間の相互応援を確実に行える体制を強化する必要があるため、町は、近隣市町村との相互応援協力協定の締結を促進する。また、被災地周辺地域となった場合に後方支援基地としての機能を発揮できるように必要な準備をしておく。

（2）応急対策職員派遣制度の活用

町は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

（3）消防機関における連絡体制の構築

町は、災害時に連携して情報共有を図るため、必要に応じて、東部消防組合消防本部に対して連絡員（リエゾン）の派遣を要請するものとする。

（4）県内関係業界、民間団体との連携体制の充実

官民一体となって災害に対処できる体制を充実するため、以下の対策を講じる。

ア　指定地方公共機関の指定

県は大規模な震災時には、現在指定地方公共機関に指定していない各種の機関の協力が必要であり、これらの機関との円滑な連携が図られるよう指定地方公共機関として位置づけていく。

イ　県内関係業界、民間団体との応援協力協定の締結

災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、資材又は業務に関係する企業等から、災害時の協力・連携が円滑に行われるよう、県内関係企業、民間団体との間で応援協力協定を締結し、人的・物的協力の具体的な手順等を明確化する。

（5）ボランティアとの連携体制の充実

災害時にボランティアの活動が迅速かつ円滑に実施されるよう、以下の対策を講じていく。

ア　医療業務、介護業務及び被災建築物の応急危険度判定等の資格又は技術を要する専門ボランティアやボランティア団体の事前登録並びにボランティアの活動拠点等の整備を促進する。

イ　日本赤十字社沖縄県支部や南風原町社会福祉協議会等と連携して、災害時のボランティアのあり方、求められるマンパワーの要件、活動の支援・調整等について研修会等を行い、ボランティアコーディネーターの養成に努める。

（6）応援機関等の活動拠点候補地のリストアップ

町外から応援機関が集結し活動する場合、活動の拠点となる場所を迅速に確保する必要がある。そこで、町営施設を中心に活動拠点の候補地を地震・津波の危険性や緊急輸送ネットワーク等を考慮してリストアップして関係機関と情報を共有しておき、災害時に必要な宿営、ヘリポート及び物資輸送設備を確保するなど、できるだけ迅速に対処できるようにする。

（7）自衛隊との連携の充実

町及び県は、被害想定結果等を踏まえて自衛隊への災害派遣要請の実施が想定される分野や、緊急時の連絡体制及び受入れ拠点等を明確にしておくとともに、訓練等を実施して連携体制を充実させる。

（8）応援・受援の備え

町､県及び防災関係機関は､災害の規模等に応じて円滑に応援又は受援できるように、以下の点を明確にした応援計画及び受援計画を策定し、事前の準備に努める。

・応援先・受援先の指定
・応援・受援に関する連絡・要請の手順
・災害対策本部との役割分担、連絡調整体制
・応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の集積・輸送体制等

執務スペースの確保に際しては、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

・広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の確保

4　交通確保・緊急輸送体制の充実（実施主体：土木対策班、与那原警察署、県、沖縄県警察、各道路管理者）

大規模な災害時には、災害対策要員、負傷者、物資、資機材等多様かつ大量の輸送需要が生じる。こうした輸送を円滑に行うためには、輸送用車両等の確保とあわせて、輸送を円滑に行うための事前措置が必要であり、今後以下の対策を推進していく。

（1）交通規制計画の作成等

緊急通行上重要な道路が交通渋滞で機能麻痺しないよう、交通規制計画を作成する。それにあわせて、必要な災害時交通規制用情報板の整備、重要となる信号への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策、交通誘導のための警備業者との協力協定の締結及び交通施設の耐震性確保等を図る。

（2）重要道路啓開のための体制整備

災害発生後、道路啓開計画に基づく連絡・連携体制を立ち上げ、速やかに道路の被害状況を把握して関係機関と情報共有を図り、通行に障害のある場合、直ちに道路啓開を実施

する。また、定期的な実働訓練等により啓開体制の課題を抽出し、計画の見直しを行いながら、迅速な道路啓開の実施に努める。

（3）緊急輸送基地の選定及び整備

輸送を効率的に行うためには、個々がばらばらに被災地に入るよりも被災地外に緊急輸送基地を置き総合的な輸送体制を整える必要がある。そこで、陸、海、空から物資等が集積することを念頭に置いて、地震・津波の危険性や緊急輸送ネットワークを考慮した緊急輸送基地を選定し整備していく。

（4）臨時ヘリポート等の確保

孤立した場合等に備え、空からの輸送が迅速になされるよう、町管内に１箇所以上、地震・津波の危険性や緊急輸送ネットワークを考慮した臨時ヘリポート等を確保し、災害時の運用方法、必要な機材等を確保するよう努める。

また、自衛隊等と連携したヘリコプター輸送体制を整備しておく。

（5）緊急通行車両の事前届け出の徹底

災害時の緊急輸送の確保を図るため交通規制がなされた場合、当該区間・区域を通行するためには緊急通行車両の確認がなされる必要がある。この場合、事前に届け出を行い届出済証の交付を受けることで手続が簡略化され､迅速に確認がなされるようになっている。そこで、本計画第２編及び第３編「第１章災害応急対策計画」に基づいて使用する可能性の高い確実な車両をリストアップし、事前届け出の徹底を図る。

（6）災害交通規制の周知

沖縄県警察は、災害時の交通規制実施時の運転者の義務等を県民に周知する。

（7）運送事業者との連携確保

町及び県は、緊急輸送調整業務への運送事業者等の参加、運送事業者等による物資集積拠点の運営（運送事業者等の施設活用を含む）及び被災者の輸送協力について以下の視点から検討し、必要な体制等の整備を推進する。

・被災者の輸送に必要な情報項目、輸送対象者、要請方法等
・物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理や発注方法の標準化
・物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置の支援
・輸送車両への優先的な燃料供給等の環境整備
・輸送協定を締結した民間事業者等の車両の緊急通行車両の事前届け出の普及

（8）緊急輸送活動関係

町及び県は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。また、町、国及び県は、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、町が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他関係機関等に対する周知徹底に努める。

（9）上記（2）を除く生活道路等の通行可否の確認等

各道路管理者は、道路の浸水や土砂崩れ等を速やかに把握するため、監視・観測装置、パトロール体制、道路管理者間相互及び警察等とのリアルタイムな情報共有体制を整備す

るほか、浸水箇所への車両進入による水没事故を防止するため、アンダーパス等への水位センサーと表示板の設置を進める。

5　広報広聴体制の充実（実施主体：総務対策班）

被災地での流言飛語や二次災害を防止するための情報、災害応急対策に関する情報（対策の進捗状況、救援物資についてのお願い、ボランティアの募集等）を被災地内外に的確に発信することは、災害応急対策を円滑に進める上で極めて重要である。そこで、以下の体制を早急に整える。

（1）プレスルームの整備

報道機関を通じての広報については、町、県及び防災関係機関からの情報を迅速・的確に発信するため、プレスルームを設置することとしているが、今後、その活動が円滑になされるようプレスルームの設備を充実する。

（2）災害時の報道機関を通じての広報に関する意見交換会の開催

災害時に町からの情報が的確に報道機関を通じて提供できるよう、報道機関との間で災害時の広報に関する意見交換会を開催する。

（3）パソコン通信・インターネットを通じた情報発信に関する検討

情報化の進展に伴い、インターネット、ツイッター及びLINE等のSNSといった様々な情報伝達手段が普及している。

そこで、町、県及び防災関係機関からの情報をこうした手段を用いて伝達を行う。

（4）手話通訳者、外国語通訳者のリストアップ

聴覚障がい者、外国人に対しても的確な情報を伝達できるよう、手話通訳者及び外国語通訳者をリストアップし、災害時の協力について事前に要請する。

6　防災拠点の整備に関する検討（実施主体：総務対策班、各種公共施設管理者）

防災拠点は、平常時には防災知識の普及啓発、地域防災リーダー等の教育・訓練の場さらには防災資機材や物資備蓄の場であり、災害時には、避難場所や災害応急対策活動及び情報通信等のベースキャンプともなる。

このため、自治会の区域にはコミュニティ防災拠点を、小学校区又は中学校区には地域防災拠点を確保する必要があり、これらの整備を推進していく。

町内の各種公共施設については、災害時の避難所としての機能を拡充し、被災者の生活利便性向上に努める。

7　町の業務継続性の確保（実施主体：総務対策班、県）

町、県及び防災関係機関は、災害時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画を策定し、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。

また、実効性ある業務継続体制とするため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し及び計画の改定などを行う。

特に、町は災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確

な順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・飲料水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

さらに、以下の各種データ及びそれらのデータを扱うシステム等の総合的な整備保全やバックアップ体制の整備を進める。

（1）戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等の情報、測量図面及び情報図面等データ

（2）不動産登記の保全等

第３款　個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実

多種多様な災害応急対策活動を迅速かつ円滑に実施するためには、各々の活動に対応したきめ細かな事前措置を施していく必要がある。

また、民間事業者に委託可能な業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくことで、民間事業者のノウハウや能力等を活用し、災害時に迅速かつ効果的に対策を進めることが可能となる。

そこで、各々について以下の対策を講じていくこととする。

なお、町及び県は、災害時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けてあらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておく。

１　生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実（実施主体：総務対策班）

町民の生命・財産への被害を最小限とするためには、情報の伝達、避難誘導、救出救助、緊急医療、消防活動、二次災害防止活動の各々についてきめ細かな事前措置を施していく必要があるため、以下の対策を積極的に推進する。

（1）地震に関する情報の収集・伝達対策の充実

地震による被害をより効果的に防止するためには、緊急地震速報及び地震活動の見通しに関する情報や地震回数に関する情報等を町民に迅速に知らせる体制を整える。

（2）津波に関する情報の収集・伝達対策の充実

津波警報等の収集及び津波浸水想定の対象地域の住民等への伝達体制の充実を図る。

（3）避難誘導対策の充実

町民や旅行者等を危険な建物や地域から安全な場所に避難させるためには、避難誘導に関する対策を町、県、社会福祉施設、学校、不特定多数の者が出入りする施設等においてそれぞれ確立する必要がある。そこで、町としては県や施設管理者等と連携して、以下の対策を推進していく。

ア　社会福祉施設、公立学校、その他公共施設の耐震補強と避難体制の再点検

イ　医療機関、社会福祉施設、宿泊施設、観光施設、不特定多数の者が利用する施設等の避難体制の再点検

ウ　高齢者、障がい者、外国人のための避難マニュアルの作成

エ　耐震性のある町立施設の避難所指定

オ　避難経路沿線施設の耐震性についての点検及び改修促進

カ　新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等への対応

町は、県及び南部保健所と連携し、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時からハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

（4）救出救助対策の充実

建物や土砂の中に生き埋めとなった者、危険な地域に孤立した者を迅速に救出救助できるよう、町としては以下の対策を推進していくこととする。

ア　県、東部消防組合消防本部、警察、自衛隊との図上演習を含む合同救出救助訓練の実施（総合防災訓練に含む）

イ　県に対する自主防災組織用の救出救助用資機材の借用依頼

（5）緊急医療対策の充実

大きな地震等により多数の負傷者が発生し、同時に医療機関もライフラインの停止等で機能麻痺に陥ることを想定すると、負傷者に対して迅速・的確に医療処置を施すためには、災害に強い医療施設・設備を整備するとともに、限られた医療資源を有効に活用できる対策を講じていく必要がある。

そのために、行政機関と医師会等医療関係者の連携のもとに協定を締結し、総合的な緊急医療対策を検討していく。なお、当面は町として以下の対策を推進する。

ア　地震・津波、風水害の被害想定、初動期を念頭においた緊急医薬品等の備蓄の推進

イ　第２次、第３次救急医療施設への軽傷患者の過集中の防止対策

ウ　医療機関の被災状況、稼働状況、医薬品に関する情報その他円滑な緊急医療活動に関する情報を一元化し提供するための対策

エ　地震・津波、風水害の危険性、被害想定の予測負傷者を踏まえた災害拠点病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設における応急医療体制の整備及び３日分の医薬品・医療資機材・非常電源用燃料等の備蓄並びにヘリポートの整備

オ　災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握できる広域災害・救急医療情報システムの整備及びシステム操作等の研修・訓練の推進

カ　慢性疾患患者の円滑な広域搬送体制の確保（関係機関との合同訓練等を含む）

２　大規模停電への備え（実施主体：重要施設管理者）

病院や要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

３　被災者の保護・救援のための事前措置の充実（実施主体：総務対策班、県）

被災者に対してきめ細かな保護・救援を迅速に行うため、以下の対策を推進する。

（1）学校の防災拠点化の推進

学校が地域の防災拠点として機能するためには、次の点に留意する必要がある。

ア　無線設備の整備
イ　教職員の役割の事前規定
ウ　学校給食共同調理場の調理機能の強化
エ　保健室の緊急医療機能（応急処置等）の強化
オ　シャワー室、和室、簡易ベッド及び車いす用トイレの整備
カ　学校プールの通年貯水（消火用、断水時の生活用水用）及び浄化施設の整備
キ　給水用・消火用井戸、雨水利用設備、貯水槽、非常用電源、テレビ・ラジオ及び備蓄倉庫の整備
ク　施設の耐震化及びバリアフリー化

（2）緊急避難場所・指定避難所の指定・整備

ア　緊急避難場所・指定避難所の指定

町は、各種災害から危険を回避するための指定緊急避難場所及び被災住民が一時滞在するための指定避難所を指定する。指定に当たっては、災害対策基本法施行令で定める指定緊急避難場所及び指定避難所の基準に適合するように留意する。

また、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定、取り消し又は当該施設の重要な変更を行う場合は知事への通知及び公示を行う。

指定避難所については、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な施設等をあらかじめ指定する。

なお、指定避難所は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

イ　緊急避難場所・指定避難所の整備

町は、指定緊急避難場所及び指定避難所の安全性の強化に努める。

また、町は指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

学校を指定避難所に指定する場合は、教育活動の場であることに配慮し、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所としての利用方法等について教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

また、町は、指定避難所となる施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努める。なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。さらに、必要な場合には、県等が所有する施設の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

ウ　緊急避難場所・指定避難所の周知

指定緊急避難場所に円滑に避難するために必要な情報を防災マップ等で住民等に周知する。また、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るほか、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底に努める。

町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

（3）福祉避難所のリストアップと活用

ア　福祉避難所のリストアップ

町は、一般の避難所でのケアが困難な高齢者・障がい者等を専用に受け入れる介護保険施設、障がい者支援施設等を福祉避難所として指定しておく。

また、社会福祉施設の被災により、高齢者、障がい者の要配慮者が当該地域で保健福祉サービスを受けることができない場合に被災地外の社会福祉施設等で一時的に保健福祉サービスを受けるため、介護保険施設、障がい者支援施設等の中から受入れ候補施設を事前にリストアップし、受入体制を協議しておく。

イ　福祉避難所の活用による要配慮者の円滑な避難の確保

福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。

町は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

（4）家庭、社会福祉施設、医療機関、宿泊施設等への備蓄の啓発

災害発生初期の段階においては、各々が備蓄する食料、飲料水、生活必需品により生活の確保を図る体制を強化する必要がある。そのため、家庭、社会福祉施設、医療機関及び宿泊施設等に対して、物資の調達体制が確立するまでの間（おおむね最低７日間）、食料、飲料水、生活必需品を各々において備蓄に努めるよう普及・啓発を行う。

（5）応急仮設住宅の迅速な建設のための事前措置

災害により住家を失った人に対して迅速に応急仮設住宅を提供できるよう、プレハブ建築協会等との間での協定の締結を図る。

また、供給可能量を把握し、調達供給体制を整備しておく。

町は、地震・津波被害想定による被災戸数から仮設住宅の必要量を算定し、建設候補地をリストアップしておく。

また、公営住宅や民間賃貸住宅等を活用し、必要に応じて関係団体との協定を締結し、災害時の応急借上住宅として迅速に確保できるようにしておく。

（6）物価の安定等のための事前措置

町及び県は、災害時、物価の安定等を図るため、大規模小売店及びガソリンスタンド等の営業状況の把握等を行うこととしている。これらの活動を迅速に行うため、以下の事前措置を実施する。

ア　災害時に価格監視する物品のリスト化及び監視方法の検討

イ　災害時に営業状況を把握する大規模小売店及びガソリンスタンド等のリスト化

（7）文教対策に関する事前措置

町及び県は、災害時に、文教対策を円滑に行うため以下の事前措置を実施する。

ア　学校等の教育施設が避難所として使用される場合の、その使用のあり方（避難所として開放する場所、学校備品の使用方針等）及び学校職員の行動方針等の検討

イ　時間外災害時の児童、生徒、学生の被災状況の把握方法の検討

ウ　時間外災害時の教職員の被災状況の把握方法の検討

エ　文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導並びに文化財の耐震調査の指導

（8）児童・生徒・園児等の保護等の事前措置

町及び県は、学校等において、災害時における保護者との連絡、児童・生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう努める。

また、町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所・認定こども園等との連絡体制の構築を図るとともに、市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

（9）広域一時滞在等の事前措置

町及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難や一時滞在が可能となるよう、以下の事前措置の実施に努める。

ア　他県、他市町村との広域一時滞在に係る応援協定の締結

イ　災害時の避難者の移送や受入等についての実施要領の作成、運送事業者等との協定の締結

ウ　一時滞在施設の選定、施設の受入能力等の把握

エ　総務省の全国避難者情報システム等を活用した、広域避難者・一時滞在者の所在地等の情報を避難元及び避難先の県及び市町村が把握する体制の整備

オ　放送事業者等と連携した、広域避難者・一時滞在者へ生活情報等を伝達する体制の整備

(10) 家屋被害調査の迅速化

県は、市町村に対し、家屋の被害認定の担当者のための研修等を実施し、災害時の生活再建支援金の支給等に必要な罹災証明書の発行を迅速化する。

町は、家屋被害認定調査担当者の育成、罹災証明業務実施体制の整備、他市町村や関係団体との応援協定の締結等に努める。

(11) 災害廃棄物処理計画の策定

町及び県は、国の災害廃棄物対策指針（平成26年3月）及び沖縄県災害廃棄物処理計画（平成29年3月）を踏まえ、仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等を具体化した災害廃棄物処理計画の策定に努める。

(12) 非常災害指定時の消防用設備等の基準の検討

著しく異常かつ激甚な非常災害で避難所、応急仮設住宅、臨時医療施設が著しく不足する場合には、基本法第86条の２及び第86条の３により、消防法第17条の規定や医療法第４条が除外される災害に指定される場合がある。

このような災害時に、臨時の避難所や応急仮設住宅等を速やかに確保できるように、町及び消防本部は、消防法に準ずる消防用設備等の設置・維持基準を検討しておく。

第４款　消防防災ヘリコプターの整備の検討

地震等大規模災害が発生した場合、被害情報の収集、物資や防災要員の輸送、空中消火活動及び負傷者の搬送等を迅速に行う必要が出てくるが、道路の寸断や渋滞によって陸上からの情報収集や輸送・搬送には大きな障害が発生する可能性が高い。

そこで、県においては、消防防災ヘリコプター基地の整備や消防防災ヘリコプターの導入について、市町村と連携を図り検討していく。

なお、導入によって以下のような災害応急対策活動等を迅速・的確に行うことができる。

１　被害情報の収集（実施主体：県、東部消防組合消防本部）

震度４以上の地震等大規模な災害が発生した場合、直ちに出動し被災地上空からの映像を直接災害対策本部室に電送する。

２　物資や防災要員の輸送（実施主体：県、東部消防組合消防本部）

緊急に輸送が必要な物資や防災要員を現地に迅速に輸送する。

３　負傷者の搬送（実施主体：県、東部消防組合消防本部）

後方医療施設に搬送が必要な負傷者を迅速に搬送する。

４　空中消火活動（実施主体：県、東部消防組合消防本部）

消防車等の進入困難地域や広範囲な火災に迅速に対応する。

なお、運用を円滑に行うために、市町村消防職員による航空隊の訓練・研修、ヘリコプター基地や臨時離発着場の整備、沖縄県警察本部及び自衛隊保有のヘリコプターとの連携体制の確立等を並行して推進する。

第５款　災害ボランティアの活動環境の整備

大規模災害時には、町、防災関係機関とボランティアがともにいかに活動するかが、その後の救援・復興を左右するということが阪神・淡路大震災や東日本大震災で証明された。そのために、行政、地域社会、そしてボランティア（団体）や企業等が普段から取り組むべき計画等を記載する。

１　ボランティア意識の醸成（実施主体：総務対策班、学校教育対策班、町社会福祉協議会、県）

（１）学校教育における取り組み

ボランティア精神の芽を育てるには、幼少期からの教育や体験に勝るものはなく、町及び県は、学校教育に積極的に取り入れていく。

（２）生涯学習を通じての取り組み

町、町社会福祉協議会及び県は、社会教育活動の中でボランティア講座等を開催して、ボランティアへの理解と実践へのきっかけづくりを図るものとする。

２　ボランティアの育成等（実施主体：総務対策班、町社会福祉協議会、県、県社会福祉協議会）

（１）地域ボランティアの育成

ボランティアが効果的な活動を実施するには、被災地内ボランティアが必要であり、町及び町社会福祉協議会は防災ボランティアの活動環境として、ＮＰＯ・ボランティア等の三者で連携し、日常から地域ボランティアの育成に努めるものとする。

ア　地域ボランティアの役割（初動期）

・被災地外ボランティアの現地誘導
・ボランティアの受付
・ボランティア組織の形成を支援

（２）専門ボランティアの登録等

ア　町及び県は、災害時におけるボランティアの迅速かつ有効な活用を図るため、防災ボランティアの活動環境として、行政・ＮＰＯ・ボランティア等の三者で連携し、医療業務、看護業務、通訳、無線通信、被災建築物（被災宅地）応急危険度判定等の専門的な資格や技能を有する者（以下「専門ボランティア」）という。）を平常時から登録し、把握に努める。

イ　町及び県は、ボランティアとして登録されている専門ボランティアに対して、その防災に関する知識及び技術の向上を図るため、研修、訓練等に努める。

（３）ボランティアコーディネーターの養成

町及び県は、日本赤十字社沖縄県支部・南風原町赤十字奉仕団及び県・町社会福祉協議会と連携し、災害時にボランティアを指導し、効果的な活動が行えるようボランティアコーディネーターの養成に努めるものとする。

３　ボランティア支援対策（実施主体：総務対策班、町社会福祉協議会、県、県社会福祉協議会）

（１）町及び町社会福祉協議会は、県及び県社会福祉協議会と連携して、災害時に殺到するボランティアの受付場所、受付要員等の防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、活動拠点について準備・指定しておく。

（２）町及び町社会福祉協議会は、災害後のボランティアニーズについて想定しておき、ボランティアの自主性を尊重しつつ、初動期のボランティア活動が迅速に行われるようにしておく。

（３）町及び町社会福祉協議会は、町内のボランティア（団体）を登録、把握するとともに、水防法や土砂災害防止法等に基づいて、ボランティア活動を支援していく。
また、ボランティアが被災地において相互に連携し、迅速かつ機能的な活動が行えるよう、平常時から研修や交流の機会を提供して、ボランティア相互間の連絡体制等ネットワーク化を図る。

（４）町、県及び町・県社会福祉協議会は、ボランティアが安心して活動できるよう、活動上の安全確保を図るとともに、ボランティア保険制度の周知を図るなど、加入促進に努める。町は、ボランティア保険の加入に際して、保険料負担や金銭面の支援を検討する。

（５）町及び町社会福祉協議会の災害時のボランティアの支援については、別に定める「沖縄県防災対応マニュアル」による。

（６）町は、ボランティアと連携し、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

（７）町、県及び関係機関は、特に風水害時においては、建物内に堆積した泥の排除等、各家庭の清掃等への協力に努める。

第６款　要配慮者の安全確保

高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に対しては、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等の様々な面で配慮が必要である。このため、平常時から地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めることが重要である。

特に高齢者、障がい者等の避難行動要支援者等については、事前の個別避難計画を策定するなど、特に配慮するとともに、避難場所での健康管理、応急仮設住宅への優先的入居等を行える体制等の整備に努める。

１　社会福祉施設等における安全確保（実施主体：総務対策班、福祉対策班、各施設管理者）

社会福祉施設、幼稚園及び保育所における、寝たきりや手足の不自由な高齢者、身体障がい、知的障がい及び精神障がいの児童・成人、あるいは乳幼児の安全を図るためには次の防災対策を講じておく。

（1）要配慮者利用施設の把握

町は、災害時の、要配慮者の避難対策等について、施設管理者及び福祉関係団体等の対応や連携協力方法等の確立に努める。

特に、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、水防法や土砂災害防止法等に基づいて、土砂災害に関する情報、予報及び警報等の伝達に関する事項、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地を明記し、危険箇所内の要配慮者の円滑な避難体制の整備を徹底する。

（2）施設、設備等の整備及び安全点検

施設の管理者は、災害時に要配慮者が安全で円滑に避難できるよう、また、施設自体の崩壊や火災の発生を防止するため、施設や付属設備等の整備や常時点検に努める。

また、当該区域内の要配慮者が安全に避難するための、要配慮者利用施設における避難確保計画を作成する。

（3）地域社会との連携

災害時の避難に当たっては施設職員だけでは対応が不十分であり、常に施設と地域社会との連携を密にし、災害時には地域住民の協力が得られる体制づくりを行う。

（4）緊急連絡先の整備

災害時には保護者または家族と確実に連絡がとれるよう緊急連絡先の整備を行う。

（5）災害用備蓄等の推進

長時間にわたりライフラインや医療品、食料等の確保ができない事態を想定し、非常電源、医療品及び非常用食料等の確保に努める。

2　在宅で介護を必要とする者の安全確保（実施主体：総務対策班、福祉対策班）

心身に障がいを有する者（児童を含む。以下同じ）、あるいは長期にわたり寝たきりの状態にあり、認知症を有する高齢者については、身体諸機能の障がいによる移動困難及び判断能力の減退等による行動困難等が認められることに配慮して対応する。また、常時単身で日常生活を営む高齢者についても生活環境の面から災害時には特別の配慮をする。

3　避難行動要支援者の避難支援体制の整備（実施主体：総務対策班、福祉対策班）

町は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について以下に定める。

避難行動要支援者名簿の作成・活用及び個別避難計画の策定に当たっては、災害対策基本法及び「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（令和３年５月改定内閣府）に基づくものとする。

（1）避難支援体制の基本事項

ア　避難支援を行う関係者の範囲

消防機関、都道府県警察、民生委員、町社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者

イ　避難行動要支援者の対象範囲

町に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの。

ウ　避難行動要支援者の名簿作成に必要な個人情報の範囲と入手方法

名簿には避難行動要支援者に関する、次の情報を記載する。

（ア）氏名
（イ）生年月日
（ウ）性別
（エ）住所又は居住
（オ）電話番号その他連絡先
（カ）避難支援を必要とする事由
（キ）避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

基本法に基づき、町は関係部署で把握している避難行動要支援者情報の集約に努める。また、町で把握していない難病患者等の避難行動要支援者情報については、必要に応じ県に対して情報提供を求める。

エ　避難行動要支援者の名簿の更新要領

避難行動要支援者の状況は常に変化しうるため、定期的に更新することとし、転居、転出及び死亡等による住民登録の変更等が確認された場合は、速やかに福祉担当部局において名簿を更新し、不要となった更新前の名簿は返却を求め、適正に廃棄する。

オ　避難行動要支援者の名簿提供における情報漏えい防止措置

（ア）町における名簿情報の適正管理

町内部における名簿情報の管理について、町個人情報保護条例、町情報セキュリティーポリシーを遵守し、適正に管理する。

（イ）町における名簿情報の適正管理

町は避難支援等関係者への名簿の提供に際し、避難支援等関係者が適正な管理を行うよう、以下の措置を講ずるよう求める。

ａ　名簿の管理者を決め、管理者の管理のもとで名簿を使用する。
ｂ　名簿を施錠可能な場所で保管する。
ｃ　名簿の紛失、破損又は改ざんその他事故が起こらないよう防止する。
ｄ　名簿を複写しない。
ｅ　町から名簿の返却を求められた時は、速やかに町に返却する。
ｆ　町に名簿情報の取扱を報告する。
ｇ　避難行動要支援者に関する情報を第三者に提供しない。

ただし、本人の同意がある場合や、生命、身体または財産の安全を守るため、堅急かつやむを得ないと認められる場合は、この限りではない。

カ　要配慮者が円滑に避難するための情報伝達等における配慮事項

災害発生時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難できるよう、本款に基づき高齢者等避難、避難指示等を行う。町は高齢者等避難等が避難行動要支援者へ伝達されるよう情報伝達体制の整備に努める。

キ　避難支援者の安全確保対策

避難支援者本人又はその家族等の生命及び身体の安全確保を最優先とし、災害発生

時に可能な範囲で避難支援等を行う。ただし、避難支援者は災害時の避難行動の支援に法的な責任や義務を負うものではない。

（2）避難行動要支援者名簿及び個別避難計画

ア　避難行動要支援者名簿

（ア）避難行動要支援者名簿の作成

町は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している町社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者と連携して平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

（イ）避難行動要支援者名簿の提供等

町は、消防機関、沖縄県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意、または、町の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練等を実施する。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

イ　個別避難計画

（ア）個別避難計画の作成

町は、避難行動要支援者を迅速に避難させるため、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している町社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、予め誰がどのように避難支援するか、一人ひとりの個別避難計画を作成・運用に努める。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

（イ）個別避難計画の提供等

町は、消防機関、沖縄県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、あらかじめ個別避難計画を提供する。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練等を実施する。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

（3）防災についての指導・啓発

広報等を通じ、要配慮者をはじめ、家族、地域住民に対する啓発活動を行う。

ア　要配慮者及びその家族に対する指導・啓発

・日常生活において常に防災に対する理解を深め、また日頃から対策を講じておくこと。

・地域において防災訓練等が実施される場合は積極的に参加すること。

イ　地域住民に対する指導・啓発

・地域在住の要配慮者の把握に努め、その支援体制を平素から準備すること。

・発災時には要配慮者の安全確保に協力すること。

ウ　町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また、町は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

3　不特定多数の者が利用する施設における安全確保（実施主体：総務対策班、福祉対策班）

不特定多数の者が利用する施設等には、高齢者や障がい者、外国人等のように災害時には自力で避難することが困難な人々が多く出入りしていることから、これらの人々の安全を確保するためには、日頃から十分な防災対策を講じておく。

（1）施設設備等の整備

施設の管理者は、災害時に要配慮者が安全で円滑に施設等から避難できるよう高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等に基づき、施設や付属設備等の整備に努める。

（2）施設、設備等の安全点検

施設の管理者は、災害時に施設自体が崩壊したり、火災が発生したりすることのないよう施設や付属設備等の常時点検に努める。

第７款　観光客・旅行者等の安全確保

町、県、防災関係機関及び観光施設、宿泊施設及び交通施設等の管理者は、観光客・旅行者等の行動特性を考慮し、地理不案内な観光客・旅行者等や日本語を解さない外国人等が災害に遭遇した場合を想定した安全確保対策を事前に推進する。

1　観光客・旅行者等の安全確保（実施主体：総務対策班、産業振興対策班、県、各施設管理者等）

（1）避難標識等の整備

町及び県は、避難場所・避難路等の標識が、観光客・旅行者等にも容易に判別できる統一的な図記号を使用した標識とし、その安全確保に努める。

町、観光施設、宿泊施設及び交通施設等の管理者は、避難誘導標識の配置、管理施設への海抜表示及びハザードマップの掲示等を推進するほか、県、観光協会、交通機関（航空機、フェリー、モノレール等）、レンタカー会社及びガソリンスタンド等と連携して、地震・津波発生時の避難行動や避難場所等の情報を、ホームページや観光マップ等を利用して観光客・旅行者等へ周知する。

（2）観光客・旅行者・宿泊客の避難誘導・帰宅支援体制の整備

観光施設、交通施設、宿泊施設等の施設管理者は、地震・津波災害時の避難誘導マニュアルや避難支援体制を事前に整備しておくなど、観光・宿泊客の安全を確保することにとどまらず、交通機関の被災等で、帰宅困難となった多数の観光客等が待機できるよう平素から食料・飲料水・被服寝具等など生活必需品の備蓄に努めるものとする。

また、県と連携して、観光客等に津波警報や避難情報等を即時配信できるシステムの導入に努める。

（3）観光関連施設の耐震化促進

町及び県は観光関連団体と連携し、観光関連施設の耐震診断及び改修に係る広報及び相談、支援策の実施に努める。

2　外国人の安全確保（実施主体：総務対策班、産業振興対策班、国、県）

町及び県は、国際化の進展に伴い、本町に居住・来訪する外国人が増加していることをふまえ、言語・文化・生活環境の異なる外国人の災害時における被害を最小限にとどめ、的確な行動がとれる防災環境づくりに努める。

また、国や県等と協力し、研修を通じて災害時に災害の状況や生活支援等に関する情報を提供し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。

（1）外国人への防災知識の普及

避難誘導標識等への外国語の併記や、外国語のハザードマップ及び防災パンフレットを作成し､外国人に配布する等の方法により外国人に対し防災知識の普及･啓発を図る。

（2）外国語通訳ボランティアの活用体制の整備

災害時における外国語通訳ボランティアの事前登録等、通訳ボランティアの活用体制の整備を図る。

3　観光危機管理体制の整備（実施主体：総務対策班、産業振興対策班、県、観光関連団体等）

（1）観光危機管理の普及、対策の促進

町は県及び観光関連団体等と連携して観光危機管理に関する知識等の普及啓発を図る。

（2）観光危機情報提供体制の整備

町は、国、県及び観光関連団体等と連携し、地震・津波等の観光危機発生時に観光客が必要とする各種情報を収集し、要支援観光客や交通手段などにも配慮しつつ総合的かつ迅速に、情報発信を行える体制を整備する。

また、危機発生時に、県、市町村、(一財)沖縄観光コンベンションビューロー、町観光協会、観光関連団体・事業者等間の通信を確保できるよう、非常用通信手段の整備に努める。

第５節　避難体制等の整備

災害により、町民や旅行者等の生命・身体を保護するとともに、災害の拡大を防止し、危険な建物及び地域から安全な場所に避難させるため、避難に関する指示を行い、関係機関と協力して、町民や旅行者等の避難誘導を行い被害防止に努める。

また、避難所等に職員を派遣し、収容者の整理や誘導に当たるほか、社会福祉施設、学校、不特定多数の者が出入りする施設等においても、避難誘導体制の確立を図る。

１　基本的事項（実施主体：総務対策班、東部消防組合消防本部、各施設管理者）

（１）避難体制の整備

ア　町の役割

（ア）避難所の選定（避難場所については、参考資料－16 参照）

（イ）避難所の開設及び運営方法の確立

（ウ）避難所の安全確保

（エ）町民や旅行者等への周知

（オ）警報、避難情報等の伝達内容・手段、避難誘導体制の整備

（カ）災害リスクのある区域に絞った避難指示等の発令対象区域の設定、避難指示等の判断基準等の明確化、国及び県等への避難指示等の判断の助言を求める際の連絡調整窓口及び連絡方法等の整備

（キ）高齢者、障がい者、外国人のための避難マニュアルの作成

（ク）避難経路の点検及びマップの作成

（ケ）避難心得の周知（携帯品、その他心得）

特に、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、宿泊施設等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

高齢者等の避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化するため、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を伝達する。

イ　社会福祉施設、病院、学校、観光・宿泊施設、不特定多数の者が出入りする施設等の管理者の実施すべき対策

（ア）避難・誘導計画の作成

（イ）避難・誘導体制の整備

（２）避難場所の整備等

ア　避難所の指定、整備

町は、災害時の避難に備え、次により避難所の整備をしておく。

（ア）避難所は、公立の学校、公民館、公園、公共施設、宿泊施設等とし、できるだけ炊き出し可能な既存建物を使用する。

（イ）避難所として使用する建物については、バリアフリー設備を確保するとともに定期的にその現況を調査する。

（ウ）避難場所の選定に当たっては、洪水等の浸水想定区域、土砂災害警戒区域・危険箇所等を考慮する。

（エ）避難所に適する施設がないところについては、簡易宿泊施設及び天幕を設置する場所を選定する。

（オ）町内に適当な場所がない場合は、県及び隣接市町村と協議して避難所の予定施設又は場所を定める。

（カ）避難所の予定施設又は場所については、あらかじめ土地、建物、所有者又は管理者の了解を受けておく。

イ　広域避難場所等の指定

町は、災害時の避難に備え、以下により避難場所を指定しておく。

（ア）町は、火災等が拡大し、生命に危険が及ぶような場合に備えて、一時的な避難場所として、公園等のスペースを指定しておく。避難場所の指定は、以下の基準による。

a　周辺市街地大火による輻射熱に対し、安全を確保できる有効面積があること。

b　災害時に避難者の安全を著しく損なうおそれのある施設が、避難場所に存在しないこと。

c　避難場所内の利用可能な避難空間については、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策を踏まえ、できる限り過密とならない広さを確保すること。

d　避難場所ごとの地区割計画を作成する。

（イ）町は、避難路の指定避難場所ごとに、延焼火災等に対して十分な安全性を有する避難路を指定し、沿道の不燃化を促進するものとする。

第６節　道路事故災害予防計画

１　道路事故災害予防（実施主体：土木対策班、道路管理者、与那原警察署、沖縄県警察）

（１）危険箇所の点検・補修

道路管理者は、道路構造物や沿道斜面等を定期的に点検・調査し、異常箇所の補修・改良、危険箇所の防災対策を行う。

（２）体制・資機材の整備等

道路管理者及び沖縄県警察は、大規模事故発生時の情報収集・伝達、交通規制、復旧等を速やかに行うため、情報の連絡、提供体制、対策資機材等の整備に努める。

【第２編　地震・津波編】

第１章　災害応急対策計画

災害応急対策計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、防災に関する組織、気象警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助、交通輸送等について計画し、その迅速な実施を図るものとする。

第１節　組織計画

この計画は、本町の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を行うための組織及び編成に関するものである。

１　町防災会議

町長を会長として、基本法第16条第６項に基づき組織され、その所掌事務は、町防災計画の作成並びにその実施の推進を図るとともに、災害情報の収集等をつかさどる。

２　災害警戒本部

（１）所掌事務

総務部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その災害の程度が災害対策本部を設置するに至らない時は、自らを本部長とする災害警戒本部を町役場内に設置し、警戒体制をとるものとする。

災害警戒本部の所掌事務は、災害対策本部の所掌事務に準拠し、各種災害予防対策及び応急対策を関係機関等と連携して実施する。

（２）本部の設置・配置決定

災害警戒本部の設置基準は以下のとおりとする。

ア　町域に津波注意報又は震度４の地震が発生した時。

イ　警報切替に備え、警戒が必要になった時。

ウ　情報収集が必要になった時。

エ　局所的に軽微な被害が発生した時。

（３）組織・運営

ア　組織

警戒本部には、警戒本部長、副本部長、本部員を除き、必要に応じて各警戒部を設置する。

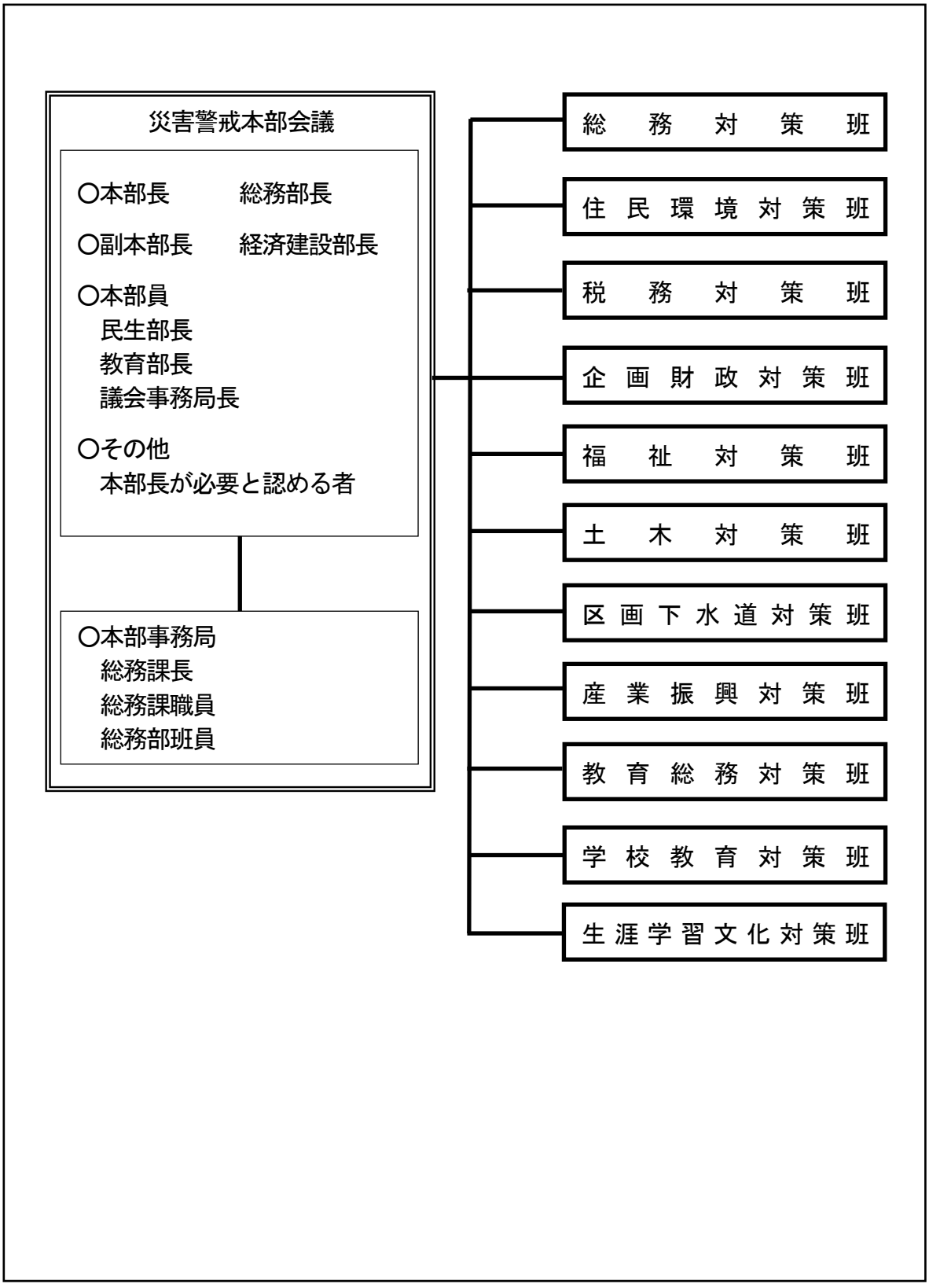
警戒本部長は、本部の事務を総括し、本部員その他の職員を指揮監督する。

副本部長は、警戒本部長を補佐し、警戒本部長に事故がある時は、その職務を代理する。

本部員は、警戒本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事し、部の事務を掌理するとともに、部職員を指揮監督する。

表１

災害警戒本部組織図



イ　警戒本部会議の開催

警戒本部長は、必要に応じて警戒本部会議を開催し、副本部長及び本部員は、指定の会議場所に参集する。災害警戒本部会議の報告、協議事項は、その都度災害の状況に応じて、本部長もしくは本部員が提議し、災害情報や被害状況、災害予防対策及び応急対策に関する情報共有や基本方針を決定する。

（4）配備

ア　警戒配備要員

警戒本部長は、警戒本部を設置した場合、災害に応じて必要な警戒配備要員を招集する。総務課長は、警戒配備要員へ参集するよう連絡し、出勤者名簿を作成する。

また、警戒配備要員は、出張、体調不良及びその他の理由により出勤できない時は、所属部長の許可を得て、他の職員と交代することができる。

イ　臨時配備要員

警戒態勢強化のため、警戒配備要員以外の職員を配備させる必要がある時は、各部局職員から臨時配備要員を指名し、各自主避難所の開設及び運営について、主事級から主幹級までの職員から臨時配備要員を指名して配備する。

（5）活動

警戒本部長は、配備した要員をもって役割分担に応じた警戒活動を迅速かつ的確に実施する。

また、東部消防組合消防本部と密接に連携し、軽微な災害が発生した場合は協力して応急措置を行う。

なお、警戒本部設置時における被害調査は、総務課の指示により行う。

（6）自主避難所の開設及び運営

警戒本部を設置し、避難情報（高齢者等避難、避難指示等）を発令した場合等においては、あわせて自主避難所の開設を行う。各自主避難所は、福祉対策班及び教育総務対策班、学校教育対策班、生涯学習文化対策班から臨時配備要員を派遣して開設及び運営する。

（7）災害対策本部への移行

警戒本部長は、警戒配備から災害対策本部への移行が必要であると認めた場合は、町長に状況を説明し、町長は災害対策本部の設置（警戒本部の解散）と配備を決定する。

（8）警戒本部の廃止

警戒本部長は、災害の危険が解消され警戒の必要が無くなったと判断した場合、または応急措置を終了した場合は警戒本部を閉鎖し、警戒配備要員の出動名簿、被害状況、対策活動状況を必要に応じて町長に報告する。また、閉鎖後速やかに総務課長は、警戒配備要員へその旨を連絡する。

警戒本部廃止後も継続して行う各班の災害対応事務については、平常時の事務分掌に沿って各課へ事務の引継ぎを行う。

3　災害対策本部

（1）所掌事務

町長を本部長として、南風原町災害対策本部条例の規定に基づき組織され、防災会議と緊密な連携のもとに町域にかかる災害予防及び災害応急対策を実施する。

（2）町本部の設置

南風原町災害対策本部（以下「町本部」という）は、次のような災害が発生し、又は発生するおそれがある時、町長が設置するものとする。

ア　気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく暴風、大雨又は洪水その他警報が発表され、かつ重大な災害の発生するおそれがある時。

イ　大規模な災害の発生が予想され、その対策を要する時。

ウ　災害が発生し、その規模及び範囲から判断し、町本部を設置して対策の実施が必要とする時。

（3）町本部の閉鎖

町本部は、災害応急対策を一応終了し、又は、災害発生のおそれがなくなった時閉鎖する。

（4）町本部の設置、閉鎖の通知

町本部を設置又は閉鎖した時は、県、関係機関、町民に対し、次により通知公表するものとする。

担当班	通知・公表先	通知・公表方法
総務対策班	町各部課長	庁内放送、電話その他迅速な方法
	県	電話その他迅速な放送
	与那原警察署	〃
	報道機関	〃
	住　民	防災行政無線、広報車、各自治会の放送施設使用による方法等
	その他必要と認める機関	その他迅速な方法

（5）組織

ア　町本部に町本部長及び副本部長をおき、町本部長は、町長を、副本部長は副町長及び教育長をもってあてる。町本部長に事故ある時は、副本部長（副町長）をもってあてる。

イ　町本部に、本部会議をおき、町本部長、副本部長、政策調整監、各部長、その他本部長が必要と認める者をもって構成し町本部長がこれを招集する。

ウ　本部会議において、協議すべき事項は、次のとおりとする。

（ア）災害予防、災害応急対策の実施に関する重要な事項。

（イ）その他、町本部長が必要と認める事項。

エ　町本部の組織構成及び所掌事務は、表−２（P107）、及び表−３（P108）のとおりとする。

オ　各班は、原則として町本部の設置と同時に設置されるものとする。ただし、災害の種別、規模、性質等により町本部長が指示した班は、設置されないものとする。

（6）配備の指定及び区分

ア　町本部長は、町本部を設置した時は、直ちに配備の規模を指定する。ただし、町本部長の指定がない場合でも、その状況に応じて、各部長においてその配備を決定することができる。この場合各部長は、直ちに町本部長（事務局）に報告しなければならない。

イ　配備区分は、おおむね次の基準による。

配備体制	配　備　基　準	配　備　要　員
第１配備 〈準備体制〉	・気象情報等により災害の発生が予想される事態であるが災害発生まで多少の時間的余裕がある場合	・各班の情報担当及び連絡担当要員は配置につく ・その他の職員は待機の体制をとる
第２配備 〈警戒救助体制〉	・当町域に災害が発生するおそれがあり警戒を要する場合 ・沖縄気象台が当町を含む地域で震度５弱を観測し、発表した場合	・各班の警戒本部要員は配置につき、災害発生とともに災害応急活動が開始される体制とする
第３配備 （災害対策本部） 〈非常体制〉	・相当規模の災害が発生した場合 ・沖縄気象台が当町を含む地域に震度５強以上を発表した場合	・動員可能な全職員をもって当たるもので完全な非常体制とする

（7）配備要員及び指名

ア　町の配備要員は、表－２（P103）のとおりとする。ただし、この配備要員は、災害の実情により、増減することができるものとする。

イ　各部長は、災害対策要員のうちから配備の規模に応ずる配備要員をあらかじめ指名しておくものとする。

ウ　各部長は、必要に応じ、配備要員名簿を作成し、総務部長に提出するものとする。なお配備要員に異動があった場合は、そのつど修正のうえ、総務部長に通知するものとする。

（8）動員方法

ア　町本部長は、気象予警報及び災害発生のおそれのある異常現象等の通知を受けた場合で、大きな災害が発生するおそれがあると認めた時は、直ちに本部会議を招集し、災害対策要員の配備指定、その他応急対策に必要な事項を決定するものとする。

イ　本部会議の招集に関する事務は、総務部長が行う。

ウ　総務部長は、町本部が設置され、対策要員の配備規模が決定された時は、その旨、各部長に通知するものとする。

エ　通知を受けた各部長は、直ちに部内の配備要員に対し、その旨、通知するものとする。

オ　通知を受けた配備要員は、直ちに所定の配備につくものとする。

カ　各部長は、あらかじめ部内の非常招集系統を確立しておくものとする。なお、非常招集系統については、配備要員名簿を併記し、総務部長に提出しておくものとする。

（参考資料－９参照）

（9）非常登庁

職員は、勤務時間外及び休日において、災害が発生し、または、災害が発生するおそれがあることを知った時は、すすんで所属長と連絡をとり、又は自らの判断により登庁するものとする。

ア　夜間及び休日等における配備

（ア）非常参集

各班の配備編成計画により参集が必要な職員は、夜間、休日等勤務時間外において、災害が発生した時又は発生するおそれがあることを知った時、以後の状況の推移に注意し、すすんで所属の各部班と連絡をとり、又は自らの判断で所属機関に参集する。

また、全職員は、非常体制に対応する災害の発生又は発生するおそれがあることを知った時は、自ら所属機関に参集する。

交通の途絶等により所属機関への参集が不可能な場合には、参集可能な避難所等に参集し応急対策に当たる。

（イ）災害初期の災害対策要員の確保

災害初期の情報の収集・伝達、町本部の設置、防災関係機関との連絡調整等初動対応を迅速に行うため、あらかじめ町役場近隣居住職員の中から災害初期の災害対策要員（情報・初期対応要員）を指定しておくものとする。

表２

本部組織図

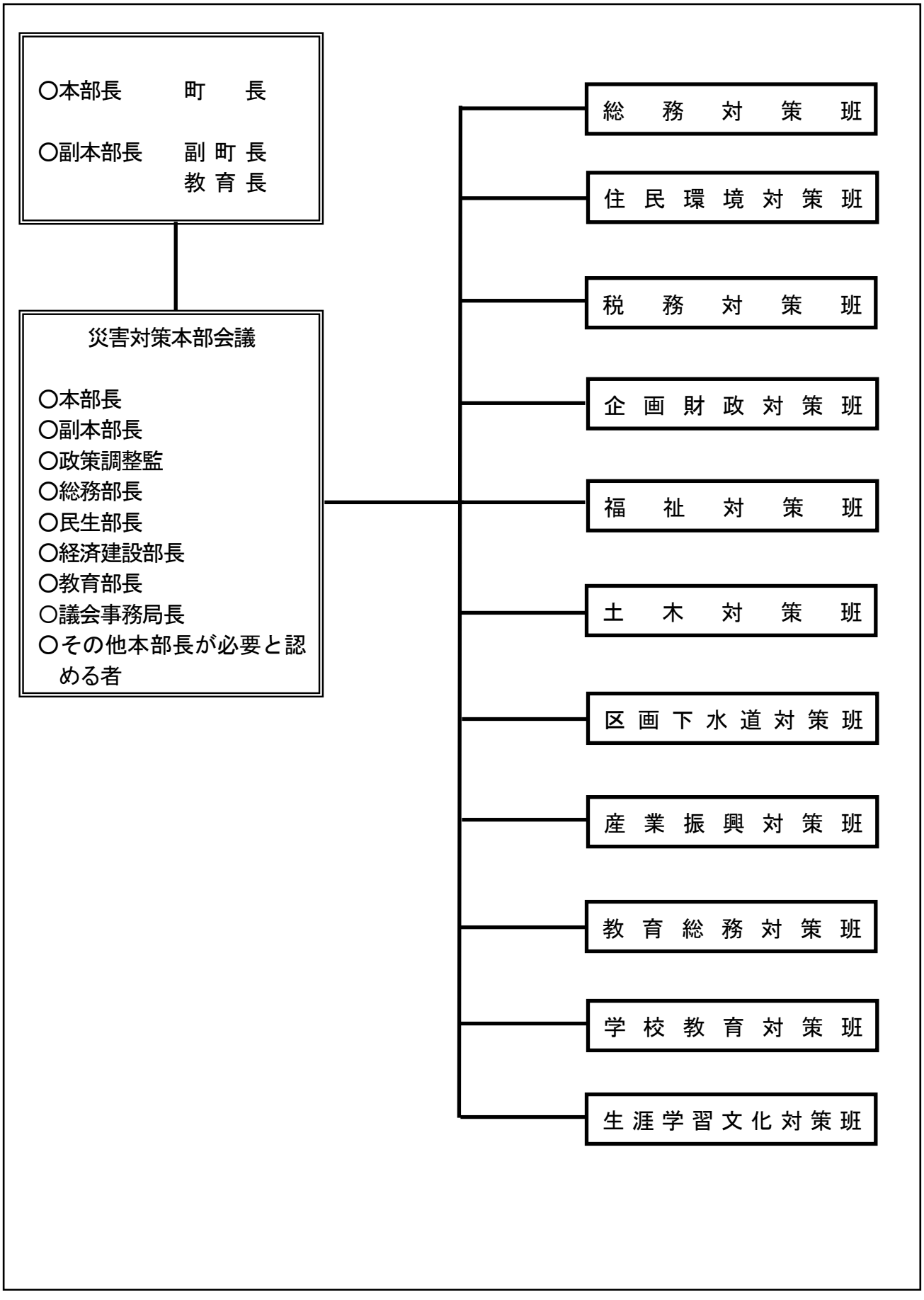

〇本部長　町　長
〇副本部長　副町長
教育長
災害対策本部会議
〇本部長
〇副本部長
〇政策調整監
〇総務部長
〇民生部長
〇経済建設部長
〇教育部長
〇議会事務局長
〇その他本部長が必要と認める者
総務対策班
住民環境対策班
税務対策班
企画財政対策班
福祉対策班
土木対策班
区画下水道対策班
産業振興対策班
教育総務対策班
学校教育対策班
生涯学習文化対策班

表３

町本部等（警戒本部）掌握事務及び組織機構

災害対策組織					所掌事務	配備要員数			
部	部長	対策班名	班長	班員		警戒配備	第１配備	第２配備	第３配備
総務部	総務部長	総務対策班	総務課長	総務課・議会事務局職員	①本部会議に関すること ②本部の設置及び解散に関すること ③防災会議、その他防災関係機関への連絡及び協力要請に関すること ④部内及び各部への連絡調整に関すること ⑤災害に関する情報の総括、被害状況等の収集に関すること ⑥国、県その他関係機関に対する被害調査報告に関すること ⑦職員の非常招集、服務に関すること ⑧自衛隊の災害派遣要請要求及び受入に関すること ⑨気象情報等の収集、広報伝達に関すること ⑩配備要員の動員、配置に関すること ⑪災害見舞い、視察者の応接に関すること ⑫各部班の所掌事務に関すること ⑬その他所管の被害状況等の調査、対策業務に関する各担当部長への報告に関すること ⑭災害時の各部班への応援に関すること ⑮その他、他の部・班に属さないこと	３	３	７	全員
		住民環境対策班	住民環境課長	住民環境課職員	①ごみ及びし尿収集運搬、処理に関すること ②災害地域の環境衛生に関わる防疫に関すること ③浸水家屋の衛生消毒に関すること ④動物の死骸の収容及びその処置に関すること ⑤動物の保護、収容に関すること ⑥感染症に関する関係機関との連絡調整に関すること ⑦死体の埋火葬の許可に関すること ⑧遺体の収容及び埋葬等に関すること ⑨その他所管の被害状況等の調査、対策業務に関する各担当部長への報告に関すること ⑩災害時の各部班への応援に関すること	必要に応じて	２	４	全員
		税務対策班	税務課長	税務課職員	①被災者に対する町税の徴収猶予及び減免に関すること ②土地家屋等の被害状況の調査、収集に関すること ③罹災証明の発行に関すること ④その他所管の被害状況等の調査、対策業務に関する各担当部長への報告に関すること ⑤災害時の各部班への応援に関すること	０	必要に応じて	４	全員
		企画財政対策班	企画財政課長	企画財政課・会計課職員	①災害に必要な経費の予算措置に関すること ②災害対策本部の会計事務に関すること ③義援金の受領及び配分に関すること ④その他の被害状況等の調査、対策業務に関する各担当部長への報告に関すること ⑤災害時の各部班への応援に関すること	０	必要に応じて	５	全員

災害対策組織					所掌事務	配備要員数			
部	部長	対策班名	班長	班員		警戒配備	第1配備	第2配備	第3配備
民生部	民生部長	福祉対策班	こども課長	こども課・保健福祉課・国保年金課職員	①社会福祉協議会、災害救助活動に協力する団体、日本赤十字、その他機関との連絡調整に関すること ②応急食料及び生活必需品等の調達及び管理に関すること ③災害救助法の適用に関すること ④救援物資の確保、郵送及び配分に関すること ⑤管理施設における避難場所、避難所の開設及び維持管理に関すること ⑥管理施設における避難所の救援炊き出し支援に関すること ⑦災害ボランティアの受入業務に関すること ⑧町社会福祉協議会と協力し、災害ボランティアセンターを支援すること ⑨園児の避難に関すること ⑩保育園との連絡調整に関すること ⑪被災地域及び避難所等の医療、精神保健衛生に関すること ⑫要配慮者支援に関すること ⑬救急病院・診療所等との連絡調整に関すること ⑭感染症に関する関係機関との連絡調整に関すること ⑮災害に対する国民健康保険税の徴収猶予及び減免に関すること ⑯その他所管の被害状況等の調査、対策業務に関する各担当部長への報告に関すること ⑰災害時の各部班への応援に関すること	0	必要に応じて	12	全員
経済建設部	経済建設部長	土木対策班	まちづくり振興課長	まちづくり振興課・都市整備課職員	①土木対策関係機関との連絡調整に関すること ②河川及び排水路、公園、その他土木関係災害の警戒巡視に関すること ③河川及び排水路等の水位警戒に関すること ④河川、土砂災害警戒区域等の被害調査及びその対策に関すること ⑤道路、橋梁、排水路、一般建築物その他施設の整備、復旧調査に関すること ⑥道路及び橋梁、公園緑地、街路樹等の災害予防対策及び被害調査、復旧事業に関すること ⑦道路、その他における障害物の除去に関すること ⑧応急仮設住宅の建設及び点検、修理に関すること ⑨その他所管の被害状況等の調査、対策業務に関する各担当部長への報告に関すること ⑩災害時の各部班への応援に関すること	6	8	16	全員

		区画下水道対策班	区画下水道課長	区画下水道課職員	①下水道施設及び区画整理地内の道路等に関する警戒巡視に関すること ②下水道施設の災害予防対策及び被害調査、復旧事業に関すること ③公園緑地、街路樹等の災害予防対策及び被害調査、復旧事業に関すること ④区画整理地内の災害予防対策及び被害調査、復旧事業に関すること ⑤その他所管の被害状況等の調査、対策業務に関する各担当部長への報告に関すること ⑥災害時の各部班への応援に関すること	2	2	4	全員
		産業振興対策班	産業振興課長	産業振興課職員	①農作物、林産物、畜産物等の災害予防対策及び被害調査、防疫、復旧事業に関すること ②農地、農業用施設、畜産物関連施設等の災害予防対策及び被害調査、復旧事業に関すること ③商業施設等の災害予防対策及び被害調査、復旧事業に関すること ④農地、農業用施設、畜産物関連施設等の罹災証明の発行に関すること ⑤農協、その他関係団体との連絡調整に関すること ⑥その他所管の被害状況等の調査、対策業務に関する各担当部長への報告に関すること ⑦災害時の各部班への応援に関すること	必要に応じて	2	4	全員
教育部	教育部長	教育総務対策班	教育総務課長	教育総務課職員	①文教施設及び学校給食共同調理場の災害予防対策及び被害調査、復旧事業に関すること ②管理施設における避難所の開設及び維持管理に関すること ③管理施設における避難所の救援炊き出し支援に関すること ④給食業務に関すること ⑤その他所管の被害状況等の調査、対策業務に関する各担当部長への報告に関すること ⑥災害時の各部班への応援に関すること	必要に応じて	2	4	全員

		学校教育対策班	学校教育課長	学校教育課職員	①児童、生徒の被害状況の調査及び避難措置に関すること ②文教施設の災害予防対策及び被害調査、復旧事業に関すること ③被災児童、生徒の救護及び応急教育計画の指導に関すること ④教育部管理施設に避難所を設置する際の連絡調整に関すること ⑤応急学校教材、学用品の調達及び管理に関すること ⑥児童、生徒の保健に関すること ⑦管理施設における避難所の救援炊き出し支援に関すること ⑧その他所管の被害状況等の調査、対策業務に関する各担当部長への報告に関すること ⑨災害時の各部班への応援に関すること	0	必要に応じて	4	全員
		生涯学習文化対策班	生涯学習文化課長	生涯学習文化課職員	①文化財等の災害予防対策及び被害調査、復旧事業に関すること ②管理施設における避難所の開設及び維持管理に関すること ③管理施設における避難所の救援炊き出し支援に関すること ④その他所管の被害状況等の調査、対策業務に関する各担当部長への報告に関すること ⑤災害時の各部班への応援に関すること	0	必要に応じて	4	全員

第２節　地震情報、警報等の伝達計画

１　緊急地震速報

気象庁は、震度５弱以上の揺れが予想された場合、または、長周期地震動階級３以上を予想した場合、震度４以上が予想される地域、または、長周期地震動階級３以上を予想した地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。また、震度３以上又はマグニチュード 3.5 以上等と予想された時、または、長周期地震動階級１以上を予想した場合に緊急地震速報（予報）を発表する。なお、緊急地震速報（警報）のうち予測震度が６弱以上または、長周期地震動階級４の大きさの地震動を予想した緊急地震速報（警報）は特別警報に位置付けている。

※緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。

２　地震情報等の種類及び発表基準

気象庁は、次の地震情報を発表する。

（１）震度速報

地震発生約１分半後に、震度３以上を観測した地域名（全国を 188 地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報する。

（２）震源に関する情報

震度３以上の地震が観測された時、「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。（大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）

（３）震源・震度に関する情報

震度３以上の地震が観測された時や大津波警報、津波警報、津波注意報発表又は若干の海面変動が予想される場合、緊急地震速報（警報）を発表した場合のいずれかを満たした場合に、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度３以上の地域名と市町村名を発表する。震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。

（４）各地の震度に関する情報

震度１以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。なお、震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表する。

地震が多数発生した場合には、震度３以上の地震についてのみ発表し、震度２以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表する。

（５）遠地地震に関する情報

国外で発生した地震について、マグニチュード 7.0 以上又は都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合、地震の発生時刻、発生場所（震源）、その規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表する。

また、日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表する。

国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は１時間半～２時間程度で発表する。

（６）その他の情報

顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合、その震度１以上を観測した地震回数情報等を発表する。

（７）推計震度分布図

震度５弱以上が観測された時、観測した各地の震度データをもとに 250m 四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表する。

（８）長周期地震動に関する観測情報

震度１以上を観測した地震のうち長周期地震動階級１以上を観測した場合、地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、地点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表する。

※地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び沖縄気象台・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料。

・地震解説資料

【全国速報版・地域速報版】

津波警報・注意報発表時（遠地地震による発表時除く）または（担当地域で）震度４以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）した場合、地震発生後 30 分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度に関する情報や津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。

【全国詳細版・地域詳細版】

津波警報・注意報発表時または（担当地域で）震度５弱以上を観測または社会的に関心の高い地震が発生した場合、地震発生後１～２時間を目途に第１号を発表する。地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。

・管内地震活動図

地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、（毎月の都道府県内及び）その地方の地震活動の状況をとりまとめた地震活動の傾向等を示す資料。毎月初旬に発表する。

・週間地震概況

防災に係る活動を支援するために、週ごとの沖縄地方の地震活動の状況をとりまとめた資料。毎週金曜に発表する。

気象庁震度階級関連解説表

【使用にあたっての留意事項】

1　気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。

2　地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ町であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。

3　震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の１回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。

4　この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。

5　この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、５年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。

6　この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

■震度階級関連解説表（平成 21 年 3 月 31 日）

（1）人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	－	－
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	－	－
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	－
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不充分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

（2）木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	－	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	－	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注 1）木造建物（住宅）の耐震性により２つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 2）この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注 3）木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

（3）鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	－	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやＸ状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 １階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやＸ状のひび割れ・亀裂が多くなる。
	１階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	１階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

（注 1）鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 2）鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

（4）地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂※1や液状化※2が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。
※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。
※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

（5）ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。
	さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合わせが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

（6）大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いＯＡ機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

３　津波警報等の種類及び発表基準

気象庁は、地震、津波、火山噴火による災害の発生が予想される場合、大津波警報・津波警報・津波注意報、津波情報を発表する。

（１）津波警報等

地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約３分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報 については、津波特別警報に位置付けている。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は５段階の数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が８を超えるような巨大地震に対しては、精度よく地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

なお、津波警報等は国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害ととるべき行動
		数値での発表（津波の高さ予想の区分）	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで３ｍを超える場合	10m超 （10m＜高さ）	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m （５ｍ＜高さ≦10m）		
		５ｍ （３ｍ＜高さ≦５ｍ）		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで１ｍを超え、３ｍ以下の場合	3m （１ｍ＜高さ≦３ｍ）	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで 0.2ｍ以上、１ｍ以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m （0.2m≦高さ≦１ｍ）	（表記なし）	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し、小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり、海岸に近付いたりしない。

（注）「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

津波警報等の留意事項等

・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
・津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。
・津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

（2）津波情報

津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

種　　類	内　　容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報等の種類と発表される津波の高さ等の表）を発表（※1）
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表。
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※2）
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表。(※3)

(※1）この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

(※2）津波観測に関する情報の発表内容について

○沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。

○最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報	1m超	数値で発表
	1m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表 (津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

(※3）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

○沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。

○最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	３m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	３m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	１m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	１m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

(注) 沿岸から距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

※津波情報の留意事項等

① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
- 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ津波予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては１時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。
- 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
- 津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③ 津波観測に関する情報
- 津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

④ 沖合の津波観測に関する情報
- 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで５分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

（3）津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には以下の内容を津波予報で発表する。

発　表　基　準	発　表　内　容
津波が予想されない時 (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
0.2m未満の海面変動が予想された時 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも 0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波警報等の解除後も海面変動が継続する時 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表

（4）津波予報区

町が属する津波予報区は、以下のとおりである。

津波予報区	津波予報担当気象官署
沖縄本島地方	気象庁本庁

（5）町及び近隣における津波浸水想定区域は次のとおり

参考資料－６を参照。

（6）鐘音若しくはサイレン音による大津波警報、津波警報及び津波注意報の標識は次によるものとする。

■鐘音又はサイレン音による大津波警報、津波警報及び津波注意報の標識

標識の種類	標識	
	鐘音	サイレン音
大津波警報標識	（連　点）	（約３秒）　（短声連点） （約２秒）
津波警報標識	（２　点）	（約５秒） （約６秒）
津波注意報標識	（３点と２点との斑打）	（約 10 秒） （約２秒）
津波注意報、津波警報及び大津波警報解除標識	（１点２個と２点との斑打）	（約 10 秒）　（約３分） （約３秒）

（注）１　鳴鐘又は吹鳴の反復は適宜とする。

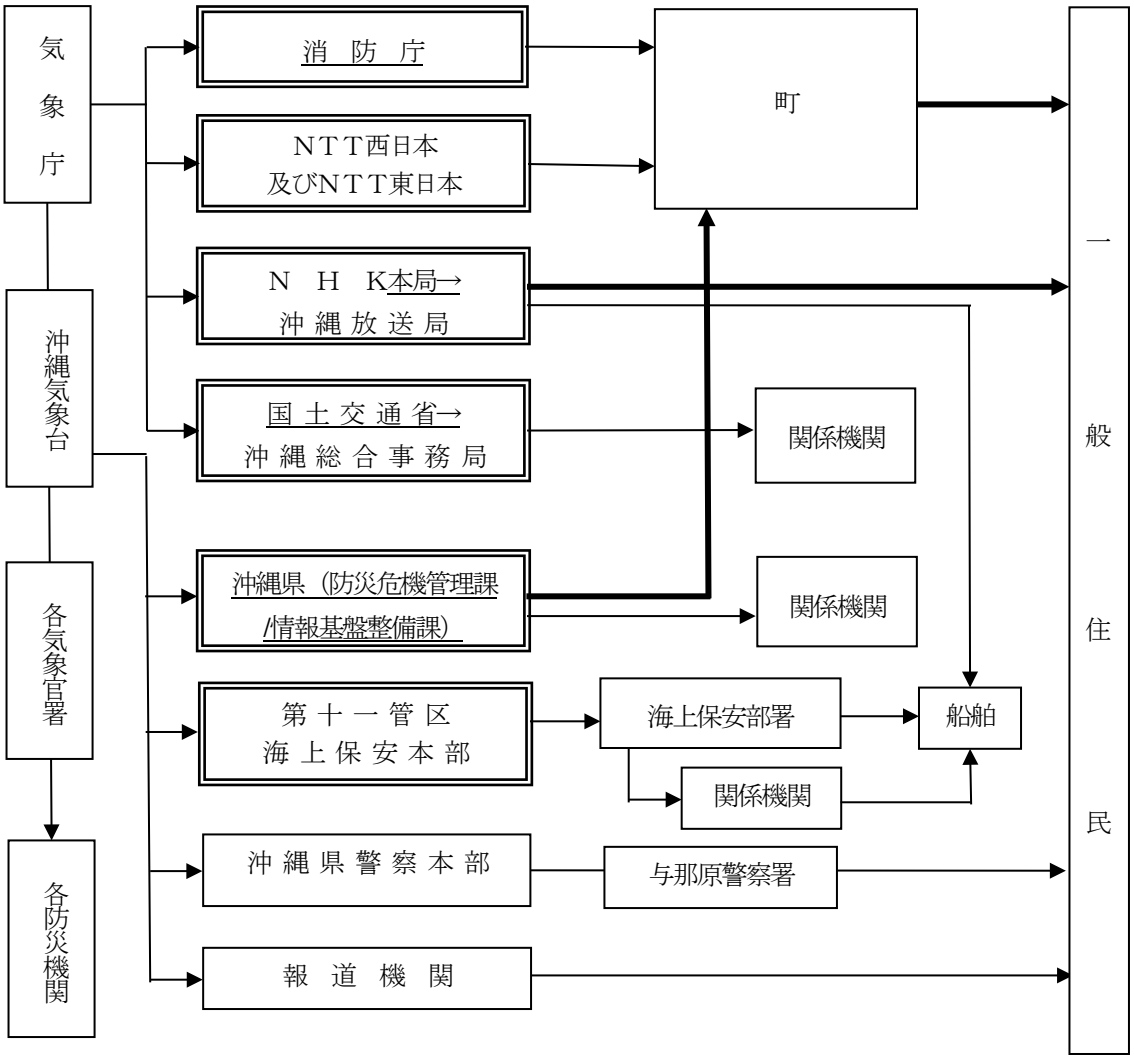
（7）旗を用いた大津波警報、津波警報、津波注意報の標識は次によるものとする。

■旗を用いた大津波警報、津波警報、津波注意報標識

標識の種類	標識
大津波警報標識 津波警報標識 津波注意報標識	赤　白 白　赤

（注）旗は方形とし、その大きさは適宜とする。

４　津波警報等の伝達



（注１）二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第８条第１号及び第９条の規定に基づく法定伝達先。

（注２）二重線の経路は、気象業務法第 15 条２によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

（１）津波警報の伝達要領

ア　町は、県や消防庁、ＮＴＴ等から津波警報の伝達を受けるとともに、放送番組を通して情報を収集する。

イ　町は、第５節災害広報計画に定める方法により町民に徹底を図る。

ウ　津波警報の解除はこの系統図の伝達体制に準ずる。

５　近地地震津波に対する自衛処置

町長は、気象庁の発表する津波警報等によるほか、強い地震（震度４程度以上）を感じた時又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時、沖縄県警察、東部消防組合消防本部等に連絡するとともに、町防災行政無線や広報車等を用いて、沿岸住民に対し、河川等から退避するよう指示する。

あわせて、沖縄県警察、東部消防組合消防本部等の協力を得て、河川等からの退避を広報するとともに、潮位の監視等の警戒体制を執る。

第３節　災害通信計画

災害に関する予報、警報及び情報、その他災害応急対策に必要な指示、命令等の受理伝達の迅速、確実を期するとともに、通信施設を適切に利用して通信体制の万全を期するため、災害時における通信はおおむね次によるものとする。

１　通信の協力体制

通信施設の所有者又は管理者は、災害時の通信が円滑かつ迅速に行われるよう相互に協力するものとする。

２　通信設備の利用方法（実施主体：総務対策班）

災害情報等の伝達、報告、災害時における通信連絡は通信設備の被害状況により異なるが、おおむね次のうちから実状に即した方法で行うものとする。ただし、固有の通信設備を持っている機関についてはこれを利用する。

なお、他機関の通信設備の利用に際しては、あらかじめ管理者と利用方法等必要な手続きを協定で定めて、災害時に利用するものとする。

（１）電気通信事業用設備の利用方法

ア　沖縄県総合行政情報通信ネットワーク

町、県及び関係機関との通信は沖縄県総合行政情報通信ネットワーク設備の利用による通信の確保を図るものとする。

イ　普通電話による通信

一時的には、加入電話の通常手続きにより通信を確保するが、施設の被害、その他によりその利用方法が制限される場合は、「非常電話」の取扱いを受け、通話の優先利用を図るものとする。

なお、臨時電話が設置できる状況にあっては、被害地及び避難所に臨時電話を設置し、早急に災害通信体制の確保を図るものとする。

ウ　非常電話の利用方法

災害時において、非常電話を優先利用するため、平常時からＮＴＴ等電話取扱局との調整により「災害時優先指定電話」の指定を受けておくものとする。

エ　非常電報

災害対策のため、特に緊急を要する電報は、「非常電報」の取扱いを受け、電報の優先利用を図るものとする。

非常電報を申し込むに当たっては、頼信紙の余白に「非常」と朱書し、非常の旨をつげて頼信する。

（２）専用通信設備の利用

ア　電気通信業務用設備の利用ができなくなった場合、また緊急通信にその必要がある場合には、専用通信設備の利用をあらかじめ協議して定めた手続きによるものとする。

（ア）町内広報設備

町内広報設備による非常無線の利用は、各種災害で非常事態が発生し、又は発生のおそれがある場合において通信連絡を行うものとする。

（イ）消防無線電話

消防無線電話を利用し、通信相手機関を管轄する消防本部を通じ、通信連絡を行うものとする。

（ウ）警察電話

沖縄県警察本部の警察有線電話を利用して、通信相手機関を管轄する各署、交番等を経て通信連絡をする。

（エ）警察無線電話

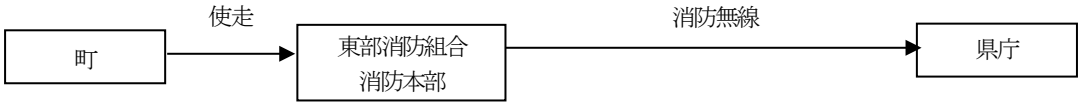
沖縄県警察本部の警察無線電話を利用し、警察電話に準じて通信連絡をする。

（オ）その他非常通信の利用

その他非常通信の利用は、各種災害で非常事態が発生し、又は発生のおそれがある場合で、町の専用通信設備の利用ができないか、又は利用することが著しく困難であるため、その非常通報の目的を達成することが出来ない時に、非常通信設備を利用して通信連絡をする。

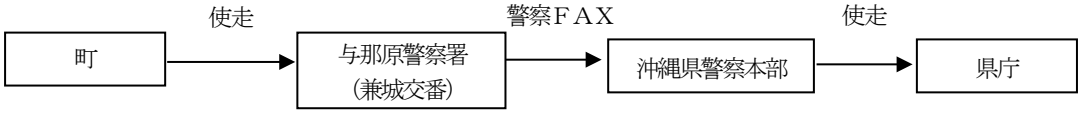
イ　県防災行政無線網（通常通信ルート）が使用できない場合、下記の非常通信ルートを使用し通信連絡をするものとし、平素から関係機関との意思疎通に努めるものとする。

①



非常通信受付機関：東部消防組合消防本部
電　話　番　号　：945－2200

②



非常通信受付機関：与那原警察署
電　話　番　号　：945－0110

（3）町における措置

ア　通信設備優先利用の協定

町は基本法に基づく通信設備の優先利用について、その必要と認める機関とあらかじめ協議しておくものとする。

イ　放送要請の依頼

町が災害に関する通知、要請、伝達又は警告等を行う場合において、テレビ又はラジオによる放送を必要とする時は、県（広報班）に放送の要請を依頼する。

ただし、人命に関するなどの特に緊急を要する場合は、直接放送機関に放送の依頼を行い、事後速やかに県（広報班）にその旨を報告するものとする。

ウ　ポータルサイト・サーバ事業者の利用

県は、災害に関する通知、要請、伝達又は警告等を行う場合において特に必要がある時、又は町からこれらに関する放送要請の依頼があり必要を認めた時、ポータルサイト・サーバ事業者にインターネットを活用した情報提供の協力を要請する。

３　放送要請・依頼（実施主体：総務対策班）

災害に関する通知、要請、伝達、又は警告等を行う場合にテレビ、又はラジオによる放送を必要とする時は、県に放送の要請を依頼するものとする。ただし、人命に関する等、特に緊急を要する場合は、直接放送機関に放送の依頼を行い、事後速やかに県にその旨連絡するものとする。

第４節　災害状況等の収集・伝達計画

災害が発生し又は発生するおそれのある場合、町は関係機関等の協力を得て、災害の被害状況等を迅速かつ的確に収集報告する。

１　実施責任者

（１）町長は、町内に発生した被害の状況を迅速かつ的確に調査収集し、県に報告する。
県に報告できない場合にあっては、国（総務省消防庁）に報告する。
なお、町長は被害が甚大なため被害の調査が困難な時は、関係機関に応援を求めて行う。

（２）消防機関は、火災等が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し消防機関への通報が殺到した場合は、直ちに国（総務省消防庁）、県に報告する。総務省消防庁に対しては、県を経由することなく直接報告する。

（３）県は、その所管する施設物について被害状況を調査するとともに、２の⑴に掲げる県内の被害状況を収集し、国（総務省消防庁）に報告するものとする。

（４）指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の長はその所管する施設等について被害状況の調査・収集・報告に努める。

（５）上記の機関は、必要に応じ相互に被害情報の交換を行う。
また、ライフライン等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者への航空写真・画像等の情報提供に努める。

２　災害状況の収集（実施主体：総務対策班、県）

（１）災害情報の把握

町は県と協力して、被害規模を早期に把握するため、次の情報等の収集を行う。

ア　人的被害・住家被害・火災に関する情報
イ　避難の指示の状況、警戒区域の指定状況
ウ　避難者数、避難所の場所等に関する情報
エ　医療機関の被災状況・稼働状況に関する情報
オ　道路の被害、応急対策の状況に関する情報
カ　ヘリポートの被害及び応急対策の状況に関する情報
キ　電気、水道、電話の被害及び応急対策の状況に関する情報
ク　大規模災害時における消防機関への 119 番通報の殺到状況

（２）町による情報の収集

町は、職員による調査、職員の参集途上の情報、町民等からの通報、ライフライン機関等からの情報入手、119番通報の殺到状況等から災害情報を把握する。

特に、情報の空白期間においては、119番通報の殺到状況や周囲の状況等から被害情報を推定し県に報告する。

（３）町被災時の情報収集

県は、町が被災したために、被害情報の収集及び県への報告ができない状況と認められる場合は、町に県調査隊、県職員を派遣し情報を収集する。

3　地震発生直後の第１次情報の報告（実施主体：総務対策班、県、沖縄県警察）

（1）町の役割

ア　報告すべき災害の発生を覚知した時は、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、国(消防庁)へその一報を報告するものとし、以後、即報様式に定める事項について判明したもののうちから逐次報告するものとする。

イ　被害の有無に関わらず、地震が発生し、町の区域内で震度５強以上を記録した場合、又は津波により死者又は行方不明者が生じた場合は直ちに消防庁及び県に対し報告する。

ウ　行方不明者の数については捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため，住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、町内で行方不明となった者について警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

エ　行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。

（2）県の役割

ア　報告すべき災害の発生を覚知した時は、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、国(消防庁)へその一報を報告するものとし、以後、即報様式に定める事項について判明したもののうちから逐次報告する。

イ　町から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ関係省庁及び関係地方公共団体に連絡する。

（3）沖縄県警察の役割

沖縄県警察は被害に関する情報を把握し、これを警察庁及び九州管区警察局に連絡する。

4　災害報告（実施主体：総務対策班）

災害状況等の収集報告は、下記事項並びに各対策部における災害報告要領による。

（1）報告の種類

報告の種別は、災害発生の時間的経過に伴い区分するものとし、報告の種類は次のとおりとする。

ア　災害概況即報
イ　被害状況即報
ウ　災害確定報告
エ　災害年報

（2）報告要領

ア　災害概況即報

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が充分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）に災害即報様式第１号に基づく内容を町から県（防災危機管理課）に沖縄県総合行政情報通信ネットワーク等で報告する。

町は、県に報告できない場合にあっては、総務省消防庁に報告する。

イ　被害状況即報

被害状況が判明次第遂次報告するもので災害即報様式第２号に基づく内容を町から沖縄県災害対策地方本部等を経て沖縄県総合行政情報通信ネットワーク等で報告する。

町は、県に報告できない場合にあっては、国（総務省消防庁）に報告する。

なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、県に対して行う。

報告に当たっては被害状況判定基準によるとともに、与那原警察署と密接な連絡を保つ。

ウ　災害確定報告

被害状況の最終報告であり、同一の災害に対する応急対策が終了した後 20 日以内に災害報告様式第１号に基づく内容を町から県災害対策本部総括情報班（防災危機管理課）に報告する。

なお、報告に当たっては、地元警察と密接な連絡を保つ。

エ　災害年報

町は、毎年１月１日から 12 月 31 日までの災害による被害の状況について、翌年４月１日現在で明らかになったものを災害報告様式第２号に基づき４月 15 日までに県（防災危機管理課）へ報告する。

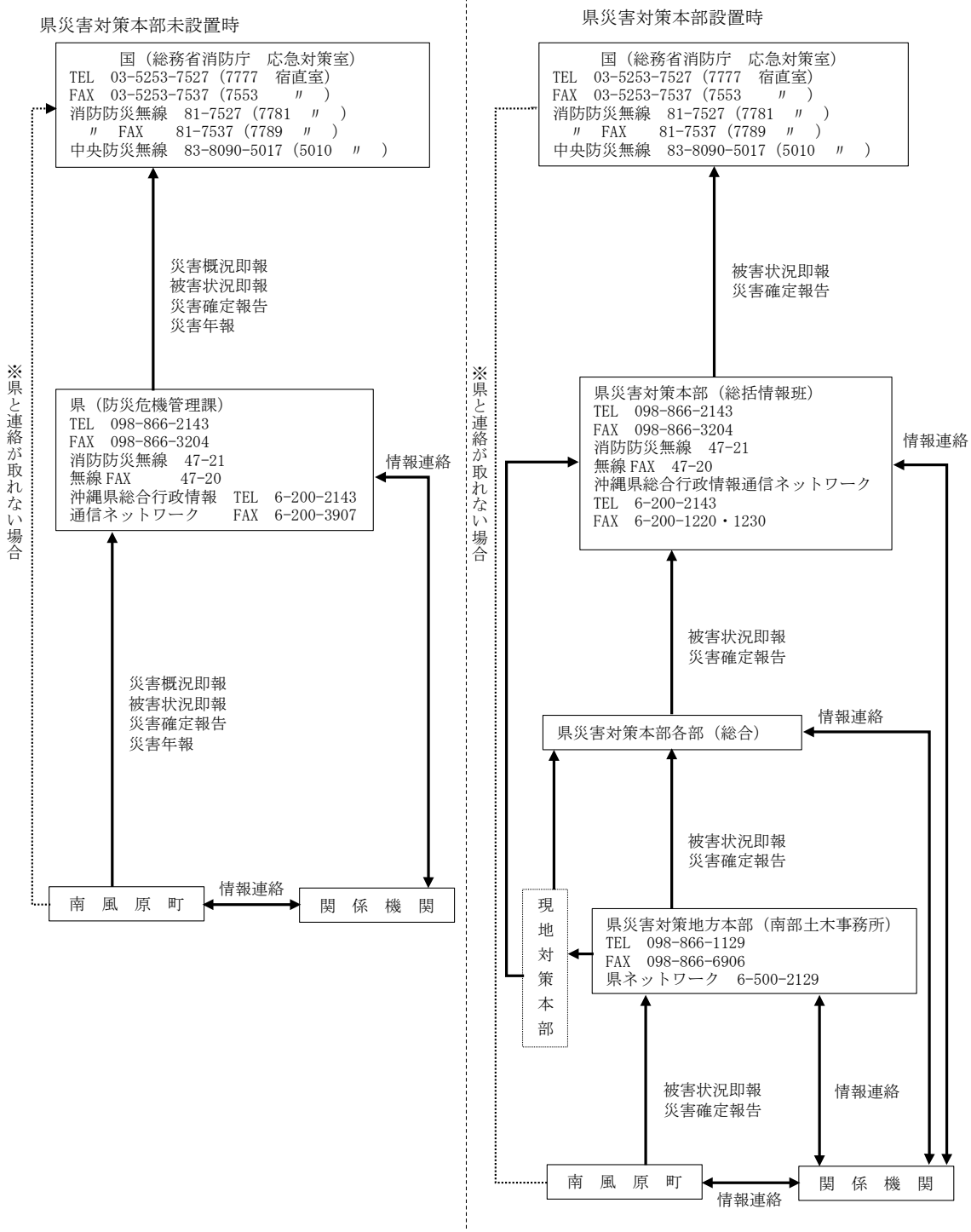
５　安否情報の提供（実施主体：総務対策班、東部消防組合消防本部、沖縄県警察、関係市町村）

町は、被災者の安否について住民等から照会があった時は、被災者等の権利利益を侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等の人命に関わる緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

また、安否情報を適切に提供するために必要な時は、関係市町村、消防機関、沖縄県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

災害情報連絡系統図


県災害対策本部未設置時
国（総務省消防庁　応急対策室）
TEL　03-5253-7527（7777　宿直室）
FAX　03-5253-7537（7553　〃　）
消防防災無線　81-7527（7781　〃　）
〃　FAX　81-7537（7789　〃　）
中央防災無線　83-8090-5017（5010　〃　）
災害概況即報
被害状況即報
災害確定報告
災害年報
※県と連絡が取れない場合
県（防災危機管理課）
TEL　098-866-2143
FAX　098-866-3204
消防防災無線　47-21
無線FAX　47-20
沖縄県総合行政情報通信ネットワーク　TEL　6-200-2143
FAX　6-200-3907
情報連絡
災害概況即報
被害状況即報
災害確定報告
災害年報
南風原町
情報連絡
関係機関
県災害対策本部設置時
国（総務省消防庁　応急対策室）
TEL　03-5253-7527（7777　宿直室）
FAX　03-5253-7537（7553　〃　）
消防防災無線　81-7527（7781　〃　）
〃　FAX　81-7537（7789　〃　）
中央防災無線　83-8090-5017（5010　〃　）
被害状況即報
災害確定報告
※県と連絡が取れない場合
県災害対策本部（総括情報班）
TEL　098-866-2143
FAX　098-866-3204
消防防災無線　47-21
無線FAX　47-20
沖縄県総合行政情報通信ネットワーク
TEL　6-200-2143
FAX　6-200-1220・1230
情報連絡
被害状況即報
災害確定報告
県災害対策本部各部（総合）
情報連絡
被害状況即報
災害確定報告
現地対策本部
県災害対策地方本部（南部土木事務所）
TEL　098-866-1129
FAX　098-866-6906
県ネットワーク　6-500-2129
被害状況即報
災害確定報告
情報連絡
南風原町
情報連絡
関係機関

第５節　災害広報計画

町民及び報道機関に対する災害情報、被害状況等の広報活動について、必要な事項を定め、災害広報の迅速化を図る。

１　実施責任者

町長は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制を整備するとともに、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう、町民に対する普及啓発に努める。

２　実施機関相互の連絡

町は、県及び報道機関と、相互に情報の交換を行う。

３　広報活動（実施主体：各対策班）

（１）実施要領

ア　各班において、広報を必要とする事項が生じた時は、原則として文書で総務対策班に通知する。

イ　総務対策班は、各班が把握する災害情報その他の広報資料を積極的に収集し、速やかに町民及び報道機関へ広報する。また、必要に応じて災害現場に出向き、写真その他の取材活動を実施する。

（２）町民に対する広報の方法

収集した災害情報及び応急対策等の町民への通知は、次の方法により行う。

ア　防災行政無線
イ　各公民館放送
ウ　広報車
エ　報道機関を通じ、テレビ、ラジオ、新聞等
オ　インターネット
カ　写真、ポスター等の掲示
キ　SNS

（３）報道機関に対する情報等の発表の方法

ア　報道機関に対する情報の発表は、すべて総務対策班が行う。

イ　情報等の発表に際しては、できるだけ日時、場所、目的等を前もって各報道機関に周知させて発表する。

（４）広報の内容は、おおむね次のとおりとする。

ア　気象予報警報等の発令又は解除
イ　災害対策本部の設置又は閉鎖
ウ　災害防止の事前対策
エ　災害対策の状況
オ　被害の状況
カ　その他必要と認める事項

４　報道機関一覧表

名　　称	所　在　地	電　話　番　号
沖縄タイムス社	那覇市久茂地２丁目２番２号	８６０－３０００
琉球新報社	那覇市泉崎１丁目１０番３号	８６５－５１１１
ＮＨＫ沖縄放送局	那覇市おもろまち２丁目６番２１号	８６５－２２２２
琉球放送	那覇市久茂地２丁目３番１号	８６７－２１５１
琉球朝日放送	那覇市久茂地２丁目３番１号	８６０－１１９９
沖縄テレビ放送	那覇市久茂地１丁目２番２０号	８６３－２１１１
ラジオ沖縄	那覇市西１丁目４番地の８	８６９－２２１１
エフエム沖縄	浦添市字小湾４０番地	８７７－２３６１

第６節　自衛隊災害派遣要請計画

災害時における自衛隊の派遣要請は、次によるものとする。

１　災害派遣を要請する場合の基準

自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 83 条に基づき、自衛隊の災害派遣を要請する場合の基準は、次のとおりとする。

（１）天変地異、その他災害に際して、人命又は財産の保護のため、必要があると認められる場合。

（２）災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合。

（３）情報の収集

ア　気象庁、他部隊から、震度５弱以上の地震発生との情報を得た場合、当該震度の地震発生地域の近隣の対象部隊（自衛隊の災害派遣に関する訓令（昭和 55 年防衛庁訓令第 28 号）第 25 条の規定により航空機を待機させている部隊及び航空救難に関する訓令（昭和 35 年防衛庁訓令第 56 号）第３条に規定する選任部隊をいう）の長は速やかに、航空機等により、当該地震の発生地域及びその周辺について、目視、撮影等による情報収集を行う。

また、対象部隊以外の部隊等についても、必要に応じ、航空機、艦艇等により情報収集を行うものとする。

イ　部隊等は、収集した情報を、必要に応じ知事等に伝達するものとする。

ウ　部隊等は、必要に応じその他の災害に際しても情報収集を行うものとし、必要に応じ知事等に伝達するものとする。

２　災害派遣要請（実施主体：県）

（１）災害派遣を要請することができる者（以下「要請者」という。）

ア　知事　　主として陸上災害

イ　第 11 管区海上保安本部長　　主として海上災害

ウ　那覇空港事務所長　　主として航空機遭難

（２）災害派遣の要請を受けることができる者

ア　陸上自衛隊第 15 旅団長

イ　海上自衛隊沖縄基地隊司令

ウ　海上自衛隊第５航空群司令

エ　航空自衛隊南西航空混成団司令

※派遣命令者の所在地等　P139 のとおりである。

（３）要請の内容（自衛隊法施行令第 106 条）

ア　災害派遣（緊急患者空輸を除く。）を要請する場合は、派遣命令者に対し、次の事項を明確にして文書をもって要請するものとする。

ただし、緊急の場合で文書によるいとまがない時は、電話等により要請を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

（ア）災害の状況及び派遣を要請する理由
（イ）派遣を希望する期間
（ウ）派遣を希望する区域及び活動内容
（エ）その他参考となるべき事項（連絡責任者、連絡方法、宿泊施設の有無、救援のため必要とする諸器材、駐車場等の有無）

イ　緊急患者空輸を要請する場合
（ア）患者の状況
a　入院先病院、空輸区間
b　患者の氏名、性別、生年月日、年令、職業、住所
c　病名、感染症・意識・要至急入院・手術の有無
（イ）付添者等
a　付添人の氏名、年令、患者との続柄、職業、住所
b　添乗医師等の氏名、年齢、所属病院名、添乗場所
（ウ）特異事項等
a　酸素ボンベの使用の有無、使用予定本数
b　搭載医療器材及びその大きさ、重量
c　現地の風向、風速、天候、視界
（エ）その他参考となるべき事項
a　地元連絡責任者
b　ヘリポート等の夜間照明設備の有無
c　特に必要とする機材

3　町長の派遣要請等（実施主体：町長）

（1）知事への派遣要請要求

町長は、災害が発生し、又は、まさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施する必要があると認められる時は、災害派遣要請書に記載する事項を明らかにし電話又は無線等で知事（防災危機管理課）に自衛隊の派遣要請を要求し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（2）防衛大臣等への通知

町長は、（1）の要求ができない場合には、その旨及び町域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。

なお、町長は、通知を行った場合には、速やかに、その旨を知事（防災危機管理課）に報告しなければならない。また、通知を受けた防衛大臣又ははその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる時は、人命又は財産保護のため、知事の要請を待たないで、自衛隊法第８条に規定する部隊等を派遣することができる。

4　派遣部隊の活動内容（実施主体：自衛隊）

派遣部隊の実施する作業等は、災害の状況、他の救難機関等の活動状況等のほか、要請者の要請内容、現地における部隊の人員、装備等によって異なるが、通常次のとおりである。

（1）被災状況の把握（偵察行動）
（2）避難の救援（避難者の誘導、輸送）
（3）避難者等の捜索、救助
（4）水防活動（土のう作成、運搬、積込み）
（5）消防活動
（6）道路又は水路の啓開（障害物の啓開、除去）
（7）応急医療、救護及び防疫
（8）通信支援
（9）人員及び物資の緊急輸送（救急患者、医師、その他救助活動に必要な人員及救援物資の緊急輸送）
(10) 炊飯及び給水支援
(11) 救援物資の無償貸付け又は譲与（総理府令第１号（昭和 33 年１月１日付）による）
(12) 危険物の保安及び除去（火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去）
(13) その他（自衛隊の能力で対処可能なもの）

５　派遣部隊との連絡調整（実施主体：総務対策班、県、自衛隊）

（1）知事（防災危機管理課）は救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、災害派遣を命じられた派遣部隊等の長と密接に連絡調整する。
（2）自衛隊は、災害発生が予測される場合は直ちに要請に応じられるよう、県又はその他必要な関係機関に連絡幹部を派遣し、情報の交換、部隊等の派遣等に関して連絡・調整にあたる。
（3）災害の発生が予想される場合、町及び県は自衛隊が派遣する連絡幹部等に対し、必要な情報の提供に努める。

６　町の準備すべき事項（実施主体：総務対策班、県）

自衛隊派遣に際しては、町及び県は次の事項に留意するとともに、自衛隊の任務を理解し、その活動を容易にするようこれに協力するものとする。

（1）災害地における作業に関しては、県（防災危機管理課他関係部署）及び町当局と派遣部隊指揮官との間で協議し決定するものとする。
（2）町側は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のための業務処理の責任者を指定しておくものとする。
（3）派遣部隊の宿泊施設、又は野営施設を提供するものとする。
（4）災害救助又は応急復旧作業等に使用する機械、器具類、材料、消耗品類は特殊なものを除き、できる限り町において準備するものとする。

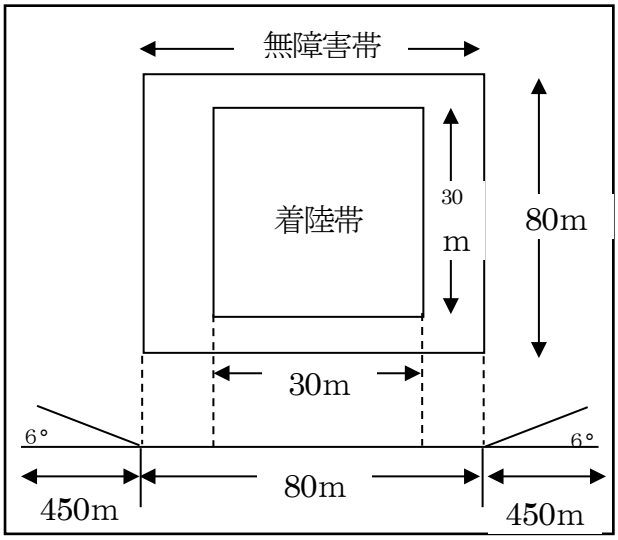
７　ヘリポートの準備（実施主体：総務対策班）

（1）ヘリポートの設置

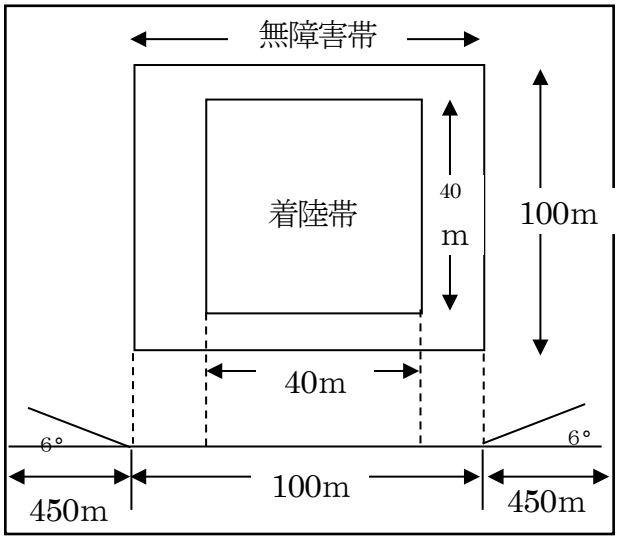
人命の救出（緊急患者空輸を含む）又は、救助物資の空輸（血液、血清リレー含む）を円滑に実施するため、町において次を考慮して地域ごとに適地を選定しておくものとする。

ア　ヘリポートの設置基準

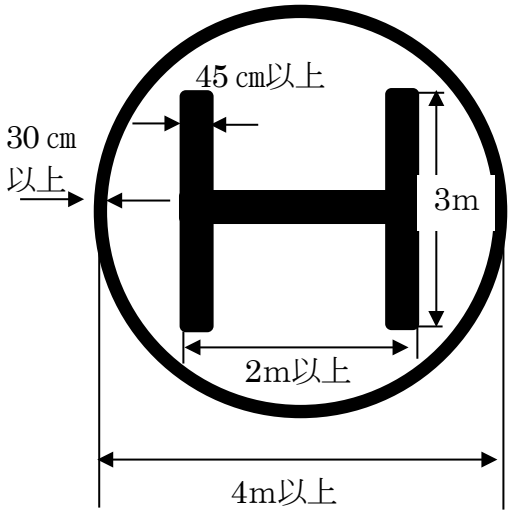
（ア）中型機（UH-60ＪA）の場合



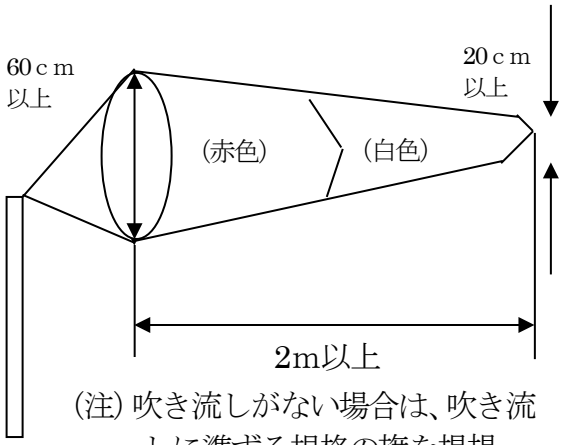
（イ）大型機（V-107、CH-47Ｊ）の場合



イ　ヘリポートの表示基準



ウ　吹き流しの掲揚基準



（注）吹き流しがない場合は、吹き流しに準ずる規格の旗を掲揚

（2）受入れ時の準備

ア　離着陸地点には、H記号を平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向き、風速の判定ができるよう吹き流しを掲揚する。

イ　風圧により巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。

ウ　砂塵が舞い上がる場合においては、散水を行う。

エ　ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸について広報を行う。

オ　物資を搭載する場合は、その形状及び重量を把握の上、事前に自衛隊と調整を行う。

カ　離発着時においては、ヘリポートには関係者以外立ち入らせない。

キ　着陸帯の地盤は堅固で平坦であること。

8　災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限等（実施主体：自衛隊）

（1）自衛官の措置

災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、次の措置をとることができる。

ア　警察官がその場にいない場合（自衛隊法第 94 条）

・避難命令等（警察官職務執行第４条第１項）
・土地、建物等への立入（警察官職務執行法第６条第１項）
・緊急車両の通行を妨害する車両等の道路外への移動命令等（基本法第７６条の３第３項）（所管警察署長へ通知）

イ　町長その他町長の職権を行うことができる者がその場にいない場合

・警戒区域の設定並びにそれに基づく立入制限・禁止及び退去命令（基本法第 63 条第３項）（町長へ通知）
・他人の土地等の一時使用等及び現場の被災工作物等の除去等（基本法第 64 条第８項）（町長へ通知）
・住民等を応急措置等の業務に従事させること（基本法第 65 条第３項）（町長へ通知）（町長へ通知）

（2）自衛官の措置に伴う損失・損害の補償

次の損失・損害については、町が補償を負う。

ア　自衛官の行う他人の土地の一時使用等の処分（法第 64 条第８項において準用する同条第１項）により通常生ずべき損失

イ　自衛官の従事命令（法律65条第３項において準用する同条第１項）により応急措置等の業務に従事した者に対する損害

9　派遣部隊の撤収（実施主体：県）

（1）要請権者は、派遣部隊の撤収時期について、自衛隊及び被災地関係者と充分な協議を行い、円滑な撤収に努めるものとする。

（2）派遣命令者は、知事から要請があった場合又は派遣の必要がなくなったと認める場合には、速やかに部隊を撤収する。この際、町長、警察、消防機関等と周密に調整するとともに、その旨を知事に通知するものとする。

10　経費の負担区分等（実施主体：企画財政対策班、県）

（1）災害派遣部隊等が活動に要した経費のうち、下記に掲げるものは、町及び県の負担とし、細部はその都度要請者と災害派遣命令者間で協議のうえ決定するものとする。

ア　派遣部隊が連絡のために宿泊施設等に設置した電話の施設費及び当該電話による通話料金

イ　宿泊施設の電気、水道、汚物処理等の料金

（2）その他上記（1）に該当しない経費の負担については、要請者と災害派遣命令者の間で協議の上協定を行うものとする。

11　災害に係る第一次情報等の収集等（実施主体：自衛隊）

（1）気象庁、他部隊等から、震度５弱以上の地震発生との情報を得た場合、当該震度の地震発生地域の近隣の対象部隊の長は速やかに航空機等により、当該地震の発生地域及びその周辺について、目視、撮影等による情報収集等を行うものとする。

（2）部隊等は、収集した情報を必要に応じ、県知事等に伝達するものとする。

（3）部隊等は、必要に応じ、その他の災害に際しても情報収集を行うものとし、収集した情報は、必要に応じ県知事等に伝達するものとする。

12　自衛隊の自主派遣（要請を待ついとまがない場合の災害派遣）（実施主体：自衛隊）

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の派遣要請を待ついとまがない場合において、派遣命令者は、要請を待つことなく、その判断に基づいて、部隊等を派遣する。この場合において、派遣命令者は、できるだけ早急に知事に連絡し、緊密な連携のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

なお、部隊等派遣後に、知事から災害派遣の要請があった場合においては、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

部隊等の長が、要請を待たないで災害派遣を行う場合の判断基準は、次のとおりである。

（1）災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

（2）災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。

ア　災害に際し、通信の途絶等により、部隊等が知事等と連絡が不能である場合に、町長又は与那原警察署長その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報（基本法第68条の２第２項の規定による町長からの通報を含む）を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認める場合

イ　災害に際し、通信の途絶等により、部隊等が知事等と連絡が不能である場合に、部隊等による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。

（3）海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。

（4）その他、上記(1)～(3)に準じ、特に緊急を要し、知事等から要請を待ついとまがないと認められること。

13　近傍災害派遣（実施主体：自衛隊）

庁舎、営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合においては、派遣命令者は、部隊等を派遣することができる。

災害派遣命令者の所在地等

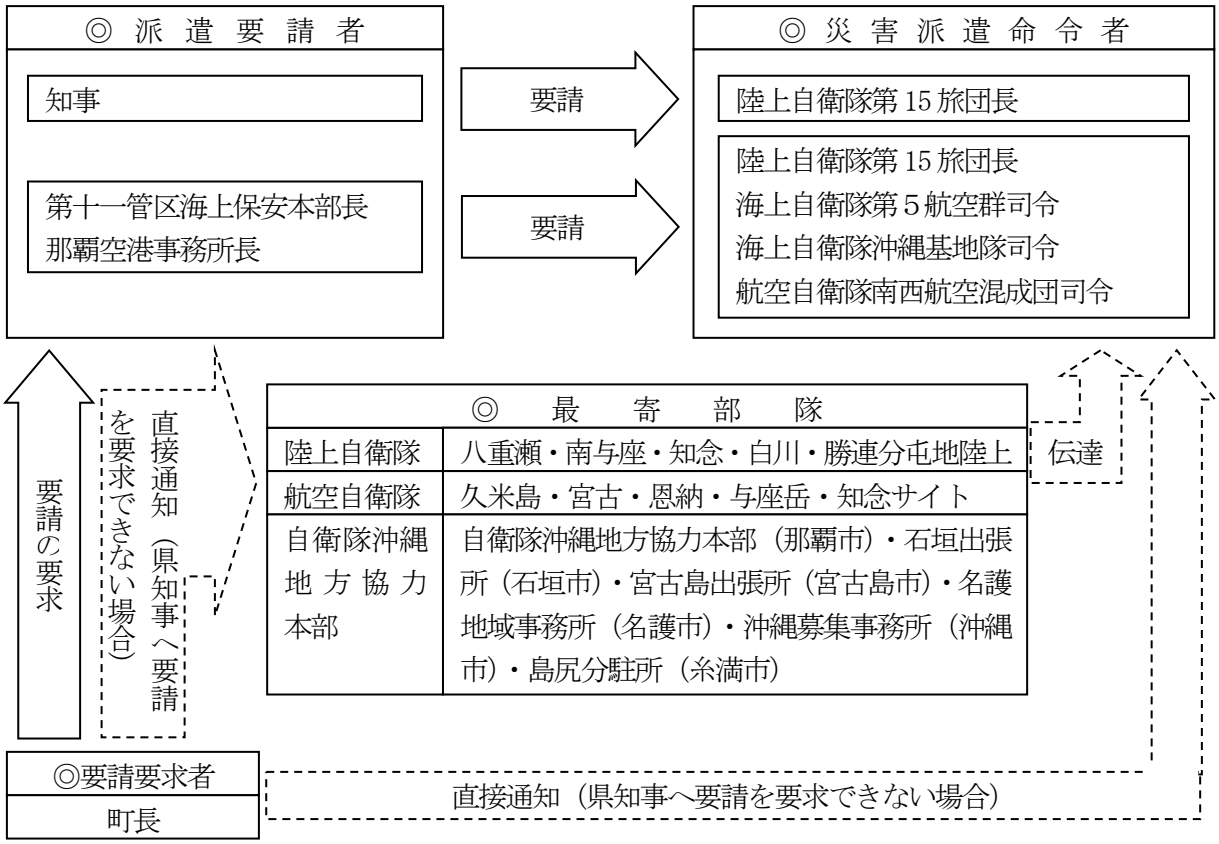
	あて先	所在地	実務担当（昼間）		実務担当（昼間）	
			主管	電話	実務	電話
陸上自衛隊	第15旅団長	那覇市鏡水679	第15旅団司令部第３部	857-1155 857-1156 857-1157 内線　277 FAX切替電話 857-5168 沖縄県総合行政情報通信ネットワーク 6-552-0123	司令部当直	857-1155 857-1156 857-1157 内線　308 FAX切替電話 857-5168 沖縄県総合行政情報通信ネットワーク 6-552-0123
海上自衛隊	第５航空群司令	那覇市当間252	作戦幕僚	857-1191 内線　5213	群司令部当直	857-1191 内線　5222
	沖縄基地隊司令	うるま市勝連平敷屋1920	沖縄基地隊本部警備科	978-2342 978-3453 978-3454 内線　230	当直幕僚	978-2342 978-3453 978-3454 内線　230
航空自衛隊	南西航空混成団司令	那覇市当間301	司令部運用課	857-1191 内線　2236	SOC当直幕僚	857-1191 内線　2204 内線　2304

注：急患空輸等の要請権者及び要請先（電話　上記に同じ）　（※下表追加）

区分	要請権者	要請の受理及び処理	
		主担当	副担当
離島の急患及び物資空輸	県知事	陸上自衛隊15旅団	航空自衛隊南混団
船舶急患空輸及び海難救助	第十一管区海上保安本部長	航空自衛隊南混団	海上自衛隊５空群
海上捜索			海上自衛隊沖基
		海上自衛隊５空群	航空自衛隊南混団
		海上自衛隊沖基	

※「災害派遣要請の受理及び処理に関する協定」（平成16年３月31日）による

自衛隊の災害派遣要請系統



（1）最寄の部隊の住所及び連絡先・・・・・付表

（2）緊急時における通報を実施した町は、速やかに県に依頼するものとする。

付表　最寄部隊の住所

区分	名　称	住　所	電話番号
陸上自衛隊	八重瀬分屯地	島尻郡八重瀬町字富盛 2608	098-998-3437
	南与座分屯地	島尻郡八重瀬町字安里 569	098-998-3439
	知念分屯地	南城市知念字知念 1177-2	098-948-2814
	白川分屯地	沖縄市字白川福地原 119	098-938-3335
	勝連分屯地	うるま市勝連字内間 2530	098-978-4001
航空自衛隊	与座岳分屯基地	糸満市字与座 1780	098-994-2268
	知念分屯基地	南城市佐敷字佐敷 1641	098-948-2813
	恩納分屯基地	国頭郡恩納町恩字恩納 7441	098-966-2053
	宮古島分屯基地	宮古島市上野字野原 1190-189	0980-76-6745
	久米島分屯基地	島尻郡久米島町字宇江城山田原 2064-1	098-985-3690
自衛隊沖縄地方協力本部		那覇市前島 3-24-3-1	098-866-5457
自衛隊沖縄地方協力本部石垣出張所		石垣市字登野城 55　合同庁舎内	0980-82-4942
自衛隊沖縄地方協力本部宮古島出張所		宮古島市字下里 1016　合同庁舎内	0980-72-4742
自衛隊沖縄地方協力本部名護地域事務所		名護市大西 1-21-27	0980-52-4064
自衛隊沖縄地方協力本部沖縄募集案内所		沖縄市美里 1-2-9	098-937-1608
自衛隊沖縄地方協力本部島尻分駐所		糸満市西川 18-13　あがりえビル 1F	098-992-4141

第７節　広域応援要請計画

災害時において隣接市町村、県及び他の機関の職員の応援により災害応急活動の万全を図る。

１　実施責任者

この計画による要請は、町長が行う。

２　派遣要請方法（実施主体：町長、総務対策班）

（１）隣接市町村等相互間の応援

町長は、災害発生時において応急処置を実施するために必要があると認める時は、他の市町村の長に対し、職員等の応援を求める。

（２）指定地方行政機関の応援

町長は、災害の応急処置を実施するために必要があると認める時は、指定行政機関の長に対し、次の事項を明示して職員等の派遣要請を行う。

ア　派遣を要請する理由
イ　派遣を要請する職種別人員数
ウ　派遣を要請する期間
エ　派遣される職員の給与、その他の勤務条件
オ　その他職員の派遣等について必要な事項

（３）知事への職員派遣あっせん要請

町長は、知事に対し県、指定行政機関、又は他の地方公共団体の職員の派遣について、（２）の事項を明示してあっせんを求める。

３　防災関係機関における応援要請（実施主体：町長、総務対策班、与那原警察署、沖縄県警察、東部消防組合消防本部、ライフライン事業者）

（１）警察

大規模災害発生時において、警察は、必要に応じ国に対して「警察災害派遣隊」の出動を要請し、被害情報、交通情報の収集、救出救助、緊急交通路の確保等の活動について応援を求めるものとする。

（２）消防機関

大規模災害発生時において、東部消防組合消防本部は、消防組織法第44条に基づき、必要に応じ県を通じて総務省消防庁長官に対して「緊急消防援助隊」等の出動を要請し、救急、救助、消火活動等について応援を求めるものとする。

なお、航空応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、応援を要請するものとする。

（３）ライフライン事業者

大規模災害発生時において、ライフライン事業者は、必要に応じ応急対策に関し広域的応援体制をとる。

４　町機能の支援（実施主体：県）

県は、町の行政機能が喪失又は機能低下した場合に、以下のように町の支援を行う。

（１）県調査隊の派遣

町に対しヘリコプター等により県職員による調査隊を派遣し、被害情報を把握するとともに、県等による被災市町村への支援について連絡調整を行う。

なお、町において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断される場合は、要請を待たずに派遣を行う。

（２）県職員等の派遣

町の機能をバックアップするために必要な町のニーズを把握し、県職員の派遣及び県保有資機材等の提供等を行う。

また、必要に応じて、国及び防災関係機関等に対して町への支援を要請する。

（３）応援職員の調整

町からの応援職員の派遣要請に基づき、国及び他の都道府県等に職員の派遣を要請するとともに、町への配置や輸送等の調整を行う。

新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。また、町は、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

（４）県による代行

県は、被災により町がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合、町に与えられた以下の権限により実施すべき応急措置の全部または一部を当該町に代わって行うものとする。

ア　警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限

イ　他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限

ウ　現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限

第８節　避難計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、危険な状態にある住民等を安全な場所に避難させるための計画は次によるものとする。

第１款　避難の原則

１　実施責任者

適切な避難指示等の発令により、住民の迅速・円滑な避難を実現することは、町長の責務である。ただし、状況により、関係法令に基づき避難のための立退きの指示、警戒区域の設定、避難の誘導、避難所の開設及び避難所への収容、保護は、次の者が行うものとする。なお、これらの責任者は相互に緊密な連携を保ち、住民等の避難が迅速かつ円滑に行われるよう努めるものとする。

また、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

（１）高齢者等避難開始の発令

実施責任者	災害の種類	根　拠　法	備　　考
町長	災害全般	な　し	警報等の伝達時には、基本法第56条により実施可能。

（２）避難の指示

実施責任者	災害の種類	根　拠　法	備　　考
町長	災害全般	基本法第60条	
知事	災害全般	基本法第60条	町の事務が全部又は大部分できない場合
警察官	災害全般	基本法第61条 警察官職務執行法第４条	町長から要請がある場合又は町長が避難の指示をするいとまのない時
自衛隊	災害全般	自衛隊法第94条	警察官がその場にいない時
知事又はその命を受けた職員	洪水、高潮 地すべり	水防法第29条 地すべり等防止法第25	
水防管理者	洪水、高潮	水防法第29条	

（3）警戒区域の設定

実施責任者	災害の種類	根 拠 法	備　　考
町長	災害全般	基 本 法 第63条	
知事	災害全般	基本法第73条	町の事務が全部又は大部分できない場合
警察官	災害全般	基本法第61条 警察官職務執行法第４条	町長から要請がある場合又は町長（委任を受けた職員を含む）がその場にいない時
自衛隊	災害全般	自 衛 隊 法 第 63 条	町長（委任を受けた職員を含む） 警察官等がその場にいない時
消防吏員 消防団員	火災	消 防 法 第 28 条	消防警戒区域の設定
警察官	火災	消 防 法 第 28 条	消防警戒区域の設定 消防吏員・団員がいない時又は要求があった時
水防管理者	洪水、高潮	水 防 法 第 21 条	
警察官	洪水、津波、高潮	水 防 法 第 21 条	水防管理者もしくは消防機関に属する者がいない時、または要求があった時

【避難指示と警戒区域の違い】

警戒区域の設定には、強制力があり従わない場合には罰則もある。
（従って、不必要な範囲にまで設定することがないよう留意する必要がある。）
・設定が考えられる場合として
1　災害危険の範囲が広範囲で長期にわたる場合
2　応急対策上、やむを得ない場合

（4）高齢者等避難

上記のほか、特に町は、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の要配慮者の避難支援対策を充実・強化する必要があるため、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの避難行動を開始することを求める高齢者等避難を伝達する必要がある。

（5）避難の誘導

避難所への誘導は、避難の指示、高齢者等避難の発令者及び警戒区域の設定者が行う。

（6）避難所の開設及び収容保護

避難所の開設及び収容保護は町長が行う。なお、救助法が適用された場合における避難所の開設及び収容保護は、知事の補助機関として町長が行うものとする。

また、広域避難等において町のみで対応不可能な場合は、県、近隣市町村等の協力を得て実施する。

2　避難指示等の運用（実施主体：総務対策班）

（1）避難指示等の種類

避難指示等の種類及び基準は、以下のとおりである。

種類	内　　容	根拠法
高齢者等避難 自主避難	一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの避難行動を開始することを求める。 ＜基準＞ ①町において震度４が観測され、町長が必要と認めた時 ②町長が必要と認めた時	なし
避難指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認める時に必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを勧告する。 ＜基準＞ ①震度６弱の地震が発生した時 ②町長が必要と認めた時　注１	基本法第60条
警戒区域の設定	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、あるいは生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合、警戒区域を設定し、当該区域への立入りの制限、禁止、退去を命ずる。 なお、基本法第116条により従わなかった者には罰則が規定されている。	基本法第63条

注１：津波警報等が入手できない場合など。

（2）指示の基準

町は、あらかじめ定めた客観的な基準等に応じて、高齢者等避難・避難指示を発令する。以下に発令基準の考え方を示す。

種類	発令基準の考え方
高齢者等避難	気象状況、過去の災害の発生例、自然条件等から判断して、災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては避難の指示を行うことが予測される場合。

避難指示	ア　洪水によって重大な災害が起こるおそれがある時。 イ　各種気象警報が発せられ、災害の発生が予想される時。 ウ　山崩れ等により危険が切迫している時。 エ　その他町民の生命、身体を災害から保護するため必要と認める時。

（3）避難指示等の内容

避難措置の実施者は、高齢者等避難、避難の指示、警戒区域の設定において、以下の事項を明らかにして発するものとする。

ア　発令者
イ　対象区域
ウ　高齢者等避難、避難の指示の発令及び警戒区域の設定の理由
エ　避難日時、避難先及び避難経路
オ　その他必要な事項

（4）避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

町は「避難情報に関するガイドライン」（令和３年５月）を踏まえつつ、「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成する。

（5）避難指示等の伝達方法

避難措置の実施者は、当該区域の住民、学校、観光施設、事業所等に対して防災行政無線、広報車、口頭又は拡声器等の手段によってその内容を伝達する。また、必要に応じて放送局、ポータルサイト・サーバ事業者に、放送設備やインターネットを活用した情報伝達の協力を第３節３の⑵に準じて要請する。

（6）関係機関への通知

避難措置の実施者は、概ね次により必要な事項を関係機関へ通知する。

（ア）町長の措置
◆町長→知事（防災危機管理課）
（イ）知事の措置
a　基本法に基づく措置
◆知事（防災危機管理課）→町長
b　地すべり等防止法に基づく措置
◆知事（海岸防災課）→所轄警察署長
（ウ）警察官の措置
a　基本法に基づく措置
◆警察官→与那原警察署長→町長→知事（防災危機管理課）
b　警察官職務執行法（職権）に基づく措置
◆警察官→与那原警察署長→沖縄県警察本部長→県知事（防災危機管理課）→町長
（エ）自衛官の措置
◆自衛官→町長→知事（防災危機管理課）
（オ）水防管理者の措置
◆水防管理者→与那原警察署長

（7）高齢者等避難、避難の指示又は警戒区域の設定者の措置

ア　住民への周知

高齢者等避難、避難の指示又は警戒区域の設定を行った者は、以下の方法によって、住民への周知を図る。

（ア）防災行政無線による伝達
（イ）広報車による伝達
（ウ）各字公民館放送による伝達
（エ）関係者による直接口頭又は拡声器による伝達

緊急を要し上記（ア）（イ）（ウ）（エ）の方法が難しい時は、消防団等による個別伝達を行う。

イ　伝達事項

（ア）災害及び避難の理由
（イ）避難場所及び避難経路
（ウ）避難に当たっての注意事項
　a　避難に際しては、必ず、火気危険物等の始末を完全に行うこと。
　b　会社、工場等にあっては、浸水その他の被害による油脂類の流出防止、発火しやすい薬品、電気及びガスの保安処置を講じること。
　c　避難者は、２食程度の食料、日用品及び衣料等を携帯すること。
　d　避難者は、必要に応じ、防寒用雨具を携行すること。

ウ　放送を活用した避難指示等情報の伝達

町は、町長が避難指示等を発令した際には、「放送を活用した避難指示等の情報伝達に関する連絡会設置要綱」（平成 17 年６月 28 日）に基づき作成された様式及び伝達ルートにより、避難指示等発令情報を県内放送事業者及び沖縄気象台に伝達する。

（8）解除の基準

ア　避難指示の解除については、当該地域が避難指示発令の基準としている大津波警報、津波警報、津波注意報が解除された段階を基本として、解除するものとする。

イ　浸水被害が発生した場合の解除については、当該地域が避難指示発令の基準としている津波警報等が解除され、かつ住宅地等での浸水が解消した段階を基本として、解除するものとする。

3　避難実施の方法（実施主体：町長、総務対策班、福祉対策班）

避難の指示者及び町長は、次の点を十分考慮し、避難実施の万全を期すものとする。

（1）避難の順位

避難に当たっては、要配慮者（高齢者、幼児、障がい者、病人、妊産婦等）を優先させるものとする。

（2）避難者の誘導

避難者の誘導は次の要領により、安全かつ迅速に行うよう努めるものとする。

ア　避難に当たっては、避難誘導員を配置し、避難時の事故防止並びに避難の安全迅速を図るものとする。

イ　避難所の位置及び経路等を必要な場所に掲示するものとする。

ウ　誘導に当たっては、混乱をさけるため地域の実情に応じ避難経路を２箇所以上選定しておくものとする。

エ　要配慮者の避難については、第１編　基本編　第３章　第４節　第６款「要配慮者の安全確保」に定めるところにより、具体的な避難支援計画を整備して実施するものとする。

オ　避難した地域に対しては、事後速やかに避難もれ、又は要救出者の有無を確かめるものとする。

（３）避難心得の周知徹底

町長は、避難のための立ち退きの万全を期するため災害時における避難者の心得についてあらかじめ住民に周知させておくものとする。

また、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

４　避難所の開設及び収容保護（実施主体：総務対策班、福祉対策班）

（１）指定緊急避難場所の設置

町は、災害時には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所等を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

（２）指定避難所の開設

町は、災害時に必要に応じて指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。

町は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、民間賃貸住宅や宿泊施設等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、宿泊施設等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。また、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

（３）広域避難

町は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議することができる。

また、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど，他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

（４）設置及び収容状況報告

町長は避難所を設置した時は、直ちに避難所開設状況（開設の日時、場所、収容人員、

開設期間の見込）を県に報告しなければならない。

５　避難者の移送（実施主体：総務対策班）

災害が激甚の場合又は緊急を要する場合の避難者の移送は、交通輸送計画に定めるところによるものとする。

６　避難所の運営管理（実施主体：福祉対策班、教育総務対策班、学校教育対策班、生涯学習文化対策班、避難所運営者）

基本的に避難所の運営は、避難所を利用する人（避難所以外の場所に滞在する被災者を含む。）の自主運営を原則とする。

町は避難所の開設に伴い適切かつ的確な運営ができるよう事前に避難所運営マニュアルを作成しておくものとする。

避難所の開設及び運営管理に関しては、町本部からの指示に基づき各施設担当の対策班が実施するものとする。

（１）避難所の運営

避難所を利用する人が自主的に運営を行うことができるよう、地域（自治会等）の役員等、避難所を利用する人の代表者や避難施設の施設管理者等で構成される委員会等を設置し、運営に係る事項を協議、決定する。なお、委員会の構成員には女性を入れる等、避難所運営に多様な人々の意見が反映されるよう努める。

また、運営が特定の人々の過重な負担とならないよう、年齢や性別に関係なく可能な限り役割を分担し、より多くの人が避難所の運営に参画できるよう、交代や当番等により対応する。

避難所の後方支援については、町本部が行う。

ア　避難所運営者は食料、物資等の配給を受けるため、町本部と定期的に連絡をとる。

イ　避難所運営者は本部から派遣された保健師、福祉対策班の職員等の支援を受け、被災者の心身の健康管理を行う。

ウ　避難所以外の場所に滞在する被災者の生活支援等を行う地域の拠点施設として機能するよう、町本部から必要な支援を受ける。

（２）避難所の環境

町及び避難所運営者は、以下のとおり避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。

ア　食事供与の状況やトイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。

イ　避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性及びごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

ウ　運営に当たっては、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳

室の設置や生理用品及び女性用下着の女性による配布、巡回警備等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

エ　テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。

オ　ペットの同行避難を考慮して、避難所敷地内にペット専用のスペースの確保、飼育ルールを定めるとともに、飼養について飼い主の自己管理を促すよう努める。

カ　指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

キ　指定避難所等において、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等に対する配慮や性暴力・DV の発生を防止するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

7　学校、社会福祉施設及び医療施設における避難対策（実施主体：福祉対策班、学校教育対策班、各学校、各施設管理者）

（1）学校

町教育委員会又は学校長は、避難指示権者及び警戒区域の設定者の指示に基づき、児童生徒の避難が速やかに実施できるようあらかじめ次の事項について定めておくものとする。

ア　避難実施責任者
イ　避難の順位
ウ　避難先
エ　避難誘導者及び補助者
オ　避難誘導の要領
カ　避難後の処置
キ　事故発生に対する処置
ク　その他必要とする事項

（2）社会福祉施設及び医療施設における避難対策

社会福祉施設及び医療施設の管理者は避難指示権者の指示に基づき、当該施設収容者の避難対策が速やかに実施できるようあらかじめ学校の場合に準じて定めておくものとする。

8　避難所の整備（実施主体：総務対策班）

避難所の整備は、共通編第３章「災害予防計画」第４節第３款３（２）「緊急避難場所・指定避難所の指定・整備」に基づいて実施する。

9　避難長期化への対応（実施主体：総務対策班）

町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等にかんがみ、仮設住宅のほか、必要に応じて、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等、利用可能な宿泊施設や住宅等

の提供について避難者に情報提供し、避難所の早期解消に努める。
県はこれら施設の確保等について必要な支援を行う。

10　県有施設の利用（実施主体：総務対策班）

町は県に対して県有施設の一時使用を要請することができる。

11　在宅避難者等の支援（実施主体：福祉対策班）

町は、やむを得ず避難所に滞在できない在宅避難者や自主避難所等の状況を把握し、食料等必要な物資の配布、保健師の巡回健康相談等による保健医療サービスの提供、生活支援情報の提供等に努める。

※災害救助法が適用された場合

災害のため被害をうけ、又は受けるおそれがある者で、避難しなければならない者に対する避難所の供与は、次のとおり実施する。

1　対象者

（1）災害によって被害を受けた者
ア　住家が全壊（焼）流失、半壊（焼）、床上浸水等（破壊消防による全半壊を含む）の被害をうけ、日常起居する場所を失った者
イ　自己の住家の被害に直接関係はないが、現実に災害に遭遇し速やかに避難しなければならない者

（2）災害によって被害を受けるおそれがある者
ア　避難指示を受け避難しなければならない者
イ　避難指示は受けないが緊急に避難することが必要である者

2　費用及び期間

（1）避難所設置等
設置のために支出できる費用の区分と限度額は、次のとおりである。
ア　区分
人夫賃、消耗資材費、謝金、燃料費、仮設施設の設置又は借り上げ賃
イ　費用

避難所設置費
1人1日当たり330円以内

（2）開設期間
災害発生の日から7日以内とする。
（ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり）

第２款　津波避難計画

津波警報・注意報の発表に伴う対応及び留意事項は、以下のとおりとする。
なお、避難の指示、避難誘導、避難者の収容等の事項は、「第１款 避難の原則」によるものとする。

１　実施責任者

津波から避難するための避難指示等の発令、立退きの勧告、指示及び住家を失った被災者のための避難所の開設並びに避難所への収容保護の実施者（以下「避難措置の実施者」という。）は、第１款の「１　実施責任者」のとおりとする。

２　避難指示等の発令（実施主体：総務対策班）

避難指示等の運用については、第１款の「２ 避難指示等の運用」のとおりとする。

町は、以下の点に留意して、津波浸水危険区域等に対し、避難指示等の発令にあたる。

（１）全国瞬時警報システム（Jーアラート）等から伝達を受けた津波警報等を、地域衛星通信ネットワーク、防災行政無線等で住民等へ伝達するよう努める。

（２）強い揺れ（震度４程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合、若しくは津波警報等を覚知した場合、直ちに避難指示を行うなど速やかに的確な避難指示を行う。

なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の迅速かつ的確な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝達する。

（３）津波警報・避難指示等の伝達に当たっては，走行中の車両、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コミュニティＦＭ放送、携帯電話及びワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る。

（４）避難情報の伝達に当たっては、津波は、第一波よりも第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性があることなど、津波の特性や、津波警報等が発表されている間は津波による災害の危険性が継続していることについても伝達する。

３　避難場所（実施主体：総務対策班）

避難先は、町で予め計画している、津波浸水想定区域外の安全な高台とする。津波到達時間内に避難が困難な場合は、最寄りの堅牢で高い建物等とする。

４　避難誘導（実施主体：総務対策班）

（１）住民等の避難誘導

町で予め計画している方法による。

避難誘導に当たっては、消防職員、消防団員、警察官及び町職員など、避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮しつつ、交通規制の実施、障がい者・高齢者・居住外国人等の要配慮者の避難支援及び観光客等を含めた避難対象区域内の全ての避難誘導を行う。

５　避難所の開設・収容保護（実施主体：総務対策班）

津波により住家を失った被災者は、避難所に収容する。避難所開設以降の対策は、「第１款 避難の原則」のとおりとする。

第９節　観光客等対策計画

１　避難情報の伝達及び避難誘導（実施主体：総務対策班、観光施設管理者、交通機関）

（１）町の役割

町は、津波情報や避難指示等の避難情報を、町民等への伝達する他に、浸水想定区域内及びその周辺の観光施設や交通施設等に防災行政無線等により伝達する。

また、町職員、消防団員等により浸水想定区域を巡回し、来遊者に高台等への避難を呼びかける。

（２）観光施設等の役割

津波情報や町の避難情報を把握した宿泊施設や観光施設の責任者は、放送施設や拡声器等により、宿泊者や来遊者に対し避難を呼びかけ、高台や避難ビルなどの安全な避難場所に誘導する。

なお、避難情報が伝達されない場合も、地震や津波情報を覚知した場合は、自らの判断で避難誘導を実施するものとする。

（３）交通機関の役割

津波情報や町の避難情報を把握した場合、運行中の車両等の旅客は、運転者等が運行管理者との連絡又は地域の避難誘導者の指示に従い、安全な避難場所まで誘導する。

なお、避難情報が伝達されない場合も、地震や津波情報を覚知した場合は、自らの判断で避難誘導を実施するものとする。

２　避難収容（実施主体：産業振興対策班、観光施設管理者等）

（１）収容場所の確保

町は、観光客等の避難状況を把握し、一時的に収容する施設を確保する。施設が不足する場合は、近隣市町村、宿泊施設及び事業所等に施設の提供を要請する。

（２）安否確認

町は、観光施設の管理者、観光関係団体、交通機関及び警察等と連携して、観光客の人数確認、負傷者及び不明者等の安否情報を把握し、県に報告する。

（３）飲料水・食料等の供給

町及び観光施設の管理者等は、可能な限り飲料水・食料等を供給する。

３　帰宅困難者対策（実施主体：産業振興対策班）

（１）情報の提供

町は、帰宅困難者に対し、災害の状況、飲料水・食料等の供給及び交通機関の復旧状況などの情報を、収容場所等でチラシ、テレビ及びラジオ等で提供する。

（２）帰宅困難者対策

町は、観光危機により運休・欠航している交通機関の早期の回復が見込めず、多くの観光客等が町内に滞留している場合は、観光客等の帰宅のために、バス、航空機及び船舶等での輸送について、県と連携した帰宅困難者対策を講ずる。

第 10 節　要配慮者対策計画

１　実施責任者

町及び要配慮者等の管理者は、要配慮者対策の実施を行う。

なお、避難計画の基本的な事項は、「第８節　避難計画」のとおりである。

２　避難行動要支援者台帳の作成（実施主体：福祉対策班）

（１）町は、基本法第 49 条の 10 第１項に基づき、避難行動要支援者名簿の作成を行う。

（２）災害時に、家族等の支援が困難で何らかの助けを必要とする重度の障がい者や一人暮らし高齢者など避難行動要支援者が、災害時における支援を地域の中で受けられるようにするため、支援体制を確立し、これらの者が地域内で安心・安全に暮らすことができるよう、民生委員・児童委員、自治会等のコミュニティの協力を得て、避難行動要支援者台帳を整備し、災害時の避難支援に活用するものである。

３　避難行動要支援者の避難支援（実施主体：総務対策班、福祉対策班）

町は、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき作成した避難行動要支援者名簿を活用し、町の災害時要支援者避難支援計画を策定し、これに基づいて、避難行動要支援者の避難誘導等の支援を行う。

避難誘導に当たっては、地域住民、自主防災組織及び民生委員等の支援者の協力を得て、要援護者への避難情報の伝達、安全な高台や堅牢で高い建物等への誘導及び安否の確認を行う。

また、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難行動要支援者を保護するために特に必要がある時は、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対して避難行動要支援者名簿を提供し、避難支援や迅速な安否確認等の実施に努める。

４　避難生活への支援（実施主体：総務対策班、福祉対策班、土木対策班）

（１）避難時の支援

町は、要配慮者の避難状況や生活状況を把握するとともに、相談窓口（相談員）を配置するなどして、必要な福祉対策のニーズを検討し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供する。

避難所においては、専用スペースを設けるなど生活への配慮をするとともに、福祉避難所の設置や社会福祉施設等への緊急入所を行う。

町は、必要に応じて専門的人材の確保及び派遣並びに入所施設の確保などの広域支援を県に要請する。

（２）応急仮設住宅への入居

町は、地域の支援のつながりや生活の利便性を考慮した場所に応急仮設住宅を設置し、要配慮者を優先して入居するように配慮する。

また、バリアフリー等の設備等についても、可能な限り要配慮者に配慮した福祉仮設住宅を設置する。

（３）福祉サービスの持続的支援

町は、福祉サービス提供者等と連携を図り、可能な限り通常の福祉サービスが継続されるよう支援する。

５　外国人への支援（実施主体：総務対策班、福祉対策班）

町は、沖縄県国際交流・人材育成財団等の団体と連携して、外国人への相談、外国語による情報発信及び語学ボランティアの派遣等を行う。

第 11 節　消防計画

災害時における消防活動は次によるものとする。

１　実施責任者

火災又は地震等の災害を防除し、これらの災害による被害を軽減するための消防活動の実施は町及び消防とする。

２　消防施設の整備（実施主体：東部消防組合消防本部）

町内における諸災害発生に対処するため年次計画により更新整備を行い、恒久的な整備を図るものとする。

３　消防の業務内容（実施主体：東部消防組合消防本部）

（１）火災の予防、警戒（火災予防査察等）

大勢の人が勤務又は出入りする建築物の他、防火対象物及び危険物の製造・貯蔵・取扱所等を重点的に随時予防査察を実施することとし、一般建築物等については全国火災予防運動等の実施に努めるものとする。

防火対象物の管理者は、政令に定める防火責任者を定め、当該防火対象物についての消防計画を作成し、届出を励行するものとする。

また、火災発生危険の除去、人命危険の発見、排除に努める火災の予防、警戒にあたる。

（２）消防体制・出動の確立

ア　消防は、常に町内の火災発生に備えて何時でも出動できるように待機の体制を保つものとする。

イ　火災又はその他の災害が予想される警報等が発せられた場合、消防隊編成及び出動計画に基づき出動し、火災防御にあたる。また、非番員は、上司の指示に従い、必要に応じて現場若しくは消防署に出動し勤務に就くものとする。

ウ　消防団員は、定期訓練を実施し、火災出動、その他の災害発生時にいつでも出動できる態勢をとることとする。団員の出動は、サイレン及び電話連絡等をもって行うものとする。

エ　火災又は諸災害発生時に対処するため、消防隊の出動は別に定める命令によるものとする。

（３）救助・緊急活動

指揮者はまず要救助者の有無を確認し、必要があれば検索を実施し、要救助者がいなければ各隊は協力して救急隊との連携のもとに、救助活動に全力を投入する。なお、火災に対処する第一義は人命救助とし、あらゆる消防活動に優先する。

負傷者の搬送及び収容は、原則として救助隊が行うものとするが、状況により消防車又は現場付近の車両をもって行うものとする。

（４）火災警報

火災に関する警報は、おおむね次の事項のいずれかに該当する気象状況において、必要と認めた時発するものとする。

ア　実効湿度が60％以下であって、最低湿度が50％以下となり、最大風速が10m/s以上の見

込みの時。

イ　平均風速15m/s以上の風が１時間以上連続して吹く見込みの時。（降雨中は発令しないこともある）

（５）火災原因及び被害調査

火災原因及び被害調査の結果は、町長へ消防長からの報告を確認するものとする。

４　相互応援計画（実施主体：町長、東部消防組合消防本部）

町長及び消防長は、火災等の災害発生に際して、「沖縄県消防相互応援協定」、「緊急消防援助隊運用要綱」等に基づき、近隣市町村及び国へ応援を要請するものとする。

５　林野火災対策（実施主体：総務対策班、産業振興対策班、東部消防組合消防本部）

林野火災の発生と拡大を防止するため、予防と次の応急対策を講じる。

（１）異常気象時の警戒態勢及び出火防止対策

異常乾燥及び強風時に、火災警報の発令とともに警戒態勢を強化する。

ア　警戒態勢の内容

（ア）防災行政無線により火災予防広報を実施する。
（イ）各自治会に依頼し、火災予防広報を実施する。
（ウ）消防車、広報車等により巡回広報を実施する。
（エ）林野参入者に対する火気注意を徹底する。
（オ）消防職員による巡回警戒を強化する。
（カ）消防職員、団員の自宅待機、または一部招集を指令する。

イ　出火防止対策

（ア）さとうきび葉等の焼払いに起因する林野火災の多発にかんがみ適正な火入れの指導、特に強風、乾燥時における火気の取扱いについての指導を強化する。
（イ）町及び関係機関は、森林又はこれに接近している土地における火入れについて森林法等に基づく規制措置の適正な実施を確保するための指導を強化する。
（ウ）火入れに際しての消火設備、監視員の配置、防火線の設定等についての指導をはじめ、火災予防上危険な気象状況の時の火入れ中止の指導等を徹底する。

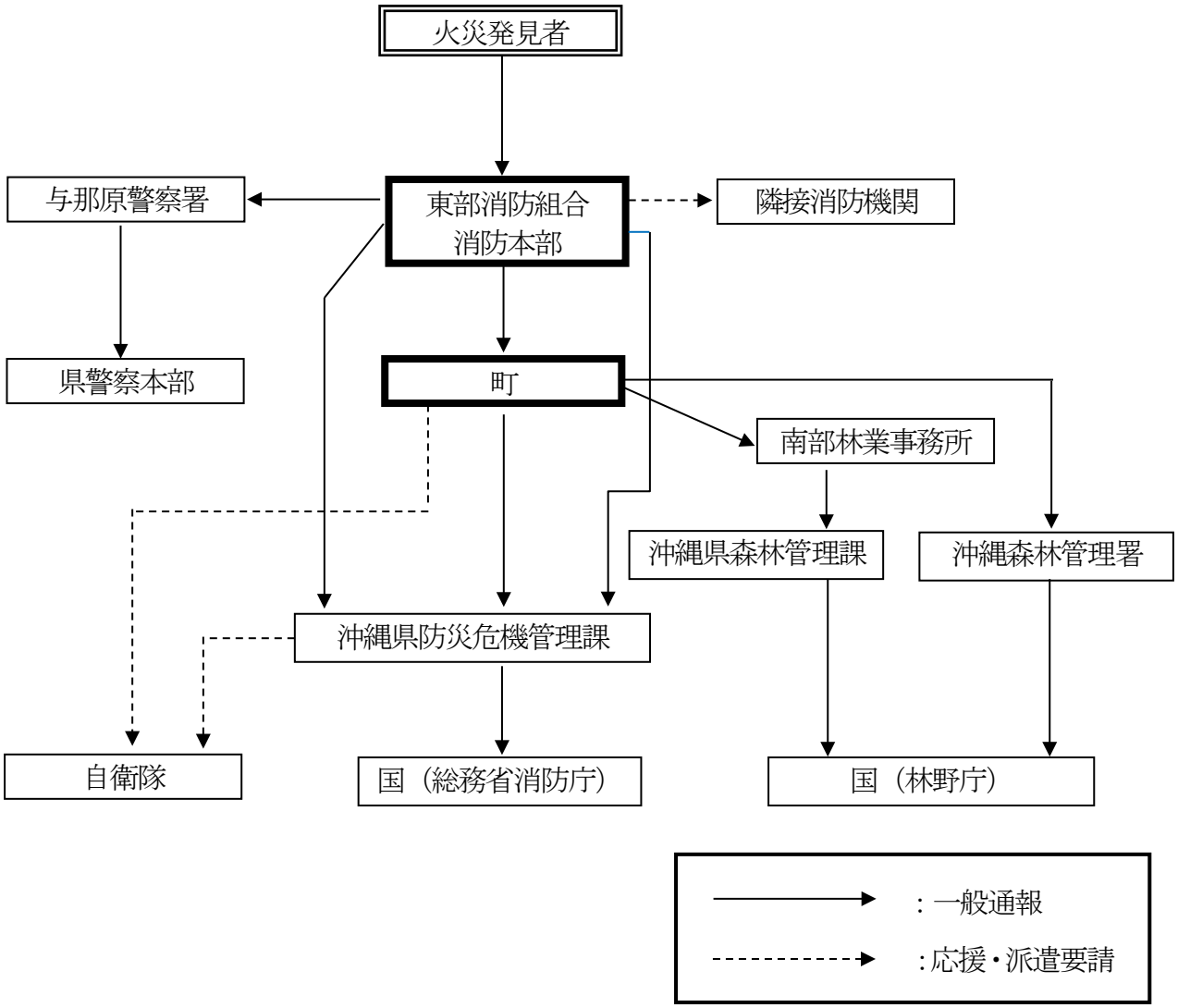
（２）林野火災の発生（発見時）、拡大についての通報連絡系統

林野火災が発生し、拡大するおそれがある場合における関係機関の通報連絡等は、次のとおりとする。

ア　通報連絡内容

火災発生日時、場所、火災現場の状況、被害の程度、対応措置の概況等

イ　通報連絡系統図



（3）林野火災の消火体制及び活動内容

ア　消火体制

実施事項	実施内容
現場指揮本部の設置	林野火災時に応援消防隊及びその他消火に協力する者が、統一的な指揮のもとに円滑な消火活動ができる態勢を確立するため、火災の状況に応じ現場指揮本部を設置する。
関係者の協力	林野火災が発生した時は、山林、原野の所有者及び付近の住民等は、消防機関に協力するものとする。
消火活動	林野火災の消火活動においては、火勢の状況及び気象状況並びに地理、地勢等に応じた消火活動を行う。

イ　消火活動内容

消火活動別	実施内容
直接攻撃	火たたき、覆土、撒土、除去による消火、ポンプによる注水消火等。
間接攻撃	直接攻撃によって防御できない場合、林野の一部を犠牲にして防御線、防火線を築き、火災の延焼を遅らせる。
迎火攻撃	迎火攻撃は、指揮者の指示により人員を充分に配置し、防火線の幅員を充分にとり、燃焼方向に対して一斉に点火する。その際は、飛火に注意する。
残火処理	残火処理は、焼失線（周囲）から徐々に内面に入り、飛火点に向かって処理し、特に老木、根株、空洞木等の着火後を見回り完全に消化する。
飛火警戒	飛火による第２、第３火災の発生を防止するもので、防御に当たっては多くの人員を必要とするため、地域住民の協力で飛火警戒を行うものとする。
空中消火	ヘリコプターによる消火方法であり、消火基地を設け現場指揮本部と密接に情報交換し、空中消火隊の指揮運用を行い、地上消火隊と相互に連携をとり消火にあたる。なお、消火基地設置等（ヘリポート）に当たっては、「第４章 第６節 自衛隊派遣要請計画」に基づいて実施する。

第 12 節　救出計画

災害時における救出活動は、次のとおり実施する。

１　実施責任者

町をはじめとした救助機関は、連携して迅速な救助活動を実施する。

また、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り初期の救助活動に参加し、被災者の救出に努めるものとする。

２　救出の実施（実施主体：総務対策班、東部消防組合消防本部、県、沖縄県警察、町民）

被災者の救出は、消防本部又は消防団等を主体とした救出班を編成し、警察と協力して救出に必要な器具を借り上げる等情勢に応じた方法により実施するものとする。

（１）消防、町の役割

ア　消防は、本来の救助機関として救出に当たるものとする。

イ　町は、町のみでは救出が実施できないと判断した場合は、県に対して隣接市町村、警察、自衛隊等の応援を求めるものとする。

（２）沖縄県警察の役割

沖縄県警察は、救出の応援要請があった場合、又は、警察自身が必要とした場合は、速やかに救出活動を実施する。

救出に大量の人員を必要とする場合は、警察災害派遣隊の出動により救出を実施する。

（３）県の役割

県（総括及び情報対策班）は、町への応援が必要と認めた場合、又は町から応援要請があった場合は、他の市町村、警察、自衛隊、他の都道府県に対し応援を要請する。

（４）町民の役割

町民は、可能な限り初期の救助活動に参加し、被災者の救出に努めるものとする。

３　救助活動成功のポイント

（１）要救出・救助現場の早期把握

（２）要救出・救助現場に対する人員の投入

（３）要救出・救助現場に対する資機材の投入

（４）救出・救助従事機関間の連絡調整・役割分担・地域分担

４　救出用資機材の調達（実施主体：総務対策班、東部消防組合消防本部）

救助機関は、各機関が所有する救出用資機材を使用する。資機材が不足する場合は、建設業協会等との協定や民間業者への要請により調達する。

※　救助法が適用された場合

１　対象者

災害によって早急に救出しなければ生命若しくは身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出を要するもの。

（1）災害の際に火中に取り残されたような場合

（2）地震の際に倒壊家屋の下敷になったような場合

（3）水害に際し流出家屋とともに流されたり孤立した地点に取り残されたような場合

２　救出の費用及び期間

（1）費用

ア　借上費（救出に直接必要な機械器具の借上費で実際に使用したものの実費）

イ　修繕費（救出に使用した機械器具の修繕費）

ウ　燃料費（機械器具を使用するために必要な燃料費及び照明用の灯油代）

（2）期間

災害発生の日から３日以内（ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり）

第 13 節　医療救護計画

災害時における医療救護は、次によるものとする。

第１款　医療及び助産

災害のため、医療機関の機能が停止し、又は著しく不足し若しくは混乱した場合における医療及び助産の実施は、次のとおり実施する。

１　医療体制（実施主体：福祉対策班、医療機関、日本赤十字社沖縄県支部、南部地区医師会等）

（１）実施責任者

町は、医療救護を行う。

また、救助法が適用された場合の医療救護は県が行い、町長はこれを補助するものとする。ただし、救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、県の実施を待つことができない時は、町長が実施する。

（２）医療の方法

ア　情報の収集

町及び医療機関は、広域災害救急医療情報システム等により、医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握する。

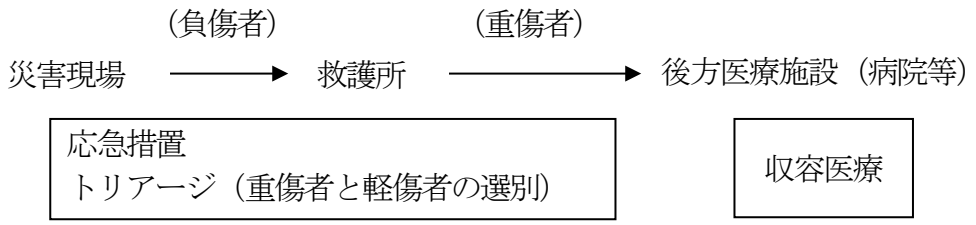
イ　医療

医療は、災害の規模及び患者の発生状況によって、日本赤十字社沖縄県支部、南部地区医師会、その他の協力を得て行う。

（３）救護所の設置

ア　応急救護所：救護所は、本部長の指示により被災者の収容施設、被災者の通行の多い地点及びその他適当と認める場所に設置するものとする。

イ　臨時救護所：地域被災者の応急救護の拠点として、避難所（学校、公民館等）や避難場所（総合グランド等）、病院・診療所等の公共施設に臨時救護所を設置。



（注）後方医療施設とは、救護所では対応困難な重傷者等の処置、治療を行う常設の公立病院、救急病院等のことをいう。

2　救急搬送（実施主体：福祉対策班、東部消防組合消防本部、県）

傷病者の搬送は、原則として町及び消防機関の救急車両等により行う。

県は、道路の不通や離島等へのヘリコプターでの搬送が必要な場合において、町及び医療機関等からの要請に基づいて、ドクターヘリ、自衛隊、第十一管区海上保安本部又は米軍等のヘリコプターの出動を要請する。

3　助産体制

（1）実施責任者

災害時において助産の手段を失った者に対する助産は、医療関係機関の協力を得て町長が行う。

ただし、救助法の適用があった場合は、知事（医務班、保健所、県立病院）が実施する。

（2）助産の方法

助産は原則として産科医が当たる。ただし出産は緊急を要する場合が多いので、最寄りの助産師によって行うこともさしつかえない。

4　医療及び助産施設の状況

町内の医療、助産施設の状況は参考資料－１０のとおりである。

5　医薬品等の調達及び確保（実施主体：医療機関、県）

（1）医療、助産活動に必要な携行資材の補給方法

医療及び助産実施のため必要な医薬品、衛生材料及び医療器具は、医療施設及び助産施設の手持品を使用するものとする。ただし手持品がなく、又は不足した時は医療施設及び助産施設によって調達するものとするが、当該地域において確保が困難な時は県（衛生薬務課）において確保のうえ輸送するものとする。

6　血液製剤の確保（実施主体：県、沖縄県赤十字血液センター）

災害時における輸血用血液製剤が円滑に供給できるよう、県（衛生薬務課）は、沖縄県赤十字血液センターと連携して、輸血用血液製剤の確保に努めるものとする。

7　被災者の健康管理とこころのケア（実施主体：福祉対策班、医療機関）

（1）被災者の健康状態の把握

県は、被災地の現地災害対策本部及び保健所並びに被災地域外の近隣市町村等より、被災地の情報の収集を行い、こころのケア対策会議を開催する。

医療施設及び助産施設は、避難所・仮設住宅等での巡回健康相談を実施し、町民の健康状態の把握と対応を決定する。

（2）こころのケア

県保健所には相談窓口を設けるなど、精神保健福祉相談体制や町への支援体制を構築する。

沖縄県立総合精神保健福祉センターは、保健所及び町へ技術援助を行うとともに、精神保健に関する県の総合的な中核拠点として、全県的なこころのケアに関する情報の集約と発信を行い、こころのケア対策の全般を担う。

町は、県との連携によりこころのケア対策を実施する。

（3）継続的治療への支援

県は、人工透析等、継続的な治療を実施する医療機関の稼働状況を把握し、町からの要請に基づいて、広域的な搬送及び受け入れの体制を構築する。

町は、継続的治療が必要な被災者の状況を把握し、必要に応じて医療機関や県に対応を要請する。

第２款　集団的に発生する傷病者に対する救急医療対策

突発的な災害により傷病者が短時間に集団的に発生した場合の救急医療対策は次のとおり実施する。

１　救急医療対策への協力（実施主体：福祉対策班）

町は、県が行う救急医療対策が円滑に進むよう、沖縄県防災会議に協力する。

２　集団的に発生する傷病者に対する救急医療対策（実施主体：福祉対策班、県、沖縄県警察）

（1）目的

突発的な災害等により、傷病者が短時間に集団的に発生した場合、迅速かつ的確な救急医療活動が実施できるよう、組織的な救急医療体制を確立するとともに、関係機関が相互に協力して救急医療の実施に万全を期することを目的とする。

（2）救急医療の対象と範囲

ア　対象

救急医療の対象とする災害は、暴風・豪雨・洪水・地震・その他の異常な自然現象又は大規模の火事・爆発・放射性物質等の大量放出、その他大規模な事故等、基本法に規定する災害及びこれに準ずる災害又は事故により、傷病者がおおむね 50 人以上に及ぶ災害とする。ただし、災害発生の場所、医療施設の状況等、町内の実状により、町において、対象傷病者数の基準を引下げ若しくは、引上げることができる。

イ　範囲

傷病発生と同時に現場で行う応急措置、初期診療及び傷病者の病状に応じて行う本格的な救急医療とする。なお現場において死にいたった場合の死体の検案、洗浄、縫合等の措置も含む。

（3）救急医療体制の確立

ア　関係機関、団体における活動体制

関係機関及び団体は、災害時における救急医療が迅速かつ的確に実施されるよう相互の連絡、協力に万全を期するとともに、その活動体制について確立を図る。

町は、県及び関係医療機関と協力して、広域災害・救急医療情報システム等を整備することにより、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握し、応援の派遣等を行うよう努める。

なお、各機関・団体における業務内容は関係法令及び防災計画によるもののほか次のとおりとする。

（ア）町

a　現地における応急的医療施設の設置及び管理
b　傷病者の救出、搬送及び災害現場の警戒並びに各機関における搬送の調整
c　日本赤十字分区長に対する出動要請
d　南部地区医師会に対する出動要請

（イ）県（福祉保健総務班、医務班、衛生薬務班、保健所、県立病院）

a　救急医療についての総合調整
b　救急医療についての現地救急医療対策本部の設置
c　日本赤十字社沖縄県支部に対する出動要請
d　県医師会に対する出動要請
e　国・国立病院機構、公立の医療施設に対する救護班・災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請
f　県薬剤師会に対する医薬品の供給及び薬剤師の出動要請
g　医療材料の整備

（ウ）沖縄県警察

a　傷病者の救出及び災害現場の警戒並びに各機関の調整
b　交通の規制
c　傷病者等の住所・氏名等の確認

（エ）医療施設

a　医療の実施
b　傷病者に対する看護

（オ）自衛隊

a　傷病者の救出及び搬送の支援
b　救助物資の輸送支援

（カ）日本赤十字社沖縄県支部

a　医療の実施
b　傷病者に対する看護
c　救助物資の給与

（キ）県医師会及び南部地区医師会

a　医療施設の確保
b　医師会所属の医療班に対する出動要請

（ク）県薬剤師会及び南部地区薬剤師会
a　医療品等の供給及び薬剤師の派遣

（ケ）企業体等
a　現地における応急的医療施設の設置及び管理
b　傷病者等の住所・氏名等の確認

（コ）西日本電信電話株式会社沖縄支店（ＮＴＴ西日本）
a　緊急臨時電話の架設

（サ）沖縄電力株式会社
a　電源の確保

イ　関係機関との連携等

（ア）町本部が設置された場合は、町は、救急医療体制に従事する各機関、団体及び企業体等に連絡員の派遣を要請し、密接な連携を保ちながら効果的な救急医療を実施していく。

（イ）町本部が設置されない場合においては、県が救急医療対策本部を設置する。この場合、救急医療対策に従事する各機関、団体及び企業体等は本対策本部にそれぞれの班として所属するものとし、それぞれの業務に従事する。

（ウ）現地救急医療対策本部長は、知事が県の職員のうちから任命するものとし、班長はそれぞれの機関、団体及び企業体等の長が任命する。

ウ　医療機関の動員計画

（ア）災害発生に即応するため、町内の医療機関は、医師等医療関係者及び医療施設の動員計画をあらかじめ策定しておく。

（イ）町内の医療関係機関は、国・国立病院機構、公・私立等の医療施設管理者が編成する医療助産班の活動に協力する。

（ウ）町内の医療機関は、県薬剤師会が行う医療品等の供給及び薬剤師の派遣に関する活動に協力する。

エ　民間の協力

救急医療活動は、災害が突発的に発生する関係上、現場付近における民間人の通報、連絡、傷病者の移送等について充分な協力が得られるよう各機関において、それぞれ啓発を図る。

（4）災害発生の通報連絡

ア　企業体等における災害発生時の責任者又は災害の発見者は、直ちにその旨を町長又は警察官に通報する。

イ　通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町長に通報する。

ウ　通報を受けた町長は、その旨を管轄する県土木事務所等（地方本部長）及び地区医師会へ通報連絡する。

エ　通報連絡を受けた県土木事務所等（地方本部長）は、その旨を知事（医務班）へ報告するものとし、知事（医務班）は、日本赤十字社沖縄県支部、県医師会等へ連絡する。

オ　通報連絡を受けた医師会及び地区医師会は、速やかに関係医療施設に連絡する。

カ　通報の内容は次のとおりである。

（ア）事故等発生（発見）の日時

（イ）事故等発生（発見）の場所

（ウ）事故等発生（発見）の状況

（5）医師等医療関係者の出動

町長は、災害の通報連絡を受けた時は、直ちにその規模・内容等を検討し、日赤分区長及び地区医師会長へ医療班の出動を要請する。要請を受けた日赤分区長及び地区医師会長は直ちに医療班を派遣する。

（6）傷病者の搬送

災害現場における医療関係者は、医療施設との連絡を密にし、搬送中における医療の確保についても充分に配慮する。なお、搬送に必要な車両等の確保については本章第14節「交通輸送計画」による。

（7）傷病者の収容

傷病者の収容については、既設の医療施設のほか必要がある場合は、町及び企業体等の責任者は臨時に医療施設を仮設し、あるいは学校・公民館等の収容可能な施設の確保を図る。この場合に収容された傷病者に対する看護体制については、日本赤十字社沖縄県支部長、県医師会長及び地区医師会長において充分配慮する。

（8）医療材料等の確保

町は、県（薬務疾病対策班、保健所、県立病院）、日本赤十社沖縄県支部、県医師会等が行う医療材料等の調達及び運用に協力する。

（9）費用の範囲と負担区分

ア　費用の範囲

費用とは出動した医師等に対する謝金、手当、医療材料等の消耗品費、その他医療活動に伴う所要経費とする。

イ　費用の負担区分

（ア）傷病事故の発生原因が、自然災害の場合は町が負担する。

（イ）人為的あるいは自然災害ともとられるもので、災害発生の責任所在が不明なものによる場合は、救助法の適用がない場合には第一次的責任を有する町が負担する。

（ウ）公的及び私的の企業体の責任において発生する人為的な災害の場合は、災害発生の責任を負う企業体が負担する。

（エ）前各号について救助法の適用がなされた場合は、同法の定めるところにより、その費用は県が支弁し、国が負担する。

ウ　費用の額

医師等に対する謝金、手当は救助法施行細則（昭和47年規則第9号）に規定する例によるものとし、その他の経費については実際に要した額とする。

（参考資料－12参照）

（10）補償

出動した医師等が、活動中に不慮の死傷を負った場合の補償は、基本法、救助法の規定及びこれ等に準じて、それぞれ前項イの費用負担区分に準じて負担する。

※救助法が適用された場合

１　医療

⑴ 医療の対象者

医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のために医療の途を失った者。

⑵ 医療の範囲

ア　診察

イ　薬剤又は治療材料の支給

ウ　処置、手術その他の治療又は施術

エ　病院又は診療所への収容

オ　看護

⑶ 医療の費用及び期間

ア　費用

医療に要する費用は次のとおりとする。

（ア）医療助産班による場合

使用した薬剤、治療材料及び医療器具破損等の実費とする。

（イ）委託医療機関等による場合

社会保険診療報酬の額以内とする。

（ウ）施術者による場合

当該地域における協定料金の額以内とする。

（エ）日赤医療班による場合

委託契約に定める額以内とする。

イ　期間

災害発生の日から14日以内とする。

（ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり）

２　助産

⑴ 対象者

災害発生の日以前又は以後７日以内に分娩した者で災害のために助産の途を失った者。

⑵ 助産の範囲

ア　分娩の介助

イ　分娩前、分娩後の処置

ウ　脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

⑶ 助産の費用及び期間

ア　費用

助産に要する費用は次のとおりとする。

（ア）医療助産班による場合

使用した衛生材料の実費

（イ）委託助産機関等による場合

使用した衛生材料及び処置に要した実費

（ウ）助産師による場合

当該地域における慣行料金の８割以内の額

イ　期間

分娩した日から７日以内とする。

（ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり）

第 14 節　交通輸送計画

この計画は、交通規制の実施により、災害時における交通の危険及び混乱を防止し、交通路を確保するためのものである。災害時における交通の確保並びに罹災者、応急対策要員及び応急対策物資、資機材の緊急輸送は次のとおり実施する。

第１款　交通計画

１　実施責任者

災害時における交通の規制、交通施設の応急対策及び緊急輸送は、次の者が行うものとする。なお、これらの責任者は相互に協力し、被災者、応急対策要員及び応急対策物資等の緊急の輸送が円滑に行われるよう努めるものとする。

（1）交通の規制の実施責任者

区分	実施責任者	範囲	根拠法
道路管理者	国土交通大臣 県知事 町長	1　道路の破損、決壊その他の理由により交通が危険であると認められる場合 2　道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる時	道路法 第 46 条
公安委員会	公安委員会 警察署長 警察官	1　災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するため、必要があると認める時 2　道路における危険を防止しその他交通の安全と円滑を図り又は交通災害その他の交通に起因する障害を防止するため必要があると認める場合 3　道路の損壊、火災の発生その他の事情により、道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合	基本法 第 76 条 道路交通法 第４条、第５条 及び第６条
海上保安本部	第十一管区 海上保安本部 海上保安官	1　船舶の交通安全の為に必要があると認める時 2　海難の発生、その他の事情により、特定港内において船舶交通の混雑の生ずるおそれがある時、又は混雑緩和に必要な時 3　海上保安官がその職務を行うため、周辺の状況から真にやむを得ないと認めた時	港則法 第 37 条 海上保安庁法 第 18 条

（2）交通施設の応急対策

交通施設の応急対策は本章第 30 節「公共土木施設応急対策計画」（道路）に基づいて実施する。

（3）緊急輸送

災害時における緊急輸送の実施は、その応急対策を実施する機関が行うものとする。ただし、次の場合、県は緊急輸送に必要な措置をとるものとする。

ア　災害の範囲が広域にわたり、車両等の確保配分について調整を必要とする場合

イ　輸送の実施機関において、輸送することが不可能と認められる場合

2　交通の規制（実施主体：総務対策班、土木対策班、東部消防組合消防本部、県公安委員会、与那原警察署、沖縄県警察、自衛隊、道路管理者）

（1）規制の種別

ア　危険箇所における規制

（ア）道路法に基づく規制（道路法第 46 条）

災害時において道路施設の破損等により、施設構造の保全又は交通の危険を防止するため必要があると認めた時は、道路管理者が交通を禁止し、又は制限するものとする。

（イ）道路交通法に基づく規制（道路交通法第４条）

災害時において道路上の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認める時は、県公安委員会は歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。

イ　緊急輸送のための規制（基本法第 76 条）

県公安委員会は、災害が発生した場合において、災害応急対策に従事する者又は、災害対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため、必要があると認める時は、次により適切な措置をとるものとする。

（ア）緊急輸送機関の措置

町長は、被災地において緊急輸送を実施しようとする場合は、あらかじめ日時、種別輸送量、車両の種別、発着時、経路、事由等を県公安委員会に連絡するものとする。

（イ）県公安委員会の措置

県公安委員会は、アの連絡を受けた場合において、緊急通行車両以外の通行を禁止し、又は制限する必要があると認める時は、次の措置をするものとする。

（2）危険箇所における規制

町及び県（道路管理班、土木事務所）、県公安委員会は、道路の破損、決壊、その他の状況により通行禁止又は制限する必要があると認める時は、禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明りょうに記載した道路標識を設けるとともに、必要がある場合は、適当な迂回路の標識をもって明示し、一般の交通に支障のないよう措置する。

（3）緊急輸送のための規制

県公安委員会は、災害が発生した場合において、災害応急対策に従事するもの又は、災害対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため、必要があると認める時は、以下の措置をするものとする。

ア　緊急通行車両以外の車両の通行禁止、又は制限の対象、区間及び期間を記載した標示及び適当な迂回路の標示を所定の場所に設置するものとする。

イ　緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限しようとする時は、あらかじめ当該道路管理者に禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を通知するものとする。ただし、緊急を要する場合であらかじめ当該道路管理者に通知するいとまがない時は、事後において速やかに通知するものとする。

ウ　緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要がある時は、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

（4）緊急通行車両の事前届け出

緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者は、緊急通行車両の確認を迅速かつ円滑に行うために、あらかじめ、県公安委員会に対して緊急通行車両の事前届出書を提出し、届出済証の交付を受ける。

（5）緊急通行車両の標章及び証明書

知事（防災危機管理課）又は県公安委員会は、緊急通行車両の使用者に対し、次により標章及び証明書を交付し、被災地における交通の混乱の防止を図るものとする

ア　使用者の申し出

緊急輸送に車両を使用しようとする者は、知事又は県公安委員会に対し、緊急通行車両確認証明書等の交付を申し出るものとする。

イ　証明書等の交付

知事（防災危機管理課）又は県公安委員会は、アの申し出による緊急車両の確認を行い、様式第２による標章及び様式第３による証明書を交付するものとする。

また、届出済書交付を受けている車両については、優先的に確認するとともに、確認のための審査を省略する。

（6）標章の提示

（5）のイにより交付を受けた標章は、当該車両の見やすい箇所に掲示するものとする。参考資料－11 を参照。

（7）警備業者による交通誘導等

被災者に対する救援救護等の活動が公的機関のみでは十分な対応ができない場合、「災害時における円滑な通行の確保等に関する協定」及び「同細目協定」に基づき、県は沖縄県警察を通じて社団法人沖縄県警備業協会に対し、災害時における円滑な通行等を確保するために出動要請を行うことができる。

業務内容については、災害時における被災地の被害拡大防止、救護、救援活動のための交通誘導のほか、避難場所、救援物資の保管場所等における警戒、警備業務等とする。

（8）通行禁止等の周知

県公安委員会は災害時における通行の禁止又は制限（以下「通行禁止」という。）を行った時は、基本法第 76 条の規定に基づき、直ちに、通行禁止に係る区域又は道路の区間その他必要な事項を周知させるものとする。

（9）車両の運転者の責務

基本法第 76 条の規定に基づく通行禁止等が行われた時は、車両の運転者は次の措置をとらなければならない。

ア　道路の区間に係る通行禁止等が行われた時は、車両を当該道路区間以外の場所に移動させる。移動させることが困難な時は、できる限り道路の左側に沿って駐車するなど緊急通行車両の妨害とならない方法で駐車させる。

イ　区域に係る通行禁止等が行われた時は、車両を道路外の場所に移動させる。移動させることが困難な時は、できる限り道路の左側に沿って駐車するなど緊急通行車両の妨害とならない方法で駐車させる。

ウ　警察官の指示を受けた時は、それに従う。

(10) 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令等

ア　警察官による措置命令等

警察官は、通行禁止等に係る区域又は道路の区間（以下「通行禁止区域等」という。）において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認める時は、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動すること。

その他当該通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

また、警察官は、命ぜられた者が当該措置をとらない時又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができない場合は、自ら当該措置をとることができる。

イ　自衛官及び消防吏員による措置命令等

警察官がその場にいない場合、自衛官及び消防吏員は、自衛隊及び消防機関が使用する緊急通行車両の円滑な運行を確保するため必要な措置をとることを命じ、または自ら当該措置をとることができる。

なお、措置を命じ、又は自ら当該措置をとった時は、直ちにその旨を与那原警察署長に通知しなければならない。

(11) 道路管理者の措置

ア　放置車両の移動

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生し、緊急通行車両の通行を確保するため緊急を要する時、又は県公安委員会から要請を受けた時は、区間を指定し、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

イ　障害物の処分

道路管理者は、上記の措置のため、やむを得ない必要がある時は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物を処分することができる。

第２款　緊急輸送

１．輸送対象

緊急輸送の輸送対象は以下の第１段階から第３段階とする。

（１）第１段階

ア　救助、救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資

イ　消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資

ウ　政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等

エ　後方医療機関へ搬送する負傷者等

オ　緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

（２）第２段階

ア　上記（１）の続行

イ　食料、水等生命の維持に必要な物資

ウ　傷病者及び被災者の被災地外への輸送

エ　輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

（３）第３段階

ア　上記（２）の続行

イ　災害復旧に必要な人員及び物資

ウ　生活必需品

２．輸送の方法

（１）輸送の方法は、輸送物資等の種類、数量、緊急度並びに現地の交通施設等状況を勘案して次のうちの適当な方法によるものとする。

ア　道路輸送

イ　海上輸送

ウ　空中輸送

エ　人力による輸送

（２）輸送実施機関は、所属職員のうちから輸送責任者を指名し、当該物資等を輸送させる車両等に同乗させる等の措置を講ずるものとする。

３．道路輸送（実施主体：総務対策班、各対策班）

（１）車両等の確認

輸送のために必要とする自動車及びその運転者（以下「車両等」という。）の確保はおおむね次の順位によるものとする。

ア　応急対策を実施する機関に属する車両等

イ　公共的団体に属する車両

ウ　営業用の車両等

エ　自家用の車両等

（２）町有車両の確保

災害輸送のための町有車両の確保は、次の方法により行う。

ア　町有車両の掌握管理は、総務対策班において行うものとする。
イ　各部長は、車両を必要とする時は、総務対策班長に次の事項を明示して配車を要請するものとする。
・輸送日時及び輸送区間
・輸送対象の人数、品名及び数量
・その他必要な事項
ウ　総務対策班長は、各班長より要請のあった場合は、車両の保有状況、応急対策の内容及び緊急度等を考慮のうえ、使用車両を決定し、要請部へ通知するものとする。

（3）民間車による輸送

町又は県において民間車両により輸送を行う場合は、沖縄県総合事務局運輸部に斡旋を依頼し、迅速な輸送の実施に努めるものとする。

（4）燃料の確保

町において、車両による輸送を行う場合は、沖縄県石油商業組合・沖縄県石油業協同組合に優先的な供給を要請する。

（5）費用の基準

ア　輸送業者による輸送又は車両の借り上げは、通常の実費とする。
イ　官公署の他公共機関等所有の車両については、燃料費程度の負担とする。

4．人力等による輸送（実施主体：総務対策班）

（1）災害のため車両等による輸送が不可能な場合、人力による輸送を行うものとする。

（2）町は、人力による輸送を行う場合に備え、安全かつ効率的な輸送通路について検討を加え災害時には迅速適切な措置がとれるよう努めるものとする。

（3）人力による輸送は、原則として当該地域の状況に精通した住民に協力を要請して行うものとする。

5．空中輸送（実施主体：総務対策班、県、自衛隊）

（1）空中輸送の実施

災害による交通途絶その他の理由により他市町村等へ緊急に空中輸送の必要が生じた場合は、空中輸送の実施を行うものとする。

（2）空中輸送の要請等

空中輸送の要請及び要請後の措置並びに撤収要請等については、「第６節自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところによるものとする

（3）ヘリポートの設置について、町は、空中の輸送（緊急患者空輸、物資の空輸等）を受ける場合に備え、ヘリコプターの発着又は飛行機からの物資投下が可能な場所の選定、整備に努め災害時における空中輸送の円滑を図るものとする。ヘリポートの設置基準については、「第６節　自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところによる。

6．広域輸送拠点の確保（実施主体：総務対策班）

町は、救援物資の受入れのために、施設又は空地に輸送拠点を確保する。

※救助法に基づく輸送

1　輸送の範囲

救助実施のための輸送は次の範囲とする。ただし、これ以外の輸送については、厚生労

働大臣の承認を得て行う。

(1) 被災者を避難させるための輸送

町長、警察官等避難指示者の指示に基づき、長距離避難のための輸送

(2) 医療及び助産のための移送

重傷患者で医療助産班の仮設する診療所への患者移送あるいは医療関係者の移送等

(3) 被災者救出のための移送等

救出のため必要な人員、資材等の輸送及び救出した被災者の移送

(4) 飲料水供給のための移送

飲料水の直接輸送及び飲科水確保のため必要な人員、ろ水器その他機械器具、資材等の輸送

(5) 救済用物資の輸送

被災者に支給する被服、寝具その他生活必需品、炊出用食料、学用品及び救助に必要な医療衛生材料、医薬品等整備配分のための輸送

(6) 死体捜索のための輸送

死体の捜索のため必要な人員、資材等の輸送

(7) 死体処理のための輸送

死体の処理のための医療助産班員あるいは衛生材料等の輸送及び死体を移動させるため必要な人員、死体等の輸送

2　輸送の費用及び期間

(1) 費用

応急救助のため支出できる輸送費は当該地域における通常の実費とする。

(2) 期間

輸送の範囲で定められているそれぞれの救助の実施について認められている期間とする。

第 15 節　治安警備計画

災害時における町民の生命、身体及び財産を保護し、社会秩序の維持を図るための治安警備活動は、次によるものとする。

１　警察への協力・出動要請等（実施主体：総務対策班、県、与那原警察署）

町は自主防災組織等と連携し、被災地において警察が行うパトロールや生活の安全に関する情報提供等の活動に協力し、町民の安全確保に努める。

なお、町長は、治安警備、社会秩序の維持に必要な場合は、次により警察に対して協力・出動等を要請する。

（1）警察の災害警備措置要領

段階	体制	活動内容
準備体制	台風が接近し、又は大雨、高潮、洪水等の警報・注意報等が発せられ、予想される災害の発生までに相当の時間的余裕がある場合は準備体制をとる。	準備体制をとったときは、概ね次に掲げる活動を行う。 ○災害警備連絡室（本部）の設置 ○気象、災害情報の収集及び伝達 ○事前広報 ○関係機関との連絡 ○装備資機材の準備 ○通信の確保 ○警察施設の防護
警戒体制	管内に暴風、大雨、高潮、津波、地震等の警報が発せられ災害（大規模災害を除く）による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、警戒体制をとる。	警戒体制をとったときは、準備体制に掲げる活動のほか、概ね次に掲げる活動を行う。 ○災害警備（準備）本部の強化 ○警備本部要員の招集 ○警備部隊の編成及び事前配置 ○装備資機材の事前配備 ○広報体制の確立 ○警備部隊の応援要請 ○補給
非常体制	大規模災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合は、非常体制をとる。	非常体制をとったときは、準備体制及び警戒体制に掲げる活動のほか、概ね次に掲げる活動を行う。 ○避難誘導及び警戒措置 ○被害調査 ○救出・救助活動 ○行方不明者の捜索及び遺体の検分 ○犯罪の予防及び検挙 ○応援部隊の派遣調整 ○交通秩序の維持及び交通規制の実施 ○広報活動

（2）警察への協力・出動の要請等

町長の措置	措置内容
災害応急措置	町長は、災害応急対策に関する措置をとるときは、警察署長に連絡を行い、両者が密接に協力する。
協力要請	町長が警察官の協力を求める場合は、原則として警察署長に対して行う。
出動要請	町長が警察官の出動を求める場合は、警察署長を経て災害応急対策責任者である警察本部長に要請する。

2　警察による災害警備（実施主体：与那原警察署）

警察は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害被害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために、町民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通の規制等の応急的対策を実施して、本町における社会秩序の維持にあたる。

警察が行う警備活動は、「沖縄県地域防災計画」、「沖縄県警察災害警備実施要綱」、「与那原警察署災害警備実施要綱」による。

第 16 節　災害救助法適用計画

災害に際して救助法を適用し応急的、一時的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、次のとおり適用計画を実施する。

１　実施責任者

町長は、知事が実施する救助法に基づく救助を補助する。ただし知事は、救助を迅速に行なうため必要があると認められる時は、救助法施行令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を町長が行なう。

２　救助の種類

（１）避難所及び応急仮設住宅の供与
（２）炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
（３）被服寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
（４）医療及び助産
（５）被災者の救出
（６）被災した住宅の応急修理
（７）生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
（８）学用品の給与
（９）埋葬
(10) 死体の捜索及び処理
(11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去。

※救助法の適用に至らない災害者の救助は、町長が実施するものとする。

３　救助法の適用基準

救助法による救助は、町の被害が次の各号のいずれかに該当し、かつ現に応急的な救助を必要とする時に実施される。

（１）本町の被害世帯数が 60 世帯に達した時
（２）沖縄県全域の被害世帯数が、1,500 世帯以上であって、そのうち町内の被害世帯数が 30 世帯に達した時
（３）被害が相当広範な地域にわたり、県内の被害世帯数が 7,000 世帯以上であって、本町の被害状況が特に救助を要する状態にある時。
（４）本町における被害がいずれかに該当し、知事が特に救助の必要を認めた時
ア　災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が消失した時。
イ　多数の者が生命又は身体に危害を受け、若しくは受けるおそれが生じた時。

救助法適用基準世帯数

	世帯数	人口	被害世帯数		備考
			１号	２号	
町	14,679	40,440	60	30	

※　人口及び世帯数は地方自治法第254条の規定に基づき、令和２年10月１日時点の国勢調査による。

３　救助法の適用手続（実施主体：福祉対策班）

（１）災害に際し町における被害が２の救助法の適用基準のいずれかに該当する時には、法に基づく災害報告要領により町長は直ちにその旨を知事に報告するものとする。

（２）災害の事態が急進して、知事による救助法の実施を待つことができない時は、町長は、救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その指示を受けるものとする。

４　救助法による災害救助の程度、方法、期間、及び実費弁償の基準

（１）災害の程度、方法及び期間
救助法施行細則（昭和47年沖縄県規則19号）（参考資料－12）

（２）実費弁償の方法及び程度
救助法施行細則（昭和47年沖縄県規則19号）（参考資料－12）

５　救助の組織

県本部が設置された場合における救助の組織は、第１節組織計画に定めるところによるものとする。なお、県本部を設置するにいたらない場合においては、平常の組織をもって対処するものとする。

第 17 節　給水計画

災害のため、飲料に適する水を得ることができない者に対する飲料水の供給は、次によるものとする。

１　実施責任者

被災者に対する給水の必要があると認める時は、南部水道企業団が東部消防組合消防本部の協力を得て行うものとする。

ただし、救助法が適用された時は、知事の委任に基づき行うものとする。

２　給水方法（実施主体：福祉対策班、南部水道企業団、東部消防組合消防本部）

（１）取水

給水のための取水は、消火栓から行うものとする。

（２）消毒法

取水が汚染している時、又は汚染のおそれがある時は、水質検査を行い、ろ水器によるろ過及び浄水剤の投入等により、消毒等を行うものとする。

（３）供給の方法は、県の調整池及び町の配水池等（以下「配水池等」という。）を補給基地とし、給水車、容器による搬送給水等現地の実情に応じ、適宜な方法によって行なうものとする。

ア　配水池等からの給水

（ア）貯水量、位置等を考慮の上、配水池等から給水車等に給水し、配水池及び公園等に設置された緊急給水基地に搬送するものとする。

（イ）緊急給水基地では、緊急給水用の蛇口設備等を設置して給水するものとする。

（ウ）ドラム缶、ポリエチレン容器等の搬送用容器（以下「搬送容器」という。）に配水池等で給水し、適切な方法により被災者へ給水するものとする。

※給水体制が整わない段階においては、協定先からペットボトルを確保し、供給する。

（４）広報

給水に際しては、広報車、報道機関等の協力を得て、給水日時、場所その他必要な事項を住民に広報するものとする。

３　給水量

被災者に対する給水量は、１人１日３リットルとするが、補給水源の水量、給水能力及び水道施設の復旧状況等に応じ給水量を増減する。

４　医療施設等への優先的給水（実施主体：福祉対策班、南部水道企業団）

医療施設、社会福祉施設、避難所等に対しては、優先的に給水を行うものとする。

５　水道施設の応急復旧（実施主体：区画下水道対策班、南部水道企業団）

水道施設が破壊された場合には、給水のための重要度及び修理の可能性等を考慮して応急復旧を行い、必要に応じて南部水道企業団給水装置工事指定業者の応援を求めるものとする。

※　救助法が適用された場合

１　対象者

災害のため現に飲料水を得ることができない者

（注）この救助は他の救助と異なり、家屋や家財の被害はなくともその地区においてどうしても自力では飲料水を得ることができないものであれば、被害のない世帯であってもよい。しかし、反対に罹災者であっても自力で近隣より確保できれば供給の必要はない。

２　供給の費用及び期間

⑴ 費用

ア　ろ水その他給水に必要な人夫費及び輸送費

イ　ろ水器その他の給水に要する機械器具の借り上費、修繕費及び燃料費

ウ　浄水用の薬品及び資材費

⑵ 期間

供給期間は災害発生の日から７日以内とする。

（ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり。）

第 18 節　食料供給計画

被災者及び災害応急対策員に対する食料等の給与・供給のための調達、炊き出し及び配給等、迅速かつ確実を図るための対策を定める。

１　実施責任者

被災時における被災者及び災害応急対策活動従事者等に対する食料等の調達及び供給は、町長が行う。

また、救助法が適用された場合は、知事が実施する。ただし、救助を迅速に行うため必要があると認める時は町長が実施する。

２　町の食料確保（実施主体：福祉対策班）

福祉対策班は、食料加工業者、製パン業者、スーパー等から弁当、パン、副食品、炊き出し用米、穀、野菜等を調達する。乳児に対しては、粉ミルク等を県及び販売業者等から調達する。

３　県からの食料調達方法（実施主体：町長、総務対策班、福祉対策班）

（１）米穀、災害用乾パン

米穀については、町長が知事に米穀の応急買受申請を行い、知事発行の応急買受許可書により指定業者手持ちの米穀を調達する。

災害用乾パンについては、町長が知事に災害用乾パンの買受要請を行い、これに基づき知事が沖縄総合事務局に売却申請を行い調達するものとする。

（２）その他の主食、副食及び副調味料等

原則として町が行うが、緊急調達の必要がある場合は、県及び他市町村の応援を要請し調達する。

４　供給対象者

（１）指示等に基づき、避難所に収容された人
（２）住家が被害（全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水）を受け、炊事が不可能な人
（３）住家が被害を受けたため、一時縁故先等へ避難する人
（４）旅行者、町内通過者等で他に食料を得る手段の無い人
（５）米穀の供給機能が混乱し、通常の供給を受けることが不可能な人
（６）災害応急対策活動従事者

５　食料供給活動（実施主体：町長、総務対策班、福祉対策班）

（１）食料の集積（保管）場所及び輸送

食料集積（保管）場所は、総務対策班が町の施設等を選定し管理し、配給に関する輸送については福祉対策班が行う。

（２）食料配給

配給する食料は、災害発生第１～２日目は、備蓄食料・弁当・パン等、第３日目以降は、米飯の炊き出し又は弁当、パン等により行う。また、乳幼児に対しては粉ミルク等を配給する。配給の際は、食料品等受払簿を作成するものとする。

（3）炊き出しの実施

炊き出しは、各避難所等で行い、必要な原材料、燃料等は町が調達する。炊き出しについては、各避難所担当が中心となり、自治会、婦人連合会等のボランティアに協力を申請し行う。

6　食料の需要の把握（実施主体：総務対策班）

総務対策班は、開設避難所と連絡を行い、食料の需要を把握する。災害応急対策活動従事者の人数は総務対策班が調査する。

7　要配慮者等に配慮した食料の備蓄と給与（実施主体：福祉対策班）

本町は、要配慮者や食物アレルギー等に配慮した食料の備蓄に努めるものとする。

8　個人備蓄の推進（実施主体：総務対策班）

本町では、インスタントやレトルト等の応急食品及び飲料水等を７日分程度、各個人において備蓄準備するよう、町民に広報・推進するものとする。（７日後は、救助及び救助活動による支援が図られるものと想定する）

※　救助法が適用された場合

・炊き出しその他食料品の給与

１　対象者

（1）避難所に収容された者

（2）住家の被害が全壊（焼）流失、半壊（焼）又は床上浸水、床下浸水であって炊事道具が流失し、又はカマドがこわれ若しくは土砂に埋まる等の被害を受けて炊事ができない者

（3）旅行者、一般家庭の来訪者等であって食料品の持ち合わせがなく調達できない者

（4）被害を受け一時縁故先等に避難する者で食料品をそう失し持ち合わせのない者

２　費用

炊き出し、その他による食品給与のために支出できる費用の限度額は主食費、副食費、燃料費及び雑費の合計が１人１日1,010円以内とする。

３　実施機関

発生の日から７日以内とする。

（ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり）

第 19 節　生活必需品供給計画

被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、次によるものとする。

１　実施責任者

被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、町長が行う。
なお、災害時における物資の調達及び給付又は貸与は福祉対策班が担当する。
ただし、救助法が適用された時は、知事の委任に基づき行うものとする。

２　給与又は貸与の方法（実施主体：福祉対策班）

福祉対策班は、世帯構成員別に被害状況を把握し、物資の配分計画をたて、迅速確実に配給するものとする。なお、物資は時間の経過とともに変化することを踏まえるとともに、夏季の暑さ対策など被災地の実情を考慮し、さらには、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮した物資を供給する。また、町に送付された義援物資及び金品は、福祉対策班において受け入れ、保管し、配分計画に基づき被災者に支給するものとする。

３　給与又は貸与の品目

原則として被服、寝具その他生活必需品として認められる下記の品目とする。

（１）被服、寝具及び身の回り品
（２）炊事用具及び食器
（３）日用品及び光熱材料
（４）その他

４　費用

被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季節別及び世帯区分により１世帯当たりの額は救助法の限度額以内とする。

５　物資の調達（実施主体：福祉対策班）

あらかじめ生活必需品等供給計画を定めておき、被災者のための生活必需品等の確保に努め、必要量が確保出来ない時は、県及び他市町村に対し応援を要請する。

６　個人備蓄の推進（実施主体：総務対策班）

町及び県は災害直後に最低限必要となる衣類等の生活必需品を非常持ち出し品として個人において準備しておくよう、町民に広報していくものとする。

※　救助法が適用された場合

1　対象者

被服、寝具等生活必需品の給与又は貸与の対象となる者は次の（1）、（2）に掲げる者であって(3)、(4)に該当する者とする

（1）災害により住家に被害を受けた者

(住宅の被害の程度は全壊（焼）流失、半壊（焼）、床上浸水であって、床下浸水又は非住家に被害を受けただけの者は対象としない)

（2）船舶の遭難等により被害を受けた者

（3）被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財道具をそう失した者

（4）被服、寝具その他の生活必需品がないため、日常生活を営むことが困難な者

2　費用又は期間

（1）費用

給与又は貸与のために支出できる費用は、次に掲げる金額の範囲内とする。

(単位：円)

世帯区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
全壊（焼） 流失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
	冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
半壊（焼） 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600

（2）期間

災害発生の日から10日以内とする。

(ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり)

第 20 節　感染症対策、保健衛生対策、清掃対策及び動物の保護収容計画

災害時における被災地の感染症対策、保健衛生及び清掃は次によるものとする。

第１款　感染症対策

１　感染症対策（実施主体：住民環境対策班、福祉対策班、県）

（１）実施責任者

ア　災害時における感染症対策は県（健康増進班、福祉保健所等）の指示を受け、町長が必要な措置を行うものとする。

（２）感染症対策組織の編成

福祉対策班、住民環境対策班は、次のとおり感染症対策実施のため感染症対策班を編成する。なお、疫学調査は県（健康増進班、福祉保健所等）により編成された疫学調査班において行う。

ア　町感染症対策班の編成

町は感染症対策実施のため、町感染症対策班を編成するものとする。

イ　町感染症対策班の組織

福祉対策班長
住民環境対策班長
　┌ 調査班（３人、車両１台）
　└ 感染症対策班（５人、車両１台）

（３）感染症対策の指示

町長は、知事が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、感染症対策上必要と認め、本町に対し、その範囲及び期間を定めて次に掲げる指示を発するものとする。指示を受けた町長は速やかに指示事項を実施するものとする。

なお、これらの措置は、感染の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため、最大限行わなければならない。

ア　消毒に関する指示（法第 27 条第２項及び法第 29 条第２項の規定）
イ　ねずみ族及び昆虫等の駆除に関する指示（法第 28 条第２項の規定）
ウ　生活の用に供する水の供給に関する指示（法第 31 条第２項の規定）
エ　臨時予防接種に関する指示（予防接種法第６条第１項の規定）

（４）感染症対策の実施

ア　清潔方法

町長は、感染症患者が発生し、又は感染症がまん延するおそれがある場合において、感染症予防のため必要があると認める時は、当該土地又は建物の占有者（占有者がない場合は管理者）に対し、清潔を保つよう指導するものとする。

また、本町が管理する道路、溝渠、公園等の場所の清潔を保つものとする。

イ　消毒方法

消毒の方法は同法施行規則第 14 条によるものとする。

ウ　ねずみ族及び昆虫等の駆除

ねずみ族及び昆虫等の駆除の方法は、同法施行規則第 15 条によるものとする。

エ　生活の用に供される水の供給

法第 31 条第２項の規定による知事の指示に基づいて、速やかに生活の用に供される水の供給措置を開始するものとする。

オ　臨時予防接種

予防接種法第６条第１項の規定による知事の指示に基づく臨時予防接種は、対象者の範囲及びその時期又は期間を指定して実施するものとする。実施に当たっては、特別の事情のない限り通常災害の落ち着いた時期を見計らって定期予防接種の繰上げの実施等を考慮する。ただし、集団避難所で患者若しくは保菌者が発見され、まん延のおそれがある場合には緊急に実施するものとする。

カ　避難所の感染症対策措置

避難所を開設した時は、県の指導のもとに避難所における感染症対策の徹底を期さなければならない。このため避難所内における衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て感染症対策に万全を期するものとする。なお、感染症対策指導の重点事項はおおむね次のとおりとする。

（ア）疫学調査
（イ）清潔の保持及び消毒の実施
（ウ）集団給食
（エ）飲料水の管理
（オ）健康診断

第２款　保健衛生対策

１．保健衛生対策（実施主体：福祉対策班、県）

（１）被災者の健康管理

町及び県（医務班、障害保健福祉班、南部福祉保健所等）は、以下により被災者の健康管理を行う。

ア　良好な衛生状態の保持

被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設けるものとする。

イ　要配慮者への配慮

高齢者、障がい者等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣、車いす等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

ウ　保健師等による健康管理

保健師等による巡回健康相談等を実施し、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理（保健指導及び栄養指導）を行う。

第３款　清掃対策

災害時における被災地帯の清掃等は、次によるものとする。

１．清掃対策（実施主体：住民環境対策班）

（１）実施責任者

災害地における被災地帯の清掃の計画、実施については清掃班を組織し、住民環境対策班が行うものとする。ただし被害が甚大のため町において実施できない時は、他市町村又は県の応援を求めて実施するものとする。

（２）清掃の方法

ア　ゴミ収集処理

（ア）ゴミの収集は、被災地及び避難所に委託業者の車両を配車して速やかに行う。

（イ）ゴミの集積地は、地域自治会長と協議して定めるものとする。

イ　処理方法

ゴミの処理は、原則として那覇市・南風原町環境施設組合において処理するが、必要に応じ環境保全上支障のない方法で処理することができるものとする。

（３）仮設便所等のし尿処理

町は、避難者の生活に支障が生じることがないよう、避難所への仮設便所の設置をできる限り早期に完了するため、仮設トイレのレンタル事業者と積極的に災害協定を締結し必要数の確保に努める。

ア　収集方法

町は、所要の計画に基づいて清掃班によりし尿の収集を実施し、し尿の収集運搬戸数は1.8キロリットルバキューム車で１回約20世帯とする。

なお、収集されたし尿はあらかじめ指定する場所に運搬し処理するものとする。

イ　処理方法

し尿の処理は、原則としてし尿処理施設において処理するが、必要に応じて環境保全上支障のない方法で処理することができるものとする。

ウ　清掃用薬剤の調達

清掃用薬剤の調達が必要な場合、町において調達する。

第４款　動物の保護収容対策

１．動物の保護収容対策（実施主体：住民環境対策班、県、獣医師会及び動物関係団体）

（１）実施責任者

ア　犬及び負傷動物対策

町及び県（自然保護班、動物愛護管理センター）が実施する。

イ　特定動物（危険動物）対策

沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例に規定する危険動物が逸走した場合には、町は県が設置する特定動物（危険動物）対策班の活動に協力する。

（2）収容及び管理

ア　犬及び負傷動物対策

災害時に応じ、犬等収容班を組織し、狂犬予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、町飼い犬条例に基づき、放浪犬及び所有者不明の負傷動物（犬、猫、小鳥等の愛玩動物）の保護及び収容を行う。

収容・保管に際し、民間団体への場所又は施設の提供と適正な管理の協力を求めるものとする。

イ　特定動物（危険動物）対策

動物の愛護及び管理に関する法律施行令に規定する危険動物が逸走した場合は、県の特定動物（危険動物）対策班設置に伴い情報収集、関係機関との連絡調整を行うものとする。また、飼養者に対して、沖縄県動物の愛護及び管理に関する法律施行令に基づき、人の生命、身体等に対する危害を防止するために必要な措置をとるよう命ずるものとする。

所有者不明の場合には、町、警察、民間団体に対し危険動物の捕獲、収容その他必要な措置について協力を求めるものとする。

（3）保護・収容動物の公示

保護・収容された動物の台帳を作成し、公示するものとする。

（4）動物の処分

ア　所有者不明犬等

狂犬病予防法及び動物の愛護及び管理に関する法律に基づき処分するものとし、収容期間等は災害時の状況に応じて検討するものとする。

イ　特定動物（危険動物）

人の生命、身体等の安全を確保するために必要と認める時は、動物の愛護及び管理に関する法律施行令に基づき、当該特定動物（危険動物）の殺処分を検討するものとする。実施にあたり、警察、民間団体に対し必要な協力を求めるものとする。

（5）ペットへの対応

災害発生時には、多くの避難者がペットを同伴して避難することが予想される。そのため、町及び県は、避難場所での混乱を防止し、これら動物の保護や適正な飼養に関し、獣医師会、動物関係団体及びボランティア等と協力して対策を実施する。

ア　動物救済本部の設置

県、獣医師会及び動物関係団体は、相互に連携して、動物救援本部を設置する。動物救援本部では、負傷動物保護・治療、飼養困難な動物の一時保管、所有者不明動物の情報提供等を行う。

イ　避難所での取扱い

町は、ペットの状況を把握するとともに、避難場所敷地内に専用スペースを設置し避難者の生活場所とを区分する。また、所有者責任による自己管理を徹底させる。

第 21 節　行方不明者の捜索、遺体処理及び埋葬計画

災害により行方不明になっている者（生存推定者、生死不明者）の捜索を行い、死体の収容、処理及び埋葬を円滑に実施するものである。

１　実施責任者

災害時における行方不明者の捜索及び遺体の収容、処理及び埋葬等の措置は、関係機関の協力により町長が行う。なお、行方不明者の捜索は、東部消防組合消防本部が警察・自衛隊と協力して行う。遺体の収容、処理及び埋葬等は、住民環境対策班、福祉対策班が行う。

救助法が適用された時は、知事が実施する。ただし、救助を迅速に行う必要があると認める時は町長が実施する。

２　行方不明者の捜索（実施主体：東部消防組合消防本部、与那原警察署、沖縄県警察、第十一管区海上保安本部自衛隊）

（１）捜索隊の措置

行方不明者の捜索を迅速、的確に行うため、必要に応じ消防本部に捜索隊を設置し、行方不明者数及び捜索範囲等の状況を考慮し、消防機関を中心に各部員をもって編成する。

（２）捜索の方法

捜索に当たっては、災害の規模、地域その他の状況を勘案し、関係機関と事前に打ち合わせを行うものとする。

３　行方不明者発見後の収容及び処理（実施主体：住民環境対策班、東部消防組合消防本部、与那原警察署、県、沖縄県警察、第十一管区海上保安本部）

（１）負傷者の収容

捜索隊が負傷者及び病人等救護を要する者を発見した時、又は、警察及び消防本部より救護を要する者の引渡しをうけた時は、すみやかに医療機関に収容するものとする。

（２）遺体の収容・安置

ア　町は、遺体を収容、一時安置するための施設等を予め選定しておき、必要に応じ、遺体収容施設を設置する。

イ　発見された遺体は、町が与那原警察署等と協議して適切な収容施設に搬送する。

ウ　身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋葬が出来ない場合等においては、町が遺体を一時安置所に収容し、埋葬の処理をとるまで保管管理を行う。

（３）遺体の調査、身元確認

ア　発見された遺体については、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律等の関係法令に基づき、警察官又は海上保安官が遺体の調査等を行う。

イ　遺体の調査、身元確認等を、医師及び歯科医師等の協力を得て行う。

ウ　警察官又は海上保安官は、身元が明らかになった遺体を遺族に引き渡す。また、受取

人がいない遺体又は身元不明の遺体は、死亡報告書に本籍等不明死体調査書を添付して、死亡地を管轄する町へ引き渡す。

（4）医療機関等との連携

捜索に関しては、負傷者の救護及び遺体の検案等が円滑に行われるように、東部消防組合消防本部及び医療機関等との連絡を前もってとるものとする。

4　遺体の処理（実施主体：住民環境対策班、沖縄県警察、県医師会、県歯科医師会、医療機関等）

ア　遺体について、医師による死因、その他の医学的検査を実施する。

イ　調査及び医学的検査を終了した遺体について、遺体識別のため遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

ウ　町は、早期の身元確認、遺族への遺体引き渡し及び遺体取扱いに伴う感染予防のための資機材を整備し、検視場所及び遺体安置所への配備に努めるものとする。

5　遺体の埋葬（実施主体：住民環境対策班、県）

身元の判明しない遺体、又は遺体の引取人である遺族等が判明していても災害時の混乱で遺体を引き取ることができないもの、並びに災害時の混乱の際死亡したもので各種事情により埋葬ができないもの等に対しては、火葬に付す。

埋葬又は火葬を町が実施し、それに要する経費を県が負担する。

6　行方不明者の捜索等の費用及び期間等

（1）災害にあった者の救出

ア　対象者

災害のため現に生命及び身体の危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出する。

イ　費用

救出の為の機械、器具等の借上料、修繕費及び燃料費とし、当該地域おける通常の実費とする。

ウ　期間

災害にあった者の救出期間は、災害発生の日から３日以内とする。

（2）遺体の捜索

ア　対象者

遺体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行う。

イ　処理の範囲

遺体の処理は、次の範囲内において行う。

（ア）遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処理

（イ）遺体の一時保管

（ウ）検案

ウ　費用

遺体の処理のため支出する費用は、次のとおりとする。

（ア）遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処理のための１体当たりの費用額は救助法の限度額以内とする。

（イ）遺体の一時保存のための費用は、遺体を一時収容する為に既存の建物を利用する場合は、その１体当たりの費用は救助法の限度額以内とする。

エ　期間

遺体処理は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。

（3）埋葬

ア　対象者

埋葬は、災害の際死亡した者について遺体の応急処理程度のものを行う。

イ　費用

埋葬は、実際に埋葬を行う者に対してできる限り次に掲げる現物を支給し、その１体当たりの費用は救助法の限度額以内とする。それに要する経費は県が負担する。

（ア）棺（付属品を含む。）埋葬又は火葬の費用（人夫賃を含む。）

（イ）つぼ及び骨箱

ウ　期間

埋葬は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。

※　救助法が適用された場合

1　遺体の捜索

（1）対象者

災害のため行方不明の状態にある者で、周囲の事情により既に死亡していると推定される者

（2）捜索の費用及び期間

ア　費用

借上費、修理費、燃料費の当該地域における通常の実費とする。

イ　期間

災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

（ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり）

2　遺体の処理

（1）対象者

災害のため死亡した者で、その遺族が処理できない者

（2）処理の費用及び期間

ア　費用

（ア）遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理一体当たり3,500円以内

（イ）遺体の一時保存

a　既存建物利用借上のための当該地域における通常の実費

b　既存建物が利用できない時、１件当たり5,400円以内

（人員輸送費を含む）

（ウ）検案

救護班によるものを原則とし、これによらない場合は、当該地域の慣行料金の範囲内（検案料のみで検案書の作成に関する費用は認められない。）

（エ）期間

災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

（ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり）

3　遺体の埋葬

（1）対象者

災害の際死亡したもので、その遺族が埋（火）葬を行うことができない者

（2）埋（火）葬の費用及び期間

ア　費用　　１体当たり大人（12才以上）　215,200円以内

子供（12才未満）　172,000円以内

イ　期間　　災害発生の日から10日以内とする。

（ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり）

第 22 節　障害物の除去・災害廃棄物処理計画

この計画は、災害のため住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の障害物が日常生活に著しい支障をおよぼしている場合にこれの除去に関するものである。

１　実施責任者

（１）住家又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の障害物の除去は、町長が行う。担当は、土木対策班とする。ただし、救助法が適用された時は、知事の委任により町長が行う。

（２）障害物が公共その他の場所に流入した時は、それぞれ所管する管理者が行うものとする。

２　除去の方法（実施主体：土木対策班）

実施者は、自らの応急対策機器材を用い、又は、状況に応じ建設業者の協力を得て障害物の除去を行うものとする。

（１）除去の対象者

居室、炊事場等日常生活に欠くことのできない部分、又は玄関等に障害物等が運びこまれている為、一時的に居住できない状態にあり、かつ自らの資力をもってしては当該障害物を除去することが出来ない者に対して行う。

（２）対象数

住宅が半壊及び床上浸水（土砂のたい積等により、一時的に居住できない状態になった場合を含む）した世帯とする。

（３）費用

ロープ、スコップ、その他除去のために必要な機械、器具等の賃借料、輸送費及び人夫費とする。

（４）期間

災害発生の日から 10 日以内とする。

３　災害廃棄物の処理（実施主体：住民環境対策班、土木対策班、国、県）

（１）災害廃棄物処理体制の確保

町は、災害発生時に排出する多量の一般廃棄物を速やかに、かつ、円滑に処理する体制を確保するため、国が策定した「災害廃棄物対策指針（平成 26 年３月）」及び「沖縄県災害廃棄物処理計画（平成 29 年３月）」を踏まえ、災害廃棄物処理計画を策定するとともに、処理体制をすみやかに確保する。

県は、廃棄物処理が町のみでは困難な場合、情報提供や技術的な助言等を行うとともに、国、市町村及び関係団体と調整し、広域処理体制を構築する。

（２）仮置場、最終処分地の確保

町内でがれきの仮置場、最終処分地の確保を行うことを原則とするが、それが困難な場合、県は、県内の他市町村での仮置場及び最終処分地の確保について、環境省と連携して町を支援する。

（3）リサイクルの徹底

がれき処理に当たっては、適切な分別を行うことによって可能な限りリサイクルに努めることとし、県においては、リサイクルの技術面の指導や対応可能な業者の選定等を環境省と連携して行う。

（4）環境汚染の未然防止、町民・作業者の健康管理

障害物の除去に当たっては、有毒物質の漏洩やアスベストの飛散防止及び町民、作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮するものとする。県は、そのための技術面の指導、監視等を環境省その他関係機関と連携して行う。

※　救助法が適用された場合

1　対象者

災害等によって土石、竹木等の障害物が日常生活に欠くことのできない場所（居室、炊事場、便所等）に運びこまれ、日常生活に著しい支障をおよぼしており、それを除去すること以外に居住の方法のない場合で自らの資力では障害物の除去ができない者

2　除去の対象数、費用及び期間

（1）費用

1世帯あたり137,900円以内とする

（2）期間

災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

（ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり）

第 23 節　住宅応急対策計画

この計画は、災害により住宅を失い、または破損したため居住することができなくなった者に対し、自力で住宅を確保することができないものに応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理その他を実施するものである。

また、二次災害防止のため、住宅の応急危険度判定を行う。

１　応急仮設住宅の設置等（実施主体：土木対策班）

（１）実施責任者

応急仮設住宅の設置は救助法が適用された時は、知事が実施する。

救助法が適用されない場合にあっても、町長が設置の必要を認める時は、町長が行い、担当は、土木対策班とする。

（２）対象者

住家が全壊（焼）又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者とする。

（３）設置の場所

応急仮設住宅の設置場所は、原則として町有地とし、やむを得ない場合に限り、私有地を借り上げるものとする。

（４）設置戸数、構造及び費用

ア　戸数

設置戸数は、住家が全壊（焼）又は流失した世帯数の３割以内とする。ただし、これにより難い特別の事情がある場合は、厚生労働大臣に協議し、その承認を得て数の引き上げをすることができる。

イ　構造

構造は、一戸建て、長屋建又はアパート式建築のいずれでも差し支えない。

ウ　費用

応急仮設住宅の費用は、整地費、建築費、附帯工事費、賃金職員等雇上賃、輸送費及び建築事務費等の一切の経費を含めて１戸当り平均 5,714,000 円以内とする。

エ　期間

応急仮設住宅の建設工事に着工する時期は、災害発生の日から 20 日以内とし、当該住宅を供与できる期間は完成の日から建築基準法第 85 条第３項による期限内（最高２年以内）とする。

（５）災害時用援護者に配慮した仮設住宅

仮設住宅の建設に当たっては、高齢者、障がい者等の要配慮者に配慮した住宅の建設を考慮する。

（６）入居者の選定

入居者の選定に当たっては、高齢者、障がい者等の要配慮者の入居を優先するものとする。

（７）賃貸住宅借り上げによる収容

応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借り上げを実施し、これらに収容することができる。

（8）運営管理

応急仮設住宅は、入居者の状況に応じての適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保，孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮する。

2　住宅の応急修理（実施主体：土木対策班）

（1）実施責任者

住宅の応急修理は、救助法が適用された場合は、知事（権限を委任された場合は町長）が実施する。救助法が適用されない場合で、町長が修理の必要を認める時は、町長が行い、担当は、土木対策班とする

（2）対象者

災害のため、住家が半壊（焼）し、そのままでは当面の日常生活を営むことができず、かつ自己の資力では応急修理を行うことができない者

（3）修理の方法

住宅の応急修理は、町長が直接又は建築事業者に請負わせる等の方法で行うものとし、必要ある場合は県において必要資材の調達を行うものとする。

応急修理は居室、炊事場、便所等のような生活上欠くことのできない最小限度必要な部分のみを対象とする。

（4）修理の戸数、費用及び期間

ア　戸数

応急修理の戸数は、住家が半壊（焼）した世帯数の３割以内とする。

該当者の選定は、生活能力が低いものより順次選ぶ。

イ　費用

修理のために支出できる費用の限度は、1 世帯当り 595,000 円以内（修理用の原材料費、労務費、材料等の輸送費及び工事事務費等一切の経費を含む。）とする。

ウ　期間

住宅の応急修理は、災害発生の日から１ヶ月以内に完成するものとする。

3　県営住宅の活用（実施主体：土木対策班）

町は、沖縄県住宅供給公社と連絡をとり、県営住宅の空家状況を把握し、被災地区に配分し、県営住宅に入居を希望している被災者に対し入居資格の特例を認め、その居住の安定を図る。

4　住家の被災調査（実施主体：税務対策班）

町は、罹災証明発行のために、住家の被災状況の調査を行い、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）等に基づき、全壊、大規模半壊、半壊及び一部破損の区分で判定を行う。

５　被災者台帳の作成（実施主体：総務対策班、県）

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成、活用し、被災状況に応じて被災者が受けられる援護措置が漏れなく、効率的に実施されように努める。県は、救助法に基づく被災者の救助を行った者について、被災者台帳を作成する町から情報提供の求めがあった時は、被災者台帳に関連する情報であって自らが保有するものを提供する。

第 24 節　二次災害の防止計画

地震直後に、被災した建築物が使用できるかどうか、余震等により倒壊しないかどうかの応急的な判断は、専門知識を持たない被災者には困難である。

そこで、あらかじめ登録された応急危険度判定士の派遣を県に要請し、応急危険度判定士による技術的な危険度判定により、余震等による倒壊・落下物に伴う二次災害を未然に防止し、町民の生命の保護を図るものとする。

１　実施責任者

建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定は町が実施する。県は、町に判定士の派遣及び技術的な支援を行う。

２　被災建築物の応急危険度判定（実施主体：土木対策班）

町は、地震により被災した建築物について、余震等による倒壊や部材の落下等の二次災害を防止し、使用者等の安全を確保するため、応急危険度判定を実施する。

危険度判定は、「応急危険度判定実施要綱」及び「実施マニュアル」により実施する。

県は、判定支援本部を設置し、町の要請に基づき応急危険度判定士の派遣及び資機材の提供等の支援を行う。

町は判定実施本部を設置し、県及び関係団体の支援を受けて建築物の応急危険度判定を実施し、判定結果を各建築物に表示する。

３　被災宅地の危険度判定（実施主体：土木対策班）

町は、地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被害の拡大による二次災害を防止するため、被災宅地の危険度判定を実施する。

危険度判定は、「被災宅地危険度判定実施要領」により実施する。

県は、判定支援本部を設置し、町の要請に基づき、宅地判定士の派遣及び資機材の提供等の支援を行う。

町は判定実施本部を設置し､県及び関係団体の支援を受けて宅地の危険度判定を実施し、判定結果を表示する。

また、被害状況により被害の拡大が予想される場合は、応急対策や避難指示等の必要な措置をとる。

４　降雨等による水害・土砂災害の防止（実施主体：土木対策班、県）

県は、地震後の降雨等による水害や土砂災害発生に備え、二次災害防止施策を講じる。

沖縄県内で震度５強以上が観測された場合又は通常基準より少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される場合、県と沖縄気象台は、必要に応じて大雨（土砂災害）警報及び土砂災害警戒情報等の発表基準を引き下げて運用する。

また、国に対して緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）の派遣を要請し、被災状況の迅速な把握、湛水排除など被害の発生及び拡大の防止及び被災地の早期復旧その他災害応急対策に協力を得る。

町は、災害の発生に備え避難対策を実施する。

５　空家等の除却（実施主体：土木対策班）

町は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として，必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

第 25 節　教育対策計画

災害時における応急教育対策は次によるものとする。

１　実施責任者

災害時における教育に対する応急対策の実施者は、次のとおりとする。

（１）町の役割

ア　町立小中学校及び幼稚園その他町立教育施設の災害応急復旧は町長が行う。

イ　町立小中学校児童生徒及び町立幼稚園園児に関する応急教育は町教育委員会が行う。なお、救助法が適用された時、又は町で実施することが困難な場合は、知事又は県教育委員会は、関係機関の協力を求め適切な措置をとるものとする。

ウ　救助法による教科書、教材及び学用品支給については知事の補助機関として、町長が行う。

（２）県の役割

ア　県立学校その他の文教施設の災害応急復旧は知事が行うものとする。

イ　県立学校の児童生徒に対する応急教育は県教育委員会が行うものとする。

（３）私立学校

私立学校の文教施設の災害復旧及び生徒の応急教育は学校経営者が行うものとする。

２　応急教育対策（実施主体：学校教育対策班、県教育委員会）

災害時における応急教育はおおむね次の要領によるものとする。

（１）小中学校

ア　学校施設の確保

災害の規模及び被害の程度により、次の施設を利用するものとする。

（ア）校舎の一部が使用できない場合は、特別教室、屋内体育施設等を利用し、なお不足する時は二部授業等の方法による。

（イ）校舎の全部又は大部分が使用できない場合は、公民館等の公共施設を利用し、又は隣接学校の校舎等を利用する。

（ウ）特定の地区が全体的に被害を受けた場合は、避難先の最寄りの学校又は公民館等の公共的施設等を利用する。なお、利用すべき施設等がない時は応急仮校舎の建設をする。

（エ）町教育委員会は、応急教育に当たって町内に適当な施設がない場合は、県教育事務所を通じ県教育委員会に対して、施設の斡旋を要請するものとする。県教育委員会は要請があった場合は、適切な措置をとるものとする。

イ　教育職員の確保

県教育委員会は、県教育事務所及び町教育委員会と緊密な連絡をとり、応急教育実施のため支障をきたすことのないよう適切な教育を行い、教育上の混乱を招かないよう教育職員の確保に努めるものとする。

ウ　教科書、教材及び学用品の支給方法

（ア）被災児童生徒及び教科書の被害状況の調査報告

町長は、被災した児童生徒及び災害によって滅失した教科書及び教材の状況を、別に定めるところにより県教育委員会に報告するものとする。

（イ）県教育委員会は、町からの報告に基づき必要に応じて、現品入手につき斡旋するものとする。

（ウ）支給

a　救助法適用世帯の小学生及び中学生に対する支給

給与の対象となる児童生徒の数は、被災者名簿について当該学校における在籍の確認を行って、被害別、学年別に給与対象人員を正確に把握して、教科書にあっては、学年別、発行所別に調査集計し、調達配分する。また、文房具、通学用品にあっては、前期給与対象人員に基づいた学用品購入（配分）計画表により購入配分する。

b　救助法適用世帯以外の児童生徒に対しては、町又は本人の負担とする。

c　被災児童生徒の転校、編入については、教育長が別に定める。

d　災害に伴う被害程度によって授業ができない時は休校とする。ただし、正規の授業は困難であっても、できるだけ速やかに応急教育の実施に努めるものとする。

3　学校給食対策（実施主体：教育総務対策班）

町教育委員会は、応急給食を必要と認める時は、県教育委員会、県学校給食会及び南部福祉保健所と協議のうえ実施するものとする。

4　社会教育施設等の対策（実施主体：生涯学習文化対策班）

災害時における社会教育施設等の応急対策は、次によるものとする。

（1）公民館施設等

公民館等の施設は災害応急対策のために利用される場合が多いので、管理者は被害状況の把握に努めるとともに、被災した公民館等の応急修理等を速やかに実施するものとする。

（2）文化財対策

町教育委員会は、被災文化財等について、文化庁及び県教育委員会と調整し、また必要に応じて専門家の意見を参考にして、文化財としての価値を維持するよう、被災文化財個々についての対策を所有者等に指示し、指導するものとする。

5　罹災児童・生徒の保健管理（実施主体：学校教育対策班）

罹災児童・生徒の心の相談を行うため、カウンセリング体制の確立を図る。

※　救助法が適用された場合

○学用品の給与

災害により、住家の被害を受け、就学上欠くことのできない学用品をそう失又き損した者に対する学用品の給与は次によるものとする。

１　対象者

住家が全壊（焼）流失、半壊（焼）、床上浸水による被害を受けた小中学校児童（盲学校、ろう学校及び養護学校（以下「特殊教育諸学校」という。）の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期過程及び特殊教育諸学校の中学部生徒を含む。）で、中等教育学校の後期過程、特殊教育諸学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）で、学用品を滅失、又はき損し入手することができない者。

２　給与の品目、費用、期間

（1）品目

ア　教科書及び教材

イ　文房具

ウ　通学用品

給与品目は以上３種類に限られ、教科書は教科書の発行に関する臨時措置法第２条に規定する教科書で、文部科学省検定教科書及び文部科学省著作教科書とし、教材については、原則として町教育委員会に届出又は承認を受けて使用しているものとする。

（2）費用

給与のため支出できる費用の限度額は、次のとおりとする

ア　教科書及び教科書以外の教材の実費

イ　文房具及び通学用品費

（ア）小学校児童　　1人当たり　　4,500円

（イ）中学校生徒　　1人当たり　　4,800円

（ウ）高等学校生徒　　1人当たり　　5,200円

（3）期間

最終的に被害児童生徒の手に渡るまでの期間が、被害発生の日から、教科書（教材を含む）については、１カ月以内、文房具及び通学用品については、15日以内に完了するものとする。

３　学用品の調達

町長が、学校長及び町教育委員会の協力を得て調達から配分までの業務を行うものとする。

第 26 節　危険物等災害応急対策計画

危険物による災害については、関係機関相互の密接な連携のもとに、災害の種類、規模、態様に応じた迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。

１　石油類（実施主体：東部消防組合消防本部、与那原警察署、沖縄県警察）

（１）消防本部の役割

消防本部は、施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、避難の指示及び広報活動等を実施する。

（２）危険物施設の責任者の役割

消防法で定める危険物の製造所等の施設が危険な状態となった場合は、施設の責任者は、以下の応急措置を行うとともに、消防機関等関係機関に通報する。

ア　危険物施設の実態に応じ、危険物の流出又は出火等のおそれのある作業を緊急に停止するとともに、施設の応急点検及び出火等の防止措置をとる。

イ　タンク破壊等による漏洩した危険物が流出、拡散しないよう防止措置をとる。

ウ　従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。

（３）警察の役割

警察は、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行う。

２　高圧ガス類（実施主体：東部消防組合消防本部、与那原警察署、高圧ガス保管施設責任者、県、沖縄県警察）

（１）消防本部の役割

消防本部は、保管施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、火気使用禁止広報及び避難の指示等を実施する。

（２）高圧ガス保管施設責任者の役割

高圧ガス保管施設責任者は、高圧ガス保管施設が危険な状態となった場合は、以下の応急措置をとるとともに、消防機関等関係機関に通報する。

ア　火気の使用を停止し、状況に応じ保安関係以外の電源を切断する。

イ　高圧ガス保管施設が危険な状態になった時は、直ちに製造又は消費等の作業を中止し、施設内のガスを安全な場所に移し、又は大気中に安全に放出し、この作業のために必要な作業員以外の者を退避させる。

ウ　充填容器等を安全な場所に移す。

（３）警察

警察は、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行う。

（４）県の役割（産業政策班）

ア　高圧ガス保管施設全部又は一部の使用の停止を命ずる。

イ　高圧ガスの製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。
ウ　高圧ガス又はこれを充填した容器の廃棄又は所在場所の変更を命ずる。

3　火薬類（実施主体：火薬類保管施設責任者、東部消防組合消防本部、県、沖縄県警察）

（1）火薬類保管施設責任者の役割

火薬類保管施設責任者は、火薬類が危険な状態となった場合は、以下の応急措置をとるとともに、消防機関等の関係機関に通報するものとする。

ア　火気の使用を停止し、状況に応じ保安関係以外の電源を切断する。
イ　時間的余裕のある場合において、貯蔵火薬類を他地域に搬送する。
ウ　搬送経路が危険であるか、又は搬送する時間的余裕のない場合においては、火薬類を水中地に沈める等の措置を講ずる。

（2）消防本部の役割

消防本部は、施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、避難の指示等を実施するものとする。

（3）県

県は、次の保安措置を実施する。

ア　火薬類保管施設管理者及び消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部又は一部の使用の一時停止を命ずる。
イ　火薬類保管施設管理者及び消費者、その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。
ウ　火薬類の消費者に対して、火薬類の所在場所の変更又はその廃棄を命ずる。

（4）沖縄県警察の役割

沖縄県警察は、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して、負傷者等の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行うものとする。

4　毒物劇物（実施主体：毒物劇物保管施設責任者、東部消防組合消防本部、県、沖縄県警察）

（1）毒物劇物保管施設責任者の役割

毒物劇物保管施設責任者は、毒物保管施設等が災害により被害を受け、毒物劇物が飛散し、もれ、流出し、しみ出し、又は地下に浸透して保健衛生上の危害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、以下の応急措置をとるとともに、保健所、消防機関、警察等の関係機関に通報するものとする。

ア　タンク破壊等による漏洩した毒物・劇物が流出、飛散しないよう防止措置をとる。
イ　従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。

（2）消防本部の役割

消防本部は、施設の責任者と密接な連絡を図り、施設の延焼防止のための消防活動、負傷者等の救出、汚染区域の拡大防止措置、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等を実施するものとする。

（3）県の役割

県は、施設等の責任者に対し、危害防止のための応急措置を講ずるよう指示するほか、毒性、劇性の危険区域を指定して警察、消防等関係機関と協力し、交通遮断、緊急避難、除毒方法の実施、広報活動等を実施するものとする。

（4）沖縄県警察の役割

沖縄県警察は、施設の責任者その他関係機関と連携して負傷者の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行うものとする。

第 27 節　労務供給計画

災害時における応急対策実施のため、各実施機関における職員動員等では十分に対応できない困難な事態が発生した場合に、労務者及び職員等の確保は次による。

１　実施責任者

災害応急対策に必要な労務者の雇用は、町長が行うものとする。
担当は、総務対策班があたる。

２　職員の派遣要請（相互応援協力計画）（実施主体：町長、総務対策班）

町長は災害応急対策又は災害復旧のため必要がある時は、指定地方行政機関の長に対し職員の派遣を要請するものとする。

（１）職員の派遣要請

ア　指定地方行政機関の長（基本法第 29 条第２項）
イ　他市町村長（地方自治法第 252 条の 17）

（２）職員の派遣斡旋

ア　知事に対し､指定地方行政機関の職員派遣について斡旋要求(基本法第 30 条第１項)
イ　知事に対し、地方自治法第 252 条の 17 の規定による職員派遣について斡旋要求（基本法第 30 条第２項）

（３）派遣要請・斡旋の手続き

職員の派遣・要請に関する文書は、必要事項を記載したものとする。

＜派遣・要請に必要な事項＞

ア　派遣を必要とする理由
イ　派遣を要請する職員の職種別人員数
ウ　派遣を要請する期間
エ　派遣される職員の給与その他の勤務条件
オ　その他職員の派遣について必要な事項

３　一般労働者供給の方法（実施主体：町長、総務対策班）

（１）供給手続き

町長は、沖縄公共職業安定所長（ハローワーク）に対し、次の事項を明示して労務者の供給を依頼するものとする。

ア　作業内容（目的又は救助種目）
イ　作業労務者数
ウ　労働期間・時間
エ　就労場所
オ　賃金
カ　その他必要な事項（人夫雇上げ理由等）

（２）賃金の基準

賃金の基準は、町会計年度任用職員の給与を基準とし、災害時の事情等を勘案して決定するものとする。

（3）賃金の支払い

賃金の支払い事務は、「会計年度任用職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則」に準じて、その担当班の総務対策班が行うものとする。

（4）労務者の輸送方法

労務者の輸送方法は、原則として町の車両によって行うものとする。

4　従事命令、協力命令（実施主体：町長、総務対策班）

災害応急対策の実施に伴う人員不足に対し、緊急があると認めた場合は次の要領によって、従事命令、協力命令を発するものとする。

（1）人的公用負担の要領

ア　命令の種類と執行者

対象作業	命令区分	根拠法律	執行者
災害応急対策事業（災害応急対策全般）	従事命令	基本法第65条第1項	町長
		〃　第65条第2項	警察官、海上保安官
		〃　第65条第3項	自衛官（町長の権限を行う者がその場にいない場合）
		警察官職務執行法第4条	警察官
		自衛隊法第94条	自衛官（警察官がその場にいない場合）
災害救助作業（救助法に基づく救助）	従事命令	救助法第7条第1項	知事
	協力命令	〃　第8条	
災害応急対策事業（災害救助を除く応急措置）	従事命令	基本法第71条第1項	知事 町長 （委任を受けた場合）
	協力命令	〃　第71条第2項	
消防作業	従事命令	消防法第29条第5項	消防吏員
水防作業	従事命令	水防法第17条	水防管理者、水防団長、消防機関の長

※ 知事（知事が町長に委任した場合の町長を含む）の従事命令の執行に際しては、法令等の定める令書を交付する。

イ　命令対象者

命令区分（作業対象）	対象者
基本法及び救助法による知事の従事命令（災害応急対策並びに救助作業）	ア　医師、歯科医師又は薬剤師 イ　保健師、助産師又は看護師 ウ　土木技術者又は建築技術者 エ　土木、左官、とび職 オ　土木業者、建築業者及びこれらの者の従業者 カ　地方鉄道業者及びその従業者 キ　軌道経営者及びその従業者 ク　自動車運送業者及びその従業者 ケ　船舶運送業者及びその従業者 コ　港湾運送業者及びその従業者
基本法及び救助法による知事の協力命令（災害応急対策並びに救助作業）	救助を要する者及びその近隣の者
基本法による町長、警察官、海上保安官の従事命令（災害応急対策全般）	町区域内の住民、又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令（災害緊急対策全般）	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者
消防法による消防職員、消防団員の従事命令（消防作業）	火災現場付近にある者
水防法による水防管理者、水防団長、消防機関の長の従事命令（水防作業）	区域内に居住する者、又は水防の現場にある者

（2）物的公用負担

ア　公用負担の種類と執行者

対象物	公用負担の種類	根拠法	執行者
消防対象・土地	使用、処分 使用制限	消防法第 29 条第１項	消防吏員 消防団員
土地	一時使用	水防法第 21 条第１項	町長
土石、竹材、その他資材	使用、収用		
車両、その他の運搬具、器具	使用		
必要物資の生産集荷配給、保管、運送業者	保管命令	救助法第 23 条の２第１項	指定行政機関の長
必要な物資	収用	基本法第 78 条第１項	指定地方行政機関の長
病院、診療所、助産所、旅館、飲食店	管理	救助法第 26 条第１項 基本法第 71 条第２項	知事（町長）
土地、家屋、物資	使用		
必要物資の生産集荷配給、保管、運送業者	保管命令		
必要な物資	収用		
他人の土地、建物、その他の工作物	一時使用	基本法第 64 条	町長 警察官 海上保安官 自衛官
土石、竹材、その他の物件	使用、収用		
災害を受けた工作物又は物件で応急措置の実施の支障になるもの	除去、その他の必要な措置	基本法第 64 条	

（3）補償等

ア　傷害等に対する補償（基本法第 84 条第１項）

町は、従事命令（警察官又は海上保安官が基本法の規定により、町長の職権を行った場合も含む）により、当該事務に従事した者が死亡又は負傷し、若しくは疾病となった時は、基本法施行令第 36 条に規定する基準に従い条例で定めるところによりその者の遺族、若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

イ　損失等に対する補償（基本法第 82 条第１項）

町又は県は、従事命令等による処分によって通常生ずべき損失に対して補償を行うものとする。

（4）公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は参考資料－13 のとおりである。

第 28 節　民間団体の活用計画

この計画は、災害の規模が大きく地域社会の災害応急対策の円骨かつ迅速な処理を行うため民間団体の協力を図るものである。

１　実施責任者

民間団体に対する要請は、町長が行う。
担当は、総務対策班とする。

２　協力要請対象団体

（1）各自治会
（2）民生委員
（3）社会教育団体
（4）青年団体
（5）各種団体

３　協力の要請（実施主体：総務対策班）

（1）要請の方法

協力に要する作業に適する団体の長に対し、次の事項を明示して協力要請するものとする。

ア　協力を必要とする理由
イ　作業の内容
ウ　期間
エ　従事場所
オ　所要人員数
カ　その他必要事項

（2）協力を要請する作業内容

ア　災害現状における応急措置と患者の搬出、危険箇所の発見及び連絡等の奉仕
イ　救護所の設置に必要な準備、救護所における患者の世話等の奉仕
ウ　被災者に対する炊き出し、給水の奉仕
エ　警察官等の指示に基づく被災者の誘導
オ　関係機関の行う被害調査、警報連絡への協力
カ　その他危険のともなわない災害応急措置の応援
キ　要配慮者の状況把握

第 29 節　ボランティア受入計画

大規模な災害の発生時において、町及び県の防災関係機関の職員だけでは、十分な応急対策活動が実施できない事態が予想される。

このような場合、災害応急対策の迅速かつ的確な実施を図るため、関係諸団体との連携のもと、民間のボランティアの参加を求めるとともに、受入体制を整備するものとする。

１　ボランティアの受入（実施主体：福祉対策班）

町は、町社会福祉協議会、日本赤十字社沖縄支部、地域のボランティア団体等と連携をとり、ボランティアの円滑な活動が図られるよう受入体制を整備する。

さらに、ボランティアの受入に際しては、高齢者介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に生かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

ボランティアの受入事務（受付、活動調整、現地誘導等）には、地域のボランティアや自治会に協力を呼びかけ、人員を派遣してもらい実施する。

共助のボランティア活動と町の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を救助法の国庫負担の対象とすることができる。

２　ボランティアの活動内容（実施主体：福祉対策班）

ボランティアに参加・協力を求める活動内容は、次のとおりとする。

（1）専門ボランティア

ア　医療救護（医師、看護師、助産師等）
イ　無線による情報の収集・伝達（アマチュア無線通信技術者）
ウ　外国人との会話（通訳及び外国人との会話能力を有するもの）
エ　住宅の応急危険度判定
オ　その他災害救助活動において専門技能を要する業務

（2）一般ボランティア

ア　炊き出し
イ　清掃
ウ　災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
エ　被災地外からの応援者に対する地理案内
オ　軽易な事務補助
カ　危険を伴わない軽易な作業
キ　避難所における各種支援活動
ク　その他災害救助活動において専門技術を要しない軽易な業務
ケ　災害ボランティアセンターの運営に関する支援
コ　その他必要なボランティア活動

３　ボランティアの活動支援（実施主体：福祉対策班、町社会福祉協議会、県、県社会福祉協議会等）

町、県、社会福祉協議会等は、ボランティアの活動支援として、以下の対策について実施する。

（１）活動場所の提供（町、県）

ア　沖縄県社会福祉協議会が設置するボランティア活動本部－県庁、役場庁舎等

＊本部の役割

・ボランティア活動方針の検討
・全体の活動状況の把握
・ボランティアニーズの全体的把握
・ボランティアコーディネーターの派遣調整
・各組織間の調整。特に行政との連絡調整
・ボランティア活動支援金の募集、配分
・被災地災害ボランティアセンターの立ち上げ及び継続的活動支援

イ　地域活動拠点　－　役場庁舎等

＊地域活動拠点の役割

・避難所等のボランティア活動の統括
・一般ボランティアの受付、登録（登録者は本部へ連絡）
・一般ボランティアへのオリエンテーション（ボランティアの心得、活動マニュアル）
・ボランティアの紹介
・ボランティアニーズの把握とコーディネーション
・ボランティアの活動記録の分析と次の活動への反映

（２）設備機器の提供（町、県）

町及び県は、ボランティアに対して、必要に応じて電話、ファックス、携帯電話、パソコン、コピー機、事務用品、自動車、自転車等を提供する。

（３）情報の提供（町、県）

行政によって一元化された適切な情報をボランティア組織に提供することによって、情報の共有化を図る。なお、提供するに当たっては、ボランティア組織自体が必要とする情報だけでなく、住民に対する震災関連情報、生活情報も同時に提供する。

（４）ボランティア保険（町）

町はボランティアの保険加入に際して、金銭面の支援に努める。

（５）ボランティアに対する支援物資の募集（県、町、県・町社協）

ボランティアが必要としている物資を、情報機関を通じて広報することによって、ボランティア活動に対する金銭面や物資面の負担を軽減する。

第 30 節　公共土木施設応急対策計画

災害時における公共土木施設の応急対策は次によるものとする。

１　実施責任者

災害時における道路の応急対策は、それぞれの管理者が行うものとする。

２　施設の防護（実施主体：土木対策班）

（１）道路施設

町道の管理者である町における措置は次のとおりである。

ア　町長は管理に属する道路に被害が発生した場合は、直ちに次の事項を県道路管理課及び南部土木事務所長に報告するものとする。

（ア）被害の発生した日時及び場所

（イ）被害の内容及び程度

（ウ）迂回道路の有無

イ　町長は自動車の運転者、地区の住民等が決壊崩土、橋梁流失等の災害を発見した場合は、直ちに町長に報告するよう常時指導啓発しておくものとする。

３　応急措置（実施主体：土木対策班、道路管理者）

（１）道路施設

道路管理者は、災害が発生した場合は全力をあげて、復旧に努めるとともに、迂回道路等の有無を十分調査し、迂回道路のある場合は直ちにこれを利用して交通を確保するものとする。

４　応急工事（実施主体：土木対策班、道路管理者）

（１）応急工事の体制

ア　要員及び資材の確保

応急工事の責任者は、災害時における応急工事を迅速に実施するため、次の措置を講じておくものとする。

（ア）応急工事に必要な技術者、技能者の現況把握及び緊急時における動員方法

（イ）地元建設業者の現場把握及び緊急時における調達の方法

イ　応援又は派遣の要請

応急工事の実施責任者は、被害激甚のため応急工事が困難な場合は、又は大規模な対策を必要とする場合は、他の地方公共団体に対し応援を求めて、応急工事の緊急実施を図るものとする。

（２）応急工事の実施

被害の状況に応じておおむね次の仮工事により応急の交通確保を図るものとする。

ア　道路施設

（ア）応急工事

被害の状況に応じておおむね次の仮工事により応急の交通確保を図るものとする。

a　排土作業又は盛土作業
b　仮舗装作業
c　障害物の除去
d　仮道、さん道、仮橋等の設備
e　路面及び橋梁段差の修正

（イ）工事の順位

被害が激甚な場合は、救助活動及び災害応急措置を実施するために必要な道路から重点的に実施するものとする。

第 31 節　ライフライン等施設応急対策計画

第１款　電力施設応急対策

町内における災害時の電力供給のための応急対策は、次のとおりとする。

１　実施方針

沖縄電力株式会社における応急対策の実施は、沖縄電力株式会社の定める沖縄電力株式会社防災業務計画により実施する。

２　関係機関との協力体制（実施主体：沖縄電力（株））

被災地に対する電力供給を確保するため、沖縄電力株式会社は電力施設復旧の処理に当たっては、大口需要家及び関係市町村と充分連絡をとり措置をとる。

第２款　液化石油ガス施設応急対策

１　連絡体制（実施主体：東部消防組合消防本部）

（１）液化石油ガス販売事業所（以下「販売店」という）は、自ら供給している消費者等から事故発生の通報があった時は、速やかに現地に赴くと同時にＬＰガス協会の支部長、社団法人沖縄県高圧ガス保安協会、東部消防組合消防本部、警察に通報する。
（２）休日及び夜間における連絡は、東部消防組合消防本部とその管内の販売店が協議して定める。

２　出動体制（実施主体：東部消防組合消防本部）

（１）販売店は、消費者等からガス漏れ等の通報を受けた時は、直ちに現場に急行し、応急措置を行う。
（２）前項の通知があっても特別の事情により応じられない場合、又は応じられるが現場到着までに時間を要する時は、事故現場に近い販売店に応援出動を依頼する。
（３）供給販売店等は、事故の状況により消防機関の出動が必要であると判断した時は、速やかに東部消防組合消防本部に出動を要請し、さらに応援を必要とする時は支部長に応援出動を要請し、適切な対応をとりガス漏れをとめる。
（４）販売店は、他の販売店からの応援出動の依頼を受け、又は支部長から出動の指示があった時は何時でも出動できるようあらかじめ人員及び資機材等を整備しておく。

３　出動条件（実施主体：東部消防組合消防本部）

（１）出動者は緊急措置を的確に行う能力を有する者とする。この場合、有資格者が望ましい。
（２）出動者は、必ず所定のヘルメット及び腕章を着用する。
（３）出動の際には必要な資機材を必ず携行し、事故処理に遺漏のないようにする。

４　事故の処理（実施主体：東部消防組合消防本部、沖縄県警察）

（１）事故現場における処理は、警察、東部消防組合消防本部の承諾を得て行い、事故の拡大防止に努める。

（２）設備の点検調査を行い、事故原因を究明する。

第３款　上水道施設応急対策

１　広域支援の要請（実施主体：南部水道企業団、県）

南部水道企業団は、復旧状況の把握に努めるとともに、必要な場合は、県（衛生薬務班、企業部）に対して、広域的な支援を要請する。

県は、県内の水道事業者等及び関係団体に対して、広域的な支援を要請するとともに、これらの者による支援活動に係る調整を行う。その際、簡易水道等の小規模水道事業の応急復旧に対する支援に配慮する。

２　復旧の実施（実施主体：南部水道企業団）

南部水道企業団は、上水道施設の復旧に当たっては、給水区域の早期拡大を図るため、配水調整等によって断水区域をできるだけ少なくするとともに、復旧優先順位を設ける等効率的に復旧作業を進める。また、外部からの支援者の円滑な活動を確保するため、水道施設及び道路の図面の配布、携帯電話等の連絡手段の確保状況の確認等を行う。

被災者に対しては、給水車、備蓄飲料水、簡易浄水装置、雑用水源等の活用等速やかに緊急給水を実施する。

（１）取水・導水施設の復旧

取水・導水施設の被害は、浄水活動に大きな支障を及ぼすことから、その復旧は最優先で行う。

（２）浄水施設の復旧

浄水施設の被害のうち施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧を行う。

（３）管路の復旧

管路の復旧に当たっては、随時、配水系統等の変更を行いながら、あらかじめ定めた順位に基づき、被害の程度、復旧の難易、被害箇所の重要度及び浄水場・増圧ポンプ場の運用状況等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次、復旧を行う。

（４）給水装置の復旧

ア　公道内の給水装置

公道内の給水装置の復旧は、配水管の復旧及び通水と平行して実施する。

イ　一般住宅等の給水装置

一般住宅等の給水装置の復旧は、その所有者等からの修繕申込みがあったものについて実施する。その場合において、緊急度の高い医療施設、人工透析治療施設、冷却水を要する発電所等は優先して実施する。

３　災害広報（実施主体：南部水道企業団）

応急復旧の公平感を確保するため、町は、情報収集及び伝達手段の確立を図るとともに、復旧の順序や地区ごとの復旧完了予定時期について広報に努める。

第４款　下水道施設応急対策

下水道施設に被害が発生した場合においては、主要施設から順次復旧を図るものとし、復旧順序については、処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管渠桝、取付管等の復旧を行う。

１　復旧の実施（実施主体：区画下水道対策班）

（１）処理場・ポンプ場の復旧

処理場・ポンプ場において、停電が発生した場合においては、各所で保有する非常用発電機及びディーゼルエンジン直結ポンプ等により排水機能を確保し、電力の復旧とともに速やかに主要施設の機能回復を図る。

（２）管渠施設の復旧

管渠施設に破損及び流下機能の低下等の被害が発生した場合においては、既設マンホールを利用したバイパス管の設置や代替管を活用して復旧に努める。

第５款　電気通信設備応急対策

町内における災害時の電気通信確保のための応急対策は、電気通信事業者が実施する。町は電気通信事業者からの要請があった場合はこれに協力する。

１　電気通信事業者における応急対策（実施主体：電気通信事業者）

（１）対策機関

電気通信事業者は災害が発生し、又は発生のおそれがあると認めた時は、沖縄県内に災害対策本部を設置する。ただし、状況によっては情報連絡室を設置する。

（２）本部の設置場所

災害対策本部は、沖縄県内に設置する。

（３）本部の構成及びその職務

ア　本部に本部長、副本部長、班長及び班員若干名をおく。

イ　本部長は、指名された者がこの任に当たるものとし、本部の業務を総括する。

ウ　副本部長は、設備部長がこの任に当たり、本部長を補佐して本部業務の総合的推進を図る。

エ　班長は本部長の命を受け、災害対策業務をつかさどる。

オ　班員は班長の指揮監督のもとに災害対策業務に従事する。

（4）班の構成

本部に次の班を置く。

情報班、設備班、お客様応対班、広報班、総務班

2　災害時の連絡先（実施主体：電気通信事業者）

町は平時より町民に対して、ＮＴＴ西日本の災害用伝言ダイヤル及び災害用ブロードバンド伝言板についての情報を周知するよう努める。

第 32 節　農産物応急対策計画

災害時における農産物及び家畜の災害応急対策を行い、これら農産経営の安定を図る。

1　農産物の事前及び事後対策（実施主体：産業振興対策班）

（1）事前対策

町は地震・津波等の災害により、農産物に甚大な被害をうけると予想された時は、ただちに事前対策を樹立し、広報車等を通じて周知徹底をはかるとともに、農協並びに自治会を通じて事前対策について指導を行うものとする。

（2）事後対策

町は地震・津波等の災害の発生により、農産物に甚大な被害をうけた時は、ただちに事後対策を樹立し、広報車等を通じて周知徹底をはかるとともに、農協並びに自治会を通じて事後対策について指導を行うものとする。

2　農産物応急対策（実施主体：産業振興対策班）

（1）種苗対策

ア　災害により農産物の播きかえ及び植えかえを必要とする場合は、町は沖縄県農業協同組合南風原支店・沖縄県農業協同組合津嘉山支店に必要種苗の確保を要請するとともに県に報告するものとする。

イ　町長の要請を受けた沖縄県農業協同組合南風原支店・沖縄県農業協同組合津嘉山支店は、直ちに要請をとりまとめ管内で確保できないものについては、上部機関等に種苗の購買を発注して必要量を確保するものとする。

（2）病害虫防除対策

ア　緊急防除対策

災害により病害虫が異常発生し、又は発生が予想され緊急に防除を必要とする場合は、町は県の指導を仰ぎ病害虫緊急防除対策を樹立し、沖縄県農業協同組合南風原支店・沖縄県農業協同組合津嘉山支店、自治会並びに農業団体及び農家に対し具体的な防除を指示するものとする。

イ　緊急防除指導班の編成

町は、特に必要と認めた時は、緊急防除指導班を編成し、現地指導の徹底をはかるものとする。

ウ　防除機具の使用

災害により発生した病害虫の防除を実施する際、関係機関の防除機（大型防除機）を使用するものとし、資機材の確認及び応援協力体制の整備等に努めるものとする。

エ　農薬の確保

災害により緊急の農薬を必要とする場合は、沖縄県農業協同組合南風原支店・沖縄県農業協同組合津嘉山支店に対し、手持農薬の緊急供給を依頼するものとする。

3　家畜応急対策（実施主体：産業振興対策班、県）

（1）家畜の管理

地震後の降雨等により災害が予想される時、又は発生した時は、飼育者において家畜を安全な場所に避難させるものとし、この場合の避難場所の選定、避難の方法について必要ある時は、町においてあらかじめ計画しておくものとする。

（2）家畜の防疫

家畜伝染病に対処するため、災害地域の家畜及び畜舎に対して町は、県（家畜保健衛生所）の協力を得て家畜防疫班、畜舎消毒班及び家畜診療班を組織し、必要な防疫を実施するものとする。災害による死亡家畜については、家畜の飼養者をして、町に届出を行わせるとともに県の家畜防疫員の指示により死骸の埋没又は焼却を指示するものとする。

ア　被災家畜に伝染病の疑いがある場合又は伝染病の発生のおそれがあると認められる場合には、防疫班及び消毒班を被災地に派遣し、緊急予防措置を行わせるものとする。

イ　災害のため、正常な家畜の診療が受けられない場合は、町は県に対して家畜診療班の被災地への派遣を要請するものとする。

（3）飼料の確保

災害により飼料の確保が困難となった時は、町は各畜産関係組合等の要請に基づき、県又は沖縄県農業協同組合南風原支店・沖縄県農業協同組合津嘉山支店に対し、必要量の確保及び供給について斡旋を要請するものとする。

第 33 節　道路応急対策計画

１　計画方針

本計画は、道路構造物の被災等により、多数の死傷者が発生した場合の応急措置について定める。

２　計画内容（実施主体：土木対策班、道路管理者、与那原警察署、県、沖縄県警察）

（１）発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

ア　町は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、道路管理者は、速やかに関係機関に事故の発生を連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。

イ　町は、人的被害の状況を収集し、県へ連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性を連絡する。

ウ　県は、町から情報を収集するとともに、自らも被害状況を把握し、消防庁・国土交通省及び関係省庁に連絡する。

エ　沖縄県警察本部は、被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡する。

（２）応急活動及び活動体制の確立

ア　各道路管理者は、発生後、速やかに災害拡大防止のため必要な措置を講ずる。

イ　関係機関は、本章第１節「組織及び動員計画」の定めるところにより、発生後速やかに必要な体制をとる。

（３）救助・応急、医療及び消火活動

ア　町は、道路管理者に対して、迅速かつ的確な救助・救出を実施するよう要請するとともに、道路管理者と協力して救助・救急活動を行う。

イ　町は県と協力して、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、関係機関に応援を要請する。

ウ　救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するが、町は県とともに、必要に応じ民間からの協力等により、必要な資材を確保して効率的な活動を行う。

（４）道路、橋梁等の応急措置

ア　道路管理者は、道路、橋梁、トンネル等に被害が生じた場合は、緊急輸送の確保に必要な道路等から優先的にその被害状況に応じて排土作業、盛土作業、仮舗装作業、障害物の除去、仮橋の設置等の応急工事により一応の交通の確保を図る。

イ　道路管理者及び上下水道・電気・ガス・電話等道路占有施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所有する者に直ちに応急措置を講ずるよう通報する。

ウ　道路管理者は、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設についても点検を行う。

エ　沖縄県警察本部は、被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全

施設点検を行う等必要な措置を講ずる。

（5）その他

ア　災害復旧への備え

道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

イ　再発防止対策

道路管理者は、原因究明のための調査を行い、その結果をふまえ再発防止対策を実施する。

第 34 節　罹災証明の発行

１　罹災証明書（実施主体：税務対策班、東部消防組合消防本部）

罹災証明書の発行については、基本法第２条第１項に規定する災害により被害を受けた家屋について、被害家屋調査の結果を踏まえて申し出により、以下の項目の「罹災証明」を行うものとする。

ただし、火災に関する罹災証明書の発行は東部消防組合消防本部が行うものとする。

① 全壊　② 大規模半壊　③ 中規模半壊　④ 半壊　⑤ 準半壊 ⑥ 準半壊に至らない（一部損壊）

※以下、大規模災害時の対応（参考資料－１４参照）

２　罹災証明書の発給に関する広報（実施主体：総務対策班）

防災行政無線や広報車、マスコミ等を通じて罹災証明書の発行場所や発行開始時期等の広報を行うものとする。

３　罹災証明書の発行（実施主体：税務対策班）

罹災証明書の発行に当たっては、次項の方法によるものとする。

また、罹災証明書の発行に当たっては、証明手数料は徴収しないものとする。

４　その他の罹災証明（実施主体：産業振興対策班）

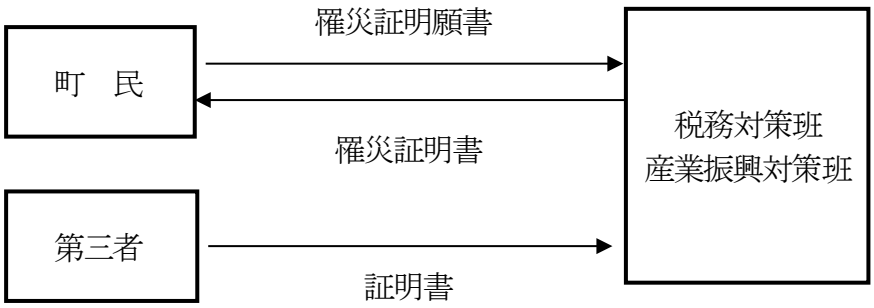
田畑等の罹災証明は、被害調査を所管する産業振興対策班が発行するものとする。

５　判定結果に関する相談・再調査の受付（実施主体：税務対策班）

判定結果に不服があった家屋及び中間調査が物理的にできなかった家屋について、災害発生の日から 90 日以内の期間に限り、再調査を申し出ることができる。

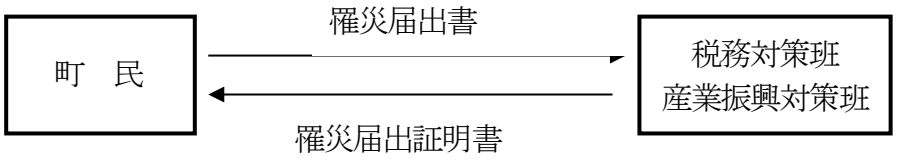
６　未確認・期限切れの受付（実施主体：税務対策班、産業振興対策班）

町が調査確認できず、期限内に所定の手続きをしなかったものについては、原則として証明書の発行は行わないが、写真や第三者（警察、自治会等）の証明書によって罹災を証明することが可能でかつ町長が認めた場合に限って証明書の発行手続きを行うことができる。



7　罹災届出証明書（実施主体：税務対策班、産業振興対策班）

未確認・期限切れの発行について、第三者等による証明が不可能な場合において必要がある時は、町長が行う「罹災届出証明書」で対応する。

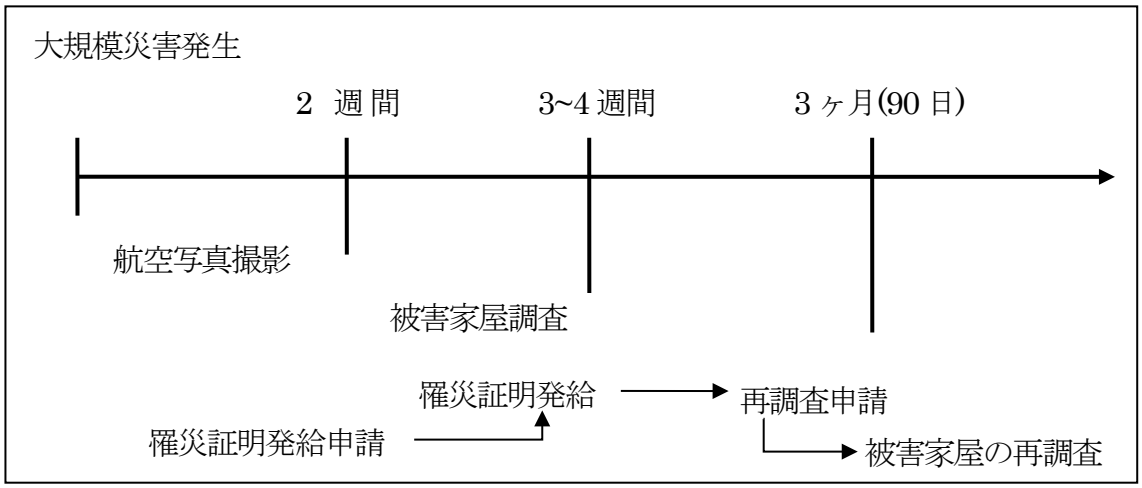


8　被害家屋調査の方法（実施主体：税務対策班）

（1）事前準備

① 航空写真の撮影
② 調査員の確保（各部各班からの応援、ボランティア建築士、関係機関からの応援職員等）
③ 調査備品等の準備（調査表、被害状況判定基準書、住宅地図、調査員運搬車両等）

（2）被害家屋調査フロー



（3）調査実施体制

中間調査の全体像から、班員のみ又は町職員のみで対応が可能かどうか判断し、専門職(建築士等)が必要である又は人員が不足すると予想される場合は、応援要請を行うものとする。その際、税務対策班は、他班又は関係機関等へ応援職員の派遣を要請する。

（4）調査方法

罹災証明を発行するにあたっての家屋被害判定は、「災害の被害認定基準の統一について(昭和 43 年 6 月 14 日結審第 115 号内閣総理大臣官房審議室長通知平成 13 年 6 月 28 日改正)」等を基に、外観からの目視調査から家屋被害調査表により行う。

9　被害家屋再調査の方法（実施主体：総務対策班）

この調査は、先に行った被害家屋調査の判定結果に不服があった家屋及び物理的に調査ができなかった家屋について、申し出により行うものである。

調査実施体制及び調査方法については、前項の「8　被害家屋調査の方法」に準じて実施するものとする。

第２章　災害復旧・復興計画（地震・津波編）

第１節　公共施設災害復旧計画

災害復旧に当たっては、各施設の原形復旧にあわせ再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行う等将来の災害に備える事業計画とし、各施設等の災害応急対策がある程度終了した時は、被害の程度を検討して計画するものとする。

この場合、関係機関は、災害復旧の効果が十分に発揮できるよう事前協議を行い、その調整を図るものとする。

１　実施責任者

指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他執行機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有するものが実施する。

２　計画の種類

公共施設の災害復旧は、おおむね以下の事業について計画するものとする。計画は、災害応急対策計画に基づく応急復旧終了後、被害の程度を十分検討してその都度、作成実施する。

なお、災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法令に定めるところにより、予算の範囲内において国及び県が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

（１）公共土木施設災害復旧事業計画
　ア　河川施設復旧事業計画
　イ　道路施設復旧事業計画
　ウ　砂防施設復旧事業計画
　エ　地すべり防止施設復旧事業計画
　オ　急傾斜地崩壊防止施設復旧事業計画
　カ　下水道施設復旧事業計画
　キ　林地荒廃防止施設復旧事業計画
　ク　公園災害復旧事業計画
（２）水道施設災害復旧事業計画
（３）農水産業施設災害復旧事業計画
（４）都市災害復旧事業計画
（５）住宅災害復旧事業計画
（６）社会福祉施設災害復旧事業計画
（７）公共医療施設・病院等災害復旧事業計画
（８）公立学校施設災害復旧事業計画
（９）社会教育施設災害復旧事業計画
(10) 文化財災害復旧事業計画
(11) その他災害復旧事業計画

3　施設災害復旧事業に関する国の財政措置等（実施主体：各対策班）

災害のため被害を受けた公共施設等の災害復旧事業に関する国の財政措置は十分に把握しておき、これらの特別措置等を勘案して迅速な復旧を図るものとする。

4　町及び県における措置（実施主体：各対策班、県、与那原警察署、沖縄県警察）

（1）激甚災害特別援助法に基づく激甚災害指定の促進

著しく激甚である災害（以下激甚災害という。）が発生した場合は、町又は県において被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう努めるものとする。

（2）緊急災害査定の促進

災害が発生した場合、町及び県は、被害状況を速やかに調査把握し、緊急に災害査定が行われるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速に行われるよう努めるものとする。

（3）災害復旧資金の確保措置

町及び県は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、この負担すべき財源を確保するため所要の措置を講ずる等、災害復旧事業の早期実施を図るものとする。

（4）暴力団の排除

沖縄県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

第２節　被災者生活への支援計画

町、国及び県は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

被災者が抱える多種多様な相談や問い合わせに対しては、「住民サポートセンター（仮称）」を開設して、これに総合的、横断的に対処するものとする。

１　災害相談（実施主体：各対策班）

（１）住民サポートセンター（仮称）の開設

被災者の抱える相談や問い合わせに対応するため、町では、国、県、及びその他関係機関と連携して住民サポートセンター（仮称）を開設するものとする。

開設に当たっては、被災者の便宜を考慮し、できるだけ関係機関を一堂に集めるよう努めるものとする。

なお、町は、被災者の自立に対する援助、助成措置について広く被災者に周知するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。

居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった市町村及び避難先の市町村が協力・連携することにより、被災者に対して必要な情報や支援・サービスを提供する。

（２）相談内容

住民サポートセンター（仮称）における相談内容（例）は次のとおりである

ア　被災建築物の応急危険度判定結果及び処置について
イ　倒壊家屋の解体・撤去
ウ　各種資格証の再発行等（年金証書、免許証等）
エ　罹災証明の発行手続
オ　仮設住宅の入居
カ　住宅金融公庫関係（返済、支払方法等）
キ　事業再開の融資
ク　災害援護資金
ケ　被災に伴う税金の減免措置
コ　借地・借家
サ　医療、保健（精神保健を含む）
シ　労働相談
ス　その他

（３）設置場所

住民サポートセンター（仮称）は、町役場及び被災地の公民館等に設置する。

２　罹災証明書等の発行（実施主体：税務対策班）

町は、被災者に対して各種の支援措置を早期に実施するため、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、住宅等の危険度判定結果の表示や罹災証明書を交付するものとする。

なお、住家等の被害調査や罹災証明書交付の体制を確立するため、担当部局は税務対策班とし、担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、これらの業務に必要な実施体制の整備に努めるものとする。

また、町は県より技術的・人的支援を受けるとともに、必要な研修の実施に努める。

3　住宅の復旧（実施主体：税務対策班、土木対策班、県）

災害時の住宅の復旧計画は、次によるものとする。

（1）災害住宅融資

ア　災害復興住宅資金

町及び県は、被災地の滅失家屋の状況を調査し、沖縄振興開発金融公庫法令に規定する災害復興住宅資金の融資適用災害に該当する時は、罹災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、借り入れ手続の指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興資金の借入促進を図るものとする。

なお、この場合資金の融通が早急に行われるよう町において、罹災者が公庫に対して負うべき債務を保証するよう努めるものとする。

イ　個人住宅（特別貸付）建設資金

町は、災害による住宅の被害が発生した場合においては、罹災者に沖縄振興金融公庫による個人住宅（特別貸付）建設資金の災害罹災者貸付制度の内容を周知させるものとする。なお、罹災者が借入を希望する場合には「罹災証明書」を交付するものとする。

（2）災害公営住宅の建設

災害公営住宅は大規模な災害が発生し、住宅に多大な被害が生じた場合、低額所得者に賃貸するため国庫補助を受けて災害公営住宅を建設するものとする。

4　生業資金の貸付

被災した生活困窮者等の再起のため、必要な事業資金その他の小額融資の貸付資金を確保するため、次の資金等の導入に努める。

（1）災害弔慰金の支給等に関する法律（以下「法」という）による災害援護資金

災害により負傷または住居・家財に被害を受けた方のうち、所得金額が一定の範囲内の方に対し貸し付けるものである。

（2）生活福祉資金制度による各種貸付

金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障がい者や要介護者のいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を社会福祉協議会が貸し付けるものである。

（3）母子父子寡婦福祉資金

災害により被災した母子父子家庭及び寡婦に対して、事業開始資金、事業継続資金、住宅資金の据置期間の延長及び償還金の支払猶予等の町による特別措置である。

（4）国民金融公庫資金

ア　更生資金

イ　恩給担保貸付金

ウ　遺族国債担保貸付金
エ　引揚者国庫債券担保貸付金

5　被災世帯に対する住宅融資

低所得世帯あるいは母子世帯で災害により住宅を失い又は破損等のために居住することができなくなった場合、住宅を補修し又は非住家を住家に改造する等のため資金を必要とする世帯に対して、次の資金等の融資に努める。

（1）災害弔慰金支給等に関する法律の災害援護資金
（2）生活福祉資金の災害援護資金又は住宅資金
（3）母子父子寡婦福祉資金の住宅資金

6　災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給

町は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害により死亡した住民の遺族に対し、災害弔慰金の支給を検討する。

また、災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金の支給に努める。

7　災害義援物資、義援金の募集及び配分（実施主体：企画財政対策班）

（1）義援物資の受入れ

町は県及び関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れ物資を明確にし、報道機関を通じて国民に公表する。

（2）義援金の受入れと配分

町、県及び日本赤十字社各機関は、被害の状況等を把握し、義援金の募集を行うか否かを検討し決定する。

ア　義援金を、確実、迅速、適切に募集・配分するため、県は義援金配分委員会（以下、本節において「委員会」という）を設置する。

イ　委員会の構成機関は、県、日本赤十字社沖縄県支部、沖縄県共同募金会、県市長会、県町村会、沖縄タイムス、琉球新報、沖縄婦人連合会、その他県単位の各種団体の代表者により構成する。

ウ　町、県、日本赤十字社沖縄県支部、沖縄県共同募金会及びその他各種団体は、義援金の受付窓口を開設し、直接義援金を受け付ける。

エ　義援金の受付状況について委員会に報告し、受け付けた義援金は委員会へ送金する。

オ　受領した義援金は、配分計画に基づき、速やかに被災市町村へ送金する。被災市町村は、委員会から送金された義援金を、配分計画に基づく配分率及び配分方法により、被災者に配分する。

8　租税の徴収猶予及び減免等（実施主体：税務対策班）

（1）町税期限の延長

町長は、地方税法第 20 条の５の２の規定に基づき、災害その他やむを得ない理由で法又は町条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く）又は納付若しくは納入に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認

める時は、納税者又は特別徴収義務者の申請に基づき、その理由のやんだ日から２カ月（特別徴収に係るものにあっては１カ月）を超えない限度において当該期限を延長することができる。

この場合において町長は、災害等が町内の全域又は一部の地域にわたり広範囲に生じたと認めた場合においては、納税者又は特別徴収義務者の申請によらず地域及び災害がやんだ日から２カ月以内の期日を指定して当該期限を延長することができる。

（２）町税の徴収猶予

町長は、地方税法第 15 条の規定に基づき納税者又は特別徴収義務者がその財産について災害等を受けた場合において、その事実に基づき町税を一時に納付し又は納入することができないと認められる時は、その者の申請により１年以内の期間に限りその徴収を猶予することができる。

（３）町税の減免

町長は、天災、その他特別の事情により納税困難のため町税（固定資産税・個人住民税）の減免の必要があると認める者については、これを減免することができる。

（４）減免手続

減免を受けようとする者は、納期限（納期限の延長があった場合には、その延長された納期限前７日）までに必要事項を記載し、その事実を証する書類を添付した申請書を町長に提出しなければならない。

９　職業のあっせん（実施主体：総務対策班）

町は、災害により、収入の途を失った者の把握に努めるとともに、近隣の公共職業安定所等関係機関と協力して、臨時職業相談窓口の設置等により、適職への早期就職の促進を図る。

10　被災者生活再建支援法適用計画（実施主体：企画財政対策班）

（１）計画方針

自然災害時における被災者の生活再建に関する支援については、被災者生活再建支援法（平成 10 年５月 22 日法律第 66 号。以下「支援法」という。）に基づき、下記内容により実施する。支援金の支給事務については、被災者生活再建支援法人（以下「法人」という。）が実施するが、法人から委託を受けた場合は、町が実施する。なお、支援法の適用基準等は次のとおりである。

（２）計画内容

ア　適用基準

暴風・豪雨・洪水・高潮・地震・津波等の自然災害により生じた被害が次に該当するに至った場合（火災・事故等人為的な原因により生じた被害は含まれないが、該当起因が自然現象によるものは対象となりうる。）

（ア）災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）第１条第１項第１号又は第２号のいずれかに該当する被害（同条第２項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した場合

（イ）町内の 10 以上の世帯の住宅が全壊した場合

（ウ）県内の 100 以上の世帯の住宅が全壊した場合
（エ）５以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生し、隣接する市町村がア～ウに定める区域に該当する場合

イ　上記の自然災害によって対象となる世帯は次のとおりである。
（ア）居住する住宅が全壊した世帯、又は居住する住宅が半壊し、その住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、その住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、その住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯。
（イ）火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯。
（ウ）居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第１条第３号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。）の補修を含む大規模な補修を行わなければその住宅に居住することが困難であると認められる世帯。（上記アイの世帯を除く。）

ウ　住宅の被害認定
被害認定は、認定基準「災害の被害認定基準について（平成 13 年６月 28 日内閣府政策統括官（防災担当）通知）」に基づいて町が行い、県に通知する。

エ　支援金の支給及び支給限度額
支援金には支給する限度額が設けられており、支援金の支給限度額は住宅の被災の程度、世帯の収入、世帯主の年齢、世帯員数及び住宅の所有形態等により異なるが、最大で 300 万円が支給される。
なお、支援金の支給限度額は次表のとおり。

世帯主の年収、年齢等	世帯種別	支給限度額	（ア）～（エ）	（オ）～（ク）
年収≦500万円の世帯	複数	300万円	100万円	200万円
	単数	225万円	75万円	150万円
・世帯主が45歳以上又は要援護世帯で500万円<年収≦700万円	複数	150万円	50万円	100万円
・世帯主が60歳以上又は要援護世帯で700万円<年収≦800万円	単数	112.5万円	37.5万円	75万円

※要援護世帯とは重度の身体障がい者世帯、生活保護世帯等をいう。

（ア）通常又は特別な事情により生活に必要な物品の購入費又は修理費
（イ）自然災害により負傷し、又は疾病にかかった者の医療費
（ウ）住居移転費又は交通費
（エ）住宅を賃借する場合の礼金
（オ）民間賃貸住宅の家賃・仮住まいのための経費（50 万円が限度）
（カ）住宅の解体（除却）・撤去・整地費
（キ）住宅の建設、購入のための借入金等の利息

（ク）ローン保証料その他住宅の建替等にかかる諸経費

※大規模半壊世帯はオ～クのみ対象（100 万円が限度。補修のための借入金等の利息を含む）

※長期避難世帯は特例として更に（ア）、（ウ）の経費について支給限度額の範囲内で 70 万円を限度に支給

※他の都道府県に移転する場合は（オ）～（ク）それぞれの支給限度額の１/２

オ　町の事務体制

※「◎」は、町で行う事務、「○」は、委託を受けて町が行う事務

（ア）制度の周知（広報）

◎（イ）住宅の被害認定及び被害報告

被災者生活再建支援法施行令（平成 10 年政令第 361 号）第１条各号の規定に基づき県が行う速やかな被害報告に資するため、当該自然災害にかかる次の被害状況について県に速やかに報告する。

a　町名、法の対象となる、又は、その見込みのある自然災害が発生した日時及び場所

b　災害の原因及び概況

c　住宅に被害を受けた世帯の状況

全壊（全焼、全流失を含む。以下同じ。）、大規模半壊、半壊（半焼を含む。以下同じ。）及び床上浸水等の被害を受けた住宅の世帯数等

d　ウの報告については、自然災害発生後の初期段階では、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）による救助の実施に関して行われる住家被害の報告と同一でも可。

e　その他必要な事項

f　報告の責任の明確化

自然災害の状況等の報告事務については、あらかじめ担当窓口を定め県民生活課の報告責任者と密接な連携を図る。

◎（ウ）罹災証明書等必要書類の発行

申請者は、次に掲げる書類を被災者生活再建支援金支給申請書に添付する必要があるので、町は、当該被災者から請求があった時は、必要な書類を発行する。

a　住民票（外国人世帯にあっては、外国人登録証明書）等世帯が居住する住宅の所在世帯の構成が確認できる証明書類

b　世帯の前年（被災日が１月から５月までの間である場合は、前年）の総所得金額が確認できる証明書類

c　要援護世帯であることが確認できる証明書類

d　罹災証明書（全壊・半壊やむを得ず解体・大規模半壊の区別が記載してあるもの）及び半壊解体世帯については解体されたことが確認できる証明書類

◎（エ）被災世帯の支給申請等に係る窓口業務

被災者へ支援金の支給申請に際して、支援金の性格等被災者生活再建支援制度の趣旨及び内容を説明するとともに、支給申請書の記載方法、使途実績報告の時期等その他手続等の窓口業務を行う。

◎（オ）支給申請書の受付・確認等

被災世帯からの申請書類は、町が世帯主等から事実関係、申請書記載事項及び添付

書類を充分確認し、次に掲げる事項等を処理する。

a　支給対象額の算定
b　対象となる世帯の収入額の算定
c　要援護世帯の確認
d　添付書類等の有無
e　その他の記載事項に関する確認（生活関係経費、居住関係経費等）

◎（カ）支給申請書等のとりまとめ

支給申請書の受付・確認等を終えた後、県に送付する。

◎（キ）使途実績報告書の受付・確認等

使途実績報告書を受付・確認後、県へ送付する。

○（ク）支援金の支給（被災者の口座への振り込みによる場合を除く。）

○（ケ）支援金の返還に係る請求書の交付

○（コ）加算金の納付に係る請求書の交付

○（サ）延滞金の納付に係る請求書の交付

○（シ）返還される支援金、加算金及び延滞金の受領並びに法人への送金

（ス）その他上記に係る付帯事務

カ　適用手続

町は、支給申請書に添付する必要のある書類について、被災者からの請求に基づき発行する。被災者から提出された支給申請書及び添付書類を確認等とりまとめ、速やかに県に送付する。申請に必要となる書類は次のとおりである。

（ア）住民票等世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類
（イ）世帯の前年の総所得金額が確認できる証明書類
（ウ）要援護世帯であることが確認できる証明書類
（エ）罹災証明書類

キ　その他

収入額の算定、支援金支給申請の手続、その他については、被災者生活再建支援法・同施行令・同施行規則・内閣府政策統括官（防災担当）通知等に基づき行う。

11　地震保険や共済制度の活用（実施主体：企画財政対策班）

地震保険や共済制度は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、町及び県等はそれらの制度の普及促進に努める。

12　被災者支援に係るデジタル化の推進（実施主体：総務対策班、税務対策班）

町及び県は被災者台帳の作成や罹災証明書の発行、被災者生活再建支援金等の被災者支援に係る手続が円滑に行われるよう、デジタル化や先進技術の導入に必要な環境整備を推進する。

第３節　中小企業者等への支援計画

１　農業者への融資対策（実施主体：産業振興班）

被災農業者に対しては、低利の資金を融資することによって、農業経営の維持安定を図ることを目的として、天災融資制度、沖縄振興開発金融公庫等の制度金融による救済制度が設けられている。

「天災融資法」の発動及び「激甚災害法」が適用されることとなった場合は、天災資金の活用を推進する。

天災融資法を適用されない災害に対しては、農林漁業セーフティネット資金（災害資金）や農業近代化資金等の災害復旧事業を対象とした制度資金の活用を推進する。

その他に町は、「南風原町農業災害対策特別資金利子補給金等補助金交付要綱」に基づき利子補給を行い、被災農業者の負担軽減を図るものとする。

〈農漁業関係の融資〉

天災融資法による災害経営資金及び災害事業資金
沖縄振興開発金融公庫資金による災害資金
農林漁業セーフティネット資金

２　中小企業関係

被害を受けた中小企業に対する融資及び斡旋は次のとおりである。

株式会社商工組合中央金庫
日本政策金融公庫

第４節　復興の基本方針等

被災地の復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりをめざす。

１　復興計画の作成（実施主体：総務対策班、県）

町及び県は、大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害において、被災地域の再建を可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進めるものとする。

特に、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

また、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行うものとし、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。また、併せて障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

２　災害廃棄物処理（実施主体：住民環境対策班、県）

町、県及び関係機関は、事前に作成した災害廃棄物処理計画に基づき、必要に応じて広域処理を含め、災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置き場、最終処分場を確保し計画的な収集、分別、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行うものとする。また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。

また、環境汚染の未然防止または住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

３　防災まちづくり（実施主体：土木対策班、県）

町及び県は、防災まちづくりに当たっては、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川など骨格的な都市基盤施設及び防災安全区の整備、ライフラインの耐震化、建築物や公共施設の耐震・不燃化、耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とする。

復興のため、市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民の合意を得るように努め、併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう環境整備にも努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。

４　特定大規模災害時の復興方針等（実施主体：総務対策班、県）

大規模災害からの復興に関する法律（以下「復興法」という。）に規定する特定大規模災害を受け、国の復興基本方針が定められた場合は、必要に応じて次の措置を講じる。

（１）市町村の措置

町は、必要に応じて県と共同して国の復興基本方針等に即した復興計画を策定し、また、

復興協議会を組織して復興整備事業の許認可の緩和等の特別措置の適用を受け、市街地開発事業、土地改良事業等を実施する。

また、復興計画の作成や復興整備事業の実施等に必要な人員が中長期的に不足する場合は、復興法に基づき、関係地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請する。

【第３編　風水害等編】

第１章　災害応急対策計画（風水害等編）

災害応急対策計画は、町内に災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、防災に関する組織、気象警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助救急及び交通輸送等について計画し、その迅速な実施を図るものとする。

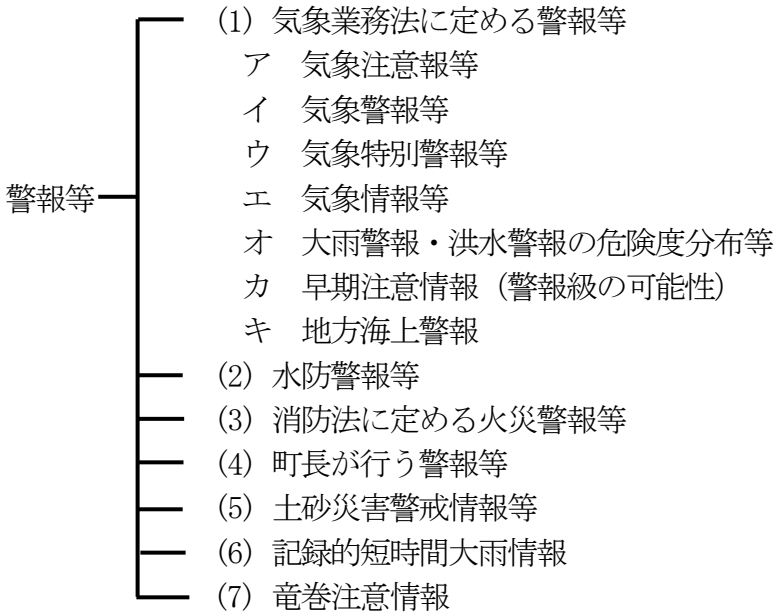
第１節　組織計画

災害が発生し又は発生するおそれがある場合において､応急対策を実施するための組織は、第２編地震・津波編　第１章の「第１節　組織計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第２節　気象警報等の伝達計画

町及び関係機関は、災害の発生あるいは拡大を未然に防止するため、気象特別警報・警報・注意報及び気象情報等を迅速かつ的確に伝達しなければならない。警報等の発表基準、伝達体制の町民に対する周知徹底及び異常現象発見時の措置等については次のとおり実施する。

１　注意報及び警報等の種類及び発表基準



（１）気象業務法に定める警報等

ア　気象注意報

気象によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報。

■気象注意報の概要

種類	概要
強風	強風により災害が発生するおそれがあると予想した時に発表される。
波浪	高波による遭難や沿岸施設の被害など、災害が発生するおそれがあると予想した時に発表される。
高潮	台風や低気圧等による異常な潮位上昇により災害が発生するおそれがあると予想した時に発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
大雨	大雨による土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想した時に発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。
洪水	河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水により洪水災害が発生するおそれがあると予想した時に発表される。ハザードマップによる災

	害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。
雷	落雷のほか、急な強い雨、竜巻等の突風、降ひょうといった積乱雲の発達に伴い発生する激しい気象現象による人や建物への被害が発生するおそれがあると予想した時に発表される。
乾燥	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想した時に発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想された時に発表される。
低温	低温により災害が発生するおそれがあると予想した時に発表します。具体的には、低温による農作物の被害（冷夏の場合も含む）や水道管の凍結や破裂による著しい被害の発生するおそれがある時に発表される。
霜	霜により災害が発生するおそれがあると予想した時に発表される。
濃霧	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想した時に発表される。

■気象注意報発表基準表（町）

注意報名		基準（町）
強風（平均風速）		15m/s 以上
波浪（有義波高）		本町は対象外
高潮（基準面：標高）		本町は対象外
大雨	表面雨量指数基準	10 以上
	土壌雨量指数基準	117 以上
洪水	流域雨量指数基準	国場川流域＝6.2 長堂川流域＝4.6 安里川流域＝3.4
	複合基準　※１	国場川流域＝（10、4.4） 長堂川流域＝（8、4.5） 安里川流域＝（8、3.1）
雷		落雷等により、被害が予想される場合
乾燥		最小湿度 50%以下で、実効湿度 60%以下
低温		最低気温 5℃以下
霜		最低気温 5℃以下
濃霧（視程）		陸上 100m以下

注：1.　この基準に達すると予想される時は注意報を発表する。

2.　令和４年５月 26 日　沖縄気象台発表

※1　（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表す。

イ　気象警報

気象によって重大な災害が起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う。

■気象警報の概要

種類	概要
暴風	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想した時に発表される。
波浪	高波による遭難や沿岸施設の被害など、重大な災害が発生するおそれがあると予想した時に発表される。
高潮	台風や低気圧等による異常な潮位上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想した時に発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。

大雨	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想した時に発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
洪水	河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水や氾濫により重大な洪水災害が発生するおそれがあると予想した時に発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。

■気象警報発表基準表（町）

警報名		基準（町）
強風（平均風速）		25m/s 以上
波浪（有義波高）		本町は対象外
高潮（基準面：標高）		本町は対象外
大雨	表面雨量指数基準	25 以上
	土壌雨量指数基準	168 以上
洪水	流域雨量指数基準	国場川流域＝7.8 長堂川流域＝5.8 安里川流域＝4.3
	複合基準　※１	長堂川流域＝（11、5.2） 安里川流域＝（24、3.4）

注：1.　この基準に達すると予想される時は警報を発表する。

2.　令和４年５月 26 日　沖縄気象台発表

※1（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表す。

ウ　気象特別警報

気象によって重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合その旨を警告して行う予報。最大級の警戒を呼びかけて行う。

種類	概要
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合に発表される。
波浪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合に発表される。
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に発表される。
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当。

エ　気象情報等

気象の予報等に関し特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報発表中に現象の経過や予想、防災上の留意点等を解説す

る場合等に発表する。気象情報の対象とする現象により、台風に関する情報、大雨に関する情報、潮位に関する情報等がある。

雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する県気象情報」、「記録的な大雨に関する地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する県気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報、地方気象情報、全般気象情報として発表される。

なお、台風情報で使用される台風の大きさ等は次のとおりとする。

台風の大きさ（風速15m/s以上の半径）		台風の強さ（最大風速）	
大型	500ｋｍ以上800ｋｍ未満	強い	33m/s以上44m/s未満
超大型	800ｋｍ以上	非常に強い	44m/s以上54m/s未満
		猛烈な	54m/s以上

注：上記の基準以外の台風は単に「台風」と表現する。

オ　キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

警報、注意報や気象情報で災害に対して注意警戒を呼びかける。警報が発表された市町村域のうち、実際に土砂災害や水害発生の危険度が高まっている場所は、キキクル（危険度分布）で色分けして表示する。例えば土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）において、「災害切迫」（黒色）が出現してからでは命に危険が及ぶ土砂災害がすでに発生していてもおかしくない極めて危険な状況となるため、遅くともそれより前の「危険」（紫色）が出現した段階で安全な場所に避難する必要がある。内閣府の「避難情報に関するガイドライン」では「土砂災害の危険度分布において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域等に避難情報を発令することを基本とする」とされている。また、内閣府の「避難情報に関するガイドライン」では、高齢者等避難の発令基準の設定例として、例えば、水位周知河川においては、一定の水位を超えた状態で、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）」が出現（流域雨量指数の実況又は予測が洪水警報基準に到達）し、急激な水位上昇のおそれがある場合が挙げられている。なお、キキクル等の概要は次のとおりである。

■キキクル等の概要

種　類	概　要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。２時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表された時に、どこで危険度が高まっているかを面的に確認することができる。

	・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１㎞四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。１時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表された時に、どこで危険度が高まっているかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね１㎞ごとに５段階に色分けして示す情報。３時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表された時に、どこで危険度が高まっているかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。６時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時 10 分ごとに更新している。

カ　早期注意情報（警報級の可能性）

５日先までの警報級の現象の可能性について［高］、［中］の２段階で発表される。

当日から明日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（本島中南部など）で、２日先から５日先にかけては日単位で、週間予報の対象地域と同じ発表単位（沖縄本島地方など）で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１である。

キ　地方海上警報

海上の船舶の安全確保を図るため、定められた海域（海上予報区）に対して強風や視程障害等の現象の実況及び予想（24 時間以内）がある場合、沖縄気象台が発表する。

（ア）地方海上予報区の範囲と細分名称

・ 沖縄気象台担当地方海上予報区
　沖縄海域（SEA AROUND OKINAWA）

・ 細分名称
　沖縄東方海上（SEA EAST OF OKINAWA）
　東シナ海南部（SOUTHERN PART OF EAST CHINA SEA）
　沖縄南方海上（SEA SOUTH OF OKINAWA）

（イ）地方海上警報の種類と発表基準

地方海上警報の種類	発表基準
ｶｲｼﾞｮｳｹｲﾎｳﾅｼ 海上警報なし　（英文　NO　WARNING）	警報をする現象が予想されない場合又は継続中の警報を解除する場合
ｶｲｼﾞｮｳﾉｳﾑｹｲﾎｳ 海上濃霧警報　（英文　FOG　WARNING）	濃霧により視程が 500m以下（0.3 ｶｲﾘ以下）
ｶｲｼﾞｮｳｶｾﾞｹｲﾎｳ 海上風警報　（英文　WARNING）	最大風速が 13.9 以上 17.2m/s 未満（28 以上 34 ﾉｯﾄ未満）
ｶｲｼﾞｮｳｷｮｳﾌｳｹｲﾎｳ 海上強風警報　（英文　GALE　WARNING）	最大風速が 17.2 以上 24.5m/s 未満（34 以上 48 ﾉｯﾄ未満）
ｶｲｼﾞｮｳﾎﾞｳﾌｳｹｲﾎｳ 海上暴風警報　（英文　STORM WARNING）	最大風速が 24.5 以上（48 ﾉｯﾄ以上）
ｶｲｼﾞｮｳﾀｲﾌｳｹｲﾎｳ 海上台風警報　（英文　TYPHOON　WARNING）	台風による最大風速が 32.7m/s 以上（64 ﾉｯﾄ以上）

（2）水防警報等

ア　水防活動用気象警報等

水防活動に資するため水防機関に対して行なわれる水防活動用の警報・注意報は(1)のア・イ・ウに定める特別警報・警報・注意報が発表された時、これによって代替されるものとする。

水防活動用気象警報・注意報	代替警報・注意報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報
水防活動用津波注意報	津波注意報
水防活動用津波警報	津波警報又は津波特別警報 （大津波警報の名称で発表）
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用高潮警報	高潮警報又は高潮特別警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報

イ　水防警報

水防警報とは、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがある時、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

ウ　氾濫警戒情報

町は、河川水位、氾濫警戒情報等を参考にしつつ、河川の状況や気象状況等も合わせて総合的に判断し、避難指示等を発令するものとする。また、住民、要配慮者利用施設の管理者への氾濫警戒情報の伝達については、本節に定める方法により行うものとする。

（3）消防法に定める火災警報等

ア　火災警報

町長が消防法の規定により知事から火災気象通報を受けた時、又は気象状況が火災の予防上危険であると認めた時にこれを発する。

火災警報の発令基準

（ア）実効湿度 60%以下で、最低湿度が 50%以下となり、最大風速が毎秒 10m以上の見込みの時。

（イ）平均風速毎秒 15m以上の風が 1 時間以上連続して吹く見込みの時。

ただし、降雨中は、通報しないこともある。

（ウ）（ア）及び（イ）に準ずる気象状況で火災の予防又は警戒上特に危険であると認められる時。

イ　火災気象通報

沖縄県と沖縄気象台との「沖縄地方における火災気象通報に関する協定」に基づき、沖縄気象台が担当区域に火災気象通報を発表する。

（4）町長が行う警報等

町長は、災害に関する予報若しくは警報の通知を受けた時、自ら災害に関する予報若しくは警報を知った時、自ら災害に関する警報をした時は、本節３「気象警報等の伝達方法」に定めるところにより、当該予報・警報・通知に係る事項を関係機関及び町民その他の関係ある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において必要があると認める時は、町長は町民その他の関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置等について必要な通知又は警告を行う。

（5）土砂災害警戒情報等

県と気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となった時、町長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、本町が対象となる場合に土砂災害警戒情報が発表される。なお、これを補足する情報として、実際に危険度が高まっている場所が土砂キキクル（大雨警報

（土砂災害）の危険度分布）で確認できる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。

土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されている時は、避難指示等の対象地区の範囲が十分であるかどうかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難指示の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。

町長は、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、個別の土砂災害警戒区域・危険箇所の状況や気象状況もあわせて総合的に判断し、避難指示等を発令する。

土砂災害警戒情報の運用に関しては、「沖縄県と気象庁が共同して行う土砂災害警戒情報に関する協定」（平成 18 年４月 28 日）及び同協定に基づく「沖縄県土砂災害警戒情報に関する実施要領」に基づいて行う。その主な運用は次のとおりである。

ア　目的

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時に、町長が防災活動や町民等への避難指示等の災害応急対応を適時適切に行えるように支援する。また、町民が自主避難の判断等に役立てることを目的とする。

イ　作成・発表機関

土砂災害警戒情報の発表は、気象業務法、基本法により沖縄県と沖縄気象台が共同で行う。

ウ　土砂災害警戒情報の発表及び解除の基準

（ア）発表基準

警戒発表基準は、大雨特別警報または大雨警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて所定の監視基準に達した時とする。

（イ）解除基準

警戒解除基準は、所定の監視基準について、その基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しない時とする。

エ　土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報の伝達系統図は、本節５（５）「土砂災害警戒情報の伝達図」のとおりである。

オ　土砂災害情報の利用に当たっての留意点

土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能な土砂災害のうち、避難指示等の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象とする。しかし、土砂災害は、それぞれの斜面における植生・地質・風化の程度、地下水の状況等に大きく影響されるため、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定することはできない。また、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等は、土砂災害警戒情報の発表対象とはしていないことに留意する。

（６）記録的短時間大雨情報

気象庁は、大雨警報発表中に県内で、数年に一度程度しか発生しないような激しい猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現してい

る場合に、府県気象情報の一種として発表する。

この情報が発表された時は、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っていることを意味しており、実際に災害発生の危険度が高まっている場所がキキクル（大雨・洪水警報の「危険度分布」）で確認できる。

沖縄本島地方の雨量による発表基準は、１時間110ミリ以上の降水が観測又は解析されたときである。

（7）竜巻注意情報

竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、天気予報の対象地域と同じ発表単位（本島中南部など）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所が竜巻発生確度ナウキャストで確認できる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を記載した「目撃情報あり」の竜巻注意情報が発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね１時間である。

２　警報等の発表及び解除等の発表機関

警報等の発表及び解除は次の機関が行う。

警報等の種類	発表機関名
注意報 （大雨、洪水、強風、波浪、高潮、濃霧、雷、乾燥、霜、低温） 警報 （大雨、洪水、暴風、波浪、高潮） 特別警報 （大雨、暴風、波浪、高潮）	沖　縄　気　象　台
記録的短時間大雨情報（発表のみ） 竜巻注意情報（発表のみ）	気　　象　　庁
火　　災　　警　　報	町　　長
水　　防　　警　　報	県　　知　　事
土 砂 災 害 警 戒 情 報	県 及 び 沖 縄 気 象 台

3　気象警報等の伝達方法

（1）関係機関から通報される警報等は町総務課において受理し、迅速、確実な収集を行う。

（2）（1）により通知を受けた防災担当者は、重大な災害が発生するおそれがあると認められる時、又は重大な災害が発生したことを知った時は、直ちに町長に報告する。

（3）警報等の受領及び町民に伝達する場合は、次の事項について文書をもって記録する。

ア　警報等又は災害の種類
イ　発表又は発生の日時
ウ　警報等又は災害の内容
エ　送話者及び受話者の職及び氏名
オ　その他必要な事項

（4）防災関係機関及び各事業所は、気象通報についてラジオ及びインターネット、携帯電話等を常備して気象通報を積極的に収集する。

4　災害が発生するおそれのある異常気象発見時の処置

沖縄気象台等の関係機関から発表された予警報等の内容に対応するものを除き、気象、水象あるいは地象に関し異常現象を発見した者は、災害の拡大を最小限にとどめるため、その発見場所、状況、経過等できるだけ具体的な情報を次により速やかに通報しなければならない。

（1）通報を要する異常現象

異常現象とは、おおむね次に掲げる現象をいう。

■通報を要する異常現象

事　　項	現		象
気象に関する事項	著しく異常な気象現象		強い突風、竜巻、激しい雷雨等
地象に関する事項	土砂災害関係	土石流	山鳴りがする、川が濁り始める等
		がけ崩れ	がけに亀裂が入る、小石がバラバラ落ちてくる等
		地すべり	地面にひび割れができる等
	地震関係	ひん発地震	数日間以上にわたり、ひん繁に感ずるような地震
水象に関する事項	異常潮位、異常波浪		著しく異常な潮位、波浪

（2）異常気象発見時の通報要領

災害の発生するおそれのある異常気象を発見した者は、次のとおり通報しなければならない。

ア　発見者による通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、災害の拡大を最小限にとどめるため、その発見場所、状況、経過等をできるだけ具体的に町長又は各担当区域の警察官若しくは海上保安官に通報する。

イ　警察官、海上保安官による通報

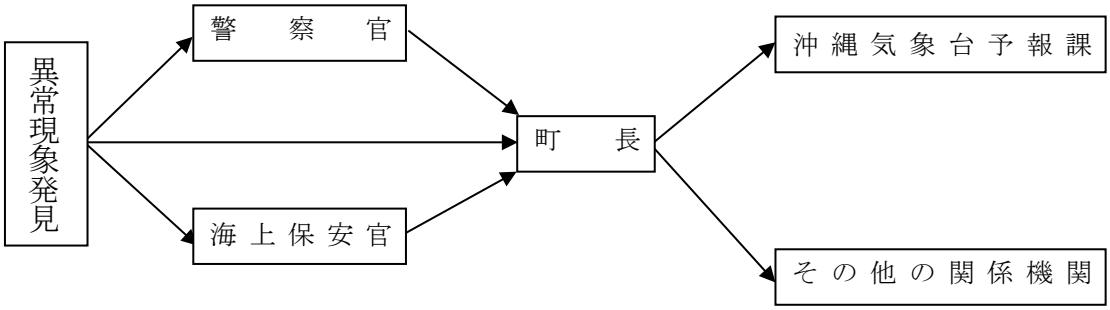
通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を町長及び上部機関に通報する。

（3）町長による通報

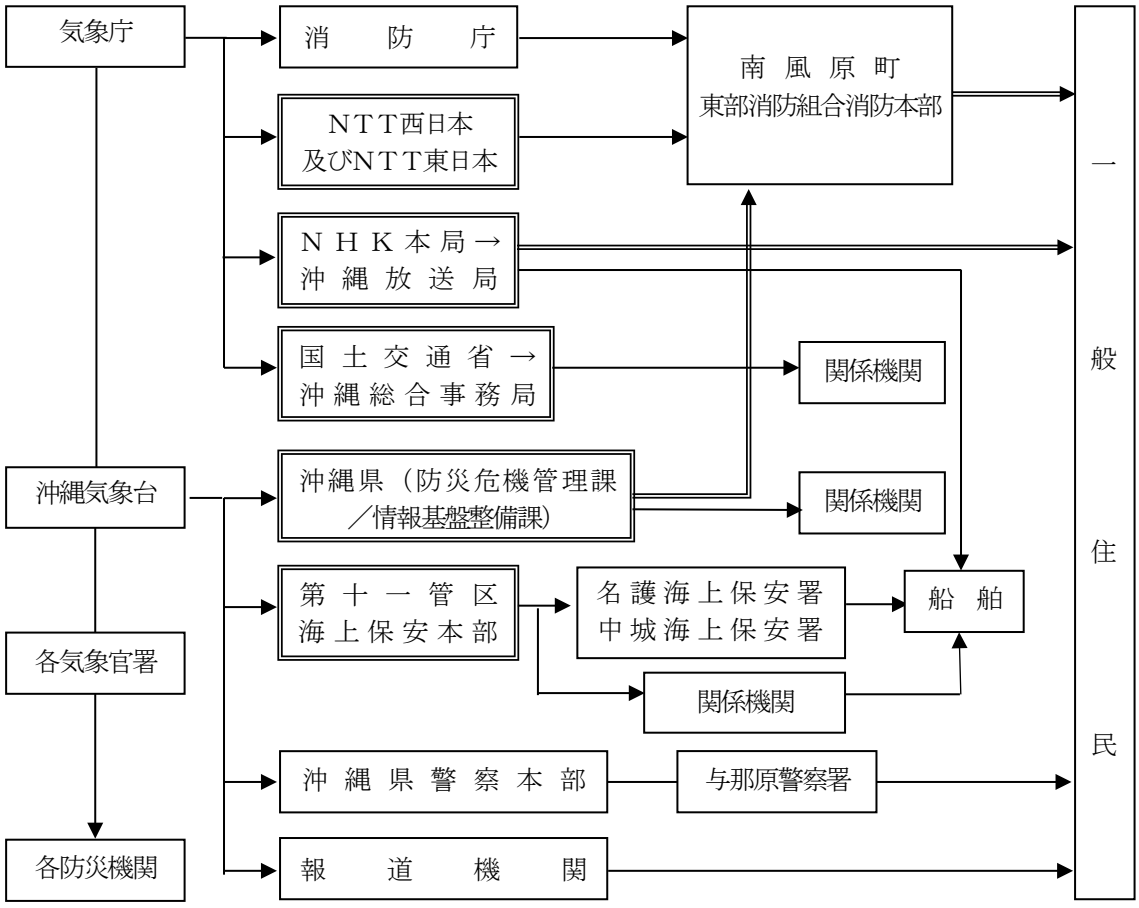
通報を受けた町長は、異常現象発見者の通報系統図により、その旨を沖縄気象台予報課その他関係機関に通報するとともに、できるだけその現象を確認し、事態の把握に努める。

5　情報系統図

（1）町内の情報伝達

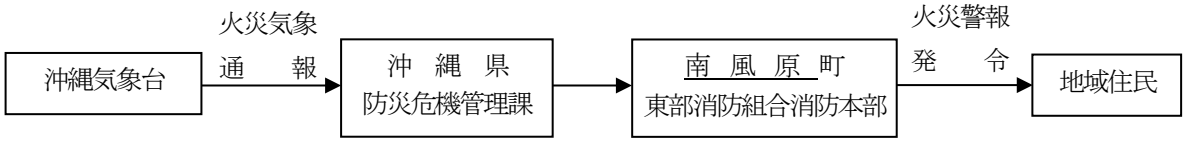


（2）気象警報等の伝達



※二重線の経路は、気象業務法第 15 条の２によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。
※二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第８条第１号の規定に基づく法定伝達先。

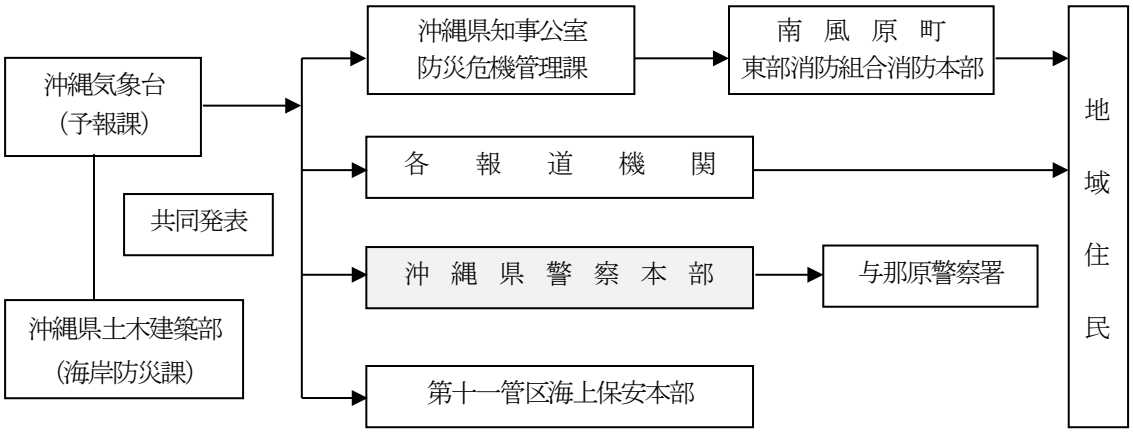
（3）火災情報等の伝達



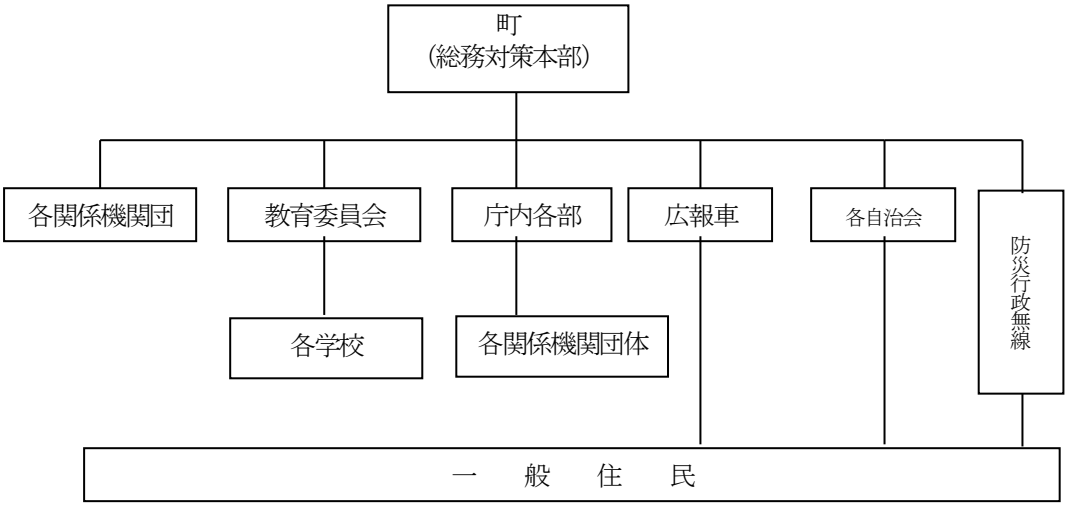
（4）地方海上警報等の伝達



（5）土砂災害警戒情報の伝達



（6）町における伝達系統



第３節　災害通信計画

災害状況等の収集・報告は、第２編地震・津波編第１章の「第３節　災害通信計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第４節　災害状況等の収集・伝達計画

災害状況等の収集・報告は、第２編地震・津波編第１章の「第４節　災害状況等の収集・伝達計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

なお、町は、災害発生時の第１次情報の報告を以下のとおり行う。

１　災害発生時の第１次情報の報告（実施主体：総務対策班、東部消防組合消防本部）

（１）火災・災害等即報要領の直接即報基準に該当する一定規模以上の火災・災害等について、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、国(総務省消防庁)へその一報を報告するものとし、以後、即報様式に定める事項について、判明したもののうちから、適宜、報告するものとする。

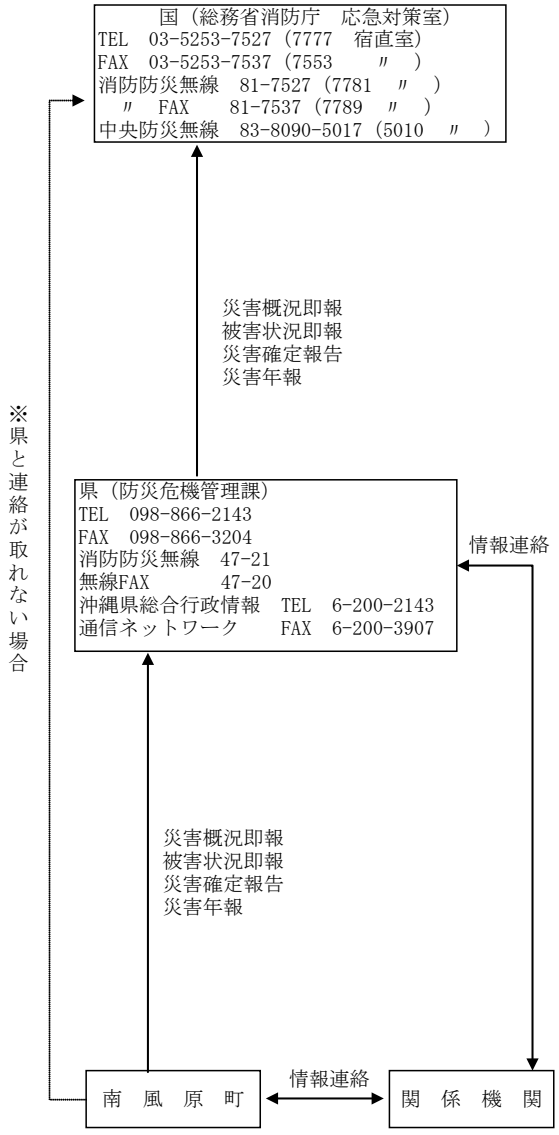
（２）消防本部は、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに消防庁及び県に報告する。

（３）行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、町の区域内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

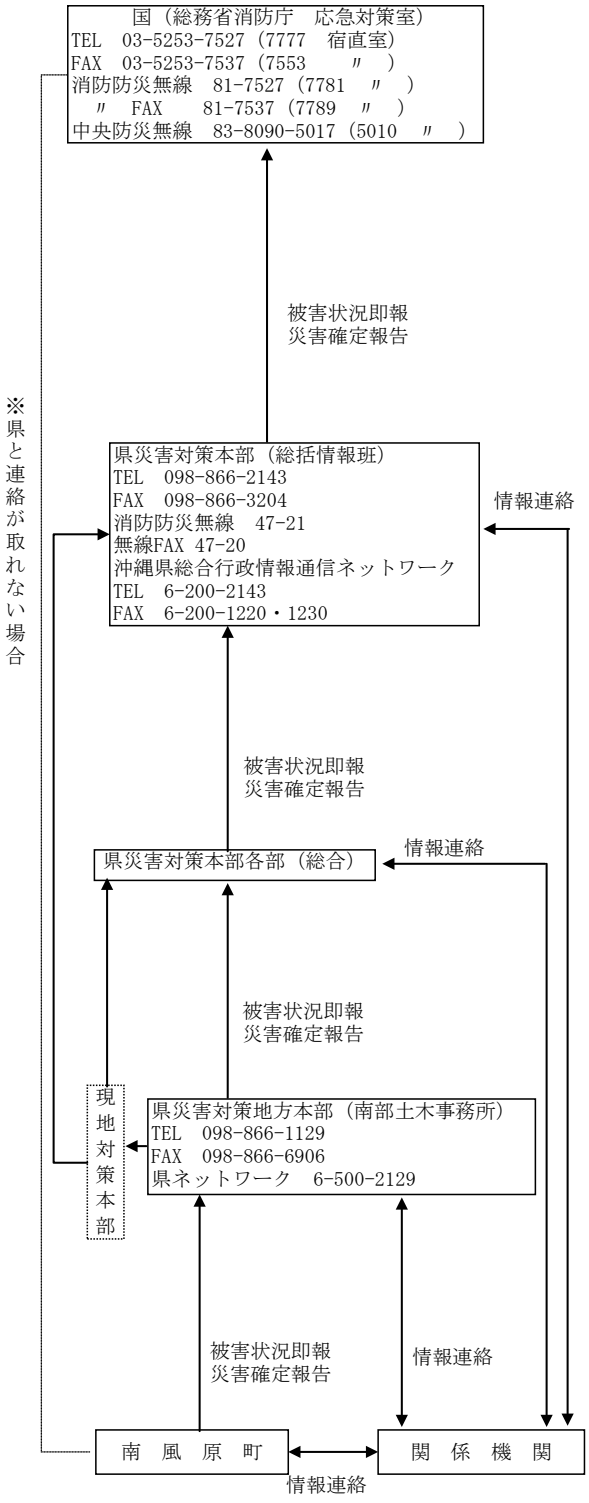
（４）行方不明者が他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。

災害情報連絡系統図

県災害対策本部未設置時



県災害対策本部設置時



第５節　災害広報計画

災害時における情報及び被害状況等の広報は、第２編地震・津波編第２章の「第５節　災害広報計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

なお、町における災害広報について、具体的には、段階に応じて以下のような広報を行う。

１　警戒段階（台風等が接近し、大雨や洪水が予想される時期）（実施主体：各対策班）

（１）用語の解説、情報の取得先、町民等のとるべき措置
（２）台風・気象情報
（３）水位情報（基準水位への到達、堤防高までの水位、排水ポンプの運転状況等）
（４）警報
（５）災害対策の状況（本部の設置、対策の現況と予定等）
（６）被災状況（浸水、道路冠水、土砂災害箇所等）
（７）道路・交通状況（渋滞、通行規制等）
（８）公共交通機関の運行状況
（９）ライフラインの状況（利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、二次災害防止措置等）
(10) 避難情報（準備情報）

２　初動段階（暴風、浸水、土砂災害が予測される時期）（実施主体：各対策班）

（１）避難情報（避難指示とその理由、避難所等）

３　応急段階（暴風、浸水、土砂災害等が収束した時期）（実施主体：各対策班）

（１）ライフラインの状況（利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、復旧状況・見込み等）
（２）医療機関の状況
（３）感染症対策活動の実施状況
（４）食料、生活必需品の供給予定
（５）災害相談窓口の設置状況
（６）その他住民や事業所のとるべき措置

第６節　自衛隊災害派遣要請計画

災害時における自衛隊の派遣要請は、第２編地震・津波編第１章の「第６節　自衛隊災害派遣要請計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第７節　広域応援要請計画

大規模災害発生時においての広域応援要請は、第２編地震・津波編第１章の「第７節　広域応援要請計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて行う。

第８節　避難計画

第１款　避難の原則

避難の原則は、第２編地震・津波編第１章第８節の「第１款　避難の原則」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施する。

第２款　風水害避難計画

大雨・洪水等の警報・注意報の発表に伴う対応及び留意事項は、以下のとおりとする。

なお、避難指示、避難誘導、避難者の収容等の事項は、「第１款　避難の原則」によるものとする。

１　実施責任者

風水害から避難するための高齢者等避難情報の提供、立退きの指示及び住家を失った被災者のための避難所の開設並びに避難所への収容保護の実施者（以下「避難措置の実施者」という。）は、第２編地震・津波編第１章第８節第１款の「１　実施責任者」のとおりとする。

２　避難指示等の発令（実施主体：総務対策班）

避難指示等の運用については、第２編地震・津波編第１章第８節第１款の「２　避難指示等の運用」のとおりとする。

町は、次の点に留意して、浸水想定区域、土砂災害警戒区域・危険箇所等の住民及び要配慮者利用施設の管理者等に対し、避難指示等の発令にあたる。

（1）全国瞬時警報システム（Jーアラート）等により伝達を受けた大雨・洪水警報、土砂災害警戒情報、はん濫警戒情報等を地域衛星通信ネットワーク及び防災行政無線等により町民等への伝達に努める。

（2）避難指示等の判断は、水防法の浸水想定区域については基準水位を、土砂災害警戒区域については土砂災害警戒情報を参考とする。また、地域の雨量・水位、上流域の雨量、河口部の潮位、気象台や河川管理者、砂防関係者の助言、現場の巡視報告及び通報等も参考にして、総合的かつ迅速に行う。

避難指示等の意味合いと判断の目安

	発令時の状況	住民に求める行動	判断基準
緊急安全確保	・警戒レベル５緊急安全確保は、災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況	・市町村長から警戒レベル５緊急安全確保が発令された際には、居住者等は命の危険があることから直ちに安全確保する必要がある	【災害共通】 ・災害が発生し、または切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する行動を要すると認める時 ・大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）が発表された時 ・土砂キキクル、浸水キキクル、洪水キキクルで「災害切迫」（黒）となった場合 【洪水浸水想定区域】 ・護岸天端高水位に到達した場合 ・氾濫の発生が確認された場合 ・土砂災害の発生が確認された場合
避難指示	・前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況	・避難指示等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動	【災害共通】 ・切迫した災害の前兆がある時 【浸水想定区域】 ・氾濫危険水位に到達した時 【土砂災害警戒区域】 ・土砂災害警戒情報が発表された時
高齢者等避難	・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始	【洪水浸水想定区域】 ・氾濫判断水位に到達した時 ・洪水警報が発表され、引き続き水位上昇のおそれがあるとき 【土砂災害警戒区域等】 ・大雨警報（土砂災害）が発表され、引き続き強い又は長い降雨が予想されるときなど

※避難指示の発令が必要となる強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される状況で、気象庁から暴風警報が発表された場合、避難指示の発令の判断材料とする（暴風警報の）発表後３時間後には暴風となるおそれがある。

（3）警報、避難指示等の伝達に当たっては、走行中の車両、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、テレビ、ラジオ、携帯電話及びLINE等のSNSといったあらゆる手段の活用を図る。

（4）避難情報の伝達に当たっては、危険の切迫性に応じて指示等の伝達文の内容を工夫するなど、町民等の積極的な避難を喚起するように努める。

（5）災害対策本部のある本庁舎から、危険区域付近の状況を速やかに把握できない場合を想定し、危険区域近傍の支所長等が指示等を行えるように権限を委譲しておく。

3　避難情報の基準

「避難情報に関するガイドライン」に基づき、町民等がとるべき行動を５段階に分け、情報と行動の対応を明確化する。多くの場合、防災気象情報は自治体が発令する避難情報よりも先に発表されるため、警戒レベルに相当する防災気象情報が発表された際には、避難情報が発令されていなくても自ら避難の判断をするよう、町民への普及啓発に努める。

警戒レベル	町民がとるべき行動	避難情報	防災気象情報
レベル５	命の危険　直ちに安全確保！ 災害がすでに発生しており、命を守るための最善の行動をとる。	緊急安全確保	警戒レベル５相当情報 ・大雨特別警報 ※大雨特別警報には、数十年に一度の大雨を要因とするものと、数十年に一度の強さの台風を要因とするものがあり、前者が警戒レベル５相当情報である。 ・護岸天端高水位 ・土砂キキクル「災害切迫」（黒） ・浸水キキクル「災害切迫」（黒） ・洪水キキクル「災害切迫」（黒）
レベル４	危険な場所から全員避難 速やかに避難先へ避難する。指定避難所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や自宅内のより安全な場所に避難する。	避難指示	警戒レベル４相当情報 ・土砂災害警戒情報 ・土砂キキクル「危険」（紫） ・洪水キキクル「危険」（紫） ・氾濫危険水位 ・高潮特別警報・警報
レベル３	危険な場所から高齢者等は避難 避難に時間を要する人（高齢者、障がい者、乳幼児等）とその支援者は避難する。その他の者は避難の準備を行う。	高齢者等避難	警戒レベル３相当情報 ・大雨警報（土砂災害） ・洪水警報 ・土砂キキクル「警戒」（赤） ・洪水キキクル「警戒」（赤） ・避難判断水位 ・警報に切り替える可能性が高い高潮注意報

レベル２	自らの避難行動を確認 　ハザードマップ等で避難行動を確認する。	―	警戒レベル２相当情報 ・警報に切り替える可能性が高い大雨注意報 ・大雨注意報 ・洪水注意報 ・土砂キキクル「注意」（黄色） ・洪水キキクル「注意」（黄色） ・氾濫注意情報 ・高潮注意報
レベル１	災害への心構えを高める 　災害への心得を高める	―	・早期注意情報（警報級の可能性）

４　避難場所

避難先は、浸水想定区域や土砂災害警戒区域・危険箇所以外の安全な場所とする。

５　避難誘導（実施主体：総務対策班、福祉対策班、産業振興対策班、東部消防組合消防本部、与那原警察署、沖縄県警察）

（１）町民等の避難誘導

避難誘導に当たっては、消防職員、消防団員、警察官及び町職員など、避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提として、要配慮者、観光客、居住外国人を含む避難対象区域内の全ての者を対象とする。また、予想されるはん濫到達時間や交通規制を考慮するものとする。

６　避難所の開設・収容保護（実施主体：総務対策班、福祉対策班）

浸水や土砂災害等で住家を失った被災者は、避難所に収容する。避難所開設以降の対策は、「第１款　避難の原則」のとおりとする。

第３款　広域一時滞在

災害時の広域一時滞在は、第２編地震・津波編第１章第８節「第３款　広域一時滞在」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第９節　観光客等対策計画

災害時における観光客等の対策は、第２編地震・津波編の「第１章　第９節　観光客等対策計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第 10 節　要配慮者対策計画

災害時における要援護対策は、第２編地震・津波編の「第１章　第 10 節　要配慮者対策計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第 11 節　水防対策

水防対策は、第２編地震・津波編第１章の「第１節　組織計画」に定める計画に基づき、風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

なお、台風時の対策は「第２章　台風災害応急対策計画」に定める計画に基づき実施するものとする。

第 12 節　消防計画

災害時における消防活動は、第２編地震・津波編第１章の「第 11 節　消防計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第 13 節　救出計画

災害時における救出活動は、第２編地震・津波編第１章の「第12節　救出計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第 14 節　医療救護計画

災害時における医療救護は、第２編地震・津波編第１章の「第 13 節　医療救護計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第 15 節　交通輸送計画

災害時における交通の確保並びに罹災者、応急対策要員及び応急対策物資、資機材の緊急輸送は、第２編地震・津波編第１章の「第 14 節　交通輸送計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するほか、台風・大雨時は以下の対策を行うものとする。

１．交通輸送計画（実施主体：総務対策班、土木対策班、道路管理者、沖縄県警察）

（１）各道路管理者及び沖縄県警察は、災害警戒段階から緊密に連携し、それぞれ所管する道路あるいは地域における道路の巡視、点検を行い、被災状況等を把握するとともに、通行の禁止又は制限に関する情報を収集する。

特に、避難指示等が発表された場合は、避難対象地区の道路の浸水、土砂災害及び倒木等の被害状況を確認し、市町村に伝達する。

（２）沖縄県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ及び車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

第 16 節　治安警備計画

災害時における町民の生命、身体及び財産を保護し、社会秩序の維持を図るための治安警備活動は、第２編地震・津波編第１章の「第 15 節　治安警備計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第 17 節　災害救助法適用計画

救助法に基づく被災害者の救助は、第２編地震・津波編第１章の「第 16 節　災害救助法適用計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第 18 節　給水計画

災害のため飲料に適する水を得ることができない者に対する飲料水の供給は、第２編地震・津波編第１章の「第 17 節　給水計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第 19 節　食料供給計画

災害時における被災者及び災害応急対策要員に対する食料の供給は、第２編地震・津波編第１章の「第 18 節　食料供給計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第 20 節　生活必需品供給計画

被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、第２編地震・津波編第１章の「第 19 節　生活必需品供給計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第 21 節　感染症対策、保健衛生対策、清掃対策及び動物の保護収容計画

災害時における被災地の感染症対策、保健衛生、し尿処理及び食品衛生監視は、第２編地震・津波編第１章の「第 20 節　感染症対策、保健衛生対策、清掃対策及び動物の保護収容計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第 22 節　行方不明者の捜索、遺体処理及び埋葬計画

災害により死亡したと推定される者の捜索、遺体の処理及び埋葬は、第２編地震・津波編第１章の「第 21 節　行方不明者の捜索、遺体処理及び埋葬計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第 23 節　障害物の除去・災害廃棄物処理計画

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、材木等の障害物の除去及び災害廃棄物処理は、第２編地震・津波編第１章の「第22節　障害物の除去・震災廃棄物処理計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

なお、水害廃棄物については、国の「水害廃棄物対策指針（平成17年７月）」に基づいて、円滑に処理するものとする。

第 24 節　住宅応急対策計画

住宅の応急修理、応急仮設住宅の確保等は、第２編地震・津波編第１章の「第 23 節　住宅応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第 25 節　二次災害の防止計画

住宅等の応急危険度判定や土砂災害等の二次災害防止対策は、第２編地震・津波編第１章の「第 24 節　二次災害の防止計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第 26 節　教育対策計画

災害時における応急教育対策は、第２編地震・津波編第１章の「第 25 節　教育対策計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第 27 節　危険物等災害応急対策計画

危険物等による災害については、第２編地震・津波編第１章の「第 26 節　危険物等災害応急対策計画」に定める対策を風水害や大規模事故等の特性をふまえて、関係機関相互の密接な連携のもとに、災害の種類・規模・態様に応じた迅速かつ的確な災害応急対策を実施するものとする。

第 28 節　労務供給計画

災害時における労務者及び職員等の確保は、第２編地震・津波編第１章の「第 27 節　労務供給計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施する。

第 29 節　民間団体の活用計画

災害時における民間団体（青年団体、女性団体）の編成及び活動は、第２編地震・津波編第１章の「第 28 節　民間団体の活用計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第 30 節　ボランティア受入計画

災害ボランティアの募集、受入れ等は、第２編地震・津波編第１章の「第 29 節　ボランティア受入計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第 31 節　公共土木施設応急対策計画

災害時における道路の応急対策は、第２編地震・津波編第１章の「第30節　公共土木施設応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第 32 節　航空機事故災害応急対策計画

第１款　空港及び周辺区域以外での事故

空港及び空港周辺以外の地域において墜落事故等が発生した場合には、県、市町村及び防災関係機関は、空港管理者等と連携を図りながら、速やかに応急活動を実施する。

１　空港管理者

空港の利用に当たっては、情報収集及び緊急輸送等の災害応急対策に従事する航空機を優先させる。

２　県の役割

（１）航空機事故が発生した時は、防災関係機関に通報するとともに、ヘリコプター等を要請して、情報収集を行う。

（２）町が実施する消防、救急活動等について、必要に応じて指示等を行うとともに、当該市町村からの要請により他の市町村に応援を指示する。

（３）医療救護活動を実施する必要が生じた時は、医療救護要員の派遣又は待機を行う。

（４）必要に応じて防災関係機関、他の都道府県等に応援を要請するとともに、関係機関の実施する応急対策活動の調整を行う。

３　町の役割（実施主体：総務対策班、福祉対策班、地元医療機関等）

（１）航空機事故の発生を知った時は、事故の状況及び被害の規模等を収集し、把握した範囲から直ちに県及び防災関係機関に連絡する。

（２）事故に伴い火災が発生した時又は救助を要する時は、消火救難活動を実施する。

（３）死傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣して応急措置を実施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて、救護所、負傷者の収容所及び死体収容所の設置又は手配を行う。

（４）災害の規模が大きく町で対応できない場合は、応援協定に基づき他の市町村に応援を要請する。また、必要に応じて県に対して自衛隊の派遣要請を依頼する。

４　沖縄県警察の活動（実施主体：沖縄県警察）

（１）航空機の墜落現場が不明の場合、又は航空機が行方不明になるなど航空災害発生の恐れがある場合は、情報収集に当たるとともに、県警ヘリコプター等を活用し、捜索活動を実施する。

（２）航空災害が発生した場合においては、直ちに事故発生地を管轄する警察署員を墜落現場に急行させ、情報収集活動を行う。また、墜落現場が山間僻地等の場合は、現場の地形、周辺の道路状況、現場にいたる行程、気象状況等の情報を迅速に収集する。

第 33 節　ライフライン等施設応急対策計画

災害時の電力、ガス、上下水道、通信等の施設の応急対策は、第２編地震・津波編第１章の「第 31 節　公益事業等施設応急計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第 34 節　農産物応急対策計画

災害時における農産物及び家畜の応急対策は、第２編地震・津波編第１章の「第 32 節　農産物応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

なお、県は台風等により、農産物に甚大な被害を及ぼすおそれのある時は、ただちに事前対策を樹立し、報道機関を通じて、周知徹底を図るとともに、県出先機関及び町を通じて事前対策について指導を行うものとする。

第 35 節　道路事故災害応急対策計画

風水害等における道路事故災害応急対策計画は、第２編地震・津波編第１章の「第 33 節　道路災害応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第 36 節　林野火災対策計画

町は、林野火災が発生した場合、広範囲の林野の焼失防止及び地域住民等の安全を確保するため、消火活動等の応急対策を行う。

１　町の活動（実施主体：総務対策班、産業振興対策班、東部消防組合消防本部、地元医療機関等）

（１）林野火災が発生した場合は、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害状況等を収集し、県及び関係機関に通報する。

（２）直ちに現場に出動し、消火用資機材を活用して消防活動を行う。

（３）火災現場の偵察又は空中消火活動の必要があると認められる時は、県を通じて、速やかに空中消火用ヘリコプターの出動を要請するとともに、水利等の確保を行う。

（４）火災の規模が大きく対応できない時は、「沖縄県消防広域応援協定」に基づき、近隣市町村等に応援を要請する。

（５）火災の規模、被害状況等から自衛隊の派遣要請が必要と判断した場合は、速やかに県に対して、災害派遣要請を行うとともに、自衛隊の集結地、自衛隊ヘリコプターの

臨時場外離発着場の確保及び化学消火薬剤等資機材の準備を行う。

（6）負傷者が発生した場合は、地元医療機関等で医療救護班を組織し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送するとともに、被害状況の把握に努める。

（7）必要に応じて、警察、自主防災組織等の協力を得て、火災現場及びその周辺の住民等の避難誘導を行う。

第２章　台風災害応急対策計画

第１節　台風災害事前対策

本計画は、台風の常襲地帯となっている本県において、台風の接近及び接近のおそれがある場合の組織体制等を特別に掲げ、本町域の被害軽減を目的とする。

１　防災知識等の普及計画（実施主体：各対策班）

台風被害を最小限に抑えるためには、事前の対策が重要な要素である。

台風が発生し、沖縄本島地方に影響を及ぼすまでには時間的猶予があり、その間に対策を講じられるよう町民に対して下記事項の啓発・広報等を継続して行う。

実施区分	班　　名
防災知識の広報	総務対策班
暴風時等の危険場所に関する注意喚起	総務対策班、土木対策班、教育総務対策班、学校教育対策班
避難場所の設定及び利用に関すること	総務対策班、福祉対策班
町民への協力事項（ごみ収集日の変更等)	住民環境対策班
気象情報等に関すること	総務対策班

２　警戒準備体制（実施主体：各対策班）

台風が沖縄本島地方に影響を与えると予想される場合は、各対策班において台風の接近に備えて事前対策を講じるものとする。

（1）総務部

総務 対策班	警戒要員を配置し、情報収集活動及び台風対策等に必要な資機材の点検を行う。閉庁になった場合の業務が円滑に行われるよう事前の調整を図る。 所管する庁舎等の保全対策を講じる。
住民環境 対策班	閉庁になった場合の業務が円滑に行われるよう事前の調整を図る。 ごみ収集日の収集に関する対応。

（2）民生部

福祉対策 班	事前に保育所・児童館等の施設の暴風雨対策及び休園連絡調整等にあたる。
	所管する高齢者及び身体障がい者の独居世帯の巡視等その対策にあたる。

（3）経済建設部

土木対策班	閉庁になった場合の業務が円滑に行われるよう事前の調整を図る。 町内の地すべり、急傾斜地箇所等の巡視を行う。 所管する道路、河川排水等の巡視を行い、必要であれば事前に対策を講じる。
	施工中で所管する工事現場等の巡視を行い、事前に対策を講じる。 必要があれば建設資機材等の整理整頓などの指導を行う。
産業振興対策班	農林水産物施設の被害対策を関係機関と連絡調整を行い、必要な時は事前に対策を講じる。所管する農地及び農業用施設の巡視を行い、必要があれば事前に対策を講じる。
区画下水道対策班	閉庁になった場合の業務が円滑に行われるよう事前の調整を図る。 施工中で所管する工事現場等の巡視を行い、事前に対策を講じる。 必要があれば建設資機材等の整理整頓等の指導を行う。

（4）教育部

教育総務対策班	所管する庁舎の保全対策を講じる。 所管する学校施設等の保全対策を講じる。
学校教育対策班	児童・生徒の登下校時の安全対策を講じる。
生涯学習文化対策班	所管する社会教育施設等の保全対策を講じる。 所管する文化財等の保全対策を講じる。

第２節　暴風警報発表時等の体制

暴風警戒発表時等の体制は、第２編地震・津波編第１章の「第１節　組織計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

なお、災害警戒本部及び災害対策本部の設置基準は以下のとおりとする。

設置基準

本部名	設置基準
災害警戒本部	沖縄本島地方に暴風警報が発表された時、又は発表されるおそれがある時。 ※台風が勤務時間外及び祝祭日に接近することが予想される場合には、事前に設置日時等の協議を行い、その決定事項を各部の部長・対策班長等へ指示し備えるものとする。
災害対策本部	町全域にわたって台風により甚大な被害が発生した時、又は甚大な被害が発生するおそれがある時。

第３章　災害復旧・復興計画（風水害等編）

第１節　公共施設災害復旧計画

公共施設の災害復旧対策は、第２編地震・津波編第２章の「第１節　公共施設災害復旧計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第２節　被災者生活への支援計画

被災者の災害相談、住宅復旧、融資、見舞金等の支給、税の減免、職業斡旋等は、第２編地震・津波編第２章の「第２節　被災者生活への支援計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施する。

第３節　中小企業者等への支援計画

災害時の被災中小企業者、被災農林業者に対する融資対策は、第２編地震・津波編第２章の「第３節　中小企業者等への支援」に定める対策のほか、風水害等の被害特性をふまえるものとする。

特に、台風被害では、さとうきび、葉タバコ等の農作物被害が顕著になりやすいことをふまえて復旧を促進するものとする。

県（経営金融課）は、関係商工会議所、商工会、商工会連合会、中小企業団体中央会等の協力を求めて、金融相談を行い、融資の指導、斡旋を行うものとする。

第４節　復興の基本方針

復興計画やまちづくりは、第２編地震・津波編第２章の「第４節　復興の基本方針」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

資 料 編

資料編目次

参考資料－１　二級河川指定一覧表、準用河川指定一覧表…… 資-1
参考資料－２　土石流危険渓流、地すべりによる危険が予想される箇所…… 資-2
参考資料－３　急傾斜地崩壊危険箇所…… 資-3
参考資料－４　砂防指定一覧表、地すべり防止区域指定一覧表…… 資-5
参考資料－５　土砂災害警戒区域指定一覧表、土砂災害警戒区域図…… 資-6
参考資料－６　津波浸水予測図…… 資-8
参考資料－７　九州・山口９県武力攻撃災害等時相互応援協定運営要領…… 資-9
参考資料－８　危険物製造所等及び大規模な災害が予想される施設…… 資-16
参考資料－９　災害対策配備要員名簿…… 資-17
参考資料－10　町内の医療、助産施設の状況…… 資-18
参考資料－11　標章の提示…… 資-23
参考資料－12　災害救助基準…… 資-24
参考資料－13　公用令書、公用変更令書及び公用取消令書…… 資-29
参考資料－14　住家被害調査票、罹災証明書…… 資-32

様式
　災害報告様式…… 資-59
　災害即報様式記入要領…… 資-72
　災害調査票…… 資-77
　自衛隊の災害派遣要請様式…… 資-78

参考資料－15　重要水防区域内で危険と予想される区域（河川）…… 資-79
参考資料－16　避難所一覧…… 資-80
参考資料－17　水位周知河川、水位観測所の位置と水位…… 資-84
参考資料－18　不発弾処理の流れ…… 資-87
参考資料－19　指定文化財等…… 資-89
参考資料－20　災害の危険性のある要配慮者利用施設一覧表…… 資-90

南風原町防災会議条例…… 資-95
南風原町防災会議運営要領…… 資-96
南風原町防災対策推進会議設置要綱…… 資-97
南風原町防災会議委員名簿…… 資-99

参考資料－１

二級河川指定一覧表

令和３年４月１日現在

所轄土木事務所等	水系名	河川名	番号	指定区間	指定延長（m）	流域面積（㎢）
南部土木事務所	安里川	安里川	55	左岸　南風原町字新川 593 番地先から泊高橋に至る 右岸　那覇市首里鳥堀町 5-39-2 地先から泊高橋に至る	7,260	8.57
南部土木事務所	国場川	国場川	57	左岸　南風原町字宮城当川原 380 番 2 地先から漫湖を含み明治橋に至る 右岸　南風原町字大名宮城原 181 番 3 地先から漫湖を含み明治橋に至る	8,250	43.06
南部土木事務所	国場川	長堂川	58	左岸　八重瀬町字外間下後原 202 番地先から国場川合流点に至る 右岸　南風原町字津嘉山前川原 816-1 地先から国場川合流点に至る	2,300	7.39

準用河川指定一覧表

令和３年４月１日現在

所轄土木事務所等	水系名	河川名	番号	指定区間	指定延長（m）	流域面積（㎢）
南部土木事務所	国場川	安里又川	12	左岸　南風原町字宮城安里又原 596 番地～南風原町字大名宮城原 181 番地 右岸　南風原町字宮城安里又原 501-03 番地～南風原町字大名宮城当川原 380 番地	800	1.77
南部土木事務所	国場川	手登根川	13	左岸　南風原町字宮平手登根 970 番地～南風原字宮平宇底原 741 番地 右岸　南風原町字宮平手登根 971 番地～南風原字宮平宇底原 743 番地	800	1.14
南部土木事務所	国場川	宮平川	14	左岸　南風原町字宮平世星原 822 番 1 先～南風原町字兼城山田原 631 番先 右岸　南風原町字宮平喜納原 203 番 1 先～南風原町字兼城内原 209 番先	1,800	3.41
南部土木事務所	国場川	長堂川	15	左岸　八重瀬町字友寄川端原 1068 番先～八重瀬町字宜次久保増原 723 番地 右岸　南風原町字山川新垣原 150 番 1 先～南風原町字津嘉山前川原 816 番 1 先	1,053	

参考資料－２

土石流危険渓流

令和３年４月１日現在

所轄土木事務所等名	水防管理団体名	番号	水系名	河川名	渓流名	所在地			流域概要		保全対策		
						群・市	町・村	字	渓流長(km)	流域面積(km^2)	平均渓床勾配(°)	人家戸数(戸)	公共施設等
南部土木事務所	南風原町	153	国場川			島尻郡	南風原町	大名	0.20	0.07	10	33	

地すべりによる危険が予想される箇所

令和３年４月１日現在

所轄土木事務所等名	水防管理団体名	番号	区域名	位置		面積(ha)	地すべり指定地の有無	区域内の保全対象				
				市町村名	大字名			河川への影響(㎡)	人家(戸)	耕地(ha)	公共的建物施設の種類及び数	その他
南部土木事務所	南風原町	55	大名１	南風原町	大名	30.2	無		2	9.0	高速 550m、町道 550m、ゴミ焼場１	
南部土木事務所	南風原町	56	大名２	南風原町	大名	45.4	無		120	2.6	県道 1,300m、町道 2,150m、病院１	
南部土木事務所	南風原町	57	新川	南風原町	新川	34.4	無		360	1.5	県道 360m、町道 2,400m、学校１、育園１	
南部土木事務所	南風原町	58	兼城	南風原町	兼城	57.3	有		246	1.7	県道 180m、町道 1,330m	

参考資料－３

急傾斜地崩壊危険箇所

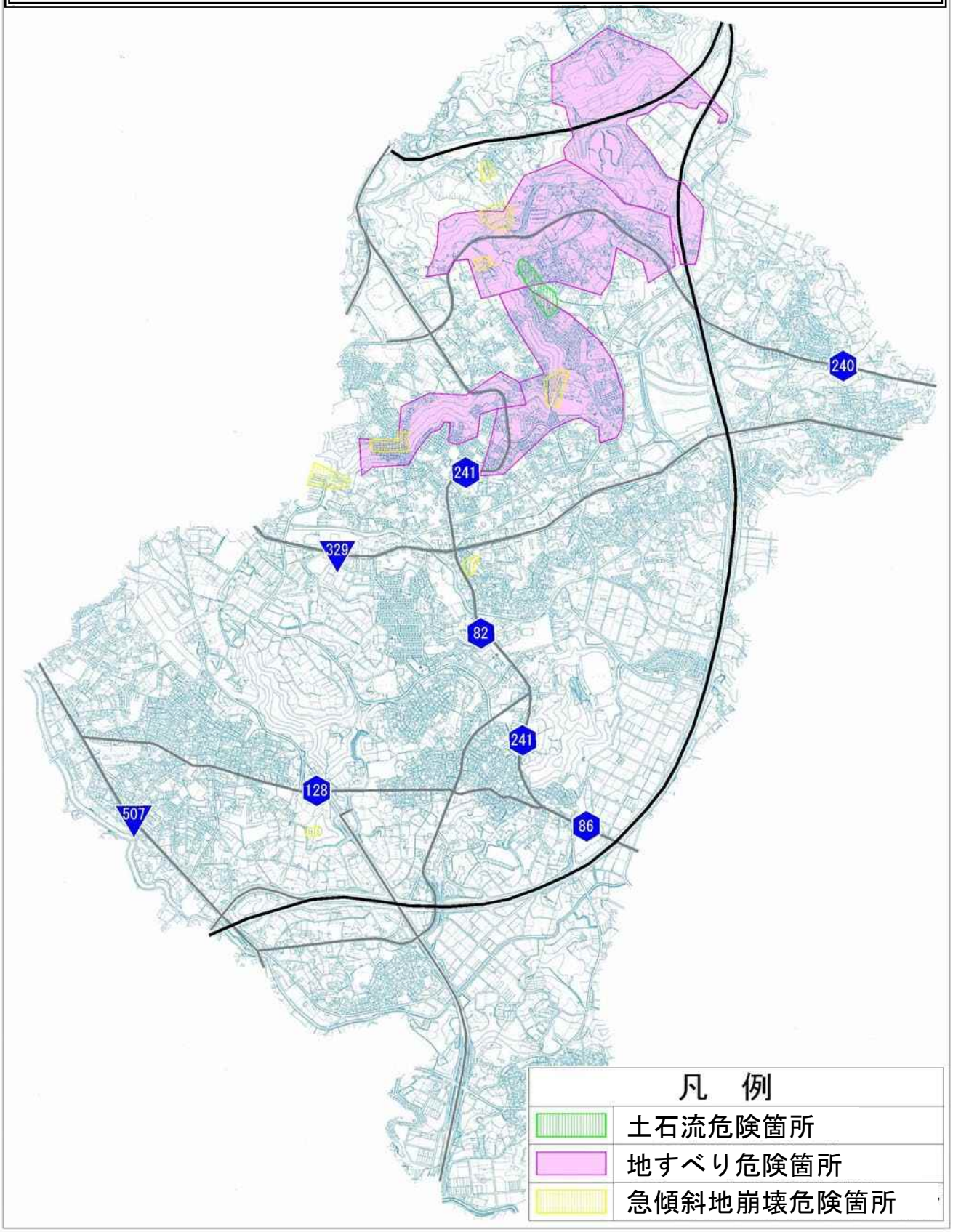
（自然斜面）　　令和３年４月１日現在

所轄土木事務所等名	水防管理団体名	番号	箇所名	位置			地形			保全対象				急傾斜地崩壊危険区域の指定
				市・町・村	大字	小字	傾斜（度）	延長（m）	高さ（m）	人家（戸）	公共的建物		公共施設	
南部土木事務所	南風原町	218	大名（1）	南風原町	宮平	池之堂原	51	35	14.8	0	病院	1		無
南部土木事務所	南風原町	219	大名（2）	南風原町	新川	牛之巻原	45	185	38.0	0	病院、老人福祉施設	2	道路（20m）	無
南部土木事務所	南風原町	399	新川（2）	南風原町	新川	新川原	30	80	16.9	11			道路(200m)	無
南部土木事務所	南風原町	400	兼城	南風原町	兼城	兼城原	37	115	12.3	9			町道（70m）	無
南部土木事務所	南風原町	696	津嘉山	南風原町	津嘉山	安平田原	30	34	17.6	1			町道（20m）	無

（人工斜面）　　令和３年４月１日現在

所轄土木事務所等名	水防管理団体名	番号	箇所名	位置			地形			保全対象				急傾斜地崩壊危険区域の指定
				市・町・村	大字	小字	傾斜（度）	延長（m）	高さ（m）	人家（戸）	公共的建物		公共施設	
南部土木事務所	南風原町	458	北丘	南風原町	宮平	平原	31	150	25.2	5	小学校	1	町道(110m)	無
南部土木事務所	南風原町	459	新川（1）	南風原町	兼城	大子原	54	250	12.5	43			道路(280m)	無

南風原町　土石流・地すべり・急傾斜地崩壊危険箇所　マップ



参考資料－４

砂防指定一覧表

令和３年４月１日現在

土木事務所	河川名	渓流名	番号	位置		面積 (ha)	被害対象		
				市町村	大字		人家 (戸)	耕地 (ha)	公共施設
南部土木事務所	国場川	安里又川	145	南風原町	大名	2.62	80	10	県道

地すべり防止区域指定一覧表

令和３年４月１日現在

土木事務所	番号	指定区域（位置）		面積（ha）	被害対象
		市町村	箇所名		
南部土木事務所	26	南風原町	兼城	15.61	耕地 5.07ha、人家 44、施設 1、県道 183m、県道 324m
南部土木事務所	27	南風原町	新川	2.82 1.11	人家 125、町道 1,560m 人家 16、町道 222m

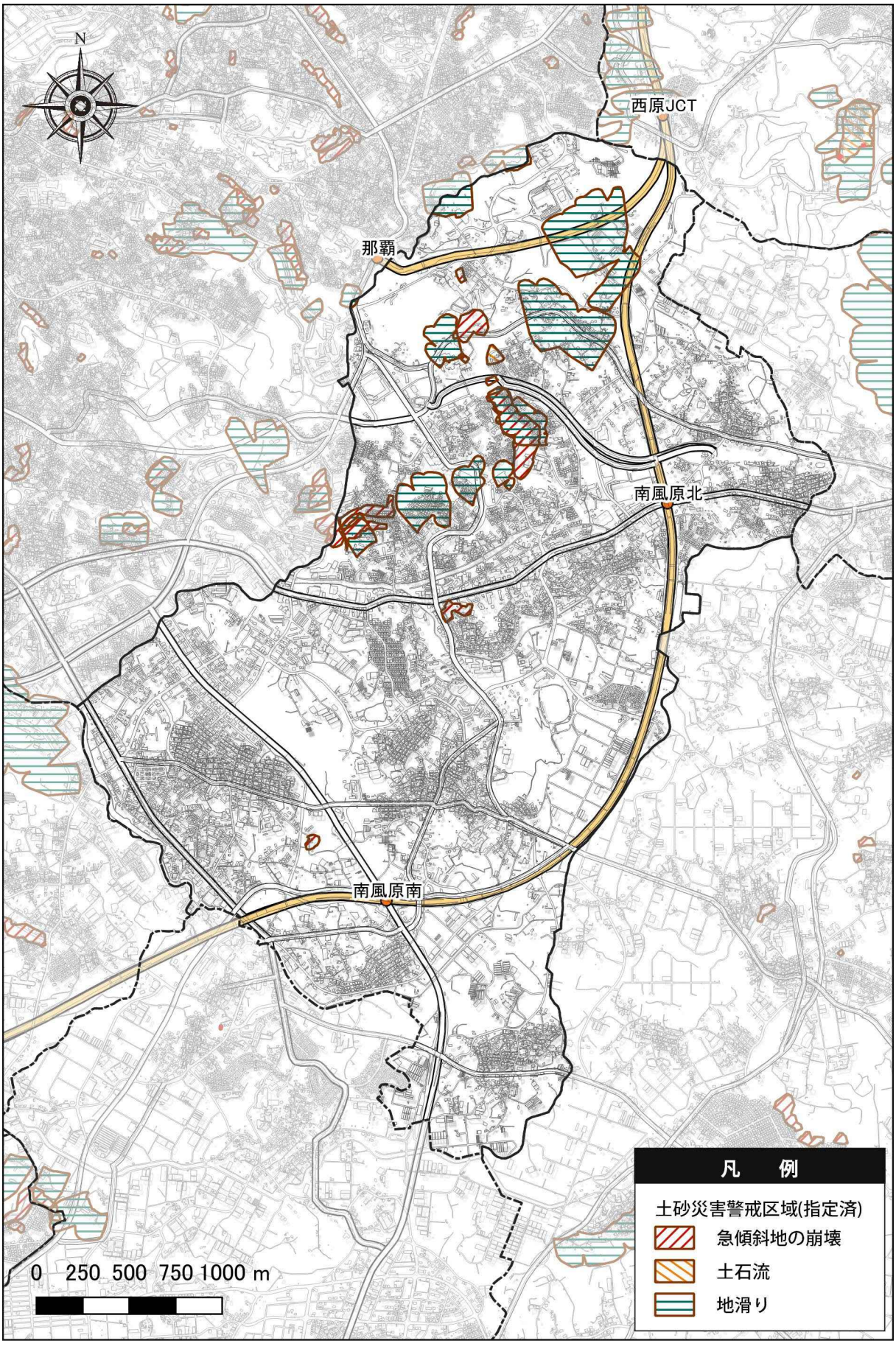
参考資料－５

土砂災害警戒区域指定一覧表

令和４年８月31日現在

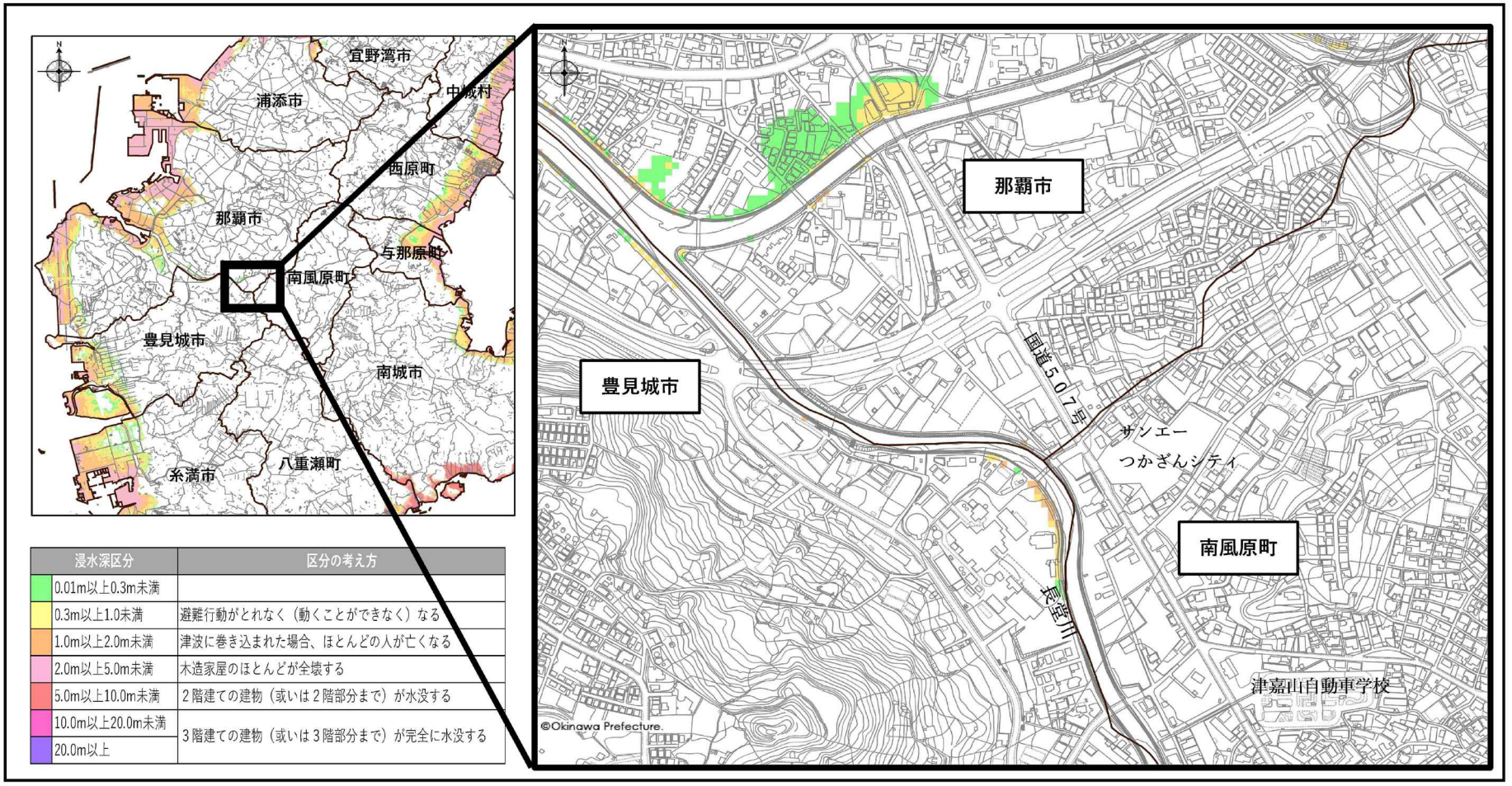
自然現象の種類	箇所名	所在地	警戒区域（イエローゾーン）指定状況	特別警戒区域（レッドゾーン）指定状況
急傾斜地の崩壊	北丘	宮平	指定済み （告示：第523号　平成18年7月28日）	指定済み （告示：第120号　令和４年３月29日）
	大名(1)	宮平 新川	指定済み （告示：第353号　平成24年6月26日）	指定済み （告示：第120号　令和４年３月29日）
	大名(2)	新川 宮平	指定済み （告示：第353号　平成24年6月26日）	指定済み （告示：第120号　令和４年３月29日）
	新川(1)	兼城 新川	指定済み （告示：第353号　平成24年6月26日）	指定済み （告示：第120号　令和４年３月29日）
	新川(2)	新川	指定済み （告示：第353号　平成24年6月26日）	指定済み （告示：第120号　令和４年３月29日）
	兼城	兼城	指定済み （告示：第353号　平成24年6月26日）	指定済み （告示：第120号　令和４年３月29日）
	津嘉山	津嘉山	指定済み （告示：第353号　平成24年6月26日）	指定済み （告示：第120号　令和４年３月29日）
	真地(2)-1	南風原町字新川 南風原町字兼城 那覇市字真地	指定済み （告示：第117号　平成26年３月４日）	未指定
	真地(2)-2	南風原町字兼城 那覇市字真地	指定済み （告示：第602号　平成26年11月25日）	未指定
	本部	本部	指定済み （告示：第102号　令和４年３月29日）	指定済み （告示：第120号　令和４年３月29日）
	喜屋武	喜屋武	指定済み （告示：第102号　令和４年３月29日）	指定済み （告示：第120号　令和４年３月29日）
土石流	宮平350-A29-07	宮平	指定済み （告示：第353号　平成24年6月26日）	指定済み （告示：第120号　令和４年３月29日）
地滑り	大名１	大名 宮城	指定済み （告示：第353号　平成24年6月26日）	未指定
	大名２	大名 新川 宮平	指定済み （告示：第353号　平成24年6月26日）	未指定
	新川	新川 宮平	指定済み （告示：第353号　平成24年6月26日）	未指定
	兼城	兼城 宮平	指定済み （告示：第353号　平成24年6月26日）	未指定
	首里鳥堀	南風原町字新川 首里鳥堀町５丁目 首里赤田町３丁目	指定済み （告示：第117号　平成26年３月４日）	未指定

土砂災害警戒区域図



出典：国土数値情報（土砂災害警戒区域/令和３年度版）［国土交通省］をもとに作成

津波浸水予測図（平成２６年度）



浸水深区分	区分の考え方
0.01m以上0.3m未満	
0.3m以上1.0未満	避難行動がとれなく（動くことができなく）なる
1.0m以上2.0m未満	津波に巻き込まれた場合、ほとんどの人が亡くなる
2.0m以上5.0m未満	木造家屋のほとんどが全壊する
5.0m以上10.0m未満	２階建ての建物（或いは２階部分まで）が水没する
10.0m以上20.0m未満	３階建ての建物（或いは３階部分まで）が完全に水没する
20.0m以上	

※本予測図は、沖縄県地図情報システムに掲載された津波浸水予測図（Ｈ２６）より抜粋し作成したものである。

参考資料－７

九州・山口９県武力攻撃災害等時相互応援協定運営要領

（趣　旨）

第１条　この要領は、九州・山口９県武力攻撃災害等時相互応援協定（以下「協定」という。）の運営に関し、必要な総括的事項を定めるものとする。

（幹事県及び副幹事県等）

第２条　協定第３条第４項の規定に基づき定める幹事県及び副幹事県の輪番は、会計年度ごとに別表第１のとおりとする。

２　幹事県及び副幹事県が共に被災等をした場合は、各県は、協議の上、必要に応じ速やかに次期幹事県又は副幹事県を臨時の幹事となる県として選定するものとする。

（各県の総合連絡担当部局）

第３条　協定第３条第５項の規定に基づき定める協定の運用に関する各県の総合連絡担当部局は別表第２のとおりとする。

２　前項の総合連絡担当部局は、協定第２条第７号に定める事項を併せて担当することとする。

（応援要請に係る手続きの細目）

第４条　協定第４条各項（第３項及び第６項を除く。）の規定に基づく応援の要請、通知等は、原則として各県の総合連絡担当部局を通じて行うものとする。

２　協定第４条第３項の規定に基づく応援要請に係る手続き等の細目は、協定第２条第１号から第６号までに規定するものについては応援内容ごとに別に定める実施要領等による。

３　被災県等は、協定第２条第７号に規定する事項について応援を要請しようとするときは、必要とする応援の具体的内容を明らかにして要請を行うものとする。

４　前項の要請を受けた関係県は、応援の具体的内容を明らかにして被災県等に対して通知を行うものとする。

（経費の負担基準）

第５条　協定第６条第１項の規定に基づき応援を受けた県が支弁すべき経費の基準は、次の各号に定めるところによる。

一　職員の派遣に係る次の経費

ア　応援した県が定める規定により算定した応援に係る職員の旅費の額及び諸手当の額

イ　その他応援を受けた県と応援をした県が協議して定めた経費

二　提供を受けた物資、資機材の購入費及び輸送費

三　貸与を受けた資機材の借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

四　提供を受けた施設の借上料（被災者が負担すべきものを除く。）

五　前各号に係る応援以外の応援を受けた場合にあっては、当該応援に要した経費

２　協定第６条第２項の規定に基づき応援をした県が応援に要した経費を一時繰替支弁した場合は、前項の基準により算定した額を応援を受けた県に請求するものとする。この場合において、両県が前項の基準により難いと認めるときは、別に協議の上前項の基準によることなく負担関係を定めることを妨げないものとする。

（職員の公務災害補償）

第６条　応援した県の職員が応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合における公務災害補償については、地方公務員公務災害補償法

（昭和４２年法律第１２１号）の定めるところによるものとする。

附　則

この要領は、平成１９年２月１３日から施行する。

別表第１　幹事県及び副幹事県の任期及び輪番

任　　期	幹　事　県	副 幹 事 県
平 成　18 年 度	長　崎　県	大　分　県
平 成　19 年 度	熊　本　県	宮　崎　県
平 成　20 年 度	大　分　県	鹿 児 島　県
平 成　21 年 度	宮　崎　県	沖　縄　県
平 成　22 年 度	鹿 児 島　県	山　口　県
平 成　23 年 度	沖　縄　県	福　岡　県
平 成　24 年 度	山　口　県	佐　賀　県
平 成　25 年 度	福　岡　県	長　崎　県
平 成　26 年 度	佐　賀　県	熊　本　県
平 成　27 年 度	長　崎　県	大　分　県

（注）平成 28 年度以降は、上記輪番を繰り返すものとする。

別表第２　各県の総合連絡担当部局

福　岡　県	総　務　部	消防防災安全課生活安全室
佐　賀　県	統括本部	消 防 防 災 課
長　崎　県	防災危機管理監	危機管理防災課
熊　本　県	総　務　部	危機管理・防災消防総室
大　分　県	生活環境課	防災危機管理課
宮　崎　県	危機管理局	危機管理室
鹿 児 島 県	危機管理局	危機管理防災課
沖　縄　県	知事公室	防災危機管理課
山　口　県	総　務　部	防災危機管理課

九州・山口９県災害時応援協定

（趣旨）

第１条 この協定は、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県及び山口県（以下「九州・山口９県」という。）並びに国内において、災害等が発生し、被災県独自では十分に災害等の応急対応や災害等からの復旧・復興に関する対策が実施できない場合において、九州・山口９県が効率的かつ効果的に被災県への応援を行うために必要な事項について定めるものとする。

（定義）

第２条 この協定において、「災害等」とは次に掲げる事象をいう。

一 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第一号に規定する災害

二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第６条第１項に規定する感染症のうち広域的な対応を必要とするもの

（支援対策本部の設置）

第３条 本協定の円滑な運用を図るため、九州地方知事会に九州･山口９県被災地支援対策本部（以下「支援対策本部」という。）を置き、事務局は九州地方知事会会長県に置くものとする。

（支援対策本部の組織）

第４条 支援対策本部は、本部長、本部事務局長、本部事務局次長及び本部事務局員をもって組織する。

２ 本部長は、九州地方知事会長をもって充てる。

３ 本部長は、支援対策本部を統括し、これを代表する。

４ 本部長は、必要に応じ九州･山口９県の知事に対して本部事務局員となる職員の派遣を求めることができる。

５ 本部事務局の組織については、別に定めるものとする。

６ 九州・山口９県は、支援対策本部との連絡調整のための総合連絡担当部局並びに第６条第一号イからトまで並びに第二号イ及びロに規定する応援の種類ごとの担当部局をあらかじめ定めるものとする。

（本部長の職務の代行）

第５条 本部長が被災等により職務を遂行できないときは、九州地方知事会副会長が本部長の職務を代行する。

２ 本部長及び九州地方知事会副会長が被災等により職務を遂行できないときは、その他の知事が協議の上、本部長の職務を代行する知事を決定するものとする。

３ 前２項の規定により本部長の職務を代行する場合は、前条第１項の規定にかかわらず、支援対策本部及び事務局は職務を代行する知事の指定する職員をもって組織する。

（応援の種類）

第６条 応援の種類は、次のとおりとする。

一 第２条第一号に規定する事象に係るもの

イ 職員の派遣

ロ 食料、飲料水及び生活必需品の提供

ハ 避難施設及び住宅の提供

ニ 緊急輸送路及び輸送手段の確保

ホ 医療支援

ヘ 物資集積拠点の確保

ト 災害廃棄物の処理支援

チ その他応援のため必要な事項

二 第２条第二号に規定する事象に係るもの
イ 検体検査
ロ マスク、防護服等の医療資機材の提供
ハ その他応援のため必要な事項

（応援要請の手続）
第７条 応援を受けようとする被災県は、災害等の状況、応援を要請する地域及び必要とする応援の内容を明らかにして、本部長に応援を要請するものとする。
２ 本部長は、災害等の実態に照らし、被災県からの速やかな応援の要請（以下「応援要請」という。）が困難と見込まれるときは、前項の規定による要請を待たないで、必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、前項の規定による要請があったものとみなす。
３ 第１項の規定にかかわらず、被災県は、隣接県等に個別に応援を要請することができる。
４ 第１項及び第２項の規定による応援要請に係る手続等の細目は、前条第一号イからトまで並びに第二号イ及びロに規定する応援の種類ごとに別に定める。

（応援の実施）
第８条 本部長は、前条第１項により応援要請があった場合又は前条第２項の規定により必要な応援を行う場合は、被災県以外の九州・山口各県に対し、応援する地域（以下「応援地域」という）の割当て又は応援内容の調整を行うものとする。
２ 応援地域を割り当てられた県（以下「応援担当県」という。）は、当該地域において応援すべき内容を調査し、必要な応援を実施するものとする。ただし、第２条第二号に係る応援については、この限りではない。
３ 応援担当県は、応援地域への応援の状況を本部長に随時報告するものとし、本部長は報告に基づき、各応援担当県間の応援内容の調整を行うものとする。
４ 第１項の規定による応援地域の割当ては、各県が行う自主的な応援を妨げるものではない。
５ 前条第３項の規定による個別の応援を実施する各県は、第６条第一号イからトまで並びに第二号イ及びロに規定する応援の種類ごとに応援を実施するものとし、応援の状況を本部長に随時報告するものとする。

（他の圏域の災害等への対応）
第９条 全国知事会及び他のブロック知事会等に属する被災県からの応援要請については、支援対策本部において総合調整を行う。

（経費の負担）
第１０条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた被災県の負担とする。
２ 応援を受けた被災県が前項の経費を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた被災県から要請があった場合には、応援担当県は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

（平常時の事務）
第１１条 支援対策本部は、他の条項において定めるもののほか、次の各号に掲げる事務を行う。
一 各県における関係部局の連絡先、応援能力等応援要請時に必要となる資料をとりまとめて保管するとともに、各県からの連絡により、それらを更新し、各県へ提供すること。
二 各県間の会合の開催等により、情報及び資料の交換等を主宰すること。
三 情報伝達訓練等防災訓練の実施に関すること。
四 他の広域防災応援協定の幹事県等との情報交換等を行うこと。
五 前各号に定めるもののほか、協定の円滑な運用を図るために必要な事務に関すること。
２ 各県の担当部局は、年１回、応援の実施のため必要な事項を相互に確認し、各県内の関係機関に必要な情報を提供するものとする。

（補則）
第１２条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各県が協議して定める。
２ この協定は、各県が個別に締結する災害及び感染症等に係る相互応援協定を妨げるものではない。

附則
１ この協定は、平成２３年１０月３１日から適用する。
２ 九州･山口９県災害時相互応援協定は、廃止する。
３ 九州･山口９県被災地支援対策本部設置要領は、廃止する。

附則
１ この協定は、平成２９年１０月３１日から適用する。

附則
１ この協定は、令和２年４月２４日から適用する。

九州・山口９県災害時応援協定実施要領

（趣 旨）

第１条 この要領は、九州・山口９県災害時応援協定（以下「協定」という。）の実施に必要な総括的事項を定めるものとする。

（支援対策本部事務局の組織及び業務）

第２条 協定第３条第５項の規定に基づき定める支援対策本部事務局の組織は次のとおりとする。

一 本部事務局長は、九州地方知事会事務局長をもって充てる。

二 本部事務局次長は、九州地方知事会会長県審議監（総務、防災担当）をもって充てる。

三 本部事務局員は、九州地方知事会事務局職員並びに九州地方知事会会長県の防災担当課等職員及び必要に応じて協定第１条に規定する九州・山口９県（被災県以外の県とする。）から派遣される職員をもって充てる。

２ 事務局の業務は、協定第１０条第１項に定める事務のほか、次のとおりとする。

一 支援対策本部の庶務に関すること。

二 被災情報の収集と各県への提供に関すること。

三 応援担当県の割当てに関すること。

四 応援情報の集約及び各県の応援調整に係ること。

五 全国知事会、他のブロック知事会等との調整に関すること。

六 広報に関すること。

七 その他応援に必要な業務に関すること。

３ 協定第４条により、本部長の職務の代行がなされた場合の事務局は、職務を代行する知事が別に定めるものとする。

（各県の総合連絡担当部局）

第３条 協定第３条第６項の規定に基づき定める支援対策本部との連絡調整のための各県の総合連絡担当部局は別表のとおりとする。

（応援要請に係る手続等）

第４条 協定第６条各項（第２項を除く。）の規定に基づく応援の要請は、原則として各県の総合連絡担当部局を通じて、文書により行うものとする。ただし、文書により要請するいとまがない場合は、電話等により要請を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。

２ 被災県は、協定第５条第６号に規定する事項について応援を要請しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして要請を行うものとする。

一 協定第５条第２号から第５号までの応援以外に係る物資の提供、資機材の貸与等（以下「その他の物的応援」という。）を要請しようとする場合にあっては、応援を要請する地　　域、必要とする物資、資機材等の種類、数量、搬入時期、場所及び輸送手段

二 その他の物的応援以外の応援を要請しようとする場合にあっては、応援を要請する地域及び必要とする応援の具体的内容

（応援地域の割当て）

第５条 協定第７条第１項の規定により応援県を割り当てる場合は、各県に対し応援の意向を聴取するものとする。

２ 支援対策本部は、各県の意向を踏まえて応援地域の割当てを行い、その結果を応援地域を割り当てられた県（以下「応援担当県」という。）及びそれ以外の県に対し通知するものとする。

３ 応援の相手方は被災県とし、応援地域は、当該被災県の全域又は市町村ブロック圏域を対象とする。

４ 協定第７条第１項による応援内容の調整を行うときは、被災県からの応援要請の内容を速やかに被災県以外の九州・山口各県に通報し、実施しようとする応援内容をとりまとめ、被災県に通知するものとする。

（応援担当県等による応援）

第６条 応援担当県は、割り当てられた応援担当地域の応援すべき内容を把握し、基本的に応援担当県で完結して応援を実施する。

２ 前項の規定による応援実施のため、応援担当県は、応援地域に連絡員の派遣、現地応援事務所の設置等を行い、応援すべき内容の把握に努めるものとする。

３ 応援担当県の応援及び協定第７条第５項の規定による応援の実施は、別に定める応援種類ごとの実施細目によるものとする。

４ 応援担当県は、自ら完結して応援を行えない場合は、支援対策本部に対し応援内容の調整を依頼することができる。

（経費の負担基準）

第７条 協定第９条第１項の規定に基づき応援を受けた県が負担すべき経費の基準は、次の各号に定めるところによる。

一 職員の派遣に係る次の経費

ア 応援をした県が定める規定により算定した応援に係る職員の旅費の額及び諸手当の額

イ その他応援を受けた県と応援をした県が協議して定めた経費

二 提供を受けた物資の購入費及び輸送費

三 貸与を受けた資機材の借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

四 提供を受けた施設の借上料（被災者が負担すべきものを除く。）

五 前各号に係る応援以外の応援を受けた場合にあっては、当該応援に要した経費

２ 協定第９条第２項の規定に基づき応援をした県が応援に要した経費を一時繰替支弁した場合は、前項の基準により算定した額を応援を受けた県に請求するものとする。この場合において、両県が前項の基準により難いと認めるときは、別に協議の上前項の基準によることなく負担関係を定めることができる。

（職員の公務災害補償）

第８条 応援した県の職員が応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合における公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第１２１号）の定めるところによるものとする。

附則

１ この要領は、平成２３年１０月３１日から施行する。

２ 九州・山口９県災害時相互応援協定運営要領は、廃止する。

別表第 各県の総合連絡担当部局

福岡県	総務部防災危機管理局	防災企画課
佐賀県	統括本部	消防防災課
長崎県	危機管理監	危機管理課
熊本県	知事公室	危機管理防災課
大分県	生活環境部	防災対策室
宮崎県	総務部危機管理局	危機管理課
鹿児島県	危機管理局	危機管理防災課
沖縄県	知事公室	防災危機管理課
山口県	総務部	防災危機管理

参考資料－８
危険物製造所等及び大規模な災害が予想される施設

令和５年３月現在

番号	事業所名	所在地	種別	倍数	区分
1	株式会社大亜	大名308-1	第四類	21.00	屋内貯蔵所
2	株式会社大亜	大名308-1	第四類	9.00	屋内貯蔵所
3	株式会社大亜	大名308-1	第四類	20.00	屋内貯蔵所
4	イカリ消毒沖縄株式会社	兼城185-1	第四類	2.12	屋内貯蔵所
5	正晃株式会社	津嘉山山垣原15	第四類	8.82	屋内貯蔵所
6	沖縄印刷工業組合	兼城577	第四類	3.85	屋内貯蔵所
7	株式会社スズケン沖縄薬品	新川436-1	第四類	9.50	屋内貯蔵所
8	合資会社南風原石油	兼城653-1	第四類	28.50	地下タンク貯蔵所
9	イオン琉球株式会社イオン南風原ショッピングセンター	宮平264	第四類	35.00	地下タンク貯蔵所
10	株式会社サンエーつかざんシティ	津嘉山1471-2	第四類	15.00	地下タンク貯蔵所
11	那覇市・南風原町クリーンセンター	新川650	第四類	30.00	地下タンク貯蔵所
12	エナジックスポーツワールドサザンヒル	宮平455	第四類	5.00	地下タンク貯蔵所
13	沖縄県立精和病院	新川260	第四類	6.00	地下タンク貯蔵所
14	沖縄県立南部医療センター・こども医療センター	新川118-1	第四類	60.00	地下タンク貯蔵所
15	ソフトバンク株式会社	与那覇349-1	第四類	2.00	地下タンク貯蔵所
16	合資会社南風原石油	兼城653-1	第四類	80.00	移動タンク貯蔵所
17	合資会社南風原石油	兼城653-1	第四類	80.00	移動タンク貯蔵所
18	合資会社南風原石油	兼城127	第四類	80.00	移動タンク貯蔵所
19	合資会社南風原石油	兼城127	第四類	80.00	移動タンク貯蔵所
20	金城久雄	津嘉山442-2	第四類	3.00	移動タンク貯蔵所
21	金城久雄	津嘉山442-1	第四類	4.00	移動タンク貯蔵所
22	新垣一夫	兼城635	第四類	2.00	移動タンク貯蔵所
23	有限会社島開発	与那覇539-1	第四類	2.00	移動タンク貯蔵所
24	なんぷ石油有限会社	与那覇490	第四類	2.00	移動タンク貯蔵所
25	株式会社りゅうねん	宮城434	第四類	6.00	移動タンク貯蔵所
26	株式会社りゅうねん	宮城434	第四類	6.00	移動タンク貯蔵所
27	株式会社りゅうねん	宮城434	第四類	3.00	移動タンク貯蔵所
28	株式会社りゅうねん	宮城434	第四類	3.00	移動タンク貯蔵所
29	株式会社りゅうねん	宮城434	第四類	25.00	移動タンク貯蔵所
30	株式会社りゅうねん	宮城434	第四類	6.00	移動タンク貯蔵所
31	株式会社りゅうねん	宮城434	第四類	5.50	移動タンク貯蔵所
32	株式会社りゅうねん	宮城434	第四類	4.00	移動タンク貯蔵所
33	株式会社りゅうねん	宮城434	第四類	6.00	移動タンク貯蔵所
34	株式会社りゅうねん	宮城434	第四類	6.00	移動タンク貯蔵所
35	那覇バス株式会社	新川144・146-1	第四類	20.00	給油取扱所
36	合資会社南風原石油	兼城127	第四類	316.13	給油取扱所
37	合資会社南風原石油	兼城653-1	第四類	38.00	給油取扱所
38	株式会社りゅうせき	兼城511-2	第四類	215.16	給油取扱所
39	株式会社りゅうせき	与那覇527	第四類	221.11	給油取扱所
40	株式会社りゅうせきエネルギー（津嘉山南ＳＳ）	津嘉山1683	第四類	221.65	給油取扱所
41	有限会社ミナミ石油（照屋ＳＳ）	照屋329	第四類	160.45	給油取扱所
42	株式会社ユニバーサルホーム　大名サービスステーション	大名180	第四類	130.75	給油取扱所
43	株式会社りゅうせきライフサポート兼城店	兼城265	第四類	261.77	給油取扱所
44	株式会社津嘉山自動車学校	津嘉山593	第四類	3.44	給油取扱所
45	琉信ペイント	与那覇103	第四類	15.00	第一種販売取扱所
46	株式会社大亜	大名308-1	第四類	8.50	第一種販売取扱所
47	株式会社大亜	大名308-1	第四類	38.00	第二種販売取扱所
48	株式会社サンエーつかざんシティ	津嘉山1471-2	第四類	2.50	一般取扱所
49	那覇市・南風原町クリーンセンター	新川650	第四類	5.08	一般取扱所ボイラー
50	沖縄県立南部医療センター・こども医療センター	新川118-1	第四類	1.10	一般取扱所ボイラー
51	沖縄県立南部医療センター・こども医療センター	新川118-1	第四類	4.10	一般取扱所ボイラー

参考資料－９
災害対策配備要員名簿

災害対策配備要員名簿

対策班名
平成　　年　　月　　日現在

部長		対策班長	
電話番号		電話番号	

第１配備（災害対策準備体制）			
氏名	電話番号	氏名	電話番号

第２配備（災害警戒体制）			
氏名	電話番号	氏名	電話番号

第３配備（非常体制）			
氏名	電話番号	氏名	電話番号

参考資料－10
町内の医療、助産施設の状況

■南風原町内医療機関（病院、診療所）　令和５年３月現在

番号	施設名	所在地	電話番号	診療科目
1	沖縄県立南部医療センター・こども医療センター	南風原町新川 118 番地 1	098-888-0123	総合内科、神経内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、腎・リウマチ科、感染症内科、血液腫瘍内科、糖尿病代謝内科、精神科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、心臓血管外科、麻酔科、救急科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、産科、婦人科、リハビリテーション科、放射線科、歯科口腔外科、病理診断科、地域医療科、成人先天性心疾患外来、小児総合診療科、小児精神科、小児神経科、小児循環器科、小児腎臓科、小児血液腫瘍科、小児外科、小児整形外科、小児形成外科、小児脳神経外科、小児心臓血管外科、小児泌尿器科小児眼科、小児耳鼻咽喉科、小児放射線科、小児麻酔科、小児集中治療科、新生児内科
2	医療法人社団輔仁会嬉野が丘サマリヤ人病院	南風原町新川 460 番地	098-889-1328	精神科、内科、心療内科、歯科
3	沖縄県立精和病院	南風原町新川 260 番地	098-889-1390	精神科、リハビリテーション科、内科、歯科、心療内科
4	医療法人正清会久田病院	南風原町大名 275 番地	098-889-3206	内科、精神科、神経内科、心療内科、他
5	医療法人フェニックス博愛病院	南風原町新川 485 番地 1	098-889-4830	精神科、心療内科
6	医療法人信和会　沖縄第一病院	南風原町兼城 642 番地 1	098-888-1151	内科、呼吸器科、循環器科、消化器科、腎臓内科、泌尿器科、耳鼻咽喉科、外科、心臓血管外科、整形外科、脳神経外科、小児科、人工透析科、リハビリテーション科
7	はえばる耳鼻咽喉科	南風原町新川 163 番地	098-888-2233	耳鼻咽喉科
8	沖縄県南部保健所	南風原町宮平 212 番地	098-889-6351	内科、歯科

番号	施設名	所在地	電話番号	診療科目
9	沖縄県立総合精神保健福祉センター	南風原町宮平212番地3	098-888-1443	精神科
10	医療法人江南会　はえばる皮ふ科医院	南風原町兼城725番地	098-889-7557	皮膚科
11	医療法人江南会　はえばる眼科医院	南風原町兼城725番地	098-889-7555	眼科
12	のはら小児科医院	南風原町兼城258番地	098-888-2111	小児科
13	医療法人上里整形外科	南風原町兼城401番地	098-888-2227	整形外科、リウマチ科、リハビリテーション科
14	一般財団法人沖縄県健康づくり財団	南風原町宮平212番地	098-889-6474	内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、小児科、外科、婦人科、皮膚科
15	医療法人鯉会一日橋医院	南風原町兼城497番地1	098-889-7387	内科、外科、整形外科、皮膚科、小児科、泌尿器科、胃腸科
16	医療法人和仁会てるや整形外科	南風原町津嘉山1595番地	098-888-3636	整形外科
17	医療法人ネプロス吉クリニック	南風原町神里495番地	098-888-5552	内科
18	ウィメンズメンタルクリニックみなみ	南風原町新川507番地1	098-889-3739	精神科、心療内科
19	比嘉胃腸科内科	南風原町照屋362番地	098-882-7000	胃腸科、内科
20	心のクリニックさくら	南風原町与那覇283番地2階	098-851-7888	心療内科、精神科
21	南風内科クリニック	南風原町字津嘉山1490番地メディカルプラザつかざん3階	098-888-2121	内科、呼吸器内科
22	みやぐに皮フ科	南風原町字津嘉山1490番地メディカルプラザつかざん3階	098-888-4112	皮膚科
23	医療法人わらべの会わんぱくクリニック	南風原町字津嘉山1490番地メディカルプラザつかざん2階	098-888-1234	小児科
24	つかやま内科	南風原町字津嘉山1674番地	098-888-6610	内科

番号	施設名	所在地	電話番号	診療科目
25	医療法人愛燦会発達・神経クリニックプロップ	南風原町字新川 215 番地 3	098-987-1233	精神科、小児科、内科
26	つかざん腎クリニック	南風原町字津嘉山 1490 番地メディカルプラザつかざん 4 階	098-888-3200	内科、人工透析内科
27	つかざんクリニック	南風原町字津嘉山 1315 番地 1 カノンビル 1 階	098-888-6789	内科、胃腸内科、肝臓内科
28	那覇内視鏡クリニック	南風原町字新川 217 番地 4　2 階	098-940-6060	胃腸科、内科、消化器内科、肝臓内科、内視鏡内科、糖尿病内科
29	えびす耳鼻科	南風原町字与那覇 283 番地 メディカルプラザはえばる 3 階	098-987-0033	耳鼻咽喉科
30	サニー眼科	南風原町津嘉山 1490 番地 メディカルプラザつかざん 1 階	098-888-1195	眼科
31	ありがとう子供クリニック	南風原町字津嘉山 440 番地 5	098-851-7000	小児科
32	エナ・助産所	南風原町字津嘉山 836 番地 10 2 階	090-1347-0341	－

■南風原町内医療機関（歯科）　令和 5 年 3 月現在

番号	施設名	所在地	電話番号
1	医療法人社団新穂会　南の風皮フ科	南風原町字与那覇 283 番地 メディカルプラザはえばる 1 階	098-987-4346
2	つかざん歯科	南風原町字津嘉山 1567 番地 1 階	098-889-6838
3	高橋歯科医院	南風原町兼城 563 番地 1	098-889-5655
4	一日橋デンタルクリニック	南風原町兼城 516 番地 1　2 階	098-889-6480
5	けん歯科クリニック	南風原町津嘉山 1597 番地 3	098-889-0011
6	医療法人明歯会みなみ歯科医院	南風原町宮平 248 番地 5	098-888-1482
7	トムこども歯科クリニック	南風原町兼城 710 番地 1 むつみマンション 103	098-882-6480

番号	施設名	所在地	電話番号
8	ムーミン歯科	南風原町津嘉山 1709 番地 3 フラッシュユキ 1 階	098-888-2728
9	よなみね歯科クリニック	南風原町宮平 59 - 2	098-800-7005
10	医療法人社団　恵仁会 あっぷる歯科クリニック	南風原町津嘉山 1467 番 3　YK マンション	098-889-1182
11	はえばる歯科医院	南風原町字照屋 368 番地 サンキャッスル 102 号	098-889-8788
12	まじきな歯科クリニック	南風原町新川 215 番地 3	098-996-1506
13	沖縄県口腔保険医療センター	南風原町新川 218 番地 1	098-888-0648
14	オキナワ・デンタルオフィス	南風原町字津嘉山 1339 番地 1	098-888-2087
15	みのる歯科	南風原町字津嘉山 1371 番地 3	098-888-5489
16	医療法人尚仁会　メディカルプラザ歯科	南風原町字与那覇 283 番地 メディカルプラザはえばる 3 階	098-888-6480
17	メイプル歯科	南風原町津嘉山 1404 - 2 - 2 コーポ Kazu1 階	098-894-6890

■南風原町内医療機関（薬局、薬店）　令和 5 年 3 月現在

番号	施設名	所在地	電話番号
1	さかき薬局	南風原町津嘉山 1593	098-889-8600
2	あおぞら薬局	南風原町与那覇 236 番地 1	098-835-6633
3	クローバー薬局	南風原町新川 423 番地 7	098-888-2455
4	すこやか薬局　新川店	南風原町新川 101 番地 3	098-882-7111
5	サン薬局	南風原町新川 67-10	098-888-5840
6	クララ薬局	南風原町神里 434 番地 1	098-889-8787
7	一般社団法人沖縄県薬剤師会営薬局　医療センター前	南風原町新川 218 番地 10	098-963-8940
8	南薬局	南風原町兼城 724	098-889-7378
9	とくりん薬局	南風原町与那覇 283 番地	098-889-3580
10	ハープ薬局　つかざん店	南風原町字津嘉山 1490 番地 メディカルプラザつかざん 1 階	098-888-3363
11	イオン薬局　南風原店	南風原町字宮平 264 番地	098-940-6120
12	ひだまり薬局	南風原町字新川 214 番地 2	098-987-1065
13	新生堂薬局　琉球つかざん店	南風原町字津嘉山 1315 番地 1	098-940-6020
14	りんご薬局　新川店	南風原町新川 217-4 番地 1 階	098-894-6356

番号	施設名	所在地	電話番号
15	メルシー薬局　かねぐすく	南風原町兼城 656 番地 3	098-888-3888
16	one ハート南風原薬局	南風原町照屋 362 番地	098-996-1400
17	あらかわ薬局	南風原町新川 163 番地 14	098-987-0618
18	あいらんど薬局つかざん店	南風原町字津嘉山 442 番地 4	098-851-7038
19	エルファーマシー	南風原町字津嘉山 280 番地 1 3 階	098-889-1755
20	おもろ薬局丸大店	南風原町宮平 251	098-888-0480

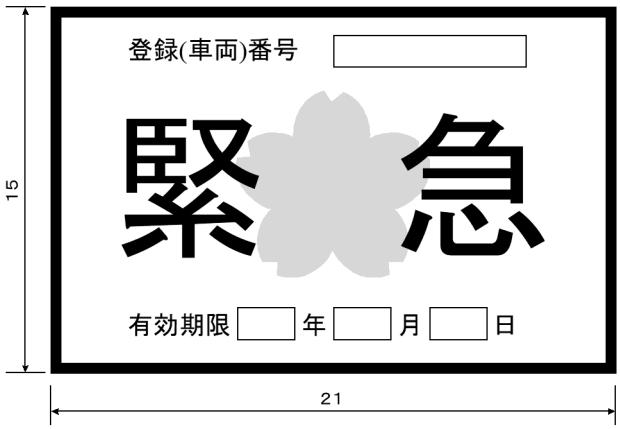
参考資料－11
標章の提示

様式１



備考１　色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
２　縁線及び区分線の太さは、１センチメートルとする。
３　図示の長さの単位は、センチメートルとする。
４　道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の２倍まで拡大し、又は図示の寸法の２分の１まで縮小することができる。

様式２



備考１　色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」、「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
２　記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
３　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

参考資料－12
災害救助基準

令和４年度災害救助基準

令和４年４月１日現在

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置（法第４条第１項）	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 １人　１日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から７日以内	１　費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費　並びに仮設便所等の設置費を含む。 ２　避難に当たっての輸送費は別途計上 ３　避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル･旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。（ホテル・旅館の利用額は@7,000円（食費込・税込）／泊・人以内とするが、これにより難い場合は内閣府と事前に調整を行うこと。）
避難所の設置（法第４条第２項）	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 １人　１日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第２条第２項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間（災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第２条第２項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間）	１　費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 ２　避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 １　規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 ２　基本額　１戸当たり 6,285,000円以内 ３　建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	１　費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,285,000円以内であればよい。 ２　同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（50戸未満であっても小規模な施設を設置できる） ３　高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 ４　供与期間は２年以内
		○ 賃貸型応急住宅 １　規模　建設型仮設住宅に準じる ２　基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	１　費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 ２　供与期間は建設型仮設住宅と同様。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
炊き出しその他による食品の給与	1　避難所に収容された者 2　住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,180円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度 額以内であればよい。 （1食は 1/3 日）
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1　夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2　下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1　備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2　現物給付に限ること

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算
全壊 全焼 流失	夏	18,700	24,000	35,600	42,500	53,900	7,800
	冬	31,000	40,100	55,800	65,300	82,200	11,300
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,200	12,300	15,000	18,900	2,600
	冬	9,900	12,900	18,300	21,800	27,400	3,600

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	1　救護班 … 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2　病院又は診療所 … 国民健康保険診療報酬の額以内 3　施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1　救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2　助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1　現に生命、身体が危険な状態にある者 2　生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1　期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2　輸送費、人件費は、別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
被災した住宅の応急修理	1　住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分１世帯当り ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 655,000 円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 318,000 円以内	災害発生の日から３ヵ月以内（災害対策基本法第 23 条の３第１項に規定する特定災害対策本部、同法第 24 条第１項に規定する非常災害対策本部又は同法第 28 条の２第１項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヵ月以内）	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1　教科書及び教科書以外の 教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2　文房具及び通学用品は、１人当たり次の金額以内 小学生児童　4,700 円 中学生生徒　5,000 円 高等学校等生徒 5,500 円	災害発生の日から （教科書） １ヵ月以内 （文房具及び通学用品） 15 日以内	1　備蓄物資は評価額 2　入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12 歳以上） 213,800 円以内 小人（12 歳未満） 170,900 円以内	災害発生の日から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内	1　輸送費、人件費は、別途計上 2　災害発生後３日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり、3,500 円以内 一時保存： ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：１体当たり 5,400 円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1　検案は原則として救護班 2　輸送費、人件費は、別途計上 3　死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 138,300円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 （法第4条第1項）	1　被災者の避難に係る支援 2　医療及び助産 3　被災者の救出 4　飲料水の供給 5　死体の捜索 6　死体の処理 7　救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 （法第4条第2項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1　時間外勤務手当 2　賃金職員等雇上費 3　旅費 4　需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5　使用料及び賃借料 6　通信運搬費 7　委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
		イ　3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ　3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ　6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ　1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ　2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ　3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト　5億円を超える部分の金額については100分の4		

※　この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

参考資料－13
公用令書、公用変更令書及び公用取消令書

（従事命令、協力命令）

従事第　　号

公　用　令　書

住所

氏名

災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり 従事／協力 を命じる。

年　　月　　日

処分権者　　氏名　　印

従事すべき業務	
従事すべき場所	
従事すべき期間	
出頭すべき日時	
出張すべき場所	

（備考　用紙は日本工業規格A5とする。）

（保管命令）

保管第　　号

公　用　令　書

住所

氏名

災害対策基本法第71条　　の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。
第78条第１項

年　　月　　日

処分権者　　氏名　　印

保管すべき物資の種類	数量	保管すべき場所	保管すべき期間	備考

（備考　用紙は日本工業規格A5とする。）

（管理、使用、収用）

管理（使用、収用）第　　号

公　用　令　書

住所

氏名

災害対策基本法第71条　　の規定に基づき、次のとお　管理／使用／収用　する。
第78条第１項

年　　月　　日

処分権者　　氏名　　印

名称	数量	存在箇所	範囲	期間	引渡月日	引渡場所	備考

（備考　用紙は日本工業規格A5とする。）

（変更）

変更　　第　　号

公　用　変　更　令　書

住所

氏名

災害対策基本法第71条　　の規定に基づく公用令書（　年　月　日　第　　号）にかかる処分を
第78条第１項
次のとおり変更しましたので、同法施行令第34条第１項の規定によりこれを交付する。

年　　月　　日

処分権者　　氏名　　印

変更した内容

（備考　用紙は日本工業規格A5とする。）

（取消）

取消　第　　号

公　用　取　消　令　書

住所

氏名

災害対策基本法第71条　　の規定に基づく公用令書（　年　月　日　第　　号）にかかる処分を
第78条第１項
取り消したので、同法施行令第34条第１項の規定によりこれを交付する。

年　　月　　日

処分権者　　氏名　　印

（備考　用紙は日本工業規格A5とする。）

参考資料－14
住家被害認定調査票、罹災証明書

住家被害認定調査票（地震による被害）木造・プレハブ第１次Ａ

住家被害認定調査票 地震 木造・プレハブ 第1次A	調査票番号		3 配置状況	■判定した住家の範囲が分かるように記載
	調査日	令和　年　月　日		
1	調査時	:　～　:		
	調査員			
	所在地			
	世帯主			
2	住　家	□住家である（居住のために使用されている）		

4 応急危険度判定	危険 / 要注意 / 調査済 / 不明	■応急危険度判定調査表等に記載されている傾斜、コメント等を転記

5 外観	
	□住家全部が倒壊 □住家の一部の階が全部倒壊 □一見して住家全部が流出又はずり落ち □基礎のいずれかの辺が全部破壊し、かつ 基礎直下の地盤が流出・陥没 □地盤面の亀裂が住家直下を縦断・横断

いずれかに該当 → □判定へ（全壊）

6 傾斜	測定箇所	①	②	③	④	平均値
	水平距離（cm）					

6cm以上（下げ振り120cmの場合） → □判定へ（全壊）

7 躯体	
	□基礎の損傷率が75%以上である （損傷長／全長×100）

損傷率75%以上 → □判定へ（全壊）

	損傷率	0%	～10%	～20%	～40%	～60%	～74%
8 基礎	損害割合	0	1	2	4	6	7

	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%
9 壁	無被害	0	0	0	0	0	0
	程度Ⅰ	1	2	3	5	6	8
	程度Ⅱ	2	4	8	11	15	19
	程度Ⅲ	4	8	15	23	30	38
	程度Ⅳ	6	11	23	34	45	56
	程度Ⅴ	8	15	30	45	60	75

	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%
10 屋根	無被害	0	0	0	0	0	0
	程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2
	程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4
	程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8
	程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11
	程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15

【損害割合算出表】（注）「6傾斜」の平均値が2cm未満の場合「計あ」の値を、2cm以上の場合「計あ」又は「計い」のうち大きい値を住家の損害割合とする。

	8基礎	＋9壁	＋ 10屋根	＝ 計あ
傾斜無				

	6傾斜	＋ 10屋根	＝ 計い
傾斜有	1 5		

判定	損害割合	10%未満	10%以上	20%以上	30%以上	40%以上	50%以上
		□ 準半壊に至らない（一部損壊）	□ 準半壊	□ 半壊	□ 中規模半壊	□ 大規模半壊	□ 全壊

住家被害認定調査票（地震による被害）木造・プレハブ第１次Ｂ

住家被害認定調査票 地震 木造・プレハブ 第1次B	調査票番号		3 配置状況	■判定した住家の範囲が分かるように記載
	調査日	令和　　年　　月　　日		
1	調査時	:　　～　　:		
	調査員			
	所在地			
	世帯主			
2	住　家	□住家である（居住のために使用されている）		

4	応急危険度判定	危険 / 要注意 / 調査済 / 不明	■応急危険度判定調査表等に記載されている傾斜、コメント等を転記

5	外観	□住家全部が倒壊 □住家の一部の階が全部倒壊 □一見して住家全部が流出又はずり落ち □基礎のいずれかの辺が全部破壊し、かつ 基礎直下の地盤が流出・陥没 □地盤面の亀裂が住家直下を縦断・横断	いずれかに該当 →	□判定へ（全壊）

6	傾斜	測定箇所	①	②	③	④	平均値	6cm以上（下げ振り120cmの場合） →	□判定へ（全壊）
		水平距離（cm）							

7	躯体	□基礎の損傷率が75%以上である （損傷長／全長×100）	損傷率75%以上 →	□判定へ（全壊）

8	基礎	損害割合	無被害	1	2	4	6	7
9	壁	損害割合	無被害	8	15	30	45	75
10	屋根	損害割合	無被害	2	3	6	9	15

（備考）

【損害割合算出表】

□A「6傾斜」の平均値が2cm以上（6cm未満）である
□B「9壁」の損害割合が無被害又は8である

Aに該当かつBに該当（傾斜有を計算）

上記以外（傾斜無を計算）

	8基礎	＋ 9壁	＋ 10屋根	＝ 計
傾斜無				

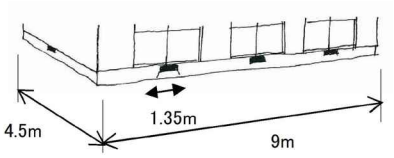
	6傾斜	＋ 10屋根	＝ 計
傾斜有	15		

判定	損害割合	10%未満	10%以上	20%以上	30%以上	40%以上	50%以上
		□ 準半壊に至らない（一部損壊）	□ 準半壊	□ 半壊	□ 中規模半壊	□ 大規模半壊	□ 全壊

住家被害認定調査（地震：木造・プレハブ_第1次B） 損害割合イメージ図

本資料では、各イメージ図において、描かれていない他の2面が、概ね同等の損傷状況である前提で、損害割合を算定している。住家の各面において損傷状況が異なる住家について、イメージ図を参考に損害割合の判定を行う際には、各面の面積を考慮して判定する必要がある。

＜基礎＞ 構成比10%

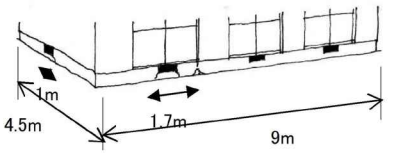


損害割合 1%

損傷率＝
1.35m/13.5m＝10%

・ひび割れの集中（2つのひび割れの間隔は0.35m）

損害割合＝損傷率×構成比＝1%

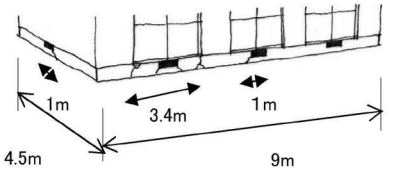


損害割合 2%

損傷率＝
（1＋1.7）m/13.5m＝20%

・ひび割れと、ひび割れの集中（2つのひび割れの間隔は0.7m）

損害割合＝損傷率×構成比＝2%

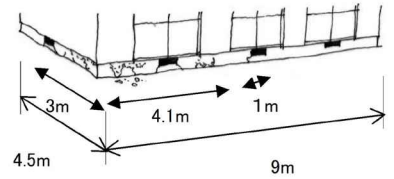


損害割合 4%

損傷率＝
（1＋3.4＋1）m/13.5m＝40%

・ひび割れの集中、剥落が生じている。

損害割合＝損傷率×構成比＝4%

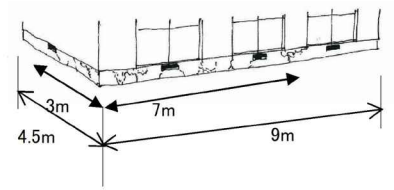


損害割合 6%

損傷率＝
（3＋4.1＋1）m/13.5m＝60%

・ひび割れの集中、剥落が生じている。

損害割合＝損傷率×構成比＝6%



損害割合 7%

損傷率＝
（3＋7）m/13.5m＝74%

・ひび割れの集中、剥落が生じている。

損害割合＝損傷率×構成比＝7%

＜屋根＞構成比15%

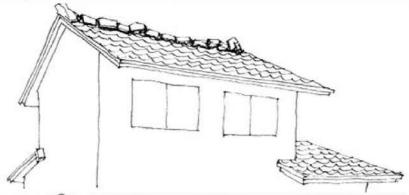


損害割合 2%

損傷率＝
25%（程度Ⅱ）×4/10＝10%

・棟瓦のずれ、破損、落下が著しいが、その他の瓦の損傷は少ない。

損害割合＝損傷率×構成比＝1.5%

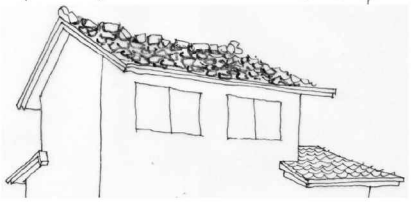


損害割合 3%

損傷率＝
25%（程度Ⅱ）×8/10＝20%

・棟瓦のずれ、破損、落下が著しいが、その他の瓦の損傷は少ない。

損害割合＝損傷率×構成比＝3%

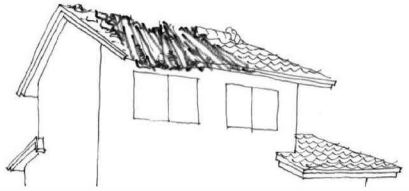


損害割合 6%

損傷率＝
50%（程度Ⅲ）×8/10＝40%

・棟瓦が全面的にずれ、破損あるいは落下している。 棟瓦以外の瓦のずれも著しい。

損害割合＝損傷率×構成比＝6%

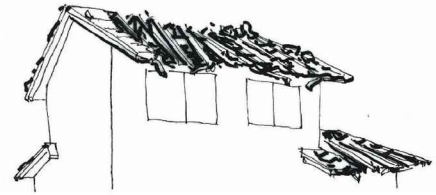


損害割合 9%

損傷率＝
100%（程度Ⅴ）×6/10＝60%

・小屋組の損傷が著しく、葺材の大部分が損傷を受けている。 屋根仕上面全面にわたって不陸、亀裂、剥落が見られる。

損害割合＝損傷率×構成比＝9%



損害割合 15%

損傷率＝
100%（程度Ⅴ）×10/10＝100%

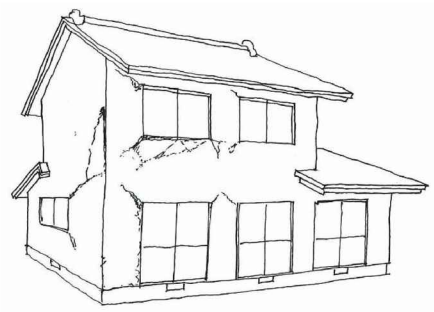
・小屋組の損傷が著しく、葺材の大部分が損傷を受けている。 屋根仕上面全面にわたって不陸、亀裂、剥落が見られる。

損害割合＝損傷率×構成比＝15%

住家被害認定調査（地震：木造・プレハブ_第1次B） 損害割合イメージ図

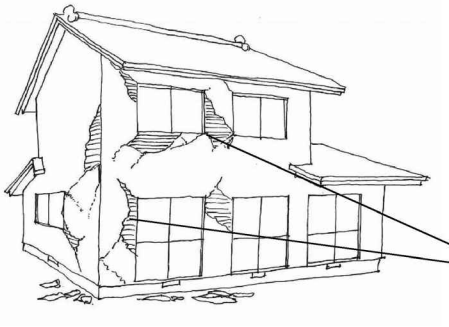
本資料では、各イメージ図において、描かれていない他の2面が、概ね同等の損傷状況である前提で、損害割合を算定している。住家の各面において損傷状況が異なる住家について、イメージ図を参考に損害割合の判定を行う際には、各面の面積を考慮して判定する必要がある。

＜壁＞　構成比75%



損害割合　8%

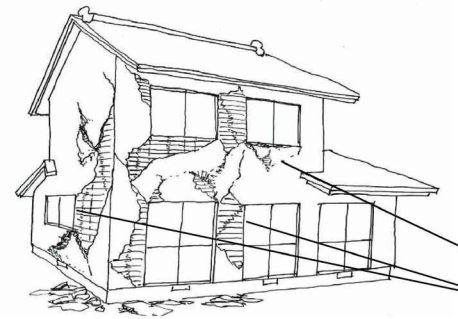
損傷率＝
25%（**程度Ⅱ**）×8/20＝10%
・仕上の剥離が生じている。
損害割合＝損傷率×構成比＝7.5%



仕上材が脱落している。（程度Ⅲ）

損害割合　15%

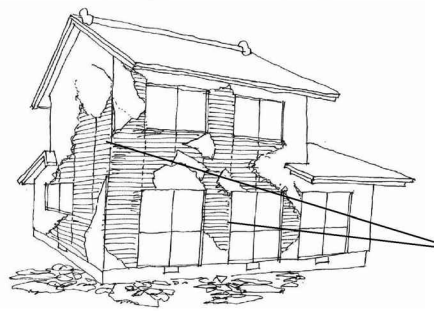
損傷率＝
50%（**程度Ⅲ**）×8/20＝20%
・仕上材が脱落している。
損害割合＝損傷率×構成比＝15%



仕上材が脱落している。（程度Ⅲ）
下地材にひび割れが生じている。（程度Ⅳ）

損害割合　30%

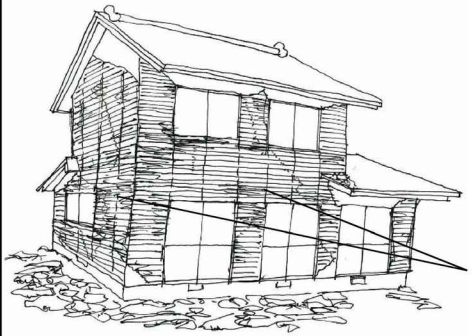
損傷率
50%（**程度Ⅲ**）×4/20＝10%
・仕上材が脱落している。
75%（**程度Ⅳ**）×8/20＝30%　} 40%
・仕上材が脱落しており、下地材にひび割れが生じている。
損害割合＝損傷率×構成比＝30%



下地材にひび割れが生じている。（程度Ⅳ）

損害割合　45%

損傷率＝
75%（**程度Ⅳ**）×16/20＝60%
・仕上材が脱落しており、下地材にひび割れが生じている。
損害割合＝損傷率×構成比＝45%



下地材に破損が生じている。（程度Ⅴ）

損害割合　75%

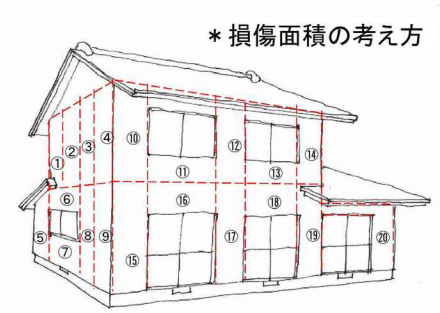
損傷率＝
100%（**程度Ⅴ**）×20/20＝100%
・仕上材が脱落しており、下地材に破損が生じている。
損害割合＝損傷率×構成比＝75%

※仕上材が脱落している場合の取扱い

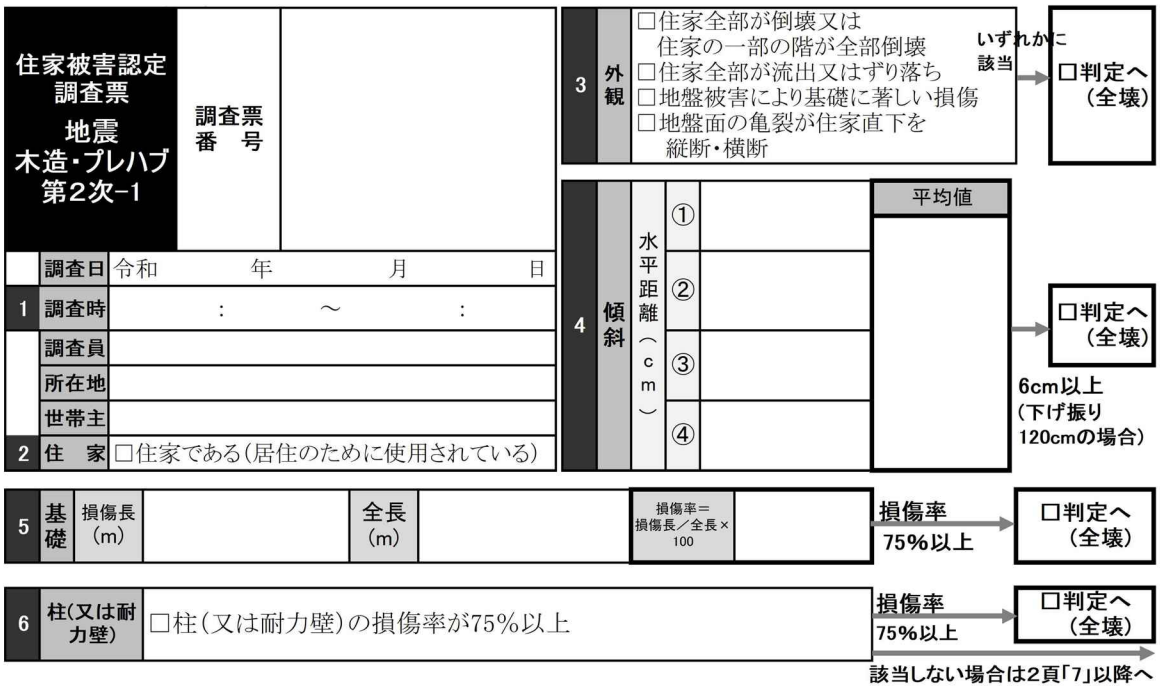
壁の仕上材が脱落している場合、下地材の損傷状況により、当該部分の損傷程度が以下のとおり異なることに留意して下さい。

損傷なし　⇒　程度Ⅲ(50%)
ひび割れあり ⇒　程度Ⅳ(75%)

＊損傷面積の考え方



住家被害認定調査票（木造・プレハブ第２次-1）



【損害割合算出表】

（注）d・g列は、四捨五入した値を記入する。
h列は、傾斜が2cm以上の場合のみ記入する。

	部位	a 構成比	b 階別部位別損害割合 主要階 B※	c 階別部位別損害割合 その他階 C※	d 部位別損害割合 b＋c	e 階別重み付け 主要階 b×1.25	f 階別重み付け その他階 c×0.5	g 重み付き損害割合 e+f (e+f>a→a)	h （□傾斜が2cm以上）傾斜を考慮した損害割合 あ＞い→d あ≦い→g
9	外壁	10							
10	内壁	10							
11	床（階段含）	10							
5	基礎	10	「5.基礎」の損傷率×0.1 →						
12	柱(又は耐力壁)	15			11%以上で全壊				
13	屋根	15							
14	天井	5							
15	建具	15							
16	設備	10							
	計				あ			い	う

※ B及びCは、調査票3頁のB及びCの値とする。

「あ」又は「い」（傾斜が2cm以上の場合は、「あ」、「い」又は「う」）の中で最大の値を住家の損害割合とする。

15%

判定	損害割合	10%未満	10%以上	20%以上	30%以上	40%以上	50%以上
		□ 準半壊に至らない（一部損壊）	□ 準半壊	□ 半壊	□ 中規模半壊	□ 大規模半壊	□ 全壊

住家被害認定調査票（木造・プレハブ第２次-2）

住家被害認定調査票 地震 木造・プレハブ 第２次-２	調査票番　号	

主要階　・　その他階
(　　)階平面図　・　屋根伏図

7

住家被害認定調査票（木造・プレハブ第２次-3）

住家被害認定調査票 地震 木造・プレハブ 第2次-3	調査票番号	

			主要階	その他階	計
8	面積率	床	(1)	(2)	1.0
		屋根	(3)	(4)	1.0

		主要階								その他階							
9	外壁 10%	面積率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計	面積率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計
		無被害	0	0	0	0	0	0		無被害	0	0	0	0	0	0	
		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1	
		程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	計×(1)	程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	計×(2)
		程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	B	程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	C
		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8	
		程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10		程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10	
10	内壁 10%	面積率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計	面積率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計
		無被害	0	0	0	0	0	0		無被害	0	0	0	0	0	0	
		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1	
		程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	計×(1)	程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	計×(2)
		程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	B	程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	C
		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8	
		程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10		程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10	
11	床（階段含） 10%	面積率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計	面積率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計
		無被害	0	0	0	0	0	0		無被害	0	0	0	0	0	0	
		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1	
		程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	計×(1)	程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	計×(2)
		程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	B	程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	C
		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8	
		程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10		程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10	
12	柱（又は耐力壁） 15%	本数(面積)率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計	本数(面積)率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計
		無被害	0	0	0	0	0	0		無被害	0	0	0	0	0	0	
		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2	
		程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	計×(1)	程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	計×(2)
		程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	B	程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	C
		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11	
		程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15		程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15	
13	屋根 15%	面積率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計	面積率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計
		無被害	0	0	0	0	0	0		無被害	0	0	0	0	0	0	
		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2	
		程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	計×(3)	程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	計×(4)
		程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	B	程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	C
		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11	
		程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15		程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15	
14	天井 5%	面積率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計	面積率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計
		無被害	0	0	0	0	0	0		無被害	0	0	0	0	0	0	
		程度Ⅰ	0	0	0	0	0	1		程度Ⅰ	0	0	0	0	0	1	
		程度Ⅱ	0	0	1	1	1	1	計×(1)	程度Ⅱ	0	0	1	1	1	1	計×(2)
		程度Ⅲ	0	1	1	2	2	3	B	程度Ⅲ	0	1	1	2	2	3	C
		程度Ⅳ	0	1	2	2	3	4		程度Ⅳ	0	1	2	2	3	4	
		程度Ⅴ	1	1	2	3	4	5		程度Ⅴ	1	1	2	3	4	5	
15	建具 15%	枚数率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計	枚数率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計
		無被害	0	0	0	0	0	0		無被害	0	0	0	0	0	0	
		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2	
		程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	計×(1)	程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	計×(2)
		程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	B	程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	C
		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11	
		程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15		程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15	

			階	損傷の状況		主要階/その他階	損傷の状況	%	計	
16	設備 10%	浴室（3%以内）	主要階・その他階	1%．配管のズレ等 2%．バスタブの割れ等 3%．再使用が不可能	その他（左記以外の水回り、ﾍﾞﾗﾝﾀﾞ等4%以内）				主要階	B
		台所（3%以内）	主要階・その他階	1%．配管のズレ等 2%．再使用は可能だが大きく破損 3%．再使用が不可能					その他階	C

住家被害認定調査票（地震による被害）非木造第１次

住家被害認定調査票 地震 非木造 第1次

調査票番号

	調査日	令和　　年　　月　　日
1	調査時	:　　～　　:
	調査員	
	所在地	
	世帯主	
2	住　家	□住家である（居住のために使用されている）

3 配置状況　■判定した住家の範囲が分かるように記載

4 応急危険度判定　危険　要注意　調査済　不明　■応急危険度判定調査表等に記載されている傾斜、コメント等を転記

5 外観　□住家全部が倒壊　又は　住家の一部の階が全部倒壊　→該当→ □判定へ（全壊）

6 傾斜

測定箇所	①	②	③	④	平均値
水平距離（cm）					

7 傾斜確認　□傾斜の平均値が4cm(下げ振り120cmの場合)以上
□（基礎ぐいを用いる住家について）傾斜の平均値が2cm(下げ振り120cmの場合)以上かつ最大沈下量又は最大露出量30cm以上
→いずれかに該当→ □判定へ（全壊）

8 柱・梁の確認　□ア．外観目視により柱又は梁を確認できる場合　9柱（又は梁）、11雑壁・仕上等、12設備等を調査
□イ．外観目視により柱及び梁を確認できない場合　10外壁、12設備等を調査

9 柱（又は梁）（60%）

面積・本数率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
無被害	0	0	0	0	0	0	※45%以上で全壊
Ⅰ	1	1	2	4	5	6	
Ⅱ	2	3	6	9	12	15	
Ⅲ	3	6	12	18	24	30	
Ⅳ	5	9	18	27	36	45	
Ⅴ	6	12	24	36	48	60	

10 外壁（85%）

面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
無被害	0	0	0	0	0	0	
Ⅰ	1	2	3	5	7	9	
Ⅱ	2	4	9	13	17	21	
Ⅲ	4	9	17	26	34	43	
Ⅳ	6	13	26	38	51	64	
Ⅴ	9	17	34	51	68	85	

11 雑壁・仕上等（25%）

面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
無被害	0	0	0	0	0	0	
Ⅰ	0	1	1	2	2	3	
Ⅱ	1	1	3	4	5	6	
Ⅲ	1	3	5	8	10	13	
Ⅳ	2	4	8	11	15	19	
Ⅴ	3	5	10	15	20	25	

12 設備等（15%）

設備	損傷の状況	損害割合	計
高架水槽・受水槽			
外部階段			
その他			

【損害割合算出表】

ア．外観目視により柱又は梁を確認できる場合

	6 傾斜	9 柱（又は梁）	11 雑壁・仕上等	12 設備等	計
傾斜無					あ
傾斜有	20				い

イ．外観目視により柱及び梁を確認できない場合

	6 傾斜	10 外壁	12 設備等	計
傾斜無				う
傾斜有	20			え

（注）「6傾斜」の平均値が2cm未満の場合、「あ」又は「う」を、2cm以上の場合、「あ」又は「い」若しくは「う」又は「え」のうち大きい値を損害割合とする。

判定	損害割合	10%未満	10%以上	20%以上	30%以上	40%以上	50%以上
		□ 準半壊に至らない（一部損壊）	□ 準半壊	□ 半壊	□ 中規模半壊	□ 大規模半壊	□ 全壊

住家被害認定調査票 地震 非木造 第2次-1

調査票番号

	調査日	令和　　年　　月　　日
1	調査時	:　　～　　:
	調査員	
	所在地	
	世帯主	
2	住　家	□住家である（居住のために使用されている）

3 外観
□住家全部が倒壊
□住家の一部の階が全部倒壊
→ いずれかに該当 → □判定へ（全壊）

4 傾斜

①	②	③	④	平均値

5 傾斜確認
□傾斜の平均値が4㎝(下げ振り120cmの場合)以上
□（基礎ぐいを用いる住家について）傾斜の平均値が2㎝(下げ振り120cmの場合)以上かつ最大沈下量又は最大露出量30cm以上
→ いずれかに該当 → □判定へ（全壊）
→ 該当しない場合は、２頁「6」以降へ

7 構造の確認
□鉄骨造の場合
柱（本数で判定）
↓ 柱が見えない場合
耐力壁（ブレース数で判定）
↓ 耐力壁が見えない場合
外部仕上げ（面積で判定）

□鉄筋コンクリートの場合
→ ・ラーメン構造の場合 柱（本数で判定）
→ ・壁式構造の場合 耐力壁（面積で判定）

8 外部仕上・雑壁・屋根 10%

面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
無被害	0	0	0	0	0	0	
Ⅰ	0	0	0	1	1	1	
Ⅱ	0	1	1	2	2	3	
Ⅲ	1	1	2	3	4	5	
Ⅳ	1	2	3	5	6	8	
Ⅴ	1	2	4	6	8	10	

9 内部仕上・天井 10%

面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
無被害	0	0	0	0	0	0	
Ⅰ	0	0	0	1	1	1	
Ⅱ	0	1	1	2	2	3	
Ⅲ	1	1	2	3	4	5	
Ⅳ	1	2	3	5	6	8	
Ⅴ	1	2	4	6	8	10	

10 床・梁 10%

面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	床計
無被害	0	0	0	0	0	0	
Ⅰ	0	0	0	1	1	1	
Ⅱ	0	1	1	2	2	3	梁計
Ⅲ	1	1	2	3	4	5	※8%以上で全壊
Ⅳ	1	2	3	5	6	8	
Ⅴ	1	2	4	6	8	10	

11 柱（又は耐力壁） 50%

面積・本数率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
無被害	0	0	0	0	0	0	※38%以上で全壊
Ⅰ	1	1	2	3	4	5	
Ⅱ	1	3	5	8	10	13	
Ⅲ	3	5	10	15	20	25	
Ⅳ	4	8	15	23	30	38	
Ⅴ	5	10	20	30	40	50	

12 設備等（住家内） 10%

設備	損傷の状況	損害割合	計
浴室	1% 配管のズレ等　2% バスタブの割れ等　3% 再使用が不可能		
台所	1% 配管のズレ等　2% 再使用は可能だが大きく破損　3% 再使用が不可能		
その他 4%			

13 建具 5%

枚数率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
無被害	0	0	0	0	0	0	
Ⅰ	0	0	0	0	0	1	
Ⅱ	0	0	1	1	1	1	
Ⅲ	0	1	1	2	2	3	
Ⅳ	0	1	2	2	3	4	
Ⅴ	1	1	2	3	4	5	

14 設備等（住家外） 5%

設備	損傷の状況	損害割合	計
高架水槽・受水槽			
外部階段			
その他			

【損害割合算出表】

	4傾斜	8外部仕上・雑壁・屋根	9内部仕上・天井	10床・梁 ※大きい方	11柱（又は耐力壁）	12設備等（住家内）	13建具	14設備等（住家外）	計
傾斜無									あ
傾斜有	20								い

（注）「4傾斜」の平均値が2cm未満の場合「あ」を、2cm以上の場合「あ」又は「い」のうち大きい値を損害割合とする。

判定	損害割合	10%未満	10%以上	20%以上	30%以上	40%以上	50%以上
		□ 準半壊に至らない（一部損壊）	□ 準半壊	□ 半壊	□ 中規模半壊	□ 大規模半壊	□ 全壊

住家被害認定調査票（地震による被害）非木造第２次-2

住家被害認定調査票 地震 非木造 第2次-2	調査票番　号	

（　　）階平面図

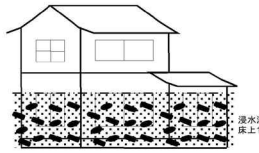
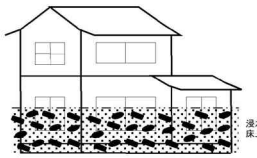
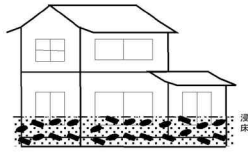
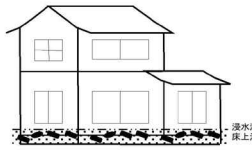
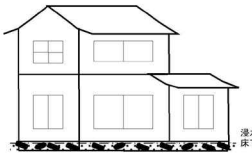
6

住家被害認定調査票（水害による被害）木造・プレハブ 第１次Ａ

住家被害認定調査票 水害 木造・プレハブ 第1次A（外力による一定以上の損傷あり）	調査票番号		3 配置状況	■判定した住家の範囲が分かるように記載
	調査日	令和　　年　　月　　日		
1	調査時	：　　～　　：		
	調査員			
	所在地			
	世帯主			

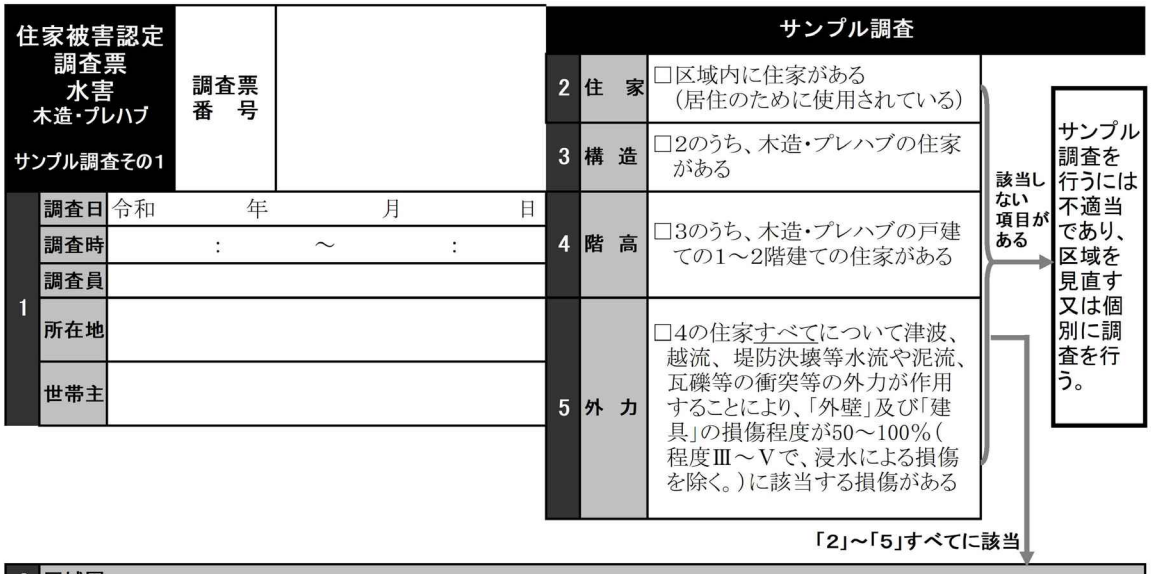
2	住　家	□住家である（居住のために使用されている）	
4	外観	□住家全部が倒壊 □住家の一部の階が全部倒壊 □一見して住家全部が流失 □基礎のいずれかの辺が全部破壊し、基礎直下の地盤が流出・陥没	いずれかに該当 → □判定へ（全壊）
5	構　造	□木造・プレハブである	該当しない項目がある → 本調査票以外の適切な調査票を利用
6	階　高	□住家が戸建ての1～2階建てである	
7	外　力	□住家に津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することにより、「外壁」及び「建具」の損傷程度が50～100%（程度Ⅲ～Ⅴで、浸水による損傷を除く。）に該当する損傷がある	「5」～「7」すべてに該当

8 浸水深

	床上1.8m以上の浸水 （浸水深の最も浅い部分で測定）	住家の損害割合 50%以上	全壊	□
	床上1m以上 1.8m未満の浸水 （浸水深の最も浅い部分で測定）	住家の損害割合 40%以上	大規模半壊	□
	床上0.5m以上 1m未満の浸水 （浸水深の最も浅い部分で測定）	住家の損害割合 30%以上	中規模半壊	□
	床上0.5m未満の浸水 （浸水深の最も浅い部分で測定）	住家の損害割合 20%以上	半壊	□
	床下浸水 （浸水深の最も浅い部分で測定）	住家の損害割合 10%未満	準半壊に至らない （一部損壊）	□

判定	損害割合	10%未満	20%以上	30%以上	40%以上	50%以上
		□ 準半壊に至らない （一部損壊）	□ 半壊	□ 中規模半壊	□ 大規模半壊	□ 全壊

住家被害認定調査票（水害による被害）木造・プレハブサンプル調査その１



6 区域図

サンプル調査を行う区域の図面を添付。図面ではすべての住家の住棟の形と地形が明確であること
サンプル調査を行った四隅の住家について、それぞれA,B,C,Dのマークを施し、「その2」の調査票で調査結果を記載すること。

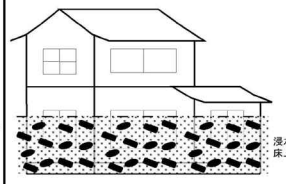
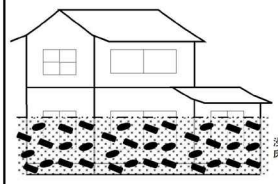
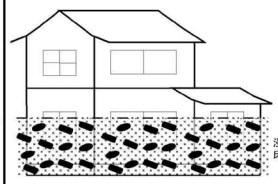
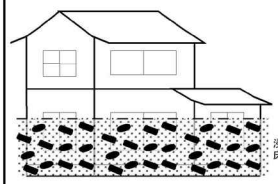
判定	区域内における木造・プレハブの戸建ての1～2階建てのすべての住家※	50%以上 □ 全壊

※区域内の木造・プレハブの戸建ての1～2階建ての住家以外の住家については、別途個別に調査を行う。

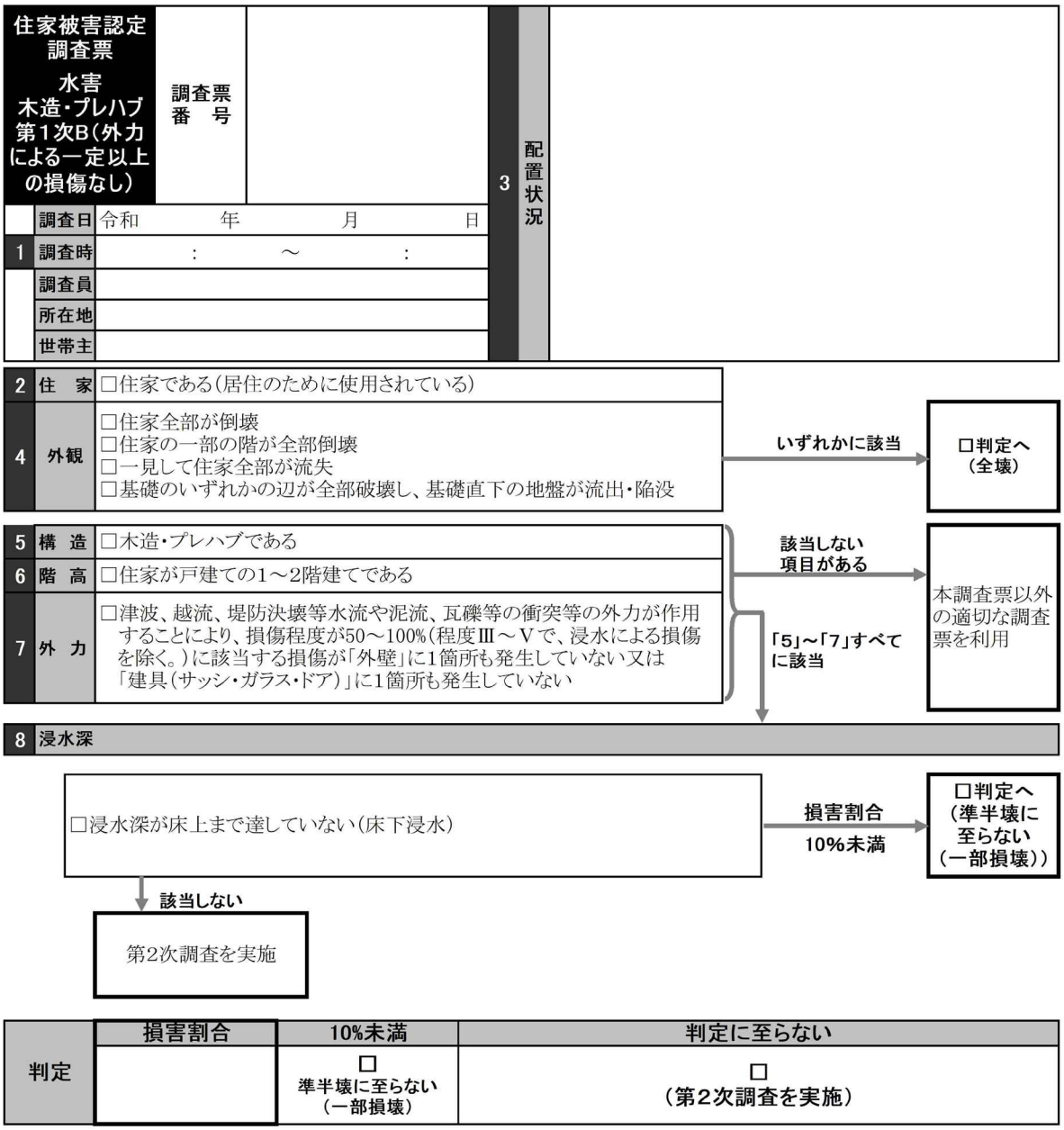
住家被害認定調査票（水害による被害）木造・プレハブサンプル調査その２

住家被害認定 調査票 水害 木造・プレハブ サンプル調査その2	調査票 番　号		サンプル調査

6　サンプル調査結果

A		床上1.8m以上の浸水 (浸水深の最も浅い部分で測定)	住家の損害割合 50%以上	全壊	☐
	上記に該当しない(床上1.8m未満の浸水)				☐
B		床上1.8m以上の浸水 (浸水深の最も浅い部分で測定)	住家の損害割合 50%以上	全壊	☐
	上記に該当しない(床上1.8m未満の浸水)				☐
C		床上1.8m以上の浸水 (浸水深の最も浅い部分で測定)	住家の損害割合 50%以上	全壊	☐
	上記に該当しない(床上1.8m未満の浸水)				☐
D		床上1.8m以上の浸水 (浸水深の最も浅い部分で測定)	住家の損害割合 50%以上	全壊	☐
	上記に該当しない(床上1.8m未満の浸水)				☐

住家被害認定調査票（水害による被害）木造・プレハブ第１次Ｂ



判定	損害割合	10%未満	判定に至らない
		□ 準半壊に至らない（一部損壊）	□ （第2次調査を実施）

住家被害認定調査票（水害による被害）木造・プレハブ第２次 A-1

住家被害認定調査票 水害 木造・プレハブ 第2次A-1	調査票番号		■戸建て1～2階建てで外力による一定以上の損傷が発生している場合 ■戸建ての1～2階建てでない場合

	調査日	令和　　年　　月　　日
1	調査時	:　　～　　:
	調査員	
	所在地	
	世帯主	
2	住　家	□住家である（居住のために使用されている）

3 配置状況：■判定した住家の範囲が分かるように記載

4	外観	□住家全部が倒壊 □住家の一部の階が全部倒壊 □一見して住家全部が流失 □基礎のいずれかの辺が全部破壊し、基礎直下の地盤が流出・陥没

→ いずれかに該当 → □判定へ（全壊）

5	傾斜	測定箇所	①	②	③	④	平均値
		水平距離（cm）					

→ 6cm以上（下げ振り） → □判定へ（全壊）

6	躯体	□柱（又は耐力壁）又は基礎の損傷率が75%以上である

→ 損傷率75%以上 → □判定へ（全壊）

7	基礎		0%	～10%	～20%	～40%	～60%	～74%	計
	外力等	損害割合	0	1	2	4	6	7	
	汚泥	損害割合	0	1（□床下に汚泥が堆積している。）					

→ 「8」以降へ

【損害割合算出表】

（注）d・g列は、四捨五入した値を記入する。
h列は、傾斜が2cm以上の場合のみ記入する。

	部位	a 構成比	b 階別部位別損害割合 主要階 B※	c 階別部位別損害割合 その他階 C※	d 部位別損害割合 b＋c	e 階別重み付け 主要階 b×1.25	f 階別重み付け その他階 c×0.5	g 重み付き損害割合 e+f (e+f>a→ a)	h （□傾斜が2cm以上）傾斜を考慮した損害割合 あ＞い→d あ≦い→g
10	外壁	10							
11	内壁	10							
12	床（階段含）	10							
7	基礎	10	「7.基礎」の損害割合						
13	柱（又は耐力壁）	15			11%以上で全壊				
14	屋根	15							
15	天井	5							
16	建具	15							
17	設備	10							
	計				あ	「あ」又は「い」（傾斜が2cm以上の場合は、「あ」、「い」又は「う」）の中で最大の値を住家の損害割合とする。		い	う

※ B及びCは、調査票3頁のB及びCの値とする。

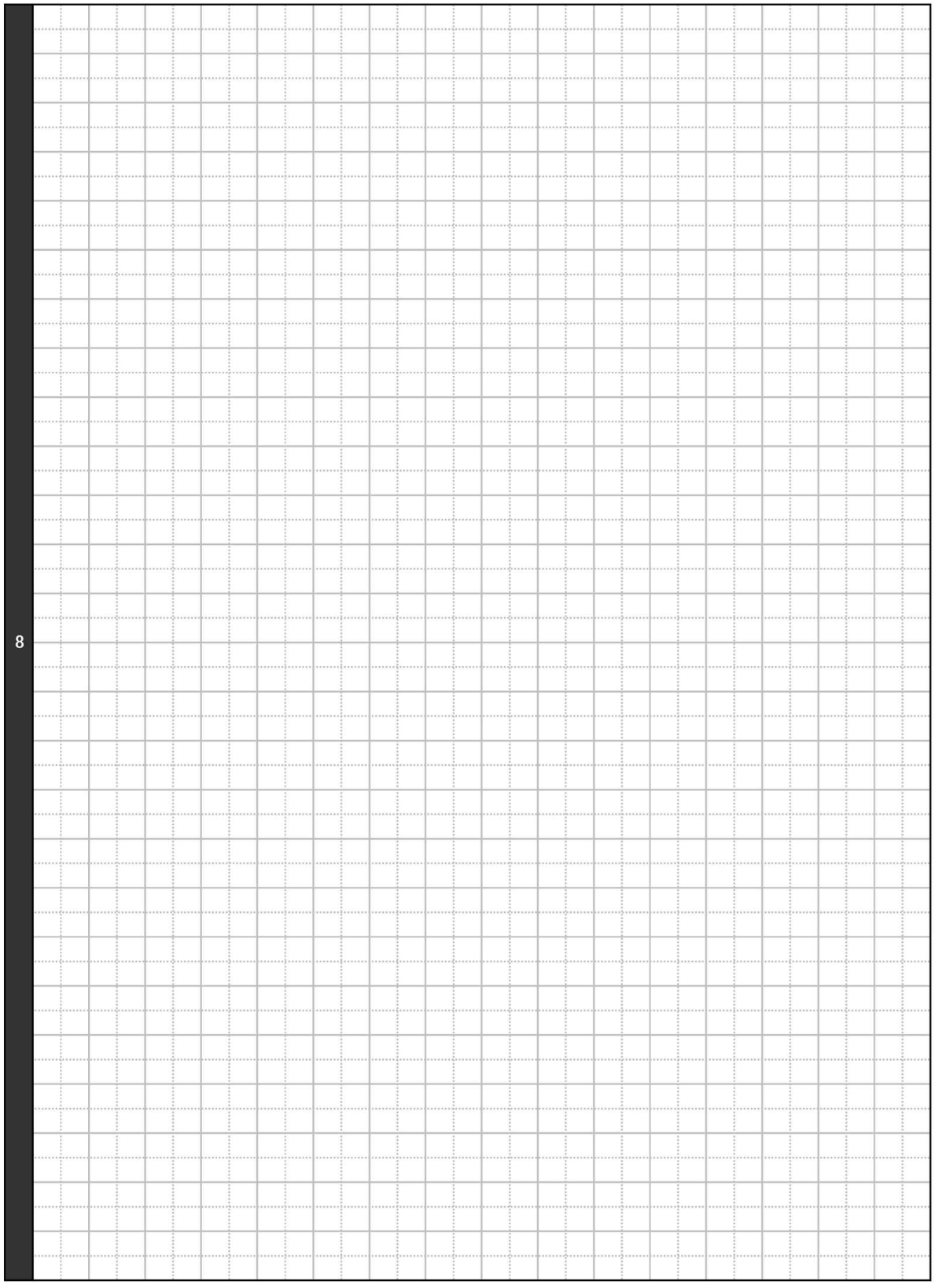
15%

判定	損害割合	10%未満	10%以上	20%以上	30%以上	40%以上	50%以上
		□ 準半壊に至らない（一部損壊）	□ 準半壊	□ 半壊	□ 中規模半壊	□ 大規模半壊	□ 全壊

住家被害認定調査票（水害による被害）木造・プレハブ第２次 A-2

住家被害認定調査票 水害 木造・プレハブ 第2次A-2	調査票番　号	

主要階　・　その他階
(　　)階平面図　・　屋根伏図



住家被害認定調査票 水害 木造・プレハブ 第2次A-3	調査票番号	

9 面積率		主要階	その他階	計
	床	(1)	(2)	1.0
	屋根	(3)	(4)	1.0

			主要階							その他階							
10	外壁 10%	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
		無被害	0	0	0	0	0	0		無被害	0	0	0	0	0	0	
		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1	
		程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	計×(1)	程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	計×(2)
		程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	B	程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	C
		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8	
		程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10		程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10	
11	内壁 10%	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
		無被害	0	0	0	0	0	0		無被害	0	0	0	0	0	0	
		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1	
		程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	計×(1)	程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	計×(2)
		程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	B	程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	C
		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8	
		程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10		程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10	
12	床（階段含） 10%	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
		無被害	0	0	0	0	0	0		無被害	0	0	0	0	0	0	
		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1	
		程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	計×(1)	程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	計×(2)
		程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	B	程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	C
		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8	
		程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10		程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10	
13	柱（又は耐力壁） 15%	本数(面積)率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計	本数(面積)率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
		無被害	0	0	0	0	0	0		無被害	0	0	0	0	0	0	
		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2	
		程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	計×(1)	程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	計×(2)
		程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	B	程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	C
		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11	
		程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15		程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15	
14	屋根 15%	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
		無被害	0	0	0	0	0	0		無被害	0	0	0	0	0	0	
		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2	
		程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	計×(3)	程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	計×(4)
		程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	B	程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	C
		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11	
		程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15		程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15	
15	天井 5%	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
		無被害	0	0	0	0	0	0		無被害	0	0	0	0	0	0	
		程度Ⅰ	0	0	0	0	0	1		程度Ⅰ	0	0	0	0	0	1	
		程度Ⅱ	0	0	1	1	1	1	計×(1)	程度Ⅱ	0	0	1	1	1	1	計×(2)
		程度Ⅲ	0	1	1	2	2	3	B	程度Ⅲ	0	1	1	2	2	3	C
		程度Ⅳ	0	1	2	2	3	4		程度Ⅳ	0	1	2	2	3	4	
		程度Ⅴ	1	1	2	3	4	5		程度Ⅴ	1	1	2	3	4	5	
16	建具 15%	枚数率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計	枚数率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
		無被害	0	0	0	0	0	0		無被害	0	0	0	0	0	0	
		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2	
		程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	計×(1)	程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	計×(2)
		程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	B	程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	C
		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11	
		程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15		程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15	

			階	損傷の状況		主要階/その他階	損傷の状況	%	計	
17	設備 10%	浴室（3%以内）	主要階・その他階	1%．配管のズレ等 2%．バスタブの割れ等 3%．再使用が不可能	その他（左記以外の水回り、ﾍﾞﾗﾝﾀﾞ等 4%以内）				主要階	B
		台所（3%以内）	主要階・その他階	1%．配管のズレ等 2%．再使用は可能だが大きく破損 3%．再使用が不可能					その他階	C

住家被害認定調査票（水害による被害）木造・プレハブ第２次B-1

住家被害認定調査票 水害 木造・プレハブ 第2次B-1	調査票番号	

■戸建て1～2階建てで外力による一定以上の損傷が発生していない場合

	調査日	令和　　年　　月　　日
1	調査時	：　～　：
	調査員	
	所在地	
	世帯主	
2	住　家	□住家である（居住のために使用されている）

3 配置状況：■判定した住家の範囲が分かるように記載

4	外観	□住家全部が倒壊 □住家の一部の階が全部倒壊 □一見して住家全部が流失 □基礎のいずれかの辺が全部破壊し、基礎直下の地盤が流出・陥没					いずれかに該当 → □判定へ（全壊）
5	傾斜	測定箇所	①	②	③	④	平均値 → 6cm以上（下げ振り → □判定へ（全壊）
		水平距離（cm）					
6	躯体	□柱（又は耐力壁）又は基礎の損傷率が75%以上である					損傷率75%以上 → □判定へ（全壊）
7	基礎	外力等 損傷率	0%	～10%	～20%	～40%	～60%	～74%	計
		外力等 損害割合	0	1	2	4	6	7	
		汚泥 損害割合	0	1（□床下に汚泥が堆積している。）					→ 「8」以降へ

【損害割合算出表】

（注）d・g列は、四捨五入した値を記入する。
h列は、傾斜が2cm以上の場合のみ記入する。

	部位	a 構成比	b 階別部位別損害割合 主要階	c 階別部位別損害割合 その他階	d 部位別損害割合	e 階別重み付け 主要階	f 階別重み付け その他階	g 重み付き損害割合	h （□傾斜が2cm以上）傾斜を考慮した損害割合
			B※	C※	b＋c	b×1.25	c×0.5	e+f （e+f>a→ a）	あ＞い→d あ≦い→g
10	外壁	10							
11	内壁	10							
12	床（階段含）	10							
7	基礎	10	「7.基礎」の損害割合						
13	柱（又は耐力壁）	15			11%以上で全壊				
14	屋根	15							
15	天井	5							
16	建具	15							
17	設備	10							

※ B及びCは、調査票3頁のB及びCの値とする。

「あ」又は「い」（傾斜が2cm以上の場合は、「あ」、「い」又は「う」）の中で最大の値を住家の損害割合とする。

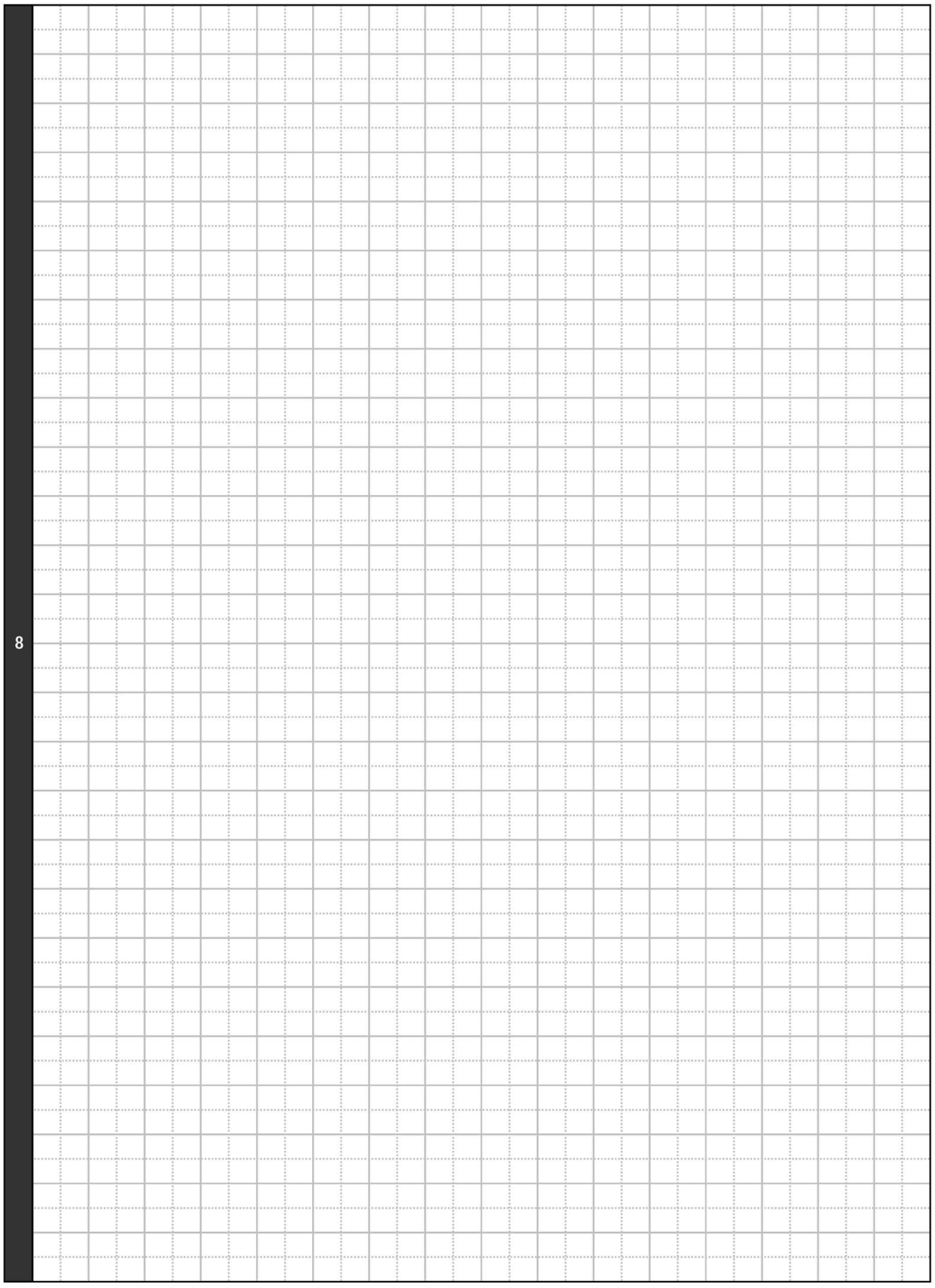
計	あ	い	15% → う

判定	損害割合	10%未満	10%以上	20%以上	30%以上	40%以上	50%以上
		□ 準半壊に至らない（一部損壊）	□ 準半壊	□ 半壊	□ 中規模半壊	□ 大規模半壊	□ 全壊

住家被害認定調査票（水害による被害）木造・プレハブ第２次 B-2

住家被害認定調査票 水害 木造・プレハブ 第２次B-２	調査票番　号	

主要階　・　その他階
(　　)階平面図　・　屋根伏図



住家被害認定調査票（水害による被害）非木造-1

住家被害認定調査票 水害 非木造-1

	調査票番号	
	調査日	令和　　年　　月　　日
1	調査時	:　　～　　:
	調査員	
	所在地	
	世帯主	
2	住　家	□住家である（居住のために使用されている）

3 配置状況

■判定した住家の範囲が分かるように記載

4 外観

□住家全部が倒壊
□住家の一部の階が全部倒壊

該当 → **□判定へ（全壊）**

5 傾斜

①	②	③	④	平均値

いずれかに該当

6 傾斜確認

□傾斜の平均値が4cm(下げ振り120cmの場合)以上
□(基礎ぐいを用いる住家について)傾斜の平均値が2cm(下げ振り120cmの場合)以上4cm未満かつ最大沈下量又は最大露出量30cm以上

該当しない

7 構造の確認

□鉄骨造の場合
柱(本数で判定)
↓ 柱が見えない場合
耐力壁(ブレース数で判定)
↓ 耐力壁が見えない場合
外部仕上げ(面積で判定)

□鉄筋コンクリートの場合
・ラーメン構造の場合 柱(本数で判定)
・壁式構造の場合 耐力壁(面積で判定)

「8」以降へ

面積率		～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
9	無被害	0	0	0	0	0	0	
外部仕上・雑壁・屋根	Ⅰ	0	0	0	1	1	1	
	Ⅱ	0	1	1	2	2	3	
	Ⅲ	1	1	2	3	4	5	
	Ⅳ	1	2	3	5	6	8	
10%	Ⅴ	1	2	4	6	8	10	

面積率		～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
10	無被害	0	0	0	0	0	0	
内部仕上・天井	Ⅰ	0	0	0	1	1	1	
	Ⅱ	0	1	1	2	2	3	
	Ⅲ	1	1	2	3	4	5	
	Ⅳ	1	2	3	5	6	8	
10%	Ⅴ	1	2	4	6	8	10	

面積率		～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	床計
11	無被害	0	0	0	0	0	0	
床・梁	Ⅰ	0	0	0	1	1	1	
	Ⅱ	0	1	1	2	2	3	梁計
	Ⅲ	1	1	2	3	4	5	※8%以上で全壊
	Ⅳ	1	2	3	5	6	8	
10%	Ⅴ	1	2	4	6	8	10	

面積・本数率		～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
12	無被害	0	0	0	0	0	0	※38%以上で全壊
柱（又は耐力壁）	Ⅰ	1	1	2	3	4	5	
	Ⅱ	1	3	5	8	10	13	
	Ⅲ	3	5	10	15	20	25	
	Ⅳ	4	8	15	23	30	38	
50%	Ⅴ	5	10	20	30	40	50	

枚数率		～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
14	無被害	0	0	0	0	0	0	
建具	Ⅰ	0	0	0	0	0	1	
	Ⅱ	0	0	1	1	1	1	
	Ⅲ	0	1	1	2	2	3	
	Ⅳ	0	1	2	2	3	4	
5%	Ⅴ	1	1	2	3	4	5	

13	設備	損傷の状況	損害割合	計
設備等（住家内）	浴室	1% 配管のズレ　2% バスタブの割れ等　3% 再使用が不可能		
	台所	1% 配管のズレ等　2% 再使用は可能だが大きく破損　3% 再使用が不可能		
10%	その他4%			

15	設備	損傷の状況	損害割合	計
設備等（住家外）	高架水槽・受水槽			
	外部階段			
5%	その他			

【損害割合算出表】	5傾斜	9外部仕上・雑壁・屋根	10内部仕上・天井	11床・梁 ※大きい方	12柱（又は耐力壁）	13設備等（住家内）	14建具	15設備等（住家外）	計
傾斜無									あ
傾斜有	20								い

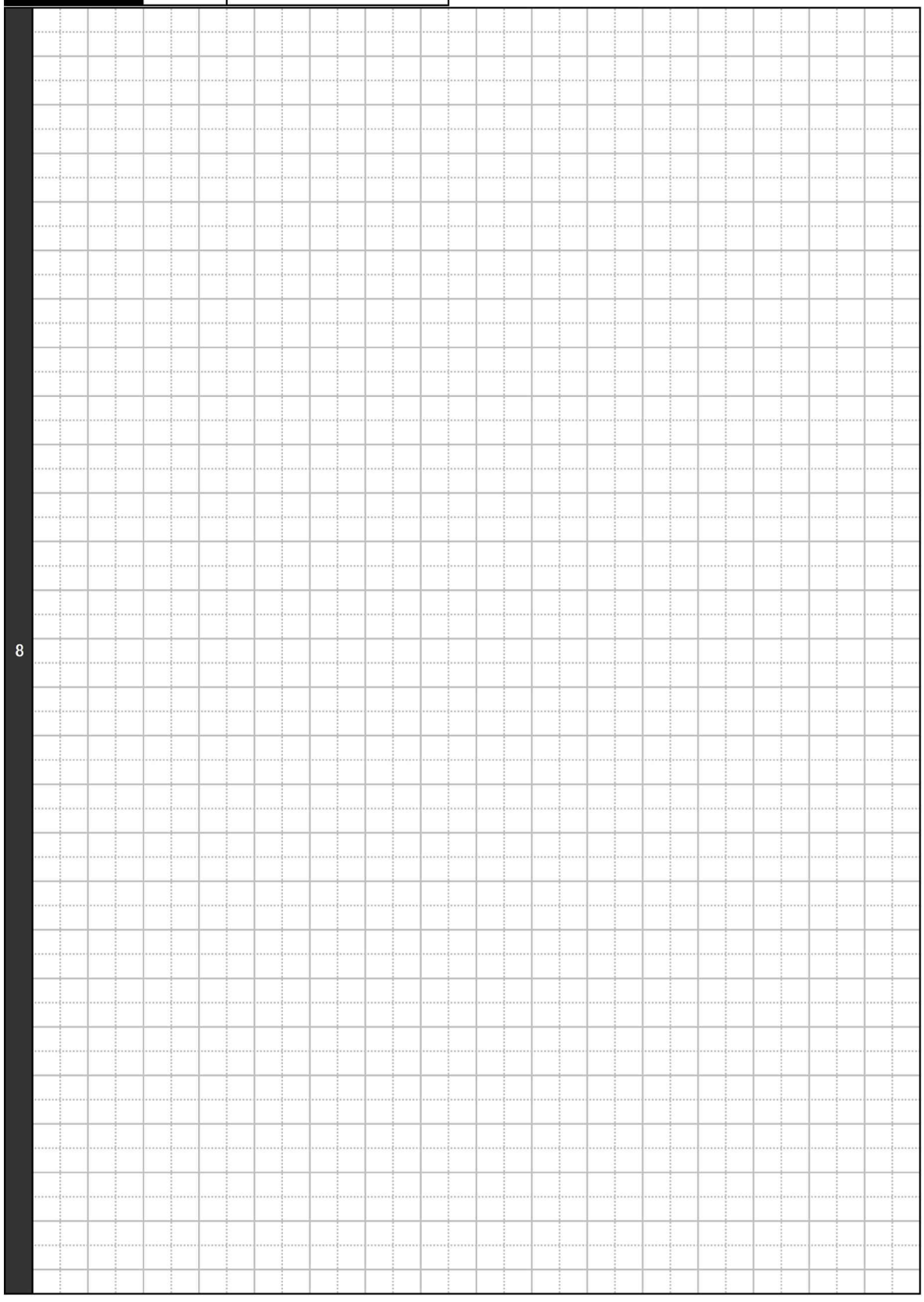
（注）「4傾斜」の平均値が2cm未満の場合「あ」を、2cm以上の場合「あ」又は「い」のうち大きい値を損害割合とする。

判定	損害割合	10%未満	10%以上	20%以上	30%以上	40%以上	50%以上
		□ 準半壊に至らない（一部損壊）	□ 準半壊	□ 半壊	□ 中規模半壊	□ 大規模半壊	□ 全壊

住家被害認定調査票（水害による被害）非木造-2

住家被害認定調査票 水害 非木造-2	調査票番　号	

（　　）階平面図



住家被害認定調査票（風害による被害）木造・プレハブ-1

住家被害認定調査票 風害 木造・プレハブ-1	調査票番号		3 配置状況	■判定した住家の範囲が分かるように記載
	調査日	令和　　年　　月　　日		
1	調査時	:　～　:		
	調査員			
	所在地			
	世帯主			
2	住　家	□住家である（居住のために使用されている）		

4	外観	□住家全部が倒壊　又は　住家の一部の階が全部倒壊					該当 →	□判定へ（全壊）
5	傾斜	測定箇所	①	②	③	④	平均値	6cm以上（下げ振り120cmの場合） →	□判定へ（全壊）
		水平距離（cm）						
6	屋根等	□屋根等に脱落、破損等の損傷が生じておらず、住家内への浸水のおそれがない						該当 →	□判定へ（準半壊に至らない（一部損壊））
7	躯体	□基礎又は柱（又は耐力壁）の損傷率が75%以上である						損傷率75%以上 →	□判定へ（全壊）

	損傷率	0%	～10%	～20%	～40%	～60%	～74%	
8 基礎	損害割合	0	1	2	4	6	7	「9」以降へ →

【損害割合算出表】

（注）d･g列は、四捨五入した値を記入する。
h列は、傾斜が2cm以上の場合のみ記入する。

	部位	a 構成比	b 階別部位別損害割合 主要階	c 階別部位別損害割合 その他階	d 部位別損害割合	e 階別重み付け 主要階	f 階別重み付け その他階	g 重み付き損害割合	h （□傾斜が2cm以上）傾斜を考慮した損害割合
			B※	C※	b＋c	b×1.25	c×0.5	e+f（e+f>a→ a）	あ＞い→d あ≦い→g
11	外壁	10							
12	内壁	10							
13	床（階段含）	10							
8	基礎	10	「8.基礎」の損害割合 →						
14	柱（又は耐力壁）	15			11%以上で全壊				
15	屋根	15							
16	天井	5							
17	建具	15							
18	設備	10							
	計				あ			い	う

※ B及びCは、調査票3頁のB及びCの値とする。

「あ」又は「い」（傾斜が2cm以上の場合は、「あ」、「い」又は「う」）の中で最大の値を住家の損害割合とする。

15%

判定	損害割合	10%未満	10%以上	20%以上	30%以上	40%以上	50%以上
		□ 準半壊に至らない（一部損壊）	□ 準半壊	□ 半壊	□ 中規模半壊	□ 大規模半壊	□ 全壊

住家被害認定調査票（風害による被害）木造・プレハブ-2

住家被害認定調査票 風害 木造・プレハブ -2	調査票 番　号	

主要階 ・ その他階
(　　)階平面図 ・ 屋根伏図

9

住家被害認定調査票（風害による被害）木造・プレハブ-3

住家被害認定調査票 風害 木造・プレハブ-3	調査票番号	

			主要階	その他階	計
10	面積率	床	(1)	(2)	1.0
		屋根	(3)	(4)	1.0

		主要階							その他階							
11	外壁 10%	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
		無被害	0	0	0	0	0	0		無被害	0	0	0	0	0	0	
		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1	
		程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	計×(1)	程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	計×(2)
		程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	B	程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	C
		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8	
		程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10		程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10	
12	内壁 10%	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
		無被害	0	0	0	0	0	0		無被害	0	0	0	0	0	0	
		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1	
		程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	計×(1)	程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	計×(2)
		程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	B	程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	C
		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8	
		程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10		程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10	
13	床（階段含） 10%	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
		無被害	0	0	0	0	0	0		無被害	0	0	0	0	0	0	
		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1	
		程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	計×(1)	程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	計×(2)
		程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	B	程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	C
		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8	
		程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10		程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10	
14	柱（又は耐力壁） 15%	本数(面積)率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計	本数(面積)率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
		無被害	0	0	0	0	0	0		無被害	0	0	0	0	0	0	
		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2	
		程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	計×(1)	程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	計×(2)
		程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	B	程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	C
		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11	
		程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15		程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15	
15	屋根 15%	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
		無被害	0	0	0	0	0	0		無被害	0	0	0	0	0	0	
		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2	
		程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	計×(3)	程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	計×(4)
		程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	B	程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	C
		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11	
		程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15		程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15	
16	天井 5%	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
		無被害	0	0	0	0	0	0		無被害	0	0	0	0	0	0	
		程度Ⅰ	0	0	0	0	0	1		程度Ⅰ	0	0	0	0	0	1	
		程度Ⅱ	0	0	1	1	1	1	計×(1)	程度Ⅱ	0	0	1	1	1	1	計×(2)
		程度Ⅲ	0	1	1	2	2	3	B	程度Ⅲ	0	1	1	2	2	3	C
		程度Ⅳ	0	1	2	2	3	4		程度Ⅳ	0	1	2	2	3	4	
		程度Ⅴ	1	1	2	3	4	5		程度Ⅴ	1	1	2	3	4	5	
17	建具 15%	枚数率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計	枚数率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
		無被害	0	0	0	0	0	0		無被害	0	0	0	0	0	0	
		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2	
		程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	計×(1)	程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	計×(2)
		程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	B	程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	C
		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11	
		程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15		程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15	

			階	損傷の状況		主要階/その他階	損傷の状況	%	計	
18	設備 10%	浴室（3%以内）	主要階・その他階	1%．配管のズレ等 2%．バスタブの割れ等 3%．再使用が不可能	その他（左記以外の水回り、ﾍﾞﾗﾝﾀﾞ等4%以内）				主要階	B
		台所（3%以内）	主要階・その他階	1%．配管のズレ等 2%．再使用は可能だが大きく破損 3%．再使用が不可能					その他階	C

住家被害認定調査票（風害による被害）非木造-1

住家被害認定調査票 風害 非木造-1

調査票番号

	調査日	令和　年　月　日
1	調査時	：　～　：
	調査員	
	所在地	
	世帯主	
2	住　家	□住家である（居住のために使用されている）

3 配置状況

■判定した住家の範囲が分かるように記載

4 外観 □住家全部が倒壊 □住家の一部の階が全部倒壊 → 該当 → □判定へ（全壊）

6 外部仕上等の損傷 □外部仕上げ等に脱落・破損等の損傷が生じ、住家内への浸水の恐れがある。 → 該当なし → □判定へ（一部損壊10%未満）

5 傾斜

①	②	③	④	平均値

4cm以上（下げ振り120cmの場合）

2cm以上4cm未満（下げ振り120cmの場合）又は外観に外力による損傷あり

7 構造の確認

□鉄骨造の場合
柱（本数で判定）
▼柱が見えない場
耐力壁（ブレース数で判定）
▼耐力壁が見えない場
外部仕上げ（面積で判定）

□鉄筋コンクリートの場合
・ラーメン構造の場合
柱（本数で判定）
・壁式構造の場合
耐力壁（面積で判定）

「8」以降へ

面積率		～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
9 外部仕上・雑壁・屋根	無被害	0	0	0	0	0	0	
	Ⅰ	0	0	0	1	1	1	
	Ⅱ	0	1	1	2	2	3	
	Ⅲ	1	1	2	3	4	5	
	Ⅳ	1	2	3	5	6	8	
10%	Ⅴ	1	2	4	6	8	10	

面積率		～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
10 内部仕上・天井	無被害	0	0	0	0	0	0	
	Ⅰ	0	0	0	1	1	1	
	Ⅱ	0	1	1	2	2	3	
	Ⅲ	1	1	2	3	4	5	
	Ⅳ	1	2	3	5	6	8	
10%	Ⅴ	1	2	4	6	8	10	

面積率		～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	床計
11 床・梁	無被害	0	0	0	0	0	0	
	Ⅰ	0	0	0	1	1	1	
	Ⅱ	0	1	1	2	2	3	梁計
	Ⅲ	1	1	2	3	4	5	※8%以上で全壊
	Ⅳ	1	2	3	5	6	8	
10%	Ⅴ	1	2	4	6	8	10	

面積・本数率		～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
12 柱（又は耐力壁）	無被害	0	0	0	0	0	0	※38%以上で全壊
	Ⅰ	1	1	2	3	4	5	
	Ⅱ	1	3	5	8	10	13	
	Ⅲ	3	5	10	15	20	25	
	Ⅳ	4	8	15	23	30	38	
50%	Ⅴ	5	10	20	30	40	50	

枚数率		～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
14 建具	無被害	0	0	0	0	0	0	
	Ⅰ	0	0	0	0	0	1	
	Ⅱ	0	0	1	1	1	1	
	Ⅲ	0	1	1	2	2	3	
	Ⅳ	0	1	2	2	3	4	
5%	Ⅴ	1	1	2	3	4	5	

13	設備	損傷の状況	損害割合	計
設備等（住家内）	浴室	1% 配管のズレ等　2% バスタブの割れ等　3% 再使用が不可能		
	台所	1% 配管のズレ等　2% 再使用は可能だが大きく破損　3% 再使用が不可能		
10%	その他 4%			

15	設備	損傷の状況	損害割合	計
設備等（住家外）	高架水槽・受水槽			
	外部階段			
5%	その他			

【損害割合算出表】	5傾斜	9外部仕上・雑壁・屋根	10内部仕上・天井	11床・梁 ※大きい方	12柱（又は耐力壁）	13設備等（住家内）	14建具	15設備等（住家外）	計
傾斜無									あ
傾斜有	20								い

（注）「4傾斜」の平均値が2cm未満の場合「あ」を、2cm以上の場合「あ」又は「い」のうち大きい値を損害割合とする。

判定	損害割合	10%未満	10%以上	20%以上	30%以上	40%以上	50%以上
		□ 準半壊に至らない（一部損壊）	□ 準半壊	□ 半壊	□ 中規模半壊	□ 大規模半壊	□ 全壊

住家被害認定調査票（風害による被害）非木造-2

住家被害認定調査票 風害 非木造-2	調査票番　号	

（　　）階平面図

8

罹災証明書

（整理番号）

罹 災 証 明 書

世帯主住所	
世帯主氏名	
（追加記載事項欄①）	

罹災原因	年　月　日の　による

被災住家※の所在地	
住家※の被害の程度	□全壊 □大規模半壊 □中規模半壊 □半壊 □準半壊 □準半壊に至らない（一部損壊）
（追加記載事項欄②）	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

（追加記載事項欄③）	

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年　月　日

南風原町長

災害概況即報

災害即報様式第１号　　災　害　概　況　即　報

報告日時	年　月　日　時　分
市町村名	
報告者名	

災害名　　（第　　報）

災害の概況	発生場所			発生日時	月　日　時　分	
被害の状況	死傷者	死　者　人	不　明　人	住　家	全　壊　棟	一部破損　棟
		負傷者　人	計　人		班　壊　棟	床上浸水　棟
	＊住家について、激甚被災地は倒壊家屋数の報告でよしとする。 被害集中地域　…					
応急対策の状況						

（注）　第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）記入して報告すれば足りること。）

災害即報様式第２号

被害状況即報

市町村名				区分			被害
災害名 報告番号	災害名 第　　報 （　月　日　時現在）			その他	田	流失・埋没 ha	
						冠水 ha	
					畑	流失・埋没 ha	
						冠水 ha	
報告者名					文教施設	箇所	
					病院	箇所	
区分			被害		道路	箇所	
人的被害	死者	人			橋りょう	箇所	
	行方不明者	人			河川	箇所	
	負傷者 重傷	人			港湾	箇所	
	負傷者 軽傷	人			砂防	箇所	
住家被害	全壊	棟			清掃施設	箇所	
		世帯			がけ崩れ	箇所	
		人			鉄道不通	箇所	
	半壊	棟			被害船舶	隻	
		世帯			水道	戸	
		人			電話	回線	
	一部破損	棟			電気	戸	
		世帯			ガス	戸	
		人			ブロック塀等	箇所	
	床上浸水	棟					
		世帯					
		人					
	床下浸水	棟		り災世帯数		世帯	
		世帯		り災者数		人	
		人		火災発生	建物	件	
非住家	公共建物	棟			危険物	件	
	その他	棟			その他	件	

区分		被害
公立文教施設	千円	
農林水産業施設	千円	
公共土木施設	千円	
その他の公共施設	千円	
小計	千円	
その他 農産被害	千円	
その他 林産被害	千円	
その他 畜産被害	千円	
その他 水産被害	千円	
その他 商工被害	千円	
その他	千円	
被害総額	千円	

災害対策本部設置・措置状況

1. 設置　年　月　日　時　分
2. 廃止　年　月　日　時　分
3. 避難状況
4. 応援要請の概要
5. 応急措置の概要
6. 救助活動の概要
7. その他の措置

災害救助法の適用	有・無
消防職員出動延人数	人
消防団員出動延人数	人

備考

災害発生場所
災害発生年月日
災害の種類概況
応急対策の状況
１１９番通報件数
・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
・避難の勧告・指示の状況
・避難所の設置状況
・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
・自衛隊の派遣要請、出動状況
・災害ボランティアの活動状況

注１　被害額は省略できるものとする。
注２　119番通報の件数は10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

災害報告様式第１号

災害確定報告

市町村名		区分				被害
災害名・確定年月日	災害名 月　日　時確定	その他	田	流失・埋没	ha	
				冠水	ha	
			畑	流失・埋没	ha	
				冠水	ha	
報告者名			文教施設		箇所	
			病院		箇所	
			道路		箇所	
			橋りょう		箇所	
			河川		箇所	
			港湾		箇所	
			砂防		箇所	
			清掃施設		箇所	
			がけ崩れ		箇所	
			鉄道不通		箇所	
			被害船舶		隻	
			水道		戸	
			電話		回線	
			電気		戸	
			ガス		戸	
			ブロック塀等		箇所	
		り災世帯数			世帯	
		り災者数			人	
		火災発生	建物		件	
			危険物		件	
			その他		件	

区分			被害
人的被害	死者	人	
	行方不明者	人	
	負傷者 重傷	人	
	負傷者 軽傷	人	
住家被害	全壊	棟	
		世帯	
		人	
	半壊	棟	
		世帯	
		人	
	一部破損	棟	
		世帯	
		人	
	床上浸水	棟	
		世帯	
		人	
	床下浸水	棟	
		世帯	
		人	
非住家	公共建物	棟	
	その他	棟	

区分			被害
公立文教施設		千円	
農林水産業施設		千円	
公共土木施設		千円	
その他の公共施設		千円	
小計		千円	
その他	農産被害	千円	
	林産被害	千円	
	畜産被害	千円	
	水産被害	千円	
	商工被害	千円	
	その他	千円	
被害総額		千円	

災害対策本部設置・措置状況	1.設置　年　月　日　時　分 2.廃止　年　月　日　時　分 3.避難状況 4.応援要請の概要 5.応急措置の概要 6.救助活動の概要 7.その他の措置		
	災害救助法の適用		有・無
	消防職員出動延人数	人	
	消防団員出動延人数	人	

備考
災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概況 消防機関の活動状況 その他（避難の勧告・指示の状況）

注１　被害額は省略できるものとする。

注２　119番通報の件数は10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

災害報告様式第１号補助表１

公　立　文　教　施　設　被　害

市町村名（　　）

学　校　名	位　　置	被　害　程　度	被害金額	備　　考
			千円	
計				

注　「位置」欄は、市町村の字名を記入する。

災害報告様式第１号補助表２

農　林　水　産　業　施　設　被　害

市町村名（　　）

被　害　施　設　名	位　　置	被　害　程　度	被害金額	備　　考
			千円	
計				

注　１．この表は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象となる施設について記入する。
　　２．「被害施設名」の欄は、農地かんがい排水施設、農道、林道、漁港等の名称を記入する。

災害報告様式第１号補助表３

公　共　土　木　施　設　被　害

市町村名（　　）

管　理　者 （市　町　村）	被　害　施　設　名	位　　置	被　害　程　度	被害金額	備　　考
				千円	
計					

注　１．この表は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設について記入する。
　　２．「管理者」の欄は、施設を管理する国、県、市町村の団体名ごとに記入する。
　　３．「被害施設名」の欄は、路線名、河川名、港湾名、橋りょう名、砂防設備等を記入する。

災害報告様式第１号補助表４

その他の公共施設被害

市町村名（　　）

管理者（市町村）	被害施設名	位置	被害程度	被害金額	備考
				千円	
計					

災害報告様式第１号補助表５

農　産　被　害

１．農作物被害　　市町村名（　　）

農作物等名	総栽培面積	被害面積	被害減収量	単　価	被害金額	備　　考
	ha	ha	t	円	千円	
計						

２．施設被害

被　害　施　設　名	被害数量	被　害　程　度	被害金額	備　　考
			千円	

注１．「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設、例えばビニールハウス等を記入する。

災害報告様式第１号補助表６

林　産　被　害

１．林産物等被害　　市町村名（　　）

林産物等名	被害数量	被害金額	備考
		千円	

２．施設被害

被害施設名	被害数量	被害金額	備考
		千円	

注　１．「林産物等名」の欄は、木材、薪炭、しいたけ、竹、苗木等林産物名を記入する。
　　２．「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設、例えば天然林、人工林、苗畑等を記入する。

災害報告様式第１号補助表７

畜　産　被　害

１．家畜等　　市町村名（　　）

家　畜　等	被害数量	単価	被害金額	備　考
			千円	
計				

２．施設被害

被害施設名	被害数量	被害程度	被害金額	備　考
			千円	

注　「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設、例えば畜舎等を記入する。

災害報告様式第１号補助表８

水　産　被　害

１．漁船被害　　市町村名（　　）

規　模	隻　数	被害程度	被害金額	備　考
トン			千円	

２．漁具被害水産物等被害

種　類	被害数量	被害金額	備　考
トン		千円	

３．施設被害

被害施設名	被害数量	被害程度	被害金額	備　考
トン			千円	

注　１．漁船被害の「被害程度」の欄は、滅失、大破、中破、小破等を記入する。
　　２．施設被害の「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設、例えば養殖施設等を記入する。

災害報告様式第１号補助表９

商　工　被　害

市町村名（　　）

被害種類	被害数量	被害金額	備考
		千円	
計			

注　「被害種類」の欄は、店舗、工業原材料、商品、機械器具等を記入する。

災害報告様式第２号

市町村名（　　）

災害名										
区分	発生年月日									
人的被害	死者	人								
	行方不明者	人								
	負傷者 重傷	人								
	負傷者 軽傷	人								
住家被害	全壊	棟								
		世帯								
		人								
	半壊	棟								
		世帯								
		人								
	一部破損	棟								
		世帯								
		人								
	床上浸水	棟								
		世帯								
		人								
	床下浸水	棟								
		世帯								
		人								
非住家	公共建物	棟								
	その他	棟								
その他	田 流失・埋没	ha								
	田 冠水	ha								
	畑 流失・埋没	ha								
	畑 冠水	ha								
	文教施設	箇所								
	病院	箇所								
	道路	箇所								
	橋りょう	箇所								
	河川	箇所								
	港湾	箇所								
	砂防	箇所								
	清掃施設	箇所								
	がけ崩れ	箇所								
	鉄道不通	箇所								
	被害船舶	隻								
	水道	戸								
	電話	回線								
	電気	戸								
	ガス	戸								
	ブロック塀等	箇所								
火災発生	建物	件								
	危険物	件								
	その他	件								
り災世帯数		世帯								
り災者数		人								
公立文教施設		千円								
農林水産業施設		千円								
公共土木施設		千円								
その他の公共施設		千円								
その他	農産被害	千円								
	林産被害	千円								
	畜産被害	千円								
	水産被害	千円								
	商工被害	千円								
	その他	千円								
被害総額		千円								
災害対策本部	設置		月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分		
	解散		月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分		
災害救助法適用			有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無		
消防職員出動延人数		人								
消防団員出動延人数		人								

災害即報様式第１号の記入要領

災害の概況	発生場所 発生日時	当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。	
	災害種別概況	風水害	降雨の状況及び河川の氾濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
		地震	地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
		火山噴火	噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
		その他これらに類する災害の概況	
被害の状況		当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際、特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。	
応急対策の状況		当該災害に対して、市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた措置について具体的に記入すること。特に、住民に対して避難の勧告・指示を行った場合には、その日時、範囲、避難者の数等について記入すること。	

災害即報様式第２号の記入要領

各被害欄		原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。 なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、ピーク時の断水戸数、通信不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。
災害対策本部設置の状況		本部設置の有無及び設置の場合においては設置及び廃止の日時を報告するものとする。
避難の状況		避難の勧告又は指示をした者、対象となった区域及び人員、避難場所、避難の勧告指示をした日時、避難完了日時、避難の方法その他必要な事項について報告するものとする。
応援要請		応援を要求した市町村、人員、作業内容の概要、期間その他必要な事項について報告するものとする。
応急措置の概要		消防、水防その他の応急措置について概要を報告するものとする。
救急活動の概要		被災者に対する救助活動について概要を報告するものとする。
備考欄	災害の発生場所	被害を生じた市町村名又は地域名
	災害の発生日時	被害を生じた日時又は期間
	災害の種類概況	台風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過
	消防機関の活動状況	消防、水防、救急・救助、避難誘導等の活動状況

災害即報様式第１号の記入要領

災害の概況	発生場所 発生日時	当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。	
	災害種別概況	風水害	降雨の状況及び河川の氾濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
		地震	地震に起因にして生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
		火山噴火	噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
		その他これらに類する災害の概況	
被害の状況		当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際、特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。	
応急対策の状況		当該災害に対して、市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた措置について具体的に記入すること。特に、住民に対して避難の勧告・指示を行った場合には、その日時、範囲、避難者の数等について記入すること。	

災害即報様式第２号の記入要領

各被害欄		原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。 なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、ピーク時の断水戸数、通信不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。
災害対策本部設置の状況		本部設置の有無及び設置の場合においては、設置及び廃止の日時を報告するものとする。
避難の状況		避難の勧告又は指示をした者、対象となった区域及び人員、避難場所、避難の勧告指示をした日時、避難完了日時、避難の方法その他必要な事項について報告するものとする。
応援要請		応援を要求した市町村、人員、作業内容の概要、期間その他必要な事項について報告するものとする。
応急措置の概要		消防、水防その他の応急措置について概要を報告するものとする。
救助活動の概要		被災者に対する救助活動について概要を報告するものとする。
備考欄	災害の発生場所	被害を生じた市町村名又は地域名
	災害の発生日時	被害を生じた日時又は期間
	災害の種類 概況	台風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過
	消防機関の活動状況	消防、水防、救急・救助、避難誘導等の活動状況

被害状況判定基準

災害により被害を受けた人的及び物的の被害判定は、法令等に特別の定めがあるものは除くほか、おおむね次の基準によるものとする。

被害区分		判定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の診療を受け、又は受ける必要のある者のうち、１ヶ月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の診療を受け、又は受ける必要のある者のうち、１ヶ月未満で治療できる見込みの者とする。
住家の被害	住家	現実に居住のため、使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟数	建造物の単位で１つの建築物をいう。主屋より延べ面積の小さい付属品が付着している場合（同一棟でなくとも同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場）同一棟とみなす。
	世帯	生計を１つにしている実際の生活単位をいう。例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいる者については、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが土砂、竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床下浸水に至らない程度に浸水したものとする。
非住家被害	非住家	住家以外の建物で、他の被害区分に属さないものとする。これらの施設に人が入居しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば役所庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、車庫等の建物とする。
	非住家被害	全壊又は半壊の被害を受けたもののみ記入するものとする。
田畑の被害	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利のたい積のため耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端がみえなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失・埋没	田の例に準じて取り扱うものとする。

被害区分		判定基準
その他の被害	文教施設	小学校、中学校、高等学校及び幼稚園等における教育の用に供する施設とする。
	病院	院療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条に規定する患者 20 人以上の収容施設を有する病院とする。
	道路	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用された河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸水利、床上その他の施設若しくは沿岸を保全するために防衛することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設は、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	崖くずれ	山及び崖くずれのうち、人家、道路等に影響を及ぼすものとする。
	被害船舶	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	水道	上水道の断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち、もっとも多く断水した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	罹災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
	罹災者	罹災世帯の構成員とする。
	火災発生	地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。
	公立文教施設	公共の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農地農業用施設、林業用施設、漁業施設及び共同利用施設とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば漁具、漁船、水産物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	商工被害	建物以外の農産被害をいい、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

災害調査票

（調査行政区名：　　）

災害名		
災害発生年月日		
調査員	調査年月日	
	課名	
	氏名	

注意事項
1．本調査は本部長からの指示後、３日以内に完了、報告を目指すものとする。
2．各欄に掲げる項目で該当するものは〇で囲む。但し、浸水の場合は浸水程度　　を記入。
3．備考欄に具体的な被害状況記入。

所在地 世帯主氏名 及び店舗・事務所名	建物の用途	主たる被害の原因	被害区分				その他	人的被害	備考
			住家		非住家				
			浸水	損壊	公共建物	その他			
	住宅・店舗・ 事務所・工場 ・その他	浸水・土砂・ 風災・火災・ 震災・その他	床上 （　　ｃｍ） 床下	全壊 半壊 一部	全壊 半壊 一部	全壊 半壊 一部	電気・水道・ ガス・電話・ 地すべり等		
	住宅・店舗・ 事務所・工場 ・その他	浸水・土砂・ 風災・火災・ 震災・その他	床上 （　　ｃｍ） 床下	全壊 半壊 一部	全壊 半壊 一部	全壊 半壊 一部	電気・水道・ ガス・電話・ 地すべり等		
	住宅・店舗・ 事務所・工場 ・その他	浸水・土砂・ 風災・火災・ 震災・その他	床上 （　　ｃｍ） 床下	全壊 半壊 一部	全壊 半壊 一部	全壊 半壊 一部	電気・水道・ ガス・電話・ 地すべり等		
	住宅・店舗・ 事務所・工場 ・その他	浸水・土砂・ 風災・火災・ 震災・その他	床上 （　　ｃｍ） 床下	全壊 半壊 一部	全壊 半壊 一部	全壊 半壊 一部	電気・水道・ ガス・電話・ 地すべり等		
	住宅・店舗・ 事務所・工場 ・その他	浸水・土砂・ 風災・火災・ 震災・その他	床上 （　　ｃｍ） 床下	全壊 半壊 一部	全壊 半壊 一部	全壊 半壊 一部	電気・水道・ ガス・電話・ 地すべり等		
	住宅・店舗・ 事務所・工場 ・その他	浸水・土砂・ 風災・火災・ 震災・その他	床上 （　　ｃｍ） 床下	全壊 半壊 一部	全壊 半壊 一部	全壊 半壊 一部	電気・水道・ ガス・電話・ 地すべり等		
	住宅・店舗・ 事務所・工場 ・その他	浸水・土砂・ 風災・火災・ 震災・その他	床上 （　　ｃｍ） 床下	全壊 半壊 一部	全壊 半壊 一部	全壊 半壊 一部	電気・水道・ ガス・電話・ 地すべり等		
	住宅・店舗・ 事務所・工場 ・その他	浸水・土砂・ 風災・火災・ 震災・その他	床上 （　　ｃｍ） 床下	全壊 半壊 一部	全壊 半壊 一部	全壊 半壊 一部	電気・水道・ ガス・電話・ 地すべり等		
	住宅・店舗・ 事務所・工場 ・その他	浸水・土砂・ 風災・火災・ 震災・その他	床上 （　　ｃｍ） 床下	全壊 半壊 一部	全壊 半壊 一部	全壊 半壊 一部	電気・水道・ ガス・電話・ 地すべり等		
	住宅・店舗・ 事務所・工場 ・その他	浸水・土砂・ 風災・火災・ 震災・その他	床上 （　　ｃｍ） 床下	全壊 半壊 一部	全壊 半壊 一部	全壊 半壊 一部	電気・水道・ ガス・電話・ 地すべり等		

様式

令和　　年　　月　　日

沖縄県知事　殿

南風原町長　　印

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

自衛隊法第８３条に基づき、下記のとおり災害派遣の要請方をお願いします。

記

１　災害の状況及び派遣を要する事由

（１）災害の状況

（２）派遣を要請する事由

２　派遣を希望する期間

年　　月　　日から災害応急対策の実施が終了するまでの間

３　派遣を希望する区域及び活動内容

（１）活動希望区域

（２）活動内容

４　その他参考事項

参考資料－15

重要水防区域内で危険と予想される区域（河川）

令和３年４月１日現在

所轄土木事務所等名	水防管理団体名	番号	水系名	河川名	重要水防区域		危険と予想される主な区域		予想される危険	予想される被害の程度			
					流路延長（km）	区域	流路延長（km）	区域		家屋（棟）	耕地（ha）	人口（人）	面積（ha）
南部土木事務所	南風原町	37	国場川	国場川	8.3	南風原町大名～河口	2.0	南風原町兼城、宮平	溢水	580	20.8	2,270	42.6
南部土木事務所	南風原町	39	国場川	宮平川	1.8	南風原町宮平～国場川合流点	0.7	南風原町宮平	溢水	910	76.0	3,540	118.0
南部土木事務所	豊見城市 那覇市 南風原町 八重瀬町	40	国場川	長堂川	3.7	南風原町山川～国場川合流点	2.0	豊見城市長堂 那覇市国場 南風原町山川 八重瀬町外間	溢水	310	21.0	1,270	36.9

重要水防区域外で危険と予想される区域（河川）

令和３年４月１日現在

所轄土木事務所等名	水防管理団体名	番号	水系名	河川名	重要水防区域		危険と予想される主な区域		予想される危険	予想される被害の程度			
					流路延長（km）	区域	流路延長（km）	区域		家屋（棟）	耕地（ha）	人口（人）	面積（ha）
南部土木事務所	南風原町 南城市	9	国場川	長堂川	1.6	国場川合流点より上流2.2km～合流点	1.6	南城市大里福原	溢水	910	76.0	3,540	118.0

参考資料－16

避難所一覧　　令和５年３月現在

No	施設名	所在地	電話番号	避難地域			指定避難所	備考
				一時避難	広域避難	収容避難		
1	与那覇コミュニティーセンター	字与那覇 59	889-2259	●	－	－		与那覇区
2	宮城構造改善センター	字宮城 218	889-2257	●	－	－		宮城区
3	宮城公園	字宮城 242-3	－	●	●	－		近隣地域
4	大名公民館	字大名 148	889-5267	●	－	－		大名区
5	新川コミュニティーセンター	字新川 148-12	889-0383	●	－	－		新川区
6	東新川災害時避難施設	字新川 584	－	●	－	●	●	東新川区
7	ウガンヌ前公園	字宮平 161	－	●	－	－		近隣地域
8	北丘小学校	字宮平 336	889-6520	●	●	●	●	町内一円
9	北丘ハイツ集会所	字宮平 381-59	889-0308	●	－	－		北丘ハイツ区
10	北丘運動公園	字宮平 386-38	-	●	－	－		北丘ハイツ区
11	北丘児童館	字宮平 489-1	889-3883	●	－	●	●	近隣地域
12	総合保健福祉防災センター	字宮平 697-10	889-7381	●	●	●	●	町内一円
13	黄金森公園陸上競技場	字宮平 718-1	889-0502	●	●	－		近隣地域
14	宮平地域振興資料館	字宮平 785-1	889-6655	●	－	－		宮平区
15	宮平ハイツ集会所	字宮平 1028-35	-	●	－	－		宮平ハイツ区
16	兼城公民館	字兼城 84	889-6200	●	－	－		兼城区
17	兼城児童館	字兼城 84	889-6114	●	－	－		近隣地域
18	兼城公園	字兼城 170	－	●	－	－		近隣地域
19	沖縄県立沖縄盲学校	字兼城 473	889-5375	●	●	●	●	町内一円
20	第二団地集会所	字兼城 519	889-6225	●	－	－		第二団地区
21	南風原小学校	字兼城 685	889-2088	●	●	●	●	町内一円
22	南風原中学校	字兼城 780	889-2095	●	●	●	●	町内一円
23	南風原町役場	字兼城 686	889-4415	●	－	－		町内一円
24	町民広場	字兼城 689	－	●	●	－		町内一円
25	本部児童館	字本部 116	889-5008	●	－	●	●	近隣地域
26	本部公民館	字本部 117	889-6648	●	－	－		本部区
27	第一団地集会所	字本部 144	889-6902	●		－		第一団地内
28	本部公園	字本部 352	-	●	●	－		近隣地域
29	兼本ハイツ集会所	字本部 434-52	889-6661	●	－	－		兼本ハイツ区
30	喜屋武集落センター	字喜屋武 139	889-6603	●	－	－		喜屋武区
31	南風原町立中央公民館	字喜屋武 236	889-0568	●	－	●	●	町内一円
32	翔南小学校	字喜屋武 450	889-3401	●	●	●	●	町内一円
33	照屋農村コミュニティーセンター	字照屋 134	889-6632	●	－	－		照屋区
34	南星中学校	字照屋 200	889-0432	●	●	●	●	町内一円
35	津嘉山児童館	字津嘉山 663-1	888-2925	●	－	●	●	近隣地域
36	津嘉山小学校	字津嘉山 684	889-1230	●	●	●	●	町内一円
37	津嘉山地域振興資料館	字津嘉山 690	889-1435	●	－	－		津嘉山区

No	施設名	所在地	電話番号	避難地域			指定避難所	備考
				一時避難	広域避難	収容避難		
38	津嘉山公園	字津嘉山1265-2	-	●	●	-		津嘉山区
39	山川集落センター	字山川202	889-4429	●	-	-		山川区
40	神里構造改善センター	字神里120-1	889-4428	●	-	-		神里区
41	神里ふれあい公園	字神里712-1	-	●	-	-		近隣地区

福祉避難所一覧　　令和５年３月現在

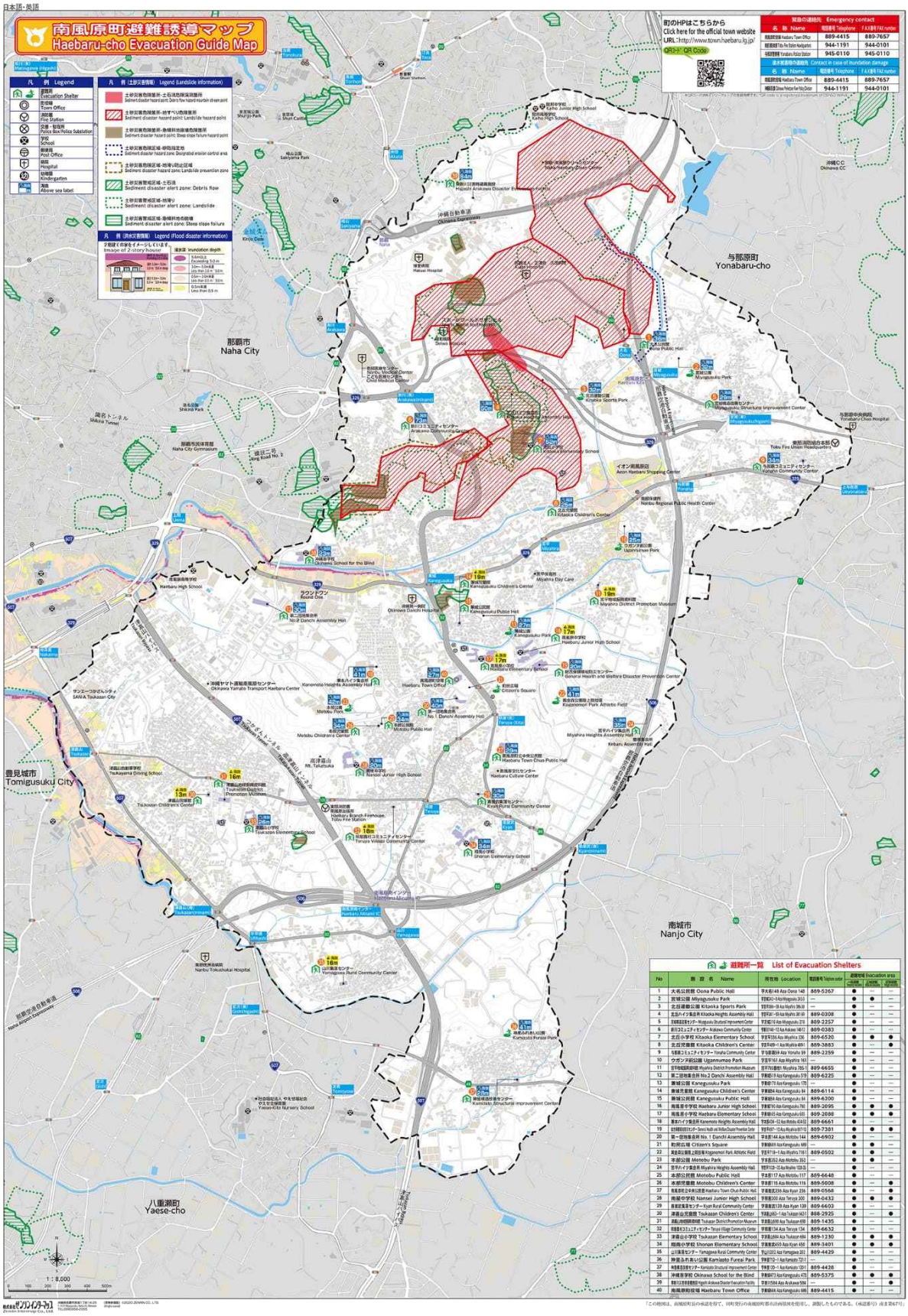
No	施設名	所在地	電話番号	施設種別
1	よなは保育園	与那覇153-2	889-6949	児童福祉施設
2	なのはな保育園	宮城52-1	888-0296	
3	南風原はなぞの保育園	大名156-4	889-3425	
4	マイフレンズ保育園	宮平375	888-2862	
5	かねぐすく保育園	新川160	889-4378	
6	南風原やまびこ保育園	宮平496-9	889-1536	
7	てぃだ保育園	宮平607-1	888-1945	
8	さんご保育園	本部434-44	889-1768	
9	はえばる保育園	津嘉山1208-1	889-4259	
10	津嘉山保育園	津嘉山105	889-1336	
11	若夏保育園	津嘉山1667-9	882-7800	
12	やまがわ保育園	山川347	996-4188	
13	ももの木保育園	本部178-6	851-4908	
14	みつわ保育園	喜屋武416-2	889-0767	
15	宮平保育所	宮平9	889-3920	
16	沖縄第一病院	兼城642-1	888-1151	その他

指定避難所及び指定緊急避難場所一覧　　令和５年３月現在

No	施設名	所在地	電話番号	指定避難所	指定緊急避難場所				
					洪水	土砂災害	地震	津波	大規模な火事
1	与那覇コミュニティーセンター	字与那覇59	889-2259	-	●	●	●	●	●
2	宮城構造改善センター	字宮城218	889-2257	-	●	●	●	●	●
3	宮城公園	字宮城242-3	-	-	●	●	●	●	●
4	大名公民館	字大名148	889-5267	-	●	●	●	●	●
5	新川コミュニティーセンター	字新川148-12	889-0383	-	●	●	●	●	●
6	東新川災害時避難施設	字新川584	-	●	●	●	●	●	●
7	ウガンヌ前公園	字宮平161	-	-	●	●	●	●	●
8	北丘小学校	字宮平336	889-6520	●	●	-	-	●	●
9	北丘ハイツ集会所	字宮平381-59	889-0308	-	●	-	-	●	●
10	北丘運動公園	字宮平386-38	-	-	●	-	-	●	●
11	北丘児童館	字宮平489-1	889-3883	●	●	-	-	●	●

No	施設名	所在地	電話番号	指定避難所	指定緊急避難場所				
					洪水	土砂災害	地震	津波	大規模な火事
12	総合保健福祉防災センター	字宮平 697-10	889-7381	●	●	●	●	●	●
13	黄金森公園陸上競技場	字宮平 718-1	889-0502	-	●	●	●	●	●
14	宮平地域振興資料館	宮平 785 番地 1	889-6655	-	●	●	●	●	●
15	宮平ハイツ集会所	字宮平 1028-35	-	-	●	●	●	●	●
16	兼城公民館	字兼城 84	889-6200	-	●	●	●	●	●
17	兼城児童館	字兼城 84	889-6114	-	●	●	●	●	●
18	兼城公園	字兼城 170	-	-	●	●	●	●	●
19	沖縄県立沖縄盲学校	字兼城 473	889-5375	●	●	●	●	●	●
20	第二団地集会所	字兼城 519	889-6225	-	●	●	●	●	●
21	南風原小学校	字兼城 685	889-2088	●	●	●	●	●	●
22	南風原中学校	字兼城 780	889-2095	●	●	●	●	●	●
23	南風原町役場	字兼城 686	889-4415	-	●	●	●	●	●
24	町民広場	字兼城 689	-	-	●	●	●	●	●
25	本部児童館	字本部 116	889-5008	●	●	●	●	●	●
26	本部公民館	字本部 117	889-6648	-	●	●	●	●	●
27	第一団地集会所	字本部 144	889-6902	-	●	●	●	●	●
28	本部公園	字本部 352	-	-	●	●	●	●	●
29	兼本ハイツ集会所	字本部 434-52	889-6661	-	●	●	●	●	●
30	喜屋武集落センター	字喜屋武 139	889-6603	-	●	●	●	●	●
31	南風原町立中央公民館	字喜屋武 236	889-0568	●	●	●	●	●	●
32	翔南小学校	字喜屋武 450	889-3401	●	●	●	●	●	●
33	照屋農村コミュニティーセンター	字照屋 134	889-6632	-	●	●	●	●	●
34	南星中学校	字照屋 200	889-0432	●	●	●	●	●	●
35	津嘉山児童館	字津嘉山 663-1	888-2925	●	●	●	●	●	●
36	津嘉山小学校	字津嘉山 684	889-1230	●	●	●	●	●	●
37	津嘉山地域振興資料館	字津嘉山 690	889-1435	-	●	●	●	●	●
38	津嘉山公園	字津嘉山 1265-2	-	-	●	●	●	●	●
39	山川集落センター	字山川 202	889-4429	-	●	●	●	●	●
40	神里構造改善センター	字神里 120-1	889-4428	-	●	●	●	●	●
41	神里ふれあい公園	字神里 712-1	-	-	●	●	●	●	●

南風原町避難誘導マップ



参考資料－17

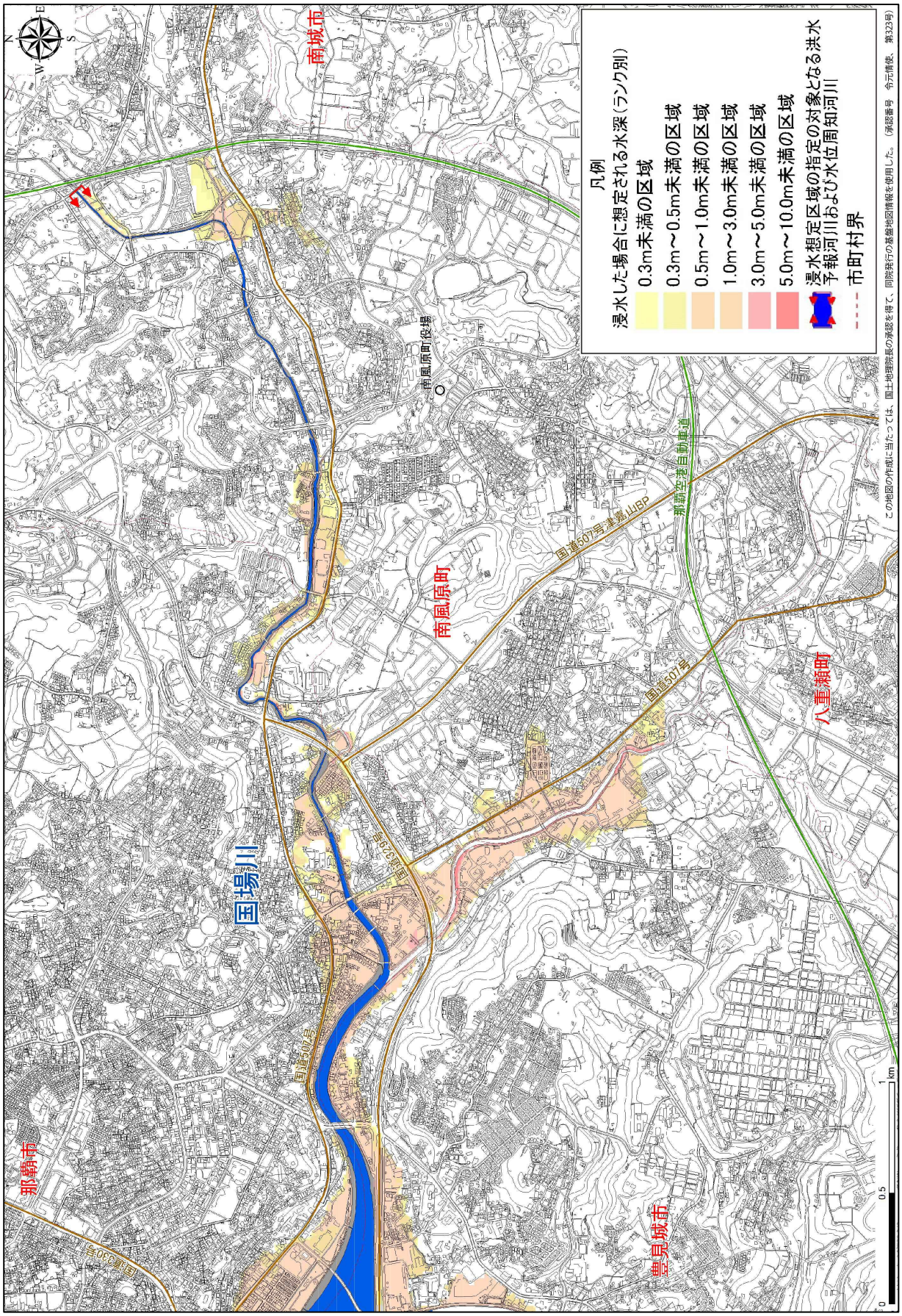
水位周知河川

水系名	河川名	区域
国場川水系	国場川	左岸　南風原町字宮城当川原 380 番２地先から漫湖を含み明治橋に至る 右岸　南風原町字大名宮城原 181 番３地先から漫湖を含み明治橋に至る
安里川水系	安里川	左岸　南風原町字新川 593 番地先から泊高橋に至る 右岸　那覇市首里鳥堀町 5-39-2 地先から泊高橋に至る

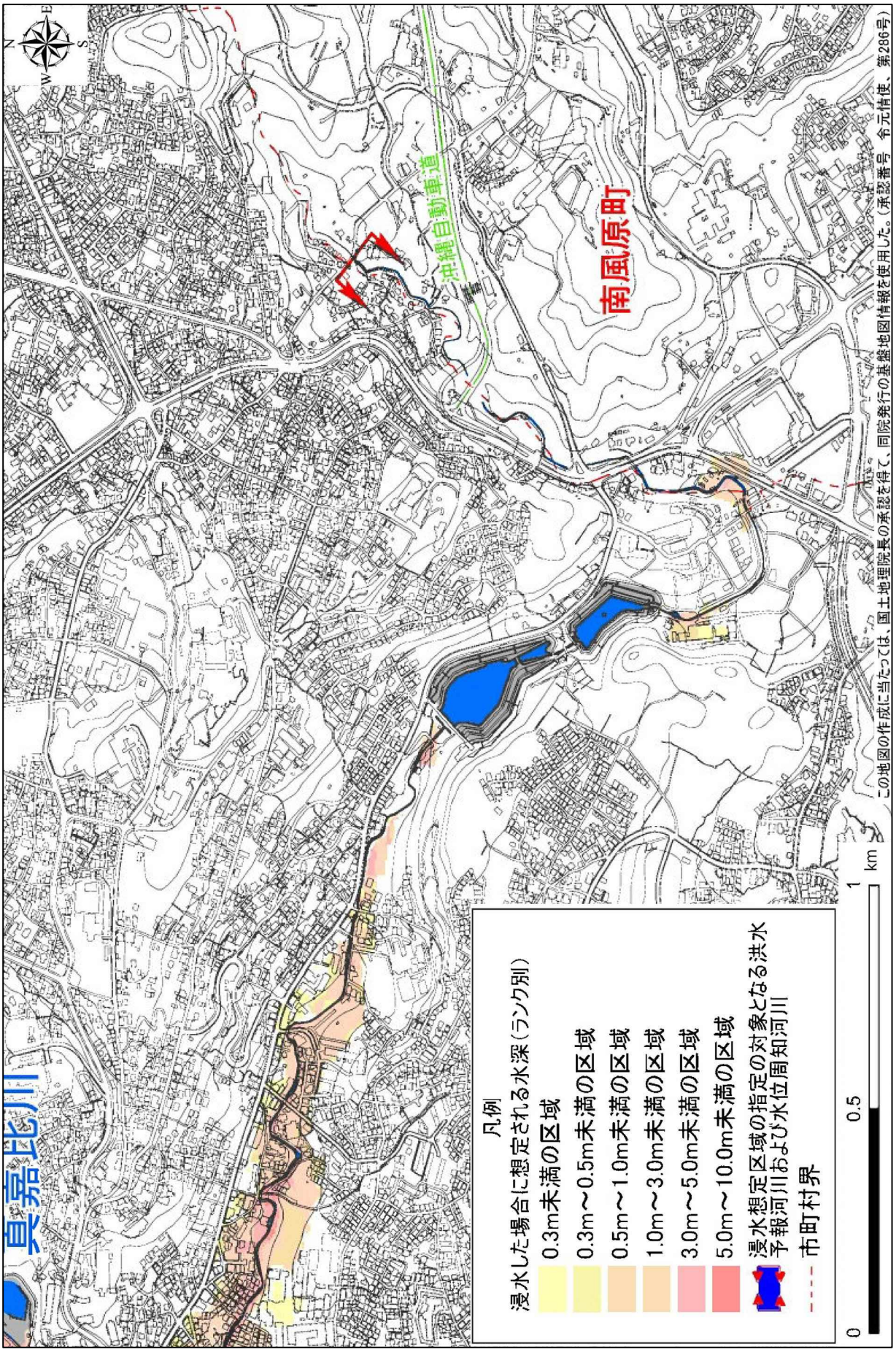
水位観測所の位置と水位

水系名	河川名	位置	避難判断水位	氾濫危険水位
国場川水系	国場川	南風原町字兼城	4.40m	4.90m

国場川水系国場川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）※一部抜粋



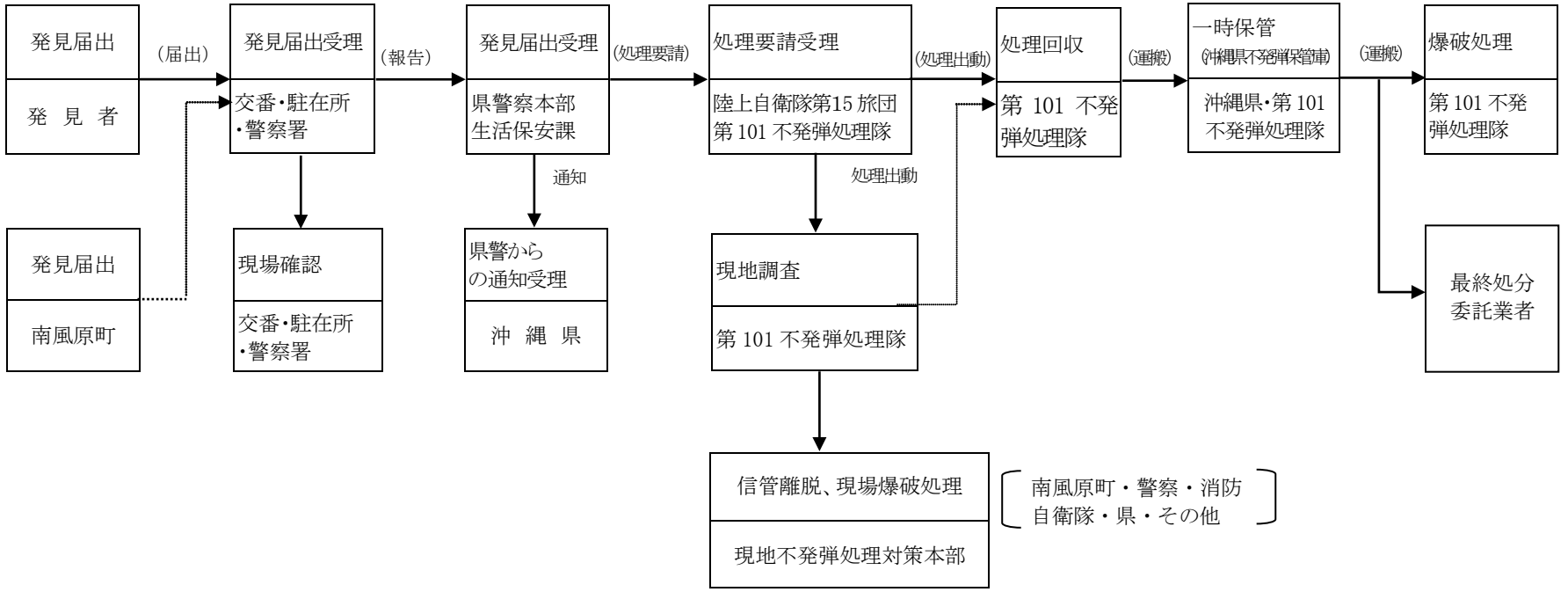
安里川水系洪水浸水想定区域図（安里川・真嘉比川・久茂地川）（想定最大規模）※一部抜粋



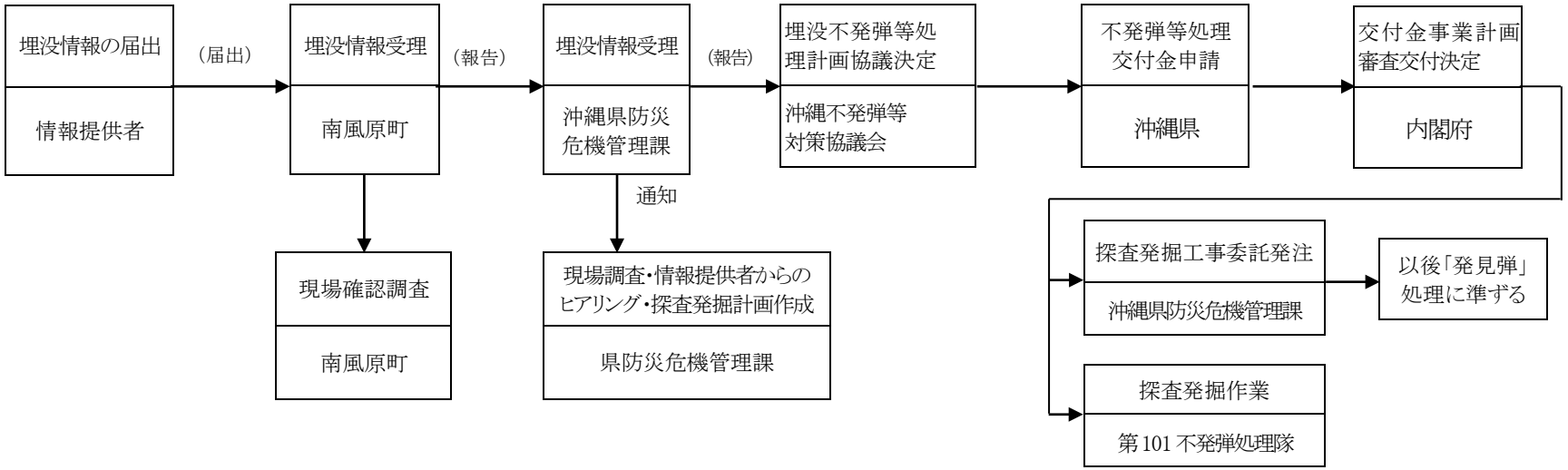
参考資料－18

不発弾処理の流れ（陸上部分）

＜発見弾＞



＜埋没弾＞


埋没情報の届出
情報提供者
（届出）
埋没情報受理
南風原町
（報告）
埋没情報受理
沖縄県防災危機管理課
（報告）
埋没不発弾等処理計画協議決定
沖縄不発弾等対策協議会
不発弾等処理交付金申請
沖縄県
交付金事業計画審査交付決定
内閣府
通知
現場確認調査
南風原町
現場調査・情報提供者からのヒアリング・探査発掘計画作成
県防災危機管理課
探査発掘工事委託発注
沖縄県防災危機管理課
以後「発見弾」処理に準ずる
探査発掘作業
第101不発弾処理隊

参考資料－19
指定文化財等

町指定文化財

令和５年３月現在

種　　別	名　　称	所在地・保持者	指定年月日
史跡	御宿井	字宮城 89 番地の１	平成２年６月 27 日
史跡	南風原陸軍病院壕	字喜屋武宇地真原・毛原・大門原（町有地）	平成２年６月 27 日
史跡	字大名ヒージャーガーと石碑	字大名 80 番地	平成２年６月 27 日
天然記念物	中毛小のガジュマル群	字喜屋武 54 番地	平成２年６月 27 日
天然記念物	南風原間切番所跡のフクギ群	字宮平９番地	平成２年６月 27 日
無形民俗文化財	字照屋の舞方棒	字照屋	平成２年６月 27 日
無形民俗文化財	字宮平の女踊り「綛掛」	字宮平	平成２年６月 27 日
無形民俗文化財	字宮城の狂言「銭借人」	字宮城	平成２年６月 27 日
無形民俗文化財	字喜屋武の長者の大主	字喜屋武	平成２年６月 27 日
無形民俗文化財	字神里の舞方棒	字神里	平成２年６月 27 日
無形民俗文化財	字本部の獅子舞	字本部	平成２年６月 27 日
無形民俗文化財	字宮平の獅子舞	字宮平	平成２年６月 27 日
無形民俗文化財	字喜屋武の獅子舞	字喜屋武	平成２年６月 27 日
無形民俗文化財	字宮城の舞方棒	字宮城	平成２年６月 27 日
無形民俗文化財	字兼城の舞方棒	字兼城	平成２年６月 27 日
無形民俗文化財	字津嘉山の舞方棒	字津嘉山	平成２年６月 27 日
無形民俗文化財	字喜屋武の舞方棒	字喜屋武	平成２年６月 27 日
無形民俗文化財	字兼城の二才踊「揚作田」	字兼城	平成２年６月 27 日
無形民俗文化財	琉球絣と南風原花織	字本部 175 番地 琉球かすり会館内	平成 16 年３月 24 日
有形文化財	字平橋碑	南風原文化センター	平成２年６月 27 日
有形文化財	印部土手石	南風原文化センター	平成２年６月 27 日
有形文化財	修宮城橋碑	南風原文化センター	平成２年６月 27 日
有形民俗文化財	字本部の石獅子	字本部 145 番地の７	平成２年６月 27 日
有形民俗文化財	字照屋の石獅子（２基）	字照屋 53 番地・字照屋 111 番地（デー森）	平成２年６月 27 日
有形民俗文化財	字兼城の石獅子	字兼城 190 番地の１　保	平成２年６月 27 日

参考資料－20

災害の危険性のある要配慮者利用施設一覧表　　令和 4 年 3 月現在

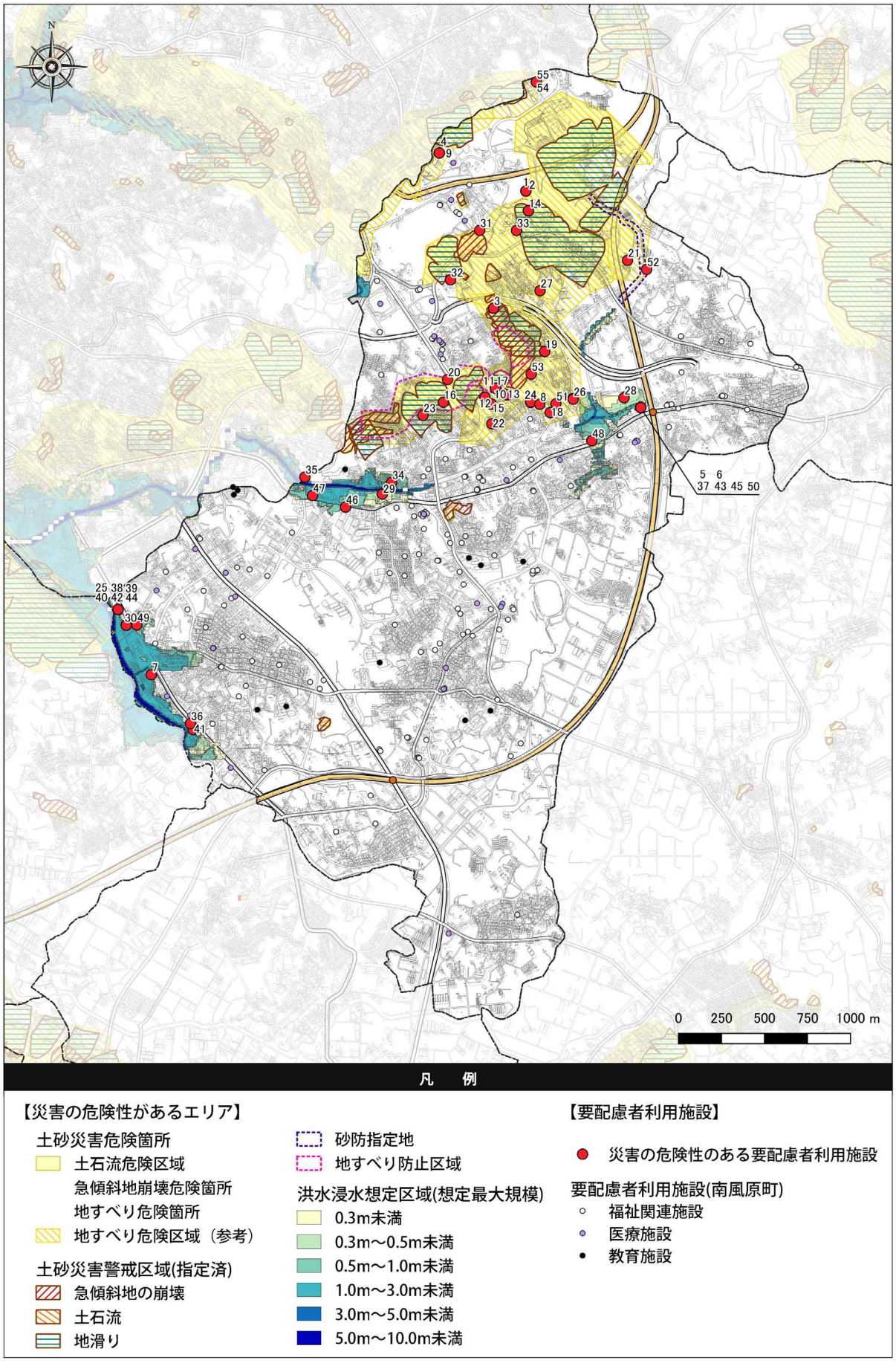
番号	名称	所在地	分類	災害の危険性	
				浸水	土砂災害
1	特別養護老人ホーム嬉の里	沖縄県島尻郡南風原町新川 538 番地	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）		●
	嬉の里デイサービスセンター		老人デイサービスセンター/介護サービス事業所_通所介護、通所型サービス（独自）		●
	嬉の里指定居宅介護支援事業所		介護サービス事業所_居宅介護支援		●
	嬉の里短期入所生活介護		介護サービス事業所_短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護		●
	介護老人福祉施設 嬉の里		介護老人保健施設/介護サービス事業所_介護老人福祉施設		●
2	特定有料老人ホーム むつみ寮	沖縄県島尻郡南風原町字新川 538 番地 4 階	介護付有料老人ホーム/介護サービス事業所_特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護		●
3	介護支援センターとき	沖縄県島尻郡南風原町字宮平 426 番地 19	住宅型有料老人ホーム		●
	居宅介護支援センター「とき」		介護サービス事業所_居宅介護支援		●
	デイサービス　「とき」		介護サービス事業所_通所介護、通所型サービス（独自）		●
4	住宅型有料老人ホーム はえばる日の出園	沖縄県島尻郡南風原町新川 501 番地 3 階	住宅型有料老人ホーム		●
	はえばる日の出園居宅介護支援事業所		介護サービス事業所_居宅介護支援		●
	はえばる日の出園デイサービスセンター	沖縄県島尻郡南風原町新川 501 番地	介護サービス事業所_通所介護、通所型サービス（独自）		●
5	医療施設ホスピスゆいゆい南風原	沖縄県島尻郡南風原町与那覇 283 番地 メディカルプラザはえばる 2 階	住宅型有料老人ホーム	●	
6	とくりん薬局	沖縄県島尻郡南風原町与那覇 283 番地	介護サービス事業所_居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	●	
7	デイサービスフォスタ津嘉山	沖縄県島尻郡南風原町津嘉山 1535 番地	介護サービス事業所_地域密着型通所介護、通所型サービス（独自）	●	
8	通所介護事業所　寿デイサービス	沖縄県島尻郡南風原町宮平 490 番地 1	介護サービス事業所_通所介護、通所型サービス（独自）		●
9	ヘルス＆ケアジャパン株式会社	沖縄県島尻郡南風原町新川 501 番地	介護サービス事業所_福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売		●

番号	名称	所在地	分類	災害の危険性	
				浸水	土砂災害
10	沖縄中央育成園あおぞら荘	沖縄県島尻郡南風原町字宮平 548 番地 1	障害者支援施設（施設入所支援）		●
			障害者福祉サービス事業所_生活介護		●
			障害者福祉サービス事業所_短期入所		●
11	沖縄中央育成園あさひ寮	沖縄県島尻郡南風原町字宮平 548 番地 1	障害者支援施設（施設入所支援）		●
			障害者福祉サービス事業所_生活介護		●
			障害者福祉サービス事業所_短期入所		●
	沖縄中央育成園　あさひ寮（併設）		障害児入所支援_障害児入所施設（福祉型）		●
12	よもぎ学園	沖縄県島尻郡南風原町字宮平 550 番地	障害者支援施設（施設入所支援）		●
			障害者福祉サービス事業所_生活介護		●
			障害者福祉サービス事業所_短期入所		●
13	美南風	沖縄県島尻郡南風原町字宮平 546 番地 8	障害者福祉サービス事業所_共同生活援助(グループホーム)		●
14	指定障害福祉サービス事業所　大名の丘	沖縄県島尻郡南風原町字大名 48 番地 1	障害者福祉サービス事業所_共同生活援助(グループホーム)		●
			障害者福祉サービス事業所_自立訓練		●
			障害者福祉サービス事業所_就労継続支援（A 型、B 型）		●
15	ワークプラザ南風	沖縄県島尻郡南風原町字宮平 540 番地	障害者福祉サービス事業所_就労移行支援		●
			障害者福祉サービス事業所_就労継続支援（A 型、B 型）		●
			障害者福祉サービス事業所_生活介護		●
16	就労継続支援 B 型事業所　光の郷ゆらてぃく	沖縄県島尻郡南風原町兼城 329 番地	障害者福祉サービス事業所_就労継続支援（A 型、B 型）		●
17	沖縄中央育成園　生活支援センター	沖縄県島尻郡南風原町字宮平 548 番地 1	障害者福祉サービス事業所_生活介護		●
			障害児通所支援		●
18	北丘児童館	沖縄県島尻郡南風原町字宮平 489 番地 1	児童厚生施設		●
	北丘学童クラブ		学童クラブ		●
	第２北丘学童クラブ		学童クラブ		●
19	マイフレンズ保育園	沖縄県島尻郡南風原町字宮平 375 番地	保育所_法人保育所		●
20	かねぐすく保育園	沖縄県島尻郡南風原町字新川 160 番地	保育所_法人保育所		●
21	南風原　はなぞの保育園	沖縄県島尻郡南風原町字大名 156 番地 4	保育所_法人保育所		●

番号	名称	所在地	分類	災害の危険性	
				浸水	土砂災害
22	放課後等デイサービスりーる	沖縄県島尻郡南風原町宮平 518 番地 5	障害児通所支援		●
23	放課後等デイサービスぱぴぷぺぽ	沖縄県島尻郡南風原町兼城 339 番地 45	障害児通所支援		●
24	多機能型事業所 リズム	沖縄県島尻郡南風原町字宮平 499 番地	障害児通所支援		●
25	児童発達支援事業所アネラ	沖縄県島尻郡南風原町津嘉山 1490 番地 メディカルプラザつかざん 1 階	障害児通所支援	●	
26	北丘学童クラブ	沖縄県島尻郡南風原町宮平 314 番地 1	学童クラブ		●
27	みやび学童クラブ	沖縄県島尻郡南風原町大名 356 番地 6	学童クラブ		●
28	イオンゆめみらい保育園はえばる	沖縄県島尻郡南風原町宮平 264 番地	認可外保育園施設	●	
29	ちゅらうみ保育園	沖縄県島尻郡南風原町兼城 602 番地	認可外保育園施設	●	
30	なないろ乳幼園	沖縄県島尻郡南風原町津嘉山 1499 番地 3	認可外保育園施設	●	
31	よいサマリヤ人保育園	沖縄県島尻郡南風原町新川 460 番地	認可保育施設_地域保育施設		●
32	沖縄県立精和病院	沖縄県島尻郡南風原町新川 260 番地	病院		●
33	久田病院	沖縄県島尻郡南風原町大名 275 番地	病院		●
34	医療法人上里整形外科	沖縄県島尻郡南風原町兼城 401 番地	診療所	●	
35	一日橋医院	沖縄県島尻郡南風原町兼城 497 番地 1	診療所	●	
36	てるや整形外科	沖縄県島尻郡南風原町津嘉山 1595 番地	診療所	●	
37	心のクリニックさくら	沖縄県島尻郡南風原町与那覇 283 番地	診療所	●	
38	南風内科クリニック	沖縄県島尻郡南風原町字津嘉山 1490 番地 メディカルプラザつかざん 3 階	診療所	●	
39	みやぐに皮フ科	沖縄県島尻郡南風原町字津嘉山 1490 番地 メディカルプラザつかざん 3 階	診療所	●	
40	わんぱくクリニック	沖縄県島尻郡南風原町字津嘉山 1490 番地	診療所	●	
41	つかやま内科	沖縄県島尻郡南風原町字津嘉山 1674 番地	診療所	●	

番号	名称	所在地	分類	災害の危険性	
				浸水	土砂災害
42	つかざん腎クリニック	沖縄県島尻郡南風原町字津嘉山 1490 番地 メディカルプラザつかざん 4 階	診療所	●	
43	えびす耳鼻科	沖縄県島尻郡南風原町字与那覇 283 番地 メディカルプラザはえばる 3 階	診療所	●	
44	サニー眼科	沖縄県島尻郡南風原町津嘉山 1490 番地　メディカルプラザつかざん 1 階	診療所	●	
45	医療法人社団新穂会南の風皮フ科	沖縄県島尻郡南風原町字与那覇 283 番地 メディカルプラザはえばる 1 階	診療所	●	
46	高橋歯科医院	沖縄県島尻郡南風原町兼城 563 番地 1	診療所（歯科）	●	
47	一日橋むらた歯科医院	沖縄県島尻郡南風原町兼城 516 番地 1	診療所（歯科）	●	
48	みなみ歯科医院	沖縄県島尻郡南風原町宮平 248 番地 5	診療所（歯科）	●	
49	医療法人社団　恵仁会あっぷる歯科クリニック	沖縄県島尻郡南風原町津嘉山 1467 番地 3	診療所（歯科）	●	
50	医療法人尚仁会　メディカルプラザ歯科	沖縄県島尻郡南風原町字与那覇 283 番地 メディカルプラザはえばる 3 階	診療所（歯科）	●	
51	北丘幼稚園	沖縄県島尻郡南風原町宮平 336 番地	幼稚園		●
52	開邦幼稚園	沖縄県島尻郡南風原町宮城 428 番地 1	幼稚園		●
53	北丘小学校	沖縄県島尻郡南風原町宮平 336 番地	小学校		●
54	沖縄県立開邦中学校	沖縄県島尻郡南風原町新川 646 番地	中学校		●
55	沖縄県立開邦高等学校	沖縄県島尻郡南風原町新川 646 番地	高等学校		●

災害の危険性のある要配慮者利用施設図



出典：国土数値情報（土砂災害警戒区域/令和２年度版）［国土交通省］等をもとに令和４年３月作成

○南風原町防災会議条例

昭和47年５月20日条例第41号

（趣旨）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第６項の規定に基づき、南風原町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

（１）　南風原町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

（２）　町長の諮問に応じて本町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

（３）　前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。

（４）　前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第３条　防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

２　会長は、町長をもって充てる。

３　会長は、会務を総理する。

４　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

５　委員は、次に掲げる者をもって充てる。

（１）　指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者

（２）　沖縄県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者

（３）　沖縄県警察の警察官のうちから町長が任命する者

（４）　町長がその部内の職員のうちから指名する者

（５）　南風原町教育長

（６）　東部消防組合消防本部消防長

（７）　指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者

（８）　自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者

（９）　その他町長が特に必要と認めた者

６　前項第１号、第２号、第３号、第４号、第７号、第８号及び第９号の委員の定数は、それぞれ若干人とする。

７　第５項第７号及び第８号の委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

８　前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第４条　防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、関係地方行政機関の職員、沖縄県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、町長が任命する。

３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（委任）

第５条　この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年５月15日から適用する。

附　則（昭和60年６月20日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成12年３月21日条例第１号）

この条例は、平成12年４月１日から施行する。

附　則（平成24年12月20日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

○南風原町防災会議運営要領

昭和60年6月20日
告示第27－1号

（趣旨）

第1条　この要領は、南風原町防災会議条例（昭和47年南風原町条例第41号）第5条の規定に基づき、南風原町防災会議（以下、会議」という。）の議事及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議）

第2条　会議は、会長が招集する。

2　会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3　会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（専決処分）

第3条　会議が成立しないとき、又は会議を招集するいとまがないとき、その他やむを得ない事情により会議を招集することができないときは、会長は、会議が処理すべき事項のうち、次に掲げるものについて　専決処分することができる。

(1) 災害対策本部の設置に関する事項

(2) 緊急事態の発生により早急に決定を要する事項

(3) その他軽易な事項

2　会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の会議に報告しなければならない。

（幹事会）

第4条　会議に、幹事をもって構成する幹事会を置く。

2　幹事会に幹事長を置き、幹事の互選によってこれを定める。

3　幹事会は、幹事長が招集する。

4　幹事長は、幹事会の議長となり、議事を整理する。

第5条　幹事会は、議案の内容に応じ、必要な範囲で招集することができる。

（記録）

第6条　会長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、保管しなければならない。

（異動報告）

第7条　委員又は幹事の異動等により変更があったときは、後任者は、その職氏名及び異動年月日を速やかに会長に報告しなければならない。

（補則）

第8条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附　則

この要領は、公布の日から施行する。

○南風原町防災対策推進会議設置要綱

平成 29 年 3 月 28 日要綱第 12 号

（設置）

第 1 条　この要綱は、南風原町防災会議条例(昭和 47 年南風原村条例第 41 号。以下「条例」という。)に基づき、南風原町における防災対策を総合的に整理し、及び推進するために、迅速かつ的確に防災対策を実施することを目的として、南風原町防災対策推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

（所掌事務）

第 2 条　推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)防災対策に関する事業計画の策定及び推進に関すること。

(2)防災関係部課の所管する所掌事務に関する計画案の連絡調整に関すること。

(3)職員の防災意識の高揚に関すること。

(4)その他推進会議において必要と認めること。

（組織）

第 3 条　推進会議の委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

2　推進会議の会長は、副町長とし、会議を総括する。

3　会長に事故があるときは、他の部長がその職務を代理する。

（調査検討会議）

第 4 条　推進会議の下に、必要に応じて調査検討会議を置く。

2　調査検討会議は、第 2 条の所掌事務について、調査検討するものとする。

3　調査検討会議は、前項の調査検討内容を鑑み、関係する部課の職員を構成員とする。

4　調査検討会議の会長は、前項の調査検討を行う部の部長とし、会長が会議を総括する。ただし、調査検討を行う部が複数にまたがる場合は、各部長で協議して会長を定める。

5　調査検討会議の会長は、その調査検討を行うために必要があると認める場合に、構成員以外の者に対し、意見の聴取その他必要な協力を求めることができる。

（招集）

第 5 条　推進会議及び調査検討会議は、必要に応じ各々の会長が招集する。

2 委員及び構成員は、必要があると認めたときは、会議に付議すべき事項及び理由を付して、会長に会議の招集を求めることができる。

（報告）

第 6 条　調査検討会議の会長は、調査検討会議における討議結果を推進会議に速やかに報告し、承認を得るとともに、所属部課に周知し、必要な措置をとるものとする。

2 推進会議における決定事項は、必要に応じ、条例第 1 条の南風原町防災会議に報告するものとする。

（庶務）

第７条　推進会議の庶務は、総務部総務課が担当する。

（雑則）

第８条　この要綱に定めるもののほか、推進会議及び幹事会の運営その他必要な事項は、各々の会長が推進会議又は調査検討会議に諮って定める。

附　則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表

副町長
総務部長
民生部長
経済建設部長
教育部長

○南風原町防災会議委員名簿

No.	所属	役職名	氏名	備考
1	南風原町	町長	赤嶺　正之	会長
2	南風原町	副町長	新垣　吉紀	
3	南風原町	教育長	金城　郡浩	
4	南風原町	総務部長	宮平　暢	
5	陸上自衛隊八重瀬分屯地 高射搬送通信中隊	中隊長	太田　浩一	
6	与那原警察署	署長	親川　直樹	
7	南部土木事務所	所長	金城　利幸	
8	沖縄電力（株） 那覇支店	支店長	喜納　篤	
9	東部消防組合消防本部	消防長	城間　満	
10	南風原町区長会	会長	當眞　めぐみ	
11	琉球大学	教授	仲座　栄三	
12	沖縄気象台	業務課長	勝山　健一	
13	南風原町社会福祉協議会	会長	前川　義美	

※委員の任期は、令和５年２月７日　～　令和７年２月６日の２年間です。